

2025年度民間法制・税制調査会

報 告 書

2026年2月

公益財団法人 公益法人協会

2025年度一般財団法人 MRA ハウス助成事業

2025年度民間法制・税制調査会

報 告 書

2026年2月

公益財団法人 公益法人協会

2025年度一般財団法人 MRA ハウス助成事業

目次

1. はじめに	1
(1) 本報告書の目的 ---	1
(2) 検討スケジュール ---	4
(3) 構成メンバー ---	5
2. 第1回調査会	6
資料2 (公財)公益法人協会 定款変更の検討状況について ---	7
資料4 改正公益信託法関連政令・内閣府令・合同命令に関する コメント提案 ---	16
3. 第2回調査会	23
資料2 公益法人制度改正のポイント ---	24
資料5 改正公益信託法関連内閣府令案・合同命令案に関する コメント提出版 ---	52
資料7 不当寄附勧誘防止法附則第5条に係る報告書概要 ---	75
4. 第3回調査会	76
資料6 パブコメ統合案 ---	77
資料9 経理規程改定(改定案) ---	87
資料10 改正収支予算書(内訳表別紙方式 本表) ---	96
資料11 改正収支予算書(内訳表別紙方式 内訳表) ---	97
資料12 改正収支予算書(内訳表一体方式) ---	98
5. 第4回調査会	99
資料1 「公益信託ガイドラインに関するパブコメ募集」に対する 当協会意見および対応する内閣府コメント ---	100
資料3 令和8年度税制改正の大綱 ---	114
資料4 買手の留意点(免税事業者との取引) ---	117
資料5 公益信託に基づく貸与型奨学金支給に関する金銭消費貸借 契約に係る印紙税につきまして ---	118

資料7 公益充実資金等および特定費用準備資金等取扱規則・
新旧対照表---119

資料8 新公益法人制度において実務上留意すべきポイント---123

6. 成果物一覧 124

- (1) 公益信託に関する府令・府省令案への意見 ---125
- (2) 令和8年度 税制改正に関する要望について ---136
- (3) 公益信託ガイドライン案への意見 ---149



第2回調査会の様子(2025年10月6日)

1

はじめに

(1) 本報告書の目的

2008年の公益法人制度改革から十数年が経過し、公益法人の制度環境や活動実態には大きな変化が生じている。公益法人の総数は移行期間終了後、長期にわたり約9,000件台で横ばいの状況が続いており、一般法人の増加と対照的に、公益法人の割合は低下している(表1)。このような状況は、公益認定要件の厳格性や認定維持のための管理コストの負担など、制度運用上の課題を反映したものと指摘されてきた。

こうした課題を踏まえ、近年、公益法人制度および公益信託制度の見直しが進められ、2025年4月には改正公益認定法令および関連ガイドライン等が施行された。また、公益法人会計基準およびその運用指針についても大幅な見直しが行われ、収支相償規制の緩和や中期的視点での財務規律の導入など、法人の活動実態に即した制度への転換が図られている。

民間法制・税制調査会は、2018年の再開以降、公益法人および一般法人のより良い制度環境の実現を目指し、制度の課題整理と政策提言を継続して行ってきた。これまでの提言の一部は、近年の法令改正やガイドライン、会計基準の見直しの中に反映されている。

2025年度の調査会では、公益法人新制度の施行後に顕在化する制度的課題の把握と改善策の検討、ならびに公益信託制度改正への対応を主要テーマとし、制度改正の具体化に伴って実施された各種意見募集への対応を中心に検討を行った(表2)。とりわけ、改正法令、ガイドラインおよび会計基準の変更が法人実務に及ぼす影響を整理し、制度趣旨と実務運用との間に生じ得る課題や解釈上の論点について検討した。さらに、これらの検討結果を踏まえ、関係機関に対する意見提出を実施した。以上の取組を通じて、制度改正の趣旨を損なうことなく実務に適合した運用が図られるよう、現場の知見を反映した提言を行った。

表1 公益法人、一般法人等の基本統計(2026年2月13日現在)

法人類型	法人数			前回調査 (2024.04.05)
公益法人 ¹	社団	4,133	9,777	9,739(+38)
	財団	5,644		
一般法人 ¹	社団	85,859	93,727	89,863(+3,864)
	財団	7,868		
特定非営利活動法人 ¹	認定 ²	1,318		1,267(+51)
			47,588	48,411(-823)
社会福祉法人 ¹			21,231	21,246(-15)
学校法人 ¹			7,912	7,930(-18)
宗教法人 ³			178,537	-
医療法人 ¹			60,321	59,979(+342)
更生保護法人 ¹			164	164(0)

¹国税庁法人番号検索サイト

²内閣府 NPO ホームページ(2026年1月30日現在)

³令和7年版宗教年鑑(2024年12月31日現在)

本報告書は、2025 年度に開催された民間法制・税制調査会の検討内容と成果を取りまとめたものであり、改正公益信託法令および公益信託認可等ガイドライン等に関する議論と提言を中心に整理したものである。制度改正後の新たな公益法人制度ならびに公益信託制度の運用状況を見据え、今後の制度改善および民間による公益的活動の一層の活性化に資する基礎資料とすることを目的とする。

表 2 2018 年度以降の民間法制・税制調査会の検討事項と成果

年度	検討事項と成果
2018 年度	<p>< 検討事項 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務三基準の実態と問題点 ・公益認定法による提出書類等の実態と問題点 ・情報公開の課題 <p>< 成 果 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンポジウムの開催、議員及び行政庁に対する政策提言の展開 ・公益法人協会 2018. 『公益法人制度改正提言に関する報告書』 23p. ・公益法人協会 2019. 『民間法制・税制調査会報告書』 342p.
2019 年度	<p>< 検討事項 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・英国の小規模法人対策および会計基準に関する調査 ・日本の小規模法人対策および会計基準の実態と問題点 ・公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議への対応 <p>< 成 果 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益法人協会 2020. 『訪英調査ミッション報告書－英国における小規模法人対策とチャリティ会計』 428p. ・公益法人協会 2020. 『民間法制・税制調査会報告書』 177p.
2020 年度	<p>< 検討事項 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本の非営利セクターの会計基準の実態と問題点 ・公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議への対応 <p>< 成 果 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益法人の更なるガバナンス強化策に係る政策提言を展開 ・公益法人協会 2021. 『民間法制・税制調査会報告書』 249p.
2021 年度	<p>< 検討事項 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本における中小会社の会計の研究 ・ワーカーズコレクティブや合同会社の制度について ・学校法人ガバナンス改革の動向調査 <p>< 成 果 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校法人のガバナンス改革に係る政策提言を展開 ・公益法人協会 2022. 『民間法制・税制調査会報告書』 296p.
2022 年度	<p>< 検討事項 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校法人ガバナンス改革の動向調査(評議員制度) ・基金制度の実体と活用並びにその問題点 ・米国の小規模法人対策および会計基準に関する調査 <p>< 成 果 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益法人協会 2023. 『訪米調査ミッション報告書－米国における小規模法人対策と

	<p>非営利法人会計』313p. ・公益法人協会 2023.『民間法制・税制調査会報告書』247p.</p>
2023 年度	<p><検討事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府・新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議への対応 ・内閣府令改正および有識者会議 FU 会合資料に関する意見募集への対応 ・公益法人法 改正法案について <p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益法人制度に関する有識者会議「最終報告(案)」に対する意見提出 ・公益認定法施行規則一部改正のパブリック・コメントに対する意見提出 ・公益法人シンポジウム 2023 において「大会声明 2023」を採択、発表 ・有識者会議 FU 会合資料のパブリック・コメントに対する意見提出 <p>・公益法人協会 2024.『民間法制・税制調査会報告書』280p.</p>
2024 年度	<p><検討事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府・公益認定等ガイドライン研究会への対応 ・内閣府・公益法人の会計に関する研究会への対応 ・各種意見募集への対応 <p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益法人の会計に関する研究会「令和 5 年度報告書」に対する意見提出 ・認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令(案)に対するコメント提出 ・新しい「公益認定等に関する運用について」(公益認定等ガイドライン)(素案イメージ)のパブリック・コメントに対する意見提出 ・「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)」等のパブリック・コメントに対する意見提出 ・「公益認定法等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)(素案)」等のパブリック・コメントに対する意見提出 ・公益法人の新しい「公益法人会計基準」および「公益法人会計基準運用指針」のパブリック・コメントに対する意見提出 <p>・公益法人協会 2025.『民間法制・税制調査会報告書』280p.</p>
2025 年度	<p><検討事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益法人新制度施行後の制度的課題及び改善策の検討 ・財務諸表大系の見直し対応 ・小規模法人等に配慮した制度運用のあり方(英米比較等を通して) ・公益信託制度改正への対応 <p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正公益信託法関連政令・内閣府令・合同命令(案)に関する意見書提出 ・「公益信託認可等ガイドライン(素案)」に関する意見書提出 <p>・公益法人協会 2026.『民間法制・税制調査会報告書』101p.</p>

(2) 検討スケジュール

2025 年度の民間法制・税制調査会は、改正公益認定法の施行および公益信託制度改正の具体化が進む段階に対応し、制度運用の実態把握と課題整理、ならびに関係法令・ガイドライン案に対する意見提出を中心に検討を行った(表3)。

第1回調査会(2025年4月28日)では、改正公益信託法関連の政令・内閣府令・合同命令に関する意見募集への対応を主題とし、新制度の枠組みおよび認可・監督のあり方が実務に与える影響について検討を行った。

第2回調査会(同年10月6日)では、公益認定法施行後の運用状況について共有するとともに、公益信託制度の動向および令和8年度税制改正要望後の状況について整理した。

第3回調査会(同年11月25日)では、「公益信託認可等ガイドライン案」に対するパブリック・コメントへの対応を議題とし、認可基準や運用解釈の明確化に関する検討を行った。

第4回調査会(2026年1月27日)では、同ガイドライン案に対する当協会意見の整理結果を確認するとともに、公益信託認可等に関する具体的な運用の在り方について検討を行った。

本報告書では、これら4回の調査会において配布・検討された主要資料を取りまとめ、制度改正の経緯と本調査会の対応内容を体系的に整理している。

表3 民間法制・税制調査会開催実績

日程	会議名	内容
04/28	第1回調査会	・改正公益信託法関連政令・内閣府令・合同命令に関する意見募集への対応
10/06	第2回調査会	・公益認定法施行後の状況報告 ・公益信託制度の状況報告 ・令和8年度税制改正要望後の状況報告
11/25	第3回調査会	・公益信託認可等ガイドライン案に対するパブコメについて
01/27	第4回調査会	・公益信託認可等ガイドライン(案)に関する当協会意見結果 ・公益信託認可等に関する運用について(公益信託認可等ガイドライン)ほか

(3) 構成メンバー

本調査会は、学識経験者、専門家および実務経験者から構成される委員により組織されている。2024年度の民間法制・税制調査会は、学識経験者7名、専門家3名、実務経験者7名の計17名で構成され、公益法人制度、税制、会計、法務、非営利活動など多様な分野の知見を有するメンバーが参加した。

また、調査会にはオブザーバーおよび事務局が参加し、専門的助言や実務的支援を行う体制を整えている。委員の氏名および所属については、表4のとおりである。

表4 民間法制・税制調査会委員名簿

No	氏名	所属・役職
1	金子 良太	早稲田大学大学院会計研究科 教授
2	鈴木 修	高崎商科大学商学部 教授
3	溜箭 将之	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
4	中島 智人	産業能率大学経営学部 教授
5	名和田是彦	法政大学法学部 教授
6	深澤龍一郎	名古屋大学大学院法学研究科 教授
7	山岡 義典	法政大学名誉教授、(特活) 市民社会創造ファンド 理事長
8	大野憲太郎	西村あさひ法律事務所 弁護士
9	出塚 清治	出塚会計事務所 公認会計士
10	濱口 博史	濱口博史法律事務所 弁護士
11	山本 憲光	西村あさひ法律事務所 弁護士
12	脇坂 誠也	脇坂税務会計事務所 税理士、行政書士
13	清水 肇子	副座長、(公財) さわやか福祉財団 理事長
14	雨宮 孝子	座長、(公財) 公益法人協会 理事長
15	長沼 良行	(公財) 公益法人協会 常務理事
16	竹井 豊	(公財) 公益法人協会 理事
17	星田 寛	(公財) 公益法人協会 専門委員
オブザーバー		
18	岡本 仁宏	関西学院大学 名誉教授
19	小林 敬	出塚会計事務所 公認会計士
20	関口 宏聡	(特活) セイエン 代表理事
21	大石 敏晴	(公財) さわやか福祉財団 事務局長
事務局		
22	谷井 浩	(公財) 公益法人協会 理事
23	白石 喜春	(公財) 公益法人協会 調査部 課長
24	徳元 友香	(公財) 公益法人協会 調査部

2

第1回調査会

1 日 時 2025年4月28日(月)13:00～15:00

2 場 所 公益法人協会 10階会議室(オンライン会議併用)

3 次 第

1. 改正公益信託法関連政令・内閣府令・合同命令に関する意見募集への対応
2. 公益法人協会の諸規程(定款)の改定について
3. その他

4 資 料

1. 委員名簿(民間法制・税制調査会、法制・税制・コンプライアンス・会計委員会)
2. (公財)公益法人協会 定款変更の検討状況について
3. 公益信託に関する法律施行令案等の概要 参考資料
4. 改正公益信託法関連政令・内閣府令・合同命令に関するコメント一覧
5. その他: 事前送付済のパブコメ原案(次のリンクをご参照: <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=095250420&Mode=0>)

※下線箇所は本報告書にバインドされている資料を指します。

公益財団法人公益法人協会 定款変更についての検討状況について（報告）新旧対照表

(2025年4月28日法制・コンプライアンス合同委員会 二重線部分が前回3月3日からの主な変更点)

現行定款（変更前）	改定後定款（変更後案）	備考
第1章 総則（省略）		
第2章 財産及び会計		
第8条～第11条（省略）		
<p>（事業計画及び収支予算）</p> <p>第12条 この法人の事業計画書、収支予算書、<u>資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類</u>（以下「事業計画書及び収支予算書等」という。）、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を経た上で、臨時の評議員会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない</p>	<p>（事業計画及び収支予算）</p> <p>第12条 この法人の事業計画書、収支予算書<u>その他法令で定める書類</u>（以下「事業計画書及び収支予算書等」という。）」については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を経た上で、臨時の評議員会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。</p>	<p>文言修正 （内閣府モデル定款の表記に統一）</p>
<p>（事業報告及び決算）</p> <p>第13条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書、財産目録（以下この条において「財産目録等」という。）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時評議員会において承認を得るものとする。</p> <p>2 前項の財産目録等については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。</p> <p>3 この法人は、第1項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。</p>	同左	<p>変更なし （当協会では定時評議員会において、事業報告の書類はその内容を報告し、その他の書類は承認）</p>
<p>（長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け）</p> <p>第14条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において、総評議員の3分の2以上の議決を経なければならない。</p> <p>2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。</p>	同左	

<p>(会計原則等) 第 15 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程その他の規定によるものとする。 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。</p>	<p>(会計原則等) 第 15 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程<u>その他の規程</u>によるものとする。</p>	<p>文言修正(第3項を削除し、第2項の「その他の規程」に含める。公益充実資金の取り扱いも含む。)</p>
<p>第3章 評議員及び評議員会 第1節 評議員</p>		
<p>(定数) 第 16 条 この法人に、評議員 20 名以上 30 名以内を置く。 2 評議員のうち、1名を評議員会会長とする。</p>	<p>同左</p>	
<p>(選任等) 第 17 条 評議員の選任及び解任は、評議員会会長を委員長とする役員等候補選出委員会が定員以上の候補者名簿等の資料を評議員会に提出し、評議員会の決議により行う。 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。 (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。 イ その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族 ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ハ その評議員の使用人 ニ ロ又はハに掲げる者以外のものであって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者 ヘ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。イ 理事 ロ 使用人 ハ 他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの)にあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者 ニ 次の団体において職員である者(国会</p>	<p>(選任等) 第 17 条 評議員の選任及び解任は、評議員会会長を委員長とする役員等候補選出委員会が定員以上の候補者名簿等の資料を評議員会に提出し、評議員会の決議により行う。 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。 (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。イ その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族 ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ハ その評議員の使用人 ニ ロ又はハに掲げる者以外のものであって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者 ヘ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。イ 理事 ロ 使用人 ハ 他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの)にあつては、その代表者又は管理人)又は業務</p>	<p>選任方式は変更せず(当協会では「評議員の構成を公益認定法第5条第10号及び第11号に準じたものにする旨を定める方式」かつ「役員等候補選出委員会方式」としている)</p>

<p>議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。) ① 国の機関 ② 地方公共団体 ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人 ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人 ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人 ⑥ 特殊法人又は認可法人</p> <p>3 評議員会会長は、評議員会において選定する。</p> <p>4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。</p>	<p>を執行する社員である者 二 次の団体において職員である者(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。) ① 国の機関 ② 地方公共団体 ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人 ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人 ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人 ⑥ 特殊法人又は認可法人</p> <p>3 評議員会会長は、評議員会において選定する。</p> <p>4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。また、評議員には監事の親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。</p>	
<p>5 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出るとする。</p>	<p><u>5 この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第一号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。</u></p> <p>6 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出るとする。</p>	<p>第5項 追加修正(租税特別措置法第40条の規定による定款に定める要件のうち評議員に関するもの、内容も内閣府モデルと同一)</p> <p>第6項 項数繰り下げ</p>
	同左	
(任期)第19条 (省略)	同左	
(報酬等)第20条 (省略)	同左	
第2節 評議員会		
<p>(構成及び権限)</p> <p>第21条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。</p> <p>2 評議員会は、次の事項を決議する。</p> <p>(1) 役員の選任及び解任</p> <p>(2) 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程</p> <p>(3) 役員の報酬並びに費用の額の決定</p> <p>(4) 定款の変更</p> <p>(5) 各事業年度の事業計画及び予算の承認</p> <p>(6) 各事業年度の事業報告及び決算の承認</p> <p>(7) 長期借入金並びに重要な財産の処</p>	<p>(構成及び権限)</p> <p>第21条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。</p> <p>2 評議員会は、次の事項を決議する。</p> <p>(1) 役員の選任及び解任</p> <p>(2) 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程</p> <p>(3) 役員の報酬並びに費用の額の決定</p> <p>(4) 定款の変更</p> <p>(5) 各事業年度の事業計画及び予算の承認</p> <p>(6) 各事業年度の事業報告及び決算の承認</p>	<p>文言修正(「重要な一部の譲渡」と「重要な」を追記)</p>

<p>分及び譲受け (8) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分 (9) 合併、事業の全部若しくは<u>一部の譲渡</u>又は公益目的事業の全部の廃止 (10) 前各号に定めるもののほか、「一般社団・財団法人法」に規定する事項及びこの定款に定める事項 3 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第 24 条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。</p>	<p>(7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け (8) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分 (9) 合併、事業の全部若しくは<u>重要な一部の譲渡</u>又は公益目的事業の全部の廃止 (10) 前各号に定めるもののほか、「一般社団・財団法人法」に規定する事項及びこの定款に定める事項 3 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第 24 条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。</p>	
<p>第 22 条～第 26 条 (省略)</p>	<p>同左</p>	
<p>(決議) 第 27 条 評議員会の<u>議事</u>は、「<u>一般社団・財団法人法</u>」第 189 条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって<u>決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。</u> 2 前項前段の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。</p>	<p>(決議) 第 27 条 評議員会の<u>決議</u>は、<u>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という)</u>第 189 条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行う。</p>	<p>文言修正(一般法人法初出) <u>議長の裁決方式を採用しないものとする(内閣府モデルと同一)</u></p>
<p>第 28 条～第 31 条 (省略)</p>	<p>同左</p>	
<p>第4章 役員等及び理事会 第1節 役員等</p>	<p>第4章 役員等及び理事会 第1節 役員等</p>	
<p>(種類及び定数) 第 32 条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事 10 名以上 15 名以内 (2) 監事 2名以上3名以内 2 理事のうち、2名以内を代表理事とし、3名以内を「一般社団・財団法人法」第 197 条が準用する第 91 条第1項第2号に規定する<u>執行理事</u>とすることができる。</p>	<p>(種類及び定数) 第 32 条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事 10 名以上 15 名以内 (2) 監事 2名以上3名以内 2 理事のうち、2名以内を代表理事とし、3名以内を<u>一般法人法</u>第 197 条が準用する第 91 条第1項第2号に規定する<u>業務執行理事</u>とすることができる。</p>	<p>文言修正(一般法人法 業務執行理事)</p>
<p>(選任等) 第 33 条 理事及び監事は、役員等候補選出委員会が提出する定員以上の候補者名簿等の資料を参考として、評議員会の決議によって各々選任する。 2 代表理事及び<u>執行理事</u>は、理事会において選定する。 3 <u>監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。</u> 4 理事のうち、理事のいずれか1名とそ</p>	<p>(選任等) 第 33 条 理事及び監事は、役員等候補選出委員会が提出する定員以上の候補者名簿等の資料を参考として、評議員会の決議によって各々選任する。 2 代表理事及び<u>業務執行理事</u>は、理事会において選定する。 3 <u>この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事</u></p>	<p>第2項 文言修正(業務執行理事) 第3項、第4項 内容修正(租税特別措置法第40条の要件をみたすための規定、内閣府定款モデ</p>

<p><u>の配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。</u></p> <p>5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。</p> <p>6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。</p>	<p><u>総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。</u></p> <p><u>4 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。</u></p> <p>5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。</p> <p><u>6 理事のうち少なくとも1人以上が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という)第5条第15号に掲げる者(以下「外部理事」という。)でなければならない。また、監事のうち少なくとも1人以上が、公益認定法第5条第16号に掲げる者(以下「外部監事」という。)でなければならない。</u></p> <p>7 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。</p>	<p>ル(注15)に統一)</p> <p>第6項新設(公益認定法第5条第15号外部理事、同第16号外部監事の任意規定)</p> <p>第7項 項数繰り下げ</p>
<p>(理事の職務・権限)</p> <p>第34条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。</p> <p>2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を執行する。理事会は、その決議によって、代表理事より理事長1名を選定する。</p> <p>3 理事会は、その決議によって、理事の中から会長1名並びに副理事長、専務理事及び常務理事各2名以内を選定することができる。</p> <p>4 業務を執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。</p> <p>5 会長は、理事長より委嘱された業務を行い、また、理事長の諮問に応え、この法人の重要な業務の執行について意見を述べることができる。</p> <p>6 代表理事及び執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告</p>	<p>(理事の職務・権限)</p> <p>第34条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。</p> <p>2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を執行する。理事会は、その決議によって、代表理事より理事長1名を選定する。</p> <p>3 理事会は、その決議によって、理事の中から会長1名並びに副理事長、専務理事及び常務理事各2名以内を選定することができる。</p> <p>4 業務を執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。</p> <p>5 会長は、理事長より委嘱された業務を行い、また、理事長の諮問に応え、この法人の重要な業務の執行について意見を述べることができる。</p> <p>6 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2</p>	<p>文言修正</p>

しなければならない。	回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。	
第 35 条 省略		
(任 期) 第 36 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。 3 役員は、第 32 条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。	同左	変更せず (当協会では補欠として選任された評議員の任期あわせ規定を採用していない)
第 37 条～第 42 条 (省略)	同左	
第2節 理事会	同左	
(設 置)第 43 条 (省略)		
(権 限) 第 44 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。 (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定 (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項 (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定 (4) 理事の職務の執行の監督 (5) 代表理事及び 執行理事 の選定及び解職 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。 (1) 重要な財産の処分及び譲受け (2) 多額の借財 (3) 重要な使用人の選任及び解任 (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止 (5) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。)の整備 (6) 第 40 条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結	(権 限) 第 44 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。 (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定 (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項 (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定 (4) 理事の職務の執行の監督 (5) 代表理事及び 業務執行理事 の選定及び解職 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。 (1) 重要な財産の処分及び譲受け (2) 多額の借財 (3) 重要な使用人の選任及び解任 (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止 (5) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。)の整備 (6) 第 40 条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結 3 この法人が保有する租税特別措置法 40 条 1 項後段の適用を受けた株式	第1項(5)文言修正(業務執行理事) 第 3 項 内容修正(租税特別措置法第40条の要件をみたすための規定、内閣府定款モデル(注 15)に統一)

	<u>(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。</u>	
第45条～第48条 (省略)		
(決議) 第49条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、 <u>可否同数のときは議長の裁決するところによる。</u> <u>2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。</u>	(決議) 第49条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行 う 。	議長の裁決方式を採用しないものとする
第50条～第54条 (省略)	同左	
第6章 事務局		
第55条 (省略)	同左	
(備付け帳簿及び書類) 第56条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えて <u>お</u> かなければならない。 (1) 定款 (2) 理事、監事及び評議員の名簿 (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類 (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類 (5) 財産目録 (6) 役員等の報酬規程 (7) 事業計画書及び収支予算書等 (8) 事業報告書及び計算書類等 (9) 監査報告書 (10) その他法令で定める帳簿及び書類 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第63条第2項に定める情報公開規程によるものとする。	(備え置き帳簿及び書類) 第56条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え <u>置</u> かなければならない。 (1) 定款 (2) 理事、監事及び評議員の名簿 (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類 (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類 (5) 財産目録 (6) 役員等の報酬規程 (7) 事業計画書及び収支予算書等 (8) 事業報告書及び計算書類等 (9) 監査報告書 (10) その他法令で定める帳簿及び書類 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第63条第2項に定める情報公開規程によるものとする。	文言修正 (内容は変更せず。当協会では「理事会及び評議員会の議事に関する書類」の備え置きを規定。)
第7章 会員 (省略)		
第8章 定款の変更、合併及び解散等		
第58条～第60条 (省略)		

<p>(公益目的取得財産残額の贈与) 第 61 条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、<u>「公益認定法」</u>第 30 条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は同法第5条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。</p>	<p>(公益目的取得財産残額の贈与) 第 61 条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、<u>「公益認定法」</u>第 30 条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は同法第5条第 20 号に掲げる法人に贈与するものとする。</p>	<p>文言修正(公益認定法のかぎかっこ) 公益認定法第 5 条の号数繰り下げ</p>
<p>(残余財産の処分) 第 62 条 この法人が、解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は<u>「公益認定法」</u>第5条第 17 号に掲げる法人に寄附するものとする。</p>	<p>(残余財産の処分) 第 62 条 この法人が、解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は<u>「公益認定法」</u>第5条第 20 号に掲げる法人であって<u>「租税特別措置法」</u>第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。</p>	<p>文言修正(公益認定法のかぎかっこ) 公益認定法第 5 条の号数繰り下げ <u>「租税特別措置法」</u>第 40 条の要件をみたすための規定、内閣府定款モデル(注 15)に統一</p>
<p>第9章 情報公開及び個人情報の保護</p>		
<p>(情報公開) 第 63 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。</p>	<p>(情報公開) 第 63 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開し、<u>「透明性の向上を図る」</u>ものとする。 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。</p>	<p>文言修正(公益認定法第 3 条の 2 公益法人の責務＝努力義務新設 ※に対応して「透明性の向上を図る」を追記)</p>
<p>第 64 条～第 65 条 (省略)</p>	<p>同左</p>	
<p>第 10 章 補則 第 66 条 (省略)</p>		
<p>附則 1～3 省略</p>	<p>同左</p>	
<p>附則 4 この法人の最初の代表理事は太田達男及び金沢俊弘、執行理事は鈴木勝治及び土肥寿員とする。</p>	<p>同左</p>	<p>附則であり、改定せず</p>
<p>附則 5 省略</p>	<p>同左</p>	

<p>附 則(令和2年6月 25 日)</p> <p>1. 定款第7条第1項並びに第 55 条第2項及び3項の変更については、評議員会の決議があった日より施行する。</p>	<p>附 則(令和2年6月 25 日)</p> <p>1. 定款第7条第1項並びに第 55 条第2項及び3項の変更については、評議員会の決議があった日より施行する。</p> <p><u>附則(令和7年6月〇〇日)</u></p> <p><u>1. 改定後の定款は、評議員会の決議があった日より施行する。</u></p>	<p>施行日</p>
	<p>参考</p> <p><u>※内閣府定款モデル規定例</u></p> <p><u>第10章 情報公開等</u></p> <p><u>第〇条 この法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他運営における透明性の向上を図るものとする。</u></p>	

「公益信託に関する法律施行令案」等に対する意見(星田 0421)

改正公益信託法関連政令・内閣府令・合同命令に関するコメントフォーム(公益法人協会)

	意見	理由
・施行規則1条「信託行為において定める事項」	信託行為に詳細に規定させることは適切でない。	公益法人の定款にもそのような詳細な規定を求めている。認可申請書・添付書類において必要な事項を求めるべきではないか。申請書に基づき認可の判断をすべきであり、委託者との信託行為に詳細な要請は現実的でない(病気の時、遺言による)。
・1条8号「信託管理人の職務に関する事項」	5条「信託管理人の監督能力」との定めがあり、具体的にどのような職務内容までも信託行為の別段の定めを認めるのか。信託管理人の職務としての「同意」「承認」「合意」の判断基準は、「信託目的」に照らして十分な善管注意義務等の義務を受託者が果たしているかの監督人の視点で判断するという理解でよいか。	第3回資料2-2 逐条説明の10頁、5条33頁からすると。
・1条12号「第三者に委託する場合」の「委託先又は選定に係る基準」及び「手続並びに公益信託事務の内容」及び13号「適正な運営のために不可欠なものとして合議制の機関を置く場合」の「…並びに当該機関の構成員の数、選任方法及びその任期並びに…報酬の有無及び額又はその算定方法」について	このような規定は公益法人には見当たらず、公益信託ではガバナンスが弱いとは一律に決めることは問題である。12号、13号については、「その適正な運営のために必要な、委託先、その事務内容等について」、「合議制の機関について」、「内容等々を決める当事者又は機関の指定及びその手続を決めることができ、行政庁に速やかに届出る旨」でよいのではないか。	遺言による信託行為の場合(遺言執行者等利害関係者に相続開始時の公益事務状況に応じて適切に対応(補足書など)できるよう)、また公益事務を取り巻く環境変化に機敏に対処できるよう(都度認可申請が必要となるのは事務負担であるので)にすべきである。細かく決めすぎることは、公益法人の事後チェック方式と真逆であり、整合的でない。

<p>・1 条 14 号「(信託の目的に照らして合理的に必要と認められる場合)」</p>	<p>信託行為に具体的にある程度記載され、行政庁がその合理性を認可審査において認めるなら、その判断基準を、対外的に明らかにしなければ、信託管理人・委託者・国民はわからない。実務の合理的であるか否かの行政庁の判断基準が見えない。</p> <p>このような単なる規定だけではトラブルが生じる。行政庁の具体的なケースを端的に考え方とともに明示すべきである。例えば法人のように事前承認等手続きなど。そうでなければ、固有財産の債権者は信託財産を差し押さえできると判断されうる。分別管理・倒産隔離の制度が揺らいでしまう。</p> <hr/> <p>なお、公益法人への寄附、他の公益信託の受託者への寄附(法 8 条 6 号ただし書)について、任意的記載事項とするならば、定めがない場合はどのような場合でも取り扱うことを行政庁として認めるのか。相対的記載事項として、定めがなければ認めないとするか。届出事項でよいのだろうか。委託者にとってびっくりが生じうる。</p>	<p>「新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会」(以下、研究会と記述)第 3 回資料 2—2 の p11 では、「受託者が物品や役務を提供し、その費用を信託財産から支出する」を想定しているが、具体的なチェックは信託管理人の判断に任せることは適切ではないと考える。</p> <p>また、信託管理人、委託者はどのような調査ができ、請求権を行使できるのか、8 号の職務の定め方だけでなく求償方法は如何、このような規定だけでは見えてこない。</p> <p>信託法の解釈では、競合する行為をする場合、信託を優先的に行う必要があり、受託者にはその立証が求められる。</p>
<p>・信託行為には、限定責任信託である旨を相対的記載事項にしないのか。</p>	<p>名称、目的、管理方法等の個々の定めに記載するとしても、取引相手方への明示義務も示すべきで、審査のための申請書に、どのような考え方による等記載しなくて良いのか。何を確認するのか(2 条)。</p>	<p>なお、公益信託法 33 条 3 項の読替え規定からすると、限定責任信託に係わる信託法 225 条以下、受託者が「給付可能額」を超えての給付の条項について、「空振り」つまり適用されないと解されているが、受託者の予算を超えた多額の給付・費用支出等(義務違反・帰責事由? 存続を短くする)に対して信託管理人、行政庁はどのように求償等対処できるのか、解釈が不明である。</p>
<p>2 条「認可申請」3 項 8 号「委託者(遺言執行者を含む。)</p>	<p>承諾したことを証する書類」には、委託者のほか、信託管理人も必要ではないか。また、承諾文言の内容は不明であるが、申請する書類、添付書類のすべてが提示され、委託者のリスク等について説明が十分になされ納得している旨、またトラブルが生じないよう誓約的な要素が重要ではないか。</p>	
<p>3 条「特定資産公益信託」2 項の「支出の方法」の 1 号「金銭の支給その他これに準ずる方法」</p>	<p>研究会第 3 回資料 p25 では、「大半が助成金である場合において」「付随的」の範囲等は GL で定める」とある。「助成金の支給その他これに類する」について、これしか言及されていない。</p>	<p>金銭以外の物の給付が死蔵するとは限定的である。計算書類を見れば指導はできる。翌年程度の棚卸品がなぜ特定資産公益信託とは違うとい</p>

<p>について</p>	<p>金銭に代えて、物・ノウハウ・施設貸与等の提供は、減価償却が問題に、また死蔵に繋がるような表現で否定的なようである(研究会議事録)。これまでの特定公益信託では、金銭に代わる現物の給付も認めており、制度改革は、簡便な運営をより活用させるはずが、さらに制限するもので、法の趣旨に反する府令になるのではないか。なぜそこまで消極的な制度にするのか。(計算規則案 30 条 3 項の「ただし」については後述するが)財源を金銭とする活動を前提に、地域振興・街づくりの小規模活動の促進が不可欠な現在において、給付事業による人任せな活動よりも能動的に機敏に自ら動く事業型に対して、事務手続きが簡素になる制度にすべきである。今般の改正に対して、あまりにも消極的な対応(第三回研究会議事録)は国会の審議に反するものである。</p>	<p>うのか。どのような弊害が生じるというのか。現実的でない抑制的・限定の仕方である。差別である。公益法人と整合的でない。付随的な事業型なら認めるが、その程度の事業型には大きな事務負担を課すことは、制度のバランスを崩す、同レベルの金銭財源の事業型にも、同レベルの仕組みをとるべきである。</p>
<p>内閣府令・法務省令の命令案(信託計算規則)30条3項ただし書</p>	<p>「減価償却資産が含まれないことが見込まれないとき」一般としての資産区分を要しないとしている。公益信託事務の申請内容から見込まれないと予想される場合であろうが、金銭に代わる給付としての棚卸資産、消耗品であれば区分は必要ないと解してよいか。</p>	

2025年4月24日

改正公益信託法関連政令・内閣府令・合同命令に関するコメントの一案
(今後、委員の先生方の御意見を追加等)

公益信託に関する法律施行令(政令)案 略称:政令

該当条文	意見	理由

**内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可
及び監督に関する内閣府令案(内閣府令)略称:府令**

該当条文(例示)	意見(例示)	理由(例示)
<p>信託行為において定める事項 第1条 中略 第14号 信託法(平成十八年法律第百八号)第三十一条第一項各号又は第三十二条第一項に規定する行為を行う場合(信託の目的に照らして合理的に必要と認められる場合に限る。)にあっては、その旨及び当該行為の内容</p> <p>関連条文:信託法 (利益相反行為の制限) 第三十一条 受託者は、次に掲げる行為をしてはならない。 中略 四 略 その他第三者との間において信託財産のためにする行為であって受託者又はその利害関係人の利益となり、かつ、信託の目的の達成に支障となるもの 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、同項各号に掲げる行為をすることができる。ただし、 中略 一 信託行為に当該行為をすることを許容する旨の定めがあるとき。以下、略</p> <p>第三十二条 受託者は、受託者として有する権限に基づいて信託事務の処理としてすることができる行為であってこれをしないことが信託の目的の達成に</p>	<p>(信託の目的に照らして合理的に必要と認められる場合に限る。)とある処、「及び受託者の固有事業」を追加し、(信託の目的及び受託者の固有事業の目的に照らして合理的に必要と認められる場合に限る。)とすることを、検討頂きたい。</p>	<p>例えば、受託者が公益法人の場合、当該公益信託受託に必要な技術的能力を有することからして、同種の事業を固有事業(公益目的事業)として実施している場合が大いに考えられる。そのため、この場合、利益相反行為や競合行為の可能性は、公益信託(公益事務)サイドからのみならず、当該公益法人の公益目的事業(固有事業)サイドからも有り得ることから、後者に於ける利益相反行為の許容の限定も、信託行為に定めることが必要かつ実務上簡便であると考えられるため。</p>

<p>支障となるものについては、これを固有財産又は受託者の利害関係人の計算ではではない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、同項に規定する行為を固有財産又は受託者の利害関係人の計算ですることができる。</p> <p>中略</p> <p>一 信託行為に当該行為を固有財産又は受託者の利害関係人の計算であることを許容する旨の定めがあるとき。以下略</p>		
<p>(公益信託報酬の支払基準)</p> <p>第8条 法第八条第十一号に規定する公益信託報酬の支払基準においては、公益信託報酬の額又は算定方法並びに支払の方法及び形態並びに公益信託報酬に含まれることとなる費用に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(関連条文)</p> <p>(公益信託の認可基準)</p> <p>法第8条</p> <p>十一 公益信託報酬(公益信託に係る信託報酬(信託法第五十四条第一項に規定する信託報酬をいう。)及び信託管理人の報酬(同法第二百二十七条第三項に規定する報酬をいう。)をいう。第十九条において同じ。)について、内閣府令で定めるところにより、当該公益信託の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支払基準を定めているものであること。</p>	<p>「公益信託報酬に含まれることとなる費用」に、事業費はもとより管理費にも個別直課出来ない、信託事務と固有事業に共通する費用の内の信託事務に係る費用も含まれると理解して良いか。その場合、個別に積算不能であるが、例えば、同種の事業を固有事業として実施している場合の管理費割合(事業費に対する管理費の割合)で算定し、公益信託報酬に含めることが許容されるか</p>	<p>事業型公益信託の場合、事業費はもとより管理費にも直課出来ない、同種の信託事務と同種の固有事業の双方に共通する費用(例えば光熱水道費等)の内の公益事務に係る費用が存在し、それをどのように信託事務に係る費用として算定し、どのように当該費用として含めるかが課題である処、公益信託報酬あるいは管理費の中に共通費として計上することが考えられる。本件は、前者に含めることが許容されるか否か確認するものである。</p>
<p>(基準割合)</p> <p>第 25 条 法第8条第9号の内閣府令で定める割合は、百分の七十とする。</p> <p>(関連条文)</p> <p>(公益信託の認可基準)</p> <p>法第8条</p> <p>九 その公益信託事務の処理に係る費用に対する公益事務の実施に係る費用の割合として内閣府令で定めるところにより算定される割合(第十六条第二項において「公</p>	<p>事業費割合を百分の七十以上とするのは、事業型公益信託の種類に依っては、信託財産では賄いきれず固有財産に食い込むことが明らかな場合等、受託不能になることが予想され、原案に以下を追加することをお願いしたい。</p> <p>「但し、止むを得ない事情に依る場合は、百分の五十を限度にするとともに、当該数値及び理由を公開すること。」</p>	<p>例えば、収益事業等を実施しておらず、かつ事業比率が百分の六十五の事業構造を有する公益法人が、その公益目的事業と同種の公益信託の受託者になる場合(技術的能力からして十分あり得る)、事業費割合を百分の七十以上と規制されると、管理費に充当出来ない百分の五を、固有事務部分から充当せざるを得なくなり、固有事務遂行に支障影響を与えるリスクとともに、固有財産抛出者の意思に違反するリスクを負うことと</p>

<p>益事務割合」という。)が公益事務の実施の状況その他の事情を勘案して内閣府令で定める割合(同項において「基準割合」という。)以上となると見込まれるものであること。</p>		<p>なる。したがって、今後、多種多様な事業型公益信託が想定される処、事業費割合が百分の七十を割り込む場合は、当該数値及び理由を公開することに依り、百分の五十まで基準割合を認めるものとして頂きたい。 一方、不合理に低い事業比率は、委託者に関し、当該受託者を選定しないインセンティブとして働くことも、合わせて認識して頂きたい。</p>
<p>(信託事務年度開始前までに作成し備え置くべき書類) 第 39 条 法第 20 条第一項の内閣府令で定める書類は、当該信託事務年度に係る次に掲げる書類(特定資産公益信託にあつては、第三号に掲げるものを除く)とする。以下、略。</p> <p>(信託事務年度経過後三月以内に作成し備え置くべき書類) 第 40 条 法第 20 条第二項第四号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類(特定資産公益信託にあつては、第一号及び第二号に掲げるものに限る。)とする。以降、略。</p>	<p>第39条及び第40条に基づく書類作成と行政庁への提出(定期提出書類)については、第39条第2項、第40条第2項等に依る受託者の負担軽減措置が講じられていることは評価できる。しかし、それでも当該書類の種類が多いことについて、受託者の範囲を拡大する建付けとしたにも拘わらず、当該制度に習熟している公益法人以外に、受託者の拡大効果が表れないことを危惧する。運用段階に於いて、更なる負担軽減措置の検討をお願いします。</p>	
<p>第三章 公益信託事務の処理等 第三節 財産目録等 第三十九条―第四十九条 第四章 公益信託の併合等 第五十条―第五十二条</p> <p>合同命令 第三章 公益信託の併合及び分割 第一節 公益信託の併合 第六条・第七条 第二節 公益信託の分割 第一款 吸収信託分割 第八条・第九条 第二款 新規信託分割 第十条・第十一条</p> <p>第六章 公益信託に係る計算</p>	<p>○法 20 条の財産目録等に関し、府令 39 条～49 条の規定及び合同命令 17 条～33 条の規定が存在し、両法令等を参照する受託者の公益信託事務負担が大きくなることが予想される。ガイドライン及び会計基準等で、整合したかつ一覽性の高い資料の作成をお願い致したい。</p> <p>○併合、分割に関しても、府令 50 条と合同命令の規定が存在しているため、同様の配慮をお願いしたい。</p>	<p>受託者は、公益信託に関する内閣府令と合同命令の双方の該当箇所を参照しながら公益信託事務を遂行しなければならない処、負担を覚える可能性があり、受託者の範囲拡大に支障を来たす可能性があるため。</p>
<p>(信託の終了) 法23条第2項に関する施行規則条項追加</p>	<p>公益信託の終了事由として、法23条第2項*に依って、信託行為に定めれば、委託者と信託管理人の合意により、公益信託を終了することが可能な建付</p>	<p>公益信託法の建付けに於いて、信託法で云う処の受益者は居ないが、現実問題として、公益信託の受給者は存在する。そのため、法は、信託法で</p>

	<p>けとなっている。そのため、「委託者及び信託管理人の合意により公益信託を終了させる旨の信託行為の定め」がある場合、当該定め発動の場合に限り、受給者保護等の観点から、「公益信託事務の適正な処理」としての委託者に対する監督が信託管理人に求められるのではないか。したがって、法 23 条第 2 項に関する施行規則として、「委託者及び信託管理人の合意により公益信託を終了させる旨の信託行為の定めがある場合、当該定めに基づき信託を終了させる際、信託管理人は、委託者に対し、公益信託事務の適正な処理のため(受給者保護の観点からの)必要な対応をしなければならない。」趣旨の条項追加をお願いしたい。詳細は、ガイドライン等に明示して欲しい。</p> <p>関連条文 (公益信託の終了事由等) *法23条第2項「公益信託においては、信託法第百六十四条の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときを除き、委託者及び信託管理人の合意により、公益信託を終了することはできない。」</p>	<p>云う「受益者の利益」を「信託の目的の達成」等と読み替え、直接的には委託者の意図した公益事務の達成とともに、間接的に受給者の利益保護を実質的に担保しているとも考えられる。具体的には、信託管理人に受託者を監督させることに依り当該目的を達成させるため、第 8 条第一項第 3 号に受託者に対する信託管理人の監督能力を定めたものと考えられる。一方、法23条第2項に依って、信託行為に定めれば、委託者と信託管理人の合意により、公益信託を終了することが可能な建付けとなっており、委託者の意思がイニシアティブを取るものと考えられ、その場合、「受託者」を監督する信託管理人の監督能力は発揮されない。また、そもそも信託法第 164 条は第1項に於いて、「委託者及び受益者は、いつでも、その合意により、信託を終了することができる。」旨定めており、委託者意思に基づく信託終了時に不利益を被る可能性の高い受益者を終了意思決定に関与させることにより、受益者保護を念頭にしているものと考えられる。したがって、その特別法である公益信託法第 23 条第2項の適用に於いて、受益者はもとより受託者が関与しない本件のような委託者中心の公益信託事務実施の場合には、公益信託事務の適正な処理のために、委託者に対する必要な(受給者保護の観点からの)監督も、信託管理人が実施する必要があると考える。</p>
--	---	--

公益信託に関する法律第三十三条第三項において読み替えて適用する
信託法第三十四条第一項第三号の規定等の信託法施行規則及び
信託計算規則の適用に関する命令(内閣府令・法務省令)案 略称:合同命令

該当条文	意見	理由

3

第2回調査会

1 日時 2025年10月6日(月)10:00～12:00

2 場所 公益法人協会 10階会議室(オンライン会議併用)

3 次第

1. 公益認定法施行後の状況報告
2. 「公益充実資金等取扱規則」(検討案)について
3. 公益信託制度の状況報告
4. 令和8年度税制改正要望後の状況報告
5. その他
 - ・寄付新法(不当寄附勧誘防止法)の改正議論の最新動向

4 資料

1. 委員名簿(民間法制・税制調査会、法制・税制・コンプライアンス・会計委員会)
2. 公益法人制度改正のポイント
3. 「公益充実資金等取扱規則」(検討案)について
4. 公益信託制度の概要
5. 改正公益信託法関連内閣府令案・合同命令案に関するコメント提出版
6. 令和8年度 税制改正に関する要望
7. 不当寄附勧誘防止法附則第5条に係る報告書概要
8. 不当寄附勧誘防止法に関する意見聴取における主な意見について

※下線箇所は本報告書にバインドされている資料を指します。

●●● ●●●●● ●●●●● 御中

令和7年(2025年)9月16日

公益法人改正のポイント

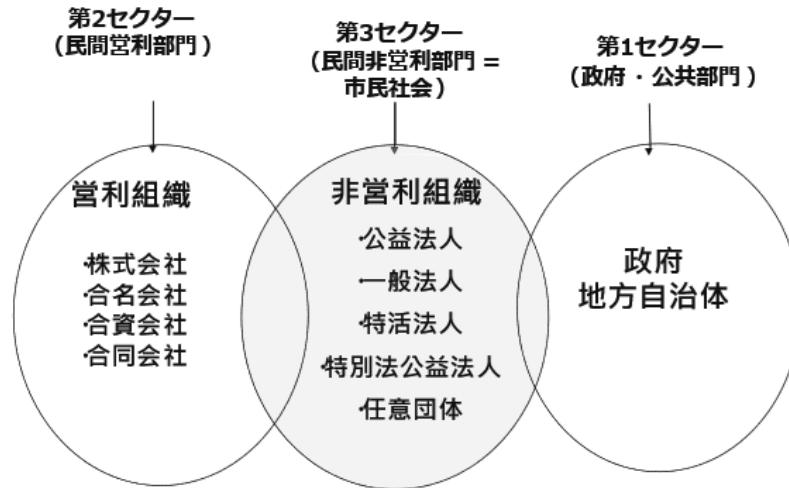


公益財団法人 公益法人協会
理事・業務部長 竹井豊

目次	1 はじめに	
	(1) 非営利組織の概念図	3P
	(2) 公益法人とは、一般法人・移行法人とは	4P
	(3) 公益法人の法体系	6P
	(4) 公益法人の生い立ち	7P
	(5) 公益法人の税制	8P
	2 令和6年改正公益認定法の主なポイント	
	{1} 透明性の向上	10P
	{2} ガバナンスの充実(外部理事・外部監事の設置義務ほか)	12P
	{3} 中期的収支均衡と使途不特定財産規制	17P
	{4} 剰余金の活用例	23P
	{5} 事業報告への記載事項	27P
	{6} 定期提出書類における開示情報の拡充等	30P
	{6} 区分経理の原則化	35P
	{7} 変更認定等の簡素化・合理化	38P
	{8} その他(法人の自浄作用と行政庁による監督措置)	42P
	3 令和6年公益法人会計基準の主なポイント	
	(1) 公益法人会計基準改正の変遷	43P
	(2) 公益法人会計基準の適用	44P
	(3) 令和6年基準の適用に向けた対応	47P
	(4) 令和6年基準における本表と注記	49P
	ご留意事項	56P

1 はじめに

(1) 非営利組織(第3セクター)の概念図



公益財団法人 公益法人協会

3

(2) 公益法人とは、一般法人・移行法人とは

- 「公益法人」は、一般社団・財団法人のうち、民間有識者からなる第三者委員会による公益性の審査(公益目的事業を行うことを主たる目的とすること等)を経て、行政庁(内閣府又は都道府県)から公益認定を受けることで、公益(社団・財団)法人として税制上の優遇措置を受けることができる。※1
 ⇒このため、公益法人は、行政庁の監督の下、税制上の優遇措置を多く受けつつ、主に公益目的事業を実施していきたい法人が選択するのに向いている場合が多いとされる。
- 公益法人は、学術、技芸、慈善その他の公益に関する公益認定法別表に掲げる公益目的を実現し、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するために公益活動を実施する存在である。※2

※1公益法人は、法人税について、原則は収益事業課税であるが、その収益事業が公益目的事業と認定されたときは、非課税(収益事業から除外)となる。また、みなし審附金制度の適用、利子・配当等の金融収益非課税も講じられている。さらに、公益法人に対する審附金については、所得控除と税額控除方式の併用や相続財産を審附した場合は相続財産からの控除など、優遇措置が設けられている。

※2公益目的事業の定義は、A 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、B 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものである。どのような事業が公益目的事業に該当するかは、「公益性」の判断における最も重要な論点と言える。詳細は「公益認定等ガイドライン」における「第2章公益目的事業該当性の判断」ご参照。

公益・非営利法人	法人	
法人格	法人	
公益社団法人	4,149	9,739
公益財団法人	5,590	
一般社団法人	82,044	89,863
一般財団法人	7,819	
特定非営利活動法人		48,411
認定特定非営利活動法人	1,267	
学校法人	7,930	
医療法人	59,979	
宗教法人	178,921	
社会福祉法人	21,246	

(内閣府 ― ―、公益認定等 ガイドラインより 当協会作成)

(左表 「公益非営利セクターの法人数」は、以下より当協会作成)
 ・国税庁法人番号検索 サイトより作成(2025年4月1日現在)
 ・宗教法人の法人数はe-Stat(政府統計の総合窓口)
 <<https://www.e-stat.go.jp/>>より作成(2023年12月31日)

公益財団法人公益法人協会

4

- 「一般法人」（一般社団法人及び一般財団法人）は、2006年公益法人制度改革において、改正前民法に基づく旧公益法人制度を改め、一般社団法人・一般財団法人を登記のみで設立できる制度として創設されたものである。「一般法人法」が適用される。
- 「移行法人」は、2006年公益法人制度改革において、一般法人への移行の認可※1を受け、公益目的支出計画を実施中の一般社団法人及び一般財団法人をいう。「一般法人法」のほか「整備法」が適用される。

※1 2006年制度改革前の改正前民法に基づき公益法人として成立した法人は、一般法人法の施行日から5年間の間の暫定的な措置として特例民法法人制度が設けられ、公益法人への移行の「認定」または通常の一般法人への移行の「認可」を申請することが認められた。一般法人へ移行にあたっては、公益目的支出計画を適正に定めて確実に履行することが要件である。公益目的支出計画に記載される事業等は整備法第119条第2項により「公益目的事業」「特定寄付」「継続事業」である。

	公益法人	移行法人（公益目的支出計画を実施中の法人）
適用法	一般法人法+公益認定法	一般法人法+整備法
監督の範囲	公益法人の事業の適正な運営の確保（公益認定法第27条）	公益目的支出計画の履行の確保（整備法第123条）
定期提出書類の種類	事業計画書等（公益認定法第22条） 事業年度開始の前日まで 事業報告等（公益認定法第22条） 事業年度経過後3か月以内	公益目的支出計画実施報告書等（整備法第127条） 事業年度経過後3か月以内
立入検査・報告徴収の要件	公益法人の事業の適正な運営の確保に必要な限度において（公益認定法第27条） ⇒全公益法人に対し、計画的に立入検査を実施 ⇒令和6年改正公益認定法により、立入検査は重点検査と点検調査に	以下のいずれかに該当すると疑うに足る理由があるとき（整備法128条） ① 正当な理由がなく、公益目的支出計画に定める支出をしない。 ② 各事業年度の支出が公益目的支出計画に比べしく少ない。 ③ 公益目的財産残額に比べ法人の純資産額が著しく少ないにもかかわらず変更認可を受けず、将来の公益目的支出計画の実施に支障が生ずるおそれがある。
勧告→命令の要件	認定取消事由に該当すると疑う相当の理由があるとき（公益認定法第28条）	上記①～③のいずれかに該当すると認めるとき（整備法第129条）
認定/認可取消しの要件等	欠格事由該当、行政庁の命令違反、認定基準不適合、認定法等の命令違反など（公益認定法第29条）	認可取り消しは特例民法法人に限る 移行期間終了後はみなし解散
	（内閣府 公益法人インフォメーション 「移行後の法人の業務運営と監督について」より引用 一部当協会に追加修正） 公益財団法人公益法人協会	

5

(3) 公益法人の法体系

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」）
令和6年改正公益認定法：令和7年4月1日施行（経過措置あり）



一般社団法人及び一般財団法人のうち、公益認定法の基準をみたしている法人を行政庁が認定。
国（内閣府）：公益認定等委員会、都道府県：〇〇県公益認定等委員会/審議会等の合議制の機関
公益認定の申請の際には、法人の成立の日における貸借対照表や財産目録等の書類のほか、申請法人が一般社団・財団法人であることを行政庁において確認するために登記事項証明書を提出する必要がある。（公益認定法施行規則第7条第2項、第3項第1号）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」）

一般法人法の要件をみたせば、登記のみで設立可

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」）

公益法人への移行認定申請、一般法人への移行認可申請、
申請しない場合又は申請したが移行期間終了後に不認定・不認可の場合は、移行期間終了時に解散

ほかに「一般法人法施行規則＝法務省令」「公益認定法施行令＝政令」「公益認定法施行規則＝内閣府令」「整備法施行規則＝内閣府令」等（⇒ 令和6年改正公益認定法施行令、公益認定法施行規則、整備法施行規則は、令和6年10月30日公布。）
「内閣府公益認定等ガイドライン」、「FAQ」、「手引き」等

公益認定等ガイドラインは、法令の適用に当たり留意すべき事項（法令等の解釈・運用）及び審査・処分の基準・考え方を示すもの（公益認定等ガイドライン 第1章 基本的事項（総則）第1節 ガイドラインの趣旨・目的）

公益財団法人 公益法人協会

6

(4) 公益法人の生い立ち

『改正前民法時代』：公益法人制度スタート

- ・ 1898年（明治31年）民法施行
- ・ 法人の設立は許可主義
- ・ 主務官庁制

『2006年制度改革』：110年ぶりの大改革

- ・ 2006年（平成18年）年6月2日 公益法人制度改革関連3法公布
- ・ 2008年（平成20年）年4月1日 公益法人制度改革関連3法施行
- ・ 法人の設立は準則主義
- ・ 「法人格取得と公益性判断の分離」「主務官庁制から一元的な委員会制へ」

行政改革の一環

「官から民へ」

『2024年（令和6年）今回の制度改革』

- ・ 2024年（令和6年）5月22日 公益二法公布
- ・ 2025年（令和7年）4月1日 改正公益認定法 施行
- ・ 2026年（令和8年）4月1日 新公益信託法 施行予定
- ・ 「基準・規律・手続の柔軟・合理化」「透明性向上・ガバナンス充実等」

新しい資本主義政策の一環

「民間の利便性向上」
「新しい官民連携」

（2023年12月13日内閣府 公益法人等制度改革に関する対話フォーラム～「新しい時代の公益」に向けた創造と連携～ 基調報告を一部参照 当協会作成）

公益財団法人公益法人協会

7

(5) 公益法人の税制

※「法人税法上の非営利型法人の要件」を満たすもの。

	公益社団・財団法人	一般社団・財団法人（※非営利型法人）	一般社団・財団法人（非営利型以外）	認定・特例認定NPO法人	NPO法人
法人自らに係る税制	原則は収益事業課税であるが、公益認定法上の公益目的事業として認定された事業は、収益事業に該当する場合でも非課税	収益事業課税	×	収益事業課税	収益事業課税
	利子・配当等に係る源泉所得税の非課税	×	×	×	×
	みなし寄附	×	×	みなし寄附 特例認定NPO法人はこの対象外	×
寄附に係る税制	個人の所得控除 法人の損金算入に係る別枠措置	×	×	個人の所得控除 法人の損金算入に係る別枠措置	×
	個人の税額控除	×	×	個人の税額控除	×
	個人が財産を寄附した場合の譲渡所得税の非課税対象	個人が財産を寄附した場合の譲渡所得税の非課税対象	×	個人が財産を寄附した場合の譲渡所得税の非課税対象	個人が財産を寄附した場合の譲渡所得税の非課税対象
	個人相続財産を寄附した場合の相続税の非課税対象	×	×	個人相続財産を寄附した場合の相続税の非課税対象 特例認定NPO法人はこの対象外	×

（内閣府公益法人インフォメーション等より当協会作成）

公益財団法人公益法人協会

8

参考：非営利型法人

公益認定を受けていない一般社団法人・一般財団法人のうち、次の①又は②に該当するもの(それぞれの要件の全てに該当する必要があります。)は、特段の手続を踏むことなく公益法人等である非営利型法人になります(法人税法29の二、法人税法施行令3)。

なお、非営利型法人が、その要件のうち、一つでも該当しなくなったときには、特段の手続を踏むことなく普通法人となりますのでご注意ください。

①非営利性が徹底された法人(法人税法29の二イ、法人税法施行令3①)

1 剰余金の分配を行わないことを定款に定めていること。 2 解散したときは、残余財産を国・地方公共団体や一定の公益的な団体に贈与することを定款に定めていること。 3 上記1及び2の定款の定め違反する行為(上記1、2及び下記4の要件に該当していた期間において、特定の人は団体に特別の利益を与えることを含みます。)を行うことを決定し、又は行ったことがないこと。 4 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること

②公益的活動を目的とする法人(法人税法29の二ロ、法人税法施行令3②)

1 会員に共通する利益を図る活動を行うことを目的としていること。 2 定款等に会費の定めがあること。 3 主たる事業として収益事業を行っていないこと。 4 定款に特定の個人又は団体に剰余金の分配を行うことを定めていないこと。 5 解散したときにその残余財産を特定の個人又は団体に譲ることを定款に定めていないこと。 6 上記1から5まで及び下記7の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことがないこと。 7 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること。

参考：収益事業課税

公益法人等の収益事業から生じた所得は、法人税の課税対象となります。

収益事業とは次の34の事業(その性質上その事業に付随して行われる行為を含みます。)で、継続して事業場を設けて行われるものをいいます(法人税法23三、法人税法施行令5④)

- 1 物品販売業 2 不動産販売業 3 金銭貸付業 4 物品貸付業 5 不動産貸付業 6 製造業 7 通信業 8 運送業 9 倉庫業
- 10 請負業 11 印刷業 12 出版業 13 写真業 14 席巻業 15 旅館業 16 料理店業その他の飲食店業 17 周旋業 18 代理業
- 19 仲立業 20 問屋業 21 鉱業 22 土石採取業 23 浴場業 24 理容業 25 美容業 26 興行業 27 遊技所業 28 遊覧所業 29 医療 健康業 30 技芸教授業 31 駐車場業 32 信用 証業 33 無体財産権の提供等を行う事業 34 労働者派遣業

(注) 法律の規定に基づいて行われる一定の事業のほか、上記に掲げる種類の事業であっても、次に掲げる事業は、その種類を問わず収益事業から除かれています(法人税法施行令5②)。

①公益社団法人・公益財団法人が行う公益目的事業

②身体障害者及び生活 護者等が事業に従事する者の総数の2分の1以上を占め、かつ、その事業がこれらの者の生活の 護に寄与しているもの等

収益事業を新たに開始したときや行政庁から公益認定を受けたときなど、法律で定められた届出の要件となる事実等が生じたときは、各種届出書を納税地の所轄税務署長に対し、その提出期限までに提出してください。

(国税庁 「一般社団法人・一般財団法人と法人税」より引用、当協会作成)



2 令和6年改正公益認定法の主なポイント

(1) 透明性の向上 (公益認定法 第3条の2ほか)

■『公益法人の責務 (公益認定法第3条の2 新設)』

公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他のその運営における透明性の向上を図るよう努めなければならない。

■『公益法人の責務』(公益認定等ガイドライン第1章第2節第2公益法人の責務)

一般法人法及び公益認定法において、ガバナンスや情報開示の仕組みは整備されているが、これらは、全ての公益法人が遵守する必要がある最低限の仕組みに過ぎない。公益法人が、国民からの理解や寄附等の支援を積極的に得つつ、継続的・発展的 活動していくため、法令の基準を超えて、自主的・自律的に、実情に応じたガバナンスを構築し、透明性の向上を図ることが期待される。

令和6年の公益法人制度改革で、法人の自主的・自律的な経営判断がより尊重される仕組みとされる中、公益法人は、行政から自立して、ステーク) 応一の信頼を確 しつつ、自らの責任の下で経営判断を行い、仮に問題が発生した場合には、法人自らが自浄作用を働かせ、問題を解消することが求められる。そのためにも、自らコンプライアンスの確 や説明責任の充実に取り組むことが重要である。

公益法人が取り組んだ運営体制の充実を図るための取組や、公益目的事業の実施状況については、事業報告に記載することとされており(認定法第21条第4項)、これらが 等により分かりやすい形で公表される(認定法第22条第2項)。公益法人の関係者が、他の法人の取組を知り、自らの運営の改善 役立てるとともに、国民や企業が、ガバナンスの充実や透明性の向上に取り組む法人に対して寄附等の支援を行うことなどを通じ、ガバナンスの充実・透明性の向上が進むことが期待される。

【情報開示の適正性】

- ✓ 計算書類その他財務関係の情報が適正に作成され、開示されていることは、社員・評議員などの公益法人関係者、公益法人に対する寄附者その他のステーク) 応一(行政庁を含む。)が、寄附等により公益法人に提供した資源の活用状況や、財務規律の遵守状況等を確認し、各種意思決定を行う上での大前提である。
- ✓ また、適正な財務情報の開示は公益法人の適正なガバナンスの基盤であり、公益法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務 関する情報の開示その他の運営 おける透明性の向上を図るよう努めなければならない。

(1) 透明性の向上 (続き)

□ 財産目録等の備置き・閲覧、公表等 (認定法第21条・第22条)

公益法人は、不特定かつ多数の者の利益のため活動することから、社員や評議員、寄附その他の資源提供者、サービスの受益者その他のステーク) 応一はもとより、国民に対し広く情報開示を行い、透明性の高い事業運営を行うことが求められる。情報開示は、ステーク) 応一や国民によるチェックの前提であり、法人が説明責任を十分に果たすことで、法人のガバナンスを通じて公益法人の適切な運営が確 されることを期待される。

□ 財産目録等の行政庁による公表 (認定法第22条第2項)

公益法人から行政庁に提出された財産目録等 (役員等名簿又は社員名簿に記載された事項中、人の住所に係る記載の部分を除く。) について、行政庁による公表が規定されている (認定法第22条第2項)。「公益法人 nformation」等のプラットフォームを通じて情報公開される。

□ 定期提出書類の確認

そもそも定期提出書類の提出がない法人や、必要な事項の未記載や重大な誤りがある法人は、情報開示の適正性を欠き、法令遵守が徹底されていないと認められることから、経理的基礎や技術的能力の欠如が疑われるとして、速やかに監督処分等を行う。(公益認定等 ガイドライン第6章第2節 222P)

□ 公益法人が取り組んだ運営体制の充実を図るための取組や、公益目的事業の実施状況 については、事業報告に記載することとされており (認定法第 21条第 4項)、これらが ー ー 等により分かりやすい形で公表される (認定法第22条第2項)。

⇒詳細 後掲「事業報告の記載事項」

□ 公益法人の関係者が、他の法人の取組を知り、自らの運営の改差に役立てるとも、国民や企業が、ガバナンスの充実や透明性の向上に取り組む法人に対して寄附等の支援を行うことなどを通じ、ガバナンスの充実・ 透明性の向上が進むことが期待される。

(2) ガバナンスの充実 (外部理事・外部監事の設置義務ほか) (公益認定法第 5条ほか)

公益認定法 第5条第1号～第21号

- ① 法人の主たる目的(公益目的事業を行うことを主たる目的とする)
- ② 経理的基礎および技術的能力
- ③ 法人関係者等内部の者に特別の利益を与えない
- ④ 営利企業等外部の者に特別の利益を与えない
- ⑤ 投機的な取引を行う事業を実施しない
- ⑥ 公益目的事業の「収支相償原則」⇒「中期的収支均衡」
- ⑦ 公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれ
- ⑧ 公益目的事業比率 50%以上
- ⑨ 「遊休財産額」の 有制限 ⇒「使途不特定財産額」の 有の制限
- ⑩ 理事・監事総数中の親族制限 (3分の1を超えない) ⇒定義を追加改正
- ⑪ 理事・監事総数中の他の同一団体制限 (3分の1を超えない)

- ⑫ 理事と監事との特別利害関係の排除 ⇒ (新設)
- ⑬ 会計監査人の設置 ⇒基準の改正 (収益100 億円・費用損失 100 億円・負債 50 億円以上へ)
- ⑭ 役員等の報酬等の支給基準
- ⑮ 理事の外部からの選任 ⇒ (新設)
- ⑯ 監事の外部からの選任 ⇒ (新設)
- ⑰ 社員の資格得喪に関する条件 (社員資格の不当な差別、議決権行使の不当な差別、理事会設置)
- ⑱ 他の団体の意思決定に関与可能な財産(株式等)を過半数有していない
- ⑲ 公益目的事業不可欠特定財産がある場合にその処分制限等必要な事項を定款規定
- ⑳ 認定取消等の場合に公益目的取得財産残額相当財産を類似の公益法人等に贈与する旨の定款規定
- ㉑ 清算の場合に残余財産を類似の公益法人等に さ る 旨の定款規定

理事と監事間の特別利害関係の排除

◆ 『理事と監事間の特別利害関係の排除』

理事の職務の執行の監査を行うという監事の役割に鑑み、理事と監事で、相互に、配偶者、三親等以内の親族等の「特別利害関係※」を有しないこととされた。(公益認定法第5条⑳ 新設)

※「特別利害関係」

- ① 配偶者
- ② 三親等内の親族
- ③ 当造理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ④ 当造理事の使用人
- ⑤ ③④以外の者で当造理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ⑥ ④⑤の者の配偶者
- ⑦ ③④⑤の三親等内の親族であってこれらの者と生計を一にするもの
(③～⑦は認定法施行令第4条第1号～第5号)

※租税特別措置法第40条の適用をうける場合の「その親族その他特殊な関係がある者」

租税特別措置法第40条の適用をうける場合(人が公益法人に対して財産の寄附をした場合において、一定の要件を満たし国税庁長官の承認を受けたときは、その譲渡所得等に係る所得税は非課税)の要件の一つに、「定款において、役員等のうち親族関係を有する者及びこれらと次に掲げる特殊の関係がある者(以下「親族等」という。)の数がそれらの役員等の数のうちに占める割合は、いずれも3分の1以下とする旨の定めがあることがあるが、この「親族等」の定義が異なるため注意が必要である。租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定され、この場合の親族とは、民法第725条により、一 六親等内の血族、二 配偶者、三 三親等内の姻族である。

外部理事・外部監事の設置義務

法人運営が内輪の者だけで行われることによる法人の私物化を防止し、理事会運営の活性化等を図る観点から、理事及び監事に法人外部の人材を選任することを公益認定の基準とする。(公益認定法第5条㉑㉒新設)

	外部理事	外部監事
認定基準	理事の1人以上が外部理事に該当	監事の1人以上が外部監事に該当
外部性の要件(次の全てを満たす者) (認定規則第4条・第5条)	当造法人・子法人の業務執行理事・使用人でない者 過去10年間当造法人・子法人の業務執行理事・使用人でなかった者 【公益社団法人の場合】 その社員でない者 社員が法人の場合、その役員・使用人でない者 【公益財団法人の場合】 その設立者でない者 設立者が法人の場合、その法人・子法人の役員・使用人でない者	当造法人・子法人の理事・使用人でない者 過去10年間当造法人・子法人の理事・使用人でなかった者
適用除外 (認定令第7条)	小規模法人除外 収益：3,000万円未満 かつ 費用・損失：3,000万円未満	—
経過措置 (ガイドライン)	法律の施行日に現に在任する全ての理事の任期が満了する日の翌日から適用	法律の施行日に現に在任する全ての監事の任期が満了する日の翌日から適用

設置時期への配慮

適用除外について、決算において基準を超えることが判明した場合、その時点から設置義務が生じる。基準超えが予想される場合には、予め外部理事の設置及び選任をしておくなどの対応が求められる。

- 突発的に基準を超えた法人が外部理事を選任することは容易ではなく、外部理事を認定基準とした趣旨を鑑みれば、適切な者を選任することが重要であることを踏まえ、外部理事の設置に係る監督については、法人の置かれた状況や種別の事情を考慮して行うこととしている。(ガイドライン、外部監事も同じ)

外部理事・外部監事に関するFAQ

FAQ 問 2-⑤(業務執行理事)

Q 業務執行理事とはどのような理事のことをしますか

A 業務執行理事とは、①代表理事、②代表理事以外の理事であって理事会の決議によって一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの(一般社団法人・財団法人法第91条第1項第2号及び第197条)及び③当造一般社団法人の業務を執行したその他の理事(別の委任により業務を執行した理事)をいいます(ガイドライン 第3章第1(14)参照)。

③は、対象となる理事が法人の事業に関わる業務を執行したかどうかで判断されるものであり、当造理事が行った行為が、(1)業務の程度又は内部規定等によって別に委任されていたか、(2)その内容は、当造理事が単独で法人の事業に係る意思決定又は意思表示を行うものであるか、あるいは法人内部における命令権を行使するものであるか等を踏まえ判断する。したがって、例えば、理事が法人内部の委員会において委員を務め、助言や審議を行う行為は、当該理事が単独で法人の事業に係る意思決定を行う行為ではないことから、業務を執行したとはみなされない。(ガイドライン102P)

FAQ 問 2-⑥(顧問・公認会計士)

Q 顧問弁護士や公認会計士は外部理事・外部監事になることができますか。

A 法人と顧問等との別の契約内容等に照らして御判断いただく必要がありますが、一般的に、使用人とは指揮命令系統に入っている者を指すと考えられ、第三者的な立場である場合は、使用人とは見なされないと考えられます。

FAQ 問 2-⑦(下部組織の役員等関係者)

Q 全国組織等の下部組織として一般法人や公益法人があり、下部組織の役員等関係者が上部組織の理事又は監事であった場合、当造理事又は監事は外部理事・外部監事になることができますか

A 下部組織が全国組織等の社員や子法人(一般社団法人・財団法人法第2条第4号の子法人をいいます。)でない場合、他の外部理事・外部監事の要件も満たしていれば、当造理事又は監事は全国組織等の外部理事・外部監事になることができます。

FAQ 問 2-(代議員制における会員)

Q 会員から社員を選任するいわゆる代議員制を採用する公益社団法人の場合、社員でない会員は外部理事・外部監事になることができますか。

A 外部理事・外部監事になれない「社員」とは、一般社団法人・財団法人法上の社員をします。定款に定める社員以外の会員については、外部理事・外部監事になることができます(ガイドライン 第3章第1(14)参照)。

各会員を外部理事・外部監事として選任することについては、制度の趣旨を踏まえ、その役割を適切に発揮し得る者が選定されることになるが、慎重な判断が望まれる。(ガイドライン103P)

FAQ 問 2-⑧(社員が利なき社団)

Q 社員が法人である場合、当造法人の役員は外部理事・外部監事になることができますが、法人格を有していない団体(権利能力なき社団)が社員である場合、当造団体の役員は外部理事・外部監事になることができますか。

A 法人には利なき社団はまれませ。権利能力なき社団が社員である場合、当造団体の役員は外部理事・外部監事になることができます。

FAQ 問 2-⑨(定款に設立者の記載がない場合)

Q 旧民法下で設立された法人で、定款に設立者の記載がないのですが、外部理事・外部監事にならない設立者を具体的に特定する必要がありますか

A 対象の一般財団法人が、旧民法第34条の規定に基づき設立された法人で、行政庁の認定を受けた公益法人等である場合は、旧民法下における設立者について定款に記載がなく、その他の資料等からも選って確認ができない等の事情があれば、設立者を特定することは要しません(ガイドライン 第3章第1(14)参照)。

(内閣府公益認定等ガイドライン、FAQより、当協会作成)

公益財団法人公益法人協会

15

参考 会計監査人設置義務(公益認定法第5条⑩改正 認定令第6条)

改正前

公益目的事業のための財産の使用及び会計処理が適正になされているかどうかの監査を厳正に行うことは、公益法人の財務の透明性を高め、国民の信頼を確保する上で重要であることから、**会計監査人を置いていることを公益認定の基準とする。**

ただし、**小規模法人の適用除外あり**

収益1,000億円、費用・損失1,000億円、負債50億円のいずれかを満たす法人

改正概要

改正公益認定法では、公益法人の収支に関する規律の緩和など、法人の財務に関する規律を柔軟化する一方、公益法人への信頼確保の観点から、法人におけるガバナンスを充実させる必要があることから、**適用除外の基準を、収益100億円、費用・損失100億円、負債50億円に引き下げ。**

※ 最終事業年度の損益計算書においてこれらの基準額を超えている場合、**新制度の施行日(令和7年4月1日)に会計監査人を設置する必要。**

現在の基準	新しい基準
次のいずれかを満たす法人	次のいずれかを満たす法人
最終事業年度に係る損益計算書の	最終事業年度に係る損益計算書の
収益 1,000億円以上	収益 100億円以上
費用・損失 1,000億円以上	費用・損失 100億円以上
負債 50億円以上	負債 50億円以上

設置時期への配慮

- 事業年度後の計算書類等の提出に当たりこれらの基準額を超えることが判明した場合には、あらかじめ社員総会等において当造計算書類等の承認に併せて会計監査人の設置及び選任をしておくなど対応が必要となる。
- 突発的に基準を超えた法人が直ちに会計監査人を設置することは容易ではなく、会計監査人を認定基準とした趣旨を踏まえ、適切な者を選任することが重要であり、会計監査人の選任には一定の期間を要するものと考えられること等を踏まえ、会計監査人の設置に係る監査については、法人に対し会計監査人の選任に係る手続の状況や選任までの経過などについて説明を求めるとし、法人の置かれた状況や譲渡の事情を考慮して行うこととする。(ガイドライン)

(内閣府新公益法人制度説明資料より引用 一部表記を修正当協会作成)

公益財団法人公益法人協会

16

(2) 中期的収支均衡と使途不特定財産規制

⇒ 中期的な経営が可能に!

- 収支規律において、公益目的事業の収支黒字を将来の活動拡大により使いやすくするために、収支相償原則が見直され、「中期的(5年間)収支均衡」とされ、「将来の事業発展・拡充のための公益充実資金」が創設された。
- 財産 有制限において、「法人が実情に応じ不測の事態へ対応するために必要な資金を 確 しやすいように遊休財産規制が見直され、「使途不特定財産規制」とされ、使途不特定財産規制の対象外となる「予備財産」が創設された。

改正前		改正後	
収支規律	収支相償。黒字は2年間で解消(過去の赤字と通算不可)。各公益目的事業単位でも判定	中期的収支均衡。黒字は5年間で解消(過去の赤字と通算可)。公益目的事業全体で収支均衡判定	
積立資金	特定費用準備資金と資産取得資金が存在。各目的ごとに資金を管理	公益目的事業について、特定費用準備資金と資産取得資金を統合し公益充実資金に。複数目的のための一つの資金として管理	
財産 有制限	財産規制。使途の定まっていない財産の有は、当造事業年度の事業費が上限	使途不特定財産規制。上限を過去5年間の事業費平均額に見直し。別枠で「予備財産」の有が可能	

【行政庁による監督】

- 中期的収支均衡の制度は、公益目的事業の実施に当たり、仮に多額の剰余額が生じることがあっても、5年間という中期的な期間内において、計画的にすることができる制度としている。公益法人が中期的収支均衡を欠くと判定された場合には、公益法人が適切に財源を活用しておらず、公益目的事業の構造に課題があるとして、そのような法人を放置することは公益法人制度への信頼を損ねることから、行政庁は、原則として、勧告を行い、事業構造の見直し等を求めることとする。
- 他方、中期的な期間における収支状況は基本的に法人の経営判断に委ねられており、行政庁は、事業年度の定期提出書類によって法人の状況を把握するとともに、中期的な期間が経過する前には、原則として監督上の措置や指導を行わないものとする。
- ただし、4年前の残存剰余額が多額であり、当造剰余額発生後の各事業年度も黒字が継続し、事業の拡大等がわれないなど、そのままの事業状況で翌事業年度には中期的収支均衡が図られていないと判定される可能性が高い場合には、事業の見直し等について、報告徴収を行うことがあり得る。

(内閣府新公益法人制度説明資料より引用 一部表記を修正当協会作成) 公益財団法人公益法人協会

17

中期的収支均衡(収支相償原則の見直し)とは

改正前

- 公益目的事業に係る当造事業年度の収入と費用を比較し、費用を超える収入を得てはならない(収支相償)。
- 各公益目的事業別(第一段階)、公益目的事業全体(第二段階)の二段階で収支相償を判定。
- 黒字の場合、翌年度又は翌々年度に事業の拡大等により解消した場合、当造事業年度の収支相償は満たされたものとする。公益目的 有財産の取得等についても黒字の解消策として認められている。

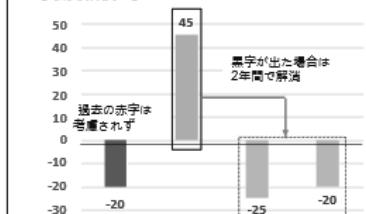
改正概要

適用開始：令和7年4月1日

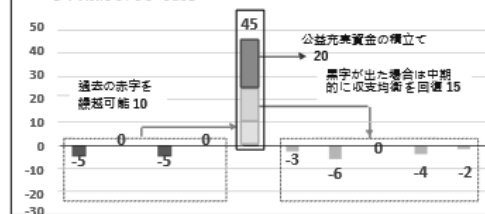
- 収支相償を中期的収支均衡に見直し。公益目的事業に係る当造事業年度の経営収支を基本とした収入と費用を比較し、黒字(剰余額)がある場合には、過去の赤字(欠損額)と通算。収支の比較は、公益目的事業全体で行う。
- 過去の欠損額との通算を行ってなお剰余額が残る場合には、公益目的保有財産の取得等により、黒字が出た場合は中期的に事業を拡大して解消。剰余額の発生から5年間を経過した剰余額が残っている場合、中期的収支均衡を欠くものと判定。

- 現行制度下での黒字については現行制度の(一)で解消する(発生から2年で解消する)
- 新制度施行(令和7年4月1日)以降に開始する事業年度の赤字から通算可能。そのため、新制度において事業拡大や公益目的 有財産の取得等に充てるなどして解消する必要がある。

【収支相償】



【中期的収支均衡】



(内閣府新公益法人制度説明資料より引用 一部表記を修正当協会作成) 公益財団法人公益法人協会

18

使途不特定財産規制（遊休財産規制の見直し）とは

改正前

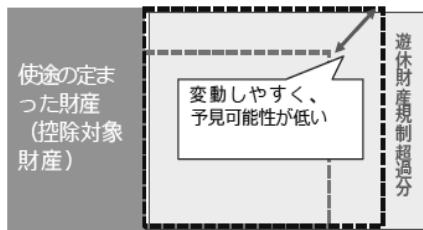
- ・公益法人は、毎事業年度の末日時点で、現に使用されておらず、かつ引き続き使用されることが見込まれない財産（遊休財産）を、「1年分の公益目的事業費相当額」を超えて保有してはならない。
- ・「1年分の公益目的事業費相当額」は、各事業年度の公益目的事業費を基に算定され、**毎事業年度の末日まで遊休財産の保有上限額が定まらない。**

改正概要

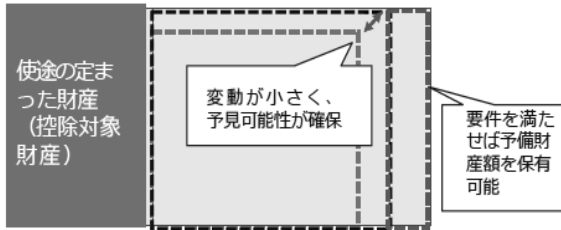
適用開始：令和7年4月1日

- ・保有制限の対象となる、財産の名称を「遊休財産」からよりその性質を端的に表す「**使途不特定財産**」に変更。
- ・**保有の上限額**となる「1年分の公益目的事業費相当額」は、**過去5年間の公益目的事業費を基に算定**することを原則とする（法人の事業が年々拡大している場合など、**当該事業年度又は前事業年度の数値**を基礎とした方が法人の活動規模を測る数値として適切な場合には、これらを基礎に算定することも可能）。
- ・また、保有制限の対象となる使途が特定されていない財産のうち、災害等の予見し難い事由に対応し、公益目的事業を継続するために必要となる公益目的事業財産（**公益目的事業継続予備財産**）を、保有制限の対象から除外。

遊休財産規制



使途不特定財産規制



= 1年分の公益目的事業費相当額

= 1年分の公益目的事業費相当額

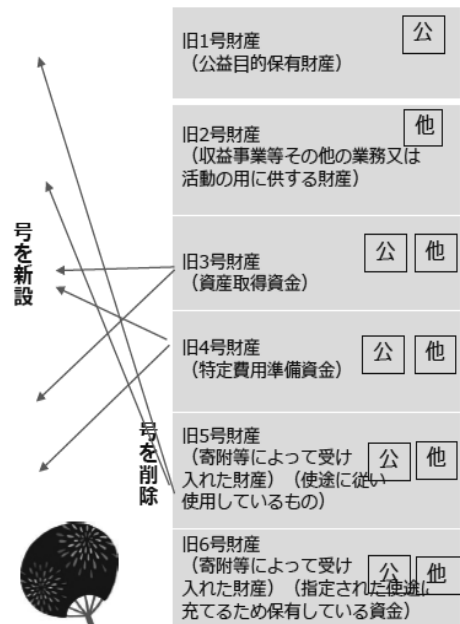
内閣府新公益法人制度説明資料より引用 一部表記を修正当協会作成

公益財団法人公益法人協会

控除対象財産（使途の定まった財産）とは

改正認定規則第36条第3項 公益認定等ガイドライン 170～173P)

公益目的保有財産 1号財産	継続して公益目的事業の用に供する公益目的事業財産（公益認定法第18条に規定する公益目的事業財産をいう）。 公
法人活動保有財産 2号財産	公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に継続して使用する財産。 他
公益充実資金 3号財産	公益目的事業に係る従来の「特定費用準備資金」及び「資産取得資金」を包括する資金とし、法人の実情や環境変化に応じた柔軟な資金管理が可能となるような「大括りな設定」「いまだ認定されていない将来の新規事業のための資金の積立て」も可能。 公
資産取得資金 4号財産	法人活動保有財産の取得または改良にあてるために保有する資金。（当該活動保有財産の取得に要する支出の額の最低額に達するまでの資金に限る。） 他
特定費用準備資金 5号財産	将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する資金。 他
指定寄附資金 6号財産	寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産であって、当該財産を交付した者の定めた使途に充てるために保有している資金。（当該資金から生じた果実を除く。）一般的には、寄附者等の定めた使途に充てるため、いわば待機しているような資金が、主として想定されている。 公 他



⇒控除対象財産に該当しない「使途が特定されていない財産」が「使途不特定財産」

公益財団法人公益法人協会

旧制度の特定費用準備資金・資産取得資金から「公益充実資金」へ

公益目的事業に係る特定費用準備資金及び資産取得資金は、令和6年公益法人会計基準の適用の有無に関わらず、令和7年4月1日の新公益法人制度施行後は、公益充実資金へ移行する。収益事業等又は法人運営に係る特定費用準備資金と資産取得資金はこれまでどおり残る

■ 「公益充実資金 への 行」 (内閣府FAQ問N-1-⑧)。

公益目的事業に係る特定費用準備資金及び資産取得資金 (両資金) は廃止となり、それらは公益充実資金に 行 します。そのため、新制度施行後に開始する最初の事業年度終了後の事業報告時の書類において、従前の定期提出書類に記載していた情報から必要な情報を公益充実資金の明細に記載し、提出してください。また、当造情報を法人自らでも公表する必要があります。

■ 公益充実資金を公益充実活動等以外の支出に充てるために取り崩す場合の「特別の手続」 (同 問N-1-④)

例えば、「公益充実資金の管理は、別途理事会で定める手続による」と定款で定め、目的外の取崩しをする際は理事会で決議する、ということが考えられます。(ガイドライン第5章第1節第1(3)参照)

■ 公益充実資金の記載の仕方 (同 問N-6-⑯)

公益充実資金は、活動ごとに所要額を合理的に算定する必要があり、財務規律適合性に関する明細(附 明細書)を作成する場合は、附 明細書において活動ごとの内訳を明らかにする必要があります(新別表A(5)-1及びA(5)-2)。一方、貸借対照表の注記「資産及び負債の状況」(又は財産目録)においては、公益充実資金の総額が他の財産と区別されれば足りません(公益充実資金を活動ごとに記載することは不要です)。



【新別表A(5)-1(公益充実資金の明細)】

下表の本表欄：(注)注記(2)の記入範囲：(注)注記(3)の記入範囲

1. 公益充実資金の前年度実績欄

公益充実資金の前年度実績欄は、以下のとおりです。

前年度(令和5年度)	前年度(令和5年度)	前年度(令和5年度)	前年度(令和5年度)
公益充実資金(資産)	0000	0000	00
公益充実資金(負債)	0000	0000	00

2. 公益充実資金の本年度実績欄

公益充実資金の本年度実績欄は、以下のとおりです。

本年度(令和6年度)	本年度(令和6年度)	本年度(令和6年度)	本年度(令和6年度)
公益充実資金(資産)	0000	0000	00
公益充実資金(負債)	0000	0000	00

【新別表A(5)-2(公益充実資金の明細)】

A 目的	B 公益充実資金
目的の事業又は活動の名称	50周年記念大会
当該活動の内容	当法人は、令和5年に50周年を迎えることから、XXの普及啓発を図るため、毎年実施している大会が60大規模な50周年記念大会を実施する予定。大会の開催費、宣伝広告費等を捻出する。
財源の種類(目的別～実施)	新編 2020 年 4 月 1 日 ~ 2020 年 12 月 31 日 月数 (90 月)
所要額の算定方法	同規模の50周年記念大会時の実績を基に、近年の毎年大会の使用内訳を踏まえ、会場費●円、宣伝広告費●円、新編文庫費●円の合計額(4000円)を算定額とする。

人協会

参考：1号財産「公益目的 有財産」と2号財産「法人活動 有財産」

- ① 1号財産：「公益目的保有財産」(継続して公益目的事業の用に供する公益目的事業財産)
- 公益目的事業に継続的に使用している公益目的事業財産 (断続的であっても、長期にわたって継続して使用している場合は継続的に使用しているものとする) が該当する。複数年度にわたって 有し 続けることが想定されており、**固定資産 (土地・建物等の実物資産のほかに運用目的の金融資産も 含む) が基本的に**想定される。公益目的事業財産を支出することにより取得した固定資産であっても、公益目的事業の用に継続的に供されていない場合には、公益目的 有財産に含まれない。
 - 以下の財産は、公益目的保有財産に該当する。また、使用実態に鑑み法人が公益目的保有財産であることを表示した公益目的事業財産が該当する。
 - 不可欠特定財産 (認定法第5条第19号、第18条第6号)
 - 定款に定めた基 本財産 (法人法第172条第2項) のうち、公益目的事業財産に該当するもの
 - 寄附等によって受け入れた財産で、交付者の定めた用途に従って公益目的事業に継続的に使用されている公益目的事業財産
 - **運用目的の金融資産**の場合は、原則として取り崩すことなく、その果実 (配当金等の金銭) を継続的に公益目的事業の財源に充てることを目的として保有するものである必要がある。
 - なお、果実が公益目的事業の財源として活用されていない場合には、公益目的事業の財源に充てることを目的として、有していると言えない。また、当造財産の果実は、継続して使用する性質のものではないため、公益目的 有財産には該当しない。継続的に使用されなくなった場合には、公益目的 有財産ではなくなることに留意する。
- ② 2号財産：「法人活動保有財産」 (公益目的事業 を行うため 必要な収益事業等その他の業務や活動に継続的に使用している公益目的事業財産以外の財産)
- 特定の用途に継続的に使用されている公益目的事業財産以外の財産 (「継続的に使用」の考え方は、「公益目的 有財産」と同じ。) が該当する。公益目的事業財産以外の財産で、複数年度にわたって 有し 続けることが想定されており、区分経理 (脚注156) 上は、収益事業等会計又は法人会計に計上された固定資産が基本的に想定される。
 - 以下の財産は、法人活動 有財産に該当する。また、使用実態に鑑み法人が法人活動 有財産であることを表示した財産が該当する。
 - 定款に定めた基本財産 (法人法第172条第2項。公益目的事業財産を除く。)
 - 寄附等によって受け入れた財産で、交付者の定めた用途に従って特定の業務又は活動に継続的に使用されている財産 (公益目的事業財産を除く) (脚注157)
 - また、**運用目的の金融資産**の場合における、要件やその果実の取扱いについては「公益目的保有財産」と同じである。

(4) 剰余金の活用例

(i) 公益充実資金の積立

「将来の収支変動に備えた」「将来の減収に備えた」積立も可能。

「将来の収支変動に備えた積立」は、過去の実績や事業環境の見通しを踏まえて活動見込みや限度額を合理的に見積もることが出来ること（事業構造から収入が多い年・少ない年（支出が多い年・少ない年）があるなど）が、「将来の減収に備えた積立」は、同様に外的な要因により将来の収入減少が合理的に見込まれること（保有する有価証券の配当が減少傾向ありそれが引き続く可能性が高い、補助金制度の見直しが進められており補助金を受け取れなくなる可能性が高いなど）が必要である。

(ii) 公益目的保有財産の取得等

公益目的保有財産の取得等については、その時点では費用が発生しないものの、公益目的事業のための資本を整備するための支出であることから、剰余額の解消策として認められている。

剰余額の解消策として、~~公益目的事業資産として金融資産を取得する場合に~~剰余金が単に金融資産に形を替えて活用されず死蔵されることを防ぐ必要があるため、

- ①過去に公益目的事業を継続するためにやむを得ず取り崩した公益目的保有財産を回復する場合、
 - ②公益目的事業のため直接財産を費消することと比較して、中長期的に同程度以上の公益目的事業の拡大とすることが見込まれる場合など、金融資産から生じる果実が公益目的事業の充実のため使用される見込み・必要性が求められる。
- ⇒【公益目的保有財産としての金融資産を取得する場合の要件】 参照

(iii) コロナ禍における赤字運転資金借入金の返済

「災害その他の公益目的事業の実施が著しく困難となる事態として内閣総理大臣が定める事態」（令和2年度及び令和3年度新型コロナウイルス感染症の感染拡大が該当）において、公益目的事業を継続するために必要となる運転資金が不足したため行った借入の元本返済のための支出については、「当該事態により資金の不足が生じた事業年度における欠損金を上限に、解消策として認められている。本規定を利用する法人は、資金不足が生じた年の計算書類、行政庁への定期提出書類、金融機関等からの借入の明細、今後の返済見込み、当該事業年度における返済実績等の書類をもって、その借入が事業拡大のための固定資産の取得等のためのものではなく、事業継続のため必要な運転資金に充てるためのものであったこと等、本規定に適合することを行政庁に説明し、その確認を受ける。

(内閣府公益認定等ガイドライン、FAQより抜粋、当協会作成)

公益財団法人公益法人協会

23

公益充実資金と予備財産

- ▶ 「公益充実資金」は、中期的収支均衡だけでなく、公益目的事業比率及び使途不特定財産規制においても費用の算定上加味され、また、使途不特定財産規制における控除対象財産となる効果がある。
- ▶ ちなみに、「予備財産」は、使途不特定財産規制における保有制限の対象から除外となる。

③ 3号財産「公益充実資金」

○【将来の収支変動に備えた積み立て、将来の収入減少に備えた積み立て】
既存事業を維持するために将来の収支変動に備えた積み立てや将来の収入減少に備えた積み立ても可能。繰越金、予備費等、将来の単なる備えとして積み立てる場合は本要件を満たさない。「必要な資金」というためには、当該公益充実活動等が実施されることの見込み（蓋然性）があることが求められる。

○【まだ認定されていない実施予定の事業】（FAQ問IV-1-⑩）
申請を行政庁に出している、理事会で決定した計画等で事業内容を確認できるなど具体的に活動の実施が見込まれる場合には、公益充実資金の目的として、まだ認定されていない事業に係る活動を設定することも可能。

○【1口座にまとめて管理】（FAQ問IV-1-⑬）
公益充実資金等の口座管理については、引き続き、別々の口座で行っても構いませんし、1口座にまとめて管理することも問題ありません。

○【1号財産及び6号財産から生じる運用益】（FAQ問IV-3-⑤）
1号財産及び6号財産から生じる運用益については、寄附により受け入れた財産そのものではないため1号財産及び6号財産には該当せず、一般純資産の部に計上されます。当該運用益を控除対象財産としたい場合、公益充実資金として積み立てを行うことが考えられます（当該運用益について、寄附者からの使途の指定がある場合、それに沿った公益充実資金の目的設定が必要になります。）

予備財産との比較

○【災害等の備え】（FAQ問IV-1-⑦ ガイドライン 第5章第3（2）③参照）
災害その他の予見し難い事由が発生した場合においても公益目的事業を継続的に行うために必要な限度において「公益目的事業継続予備財産」を保有することが可能であり、公益充実資金ほどの具体性がなくとも、その必要性が合理的に説明できれば保有することが可能です。

(内閣府公益認定等ガイドライン、FAQより抜粋、当協会作成)

公益財団法人公益法人協会

24

公益充実資金の留意点

【貸借対照表等の表示】(FAQ 問 N 1-②)

公益充実資金の貸借対照表の勘定科目や財産目録等における取り扱いには、新旧会計基準で相違があり、以下の通りです。「平成20年公益法人会計基準での取り扱い」公益充実資金は、貸借対照表上、特定資産の部に計上し、財産目録において公益充実資金であることを明示する必要があります。「令和6年公益法人会計基準での取り扱い」公益充実資金は、貸借対照表上では現金 金等の形態別科目で表示し、貸借対照表の注記「資産および負債の状況」(又は財産目録)において公益充実資金であることを明示します。

【公益充実資金の要件】(改正 認定規則第23条第1項及び第46条、公益認定等ガイドライン)

ア 公益充実資金の目的。イ 必要な情報開示がなされていること。法人自らも、インターネットの利用その他の適切な方法により速やかに公表する必要がある。ウ 公益充実資金を公益充実活動等以外の支出に充てるために取り崩す場合について特別の手続が定められていること。エ 事業年度の末日における公益充実資金の額が積立限度額を超えていないこと。オ 貸借対照表の注記や財産目録又は附 明 細書に表示され、他の財産と区分されていること。

【保有形態】(公益認定等ガイドライン156P 脚注139)

公益充実資金は、現金以外の 金、有価証券等の形態で 有 することもできるが(改正 認定規則第23条第1 項括弧書き)、その額については、積立額及び取崩額で管理されるものであるから、そこから生じた果実については、収益となり、当座果実を公益充実資金とするためには積立て処理が必要となる(自動的に公益充実資金の増額とはならない。)(公益認定等ガイドライン156P 脚注139)

予備財産の留意点

【貸借対照表等の表示】(FAQ 問 N 3-③)

公益目的事業継続予備財産は、その額を用途不特定財産額の算定において考慮するものであり、財産「額」の概念であることから、特定の財産を 定 することはあ りま せん。

【予備財産の要件】(公益認定法第 16条第 2項・第 3項、改正認定規則第35条、公益認定等ガイドライン)

予備財産を 有 する法人は、事業年度の終了後、予備財産の額や 有 する理由等について、財務諸表の附 明 細書等において開示するとともに、インターネットその他適切な方法で自ら公表することとしている。

ア 法人の実情に鑑み資金を 有 する必要があること。イ 予備財産の限度額が算定されていること。ウ 予備財産額が限度額を超過していないこと。

(内閣府公益 認定等ガイドライン、FAQより、当協会作成)

公益財団法人公益法人協会

25



【公益目的保有財産としての金融資産を取得する場合の要件】

【剰余金の解消策のために公益目的 有 財産としての金融資産を取得】(FAQ 問 N 1-⑥)

- 1例えば、金融資産の運用益を財源として事業を行っている公益財団法人においては、公益目的 有 財産としての金融資産を取得することが、事業の拡大を図るために必要な措置であると考えられます。
- 2しかし、金融資産の取得が無制限に認められる場合には、公益目的 有 財産の積み増しに伴って事業の拡大が適切になされなければ、内部留 蓄 を 無制限に積み増していく結果になり、収支相償や遊休財産額の有限性に関する制度の趣旨を潜脱するおそれがあります。
- 3剰余金の解消のために公益目的 有 財産としての金融資産を取得することについては、合理的な理由がある場合に限って認められることとしています。審査に当たっては、例えば以下の①～④の内容を確認することにより、金融資産を取得することの必要性と合理性について確認することになります。

- ①事業拡大に関して、実物資産ではなくて金融資産を取得して業務を拡大する必要性が明確なこと。
- ②事業拡大の内容は具体的になっており、それが事業計画等として法人において機関決定等(理事会等の承認、決定)を受けていること、
- ③運用する金融資産について、その内容及びこれから生じる運用益の見込額が妥当であること並びに運用益が事業拡大の財源として合理的に説明できるものであること(拡大する費用と運用益のバランスが適当であること)。
- ④その他、事業の財源として、剰余金を用いることについて望ましい理由があること

⇒事業(公益目的事業費)の拡大計画と、その財源としての金融資産の運用収益予想(取得する金融資産の運用収益を含む)等について、中長期的な財務計画(シミュレーション)で示すことが良いと思われる(私見)。

(内閣府公益 認定等ガイドライン、FAQより、当協会作成)

公益財団法人公益法人協会

26



(5) 事業報告への記載事項 (公益認定法 第21条第4項)

公益法人は、一般社団・財団法人法第123条第2項(第199条において準用する場合を含む。)の規定により作成する事業報告に、各事業年度における公益目的事業の実施状況、公益法人の運営体制その他の公益法人の適正な運営を確保するために必要なものとして内閣府令で定める事項を記載しなければならない。(公益認定法第21条第4項)

改正前

※ いずれも一般法人法第123条による ※ 様式の定めはなし

□ 当該一般法人の状況に関する重要な事項

ex) 事業の経過及びその成果、運営上の重要な契約の締結・解消など..

□ 理事の内部統制の整備について決定・決議がある場合の決定・決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要

ex) 法人の内部統制に関する基本方針の内容など..

加えて

改正概要

公益法人の運営に係る透明性の向上、ガバナンスの充実の観点から、

令和8年4月以降に提出する事業報告 (R7年度) から

各事業年度における公益目的事業の実施状況

該公益法人の運営体制の充実をはかるため取組 について記載が必要(認定規則第53条)

<記載例>

各事業年度における公益目的事業の実施状況

- > 事業の公益性を確保する取組の実績
- > 事業報告に記載することが予定された事項

当該公益法人の運営体制の充実をはかるための取組

- > 外部理事・監事にどのような者を選任したか
- > 外部理事・監事の役割を全うするためにどのように情報提供を行ったか

→「経緯等を掘り明し事業内容に精通した内部役員と同一情報を提供するだけでは、その役割を適切に果たせない場合もある(パブリック意見募集結果第5項44-134P)」(

内閣府新公益法人制度説明資料より引用 一部表記を修正当協会作成) 公益財団法人公益法人協会

<透明性の確保について>

- > 公益目的事業の質を改善するための自主的な取組
- > 公益目的事業の成果や公益目的事業の実績に対する測定・評価(インパクト測定・マネジメント等)などについて

- > 評議員の選任及び解任方法等について
- 外部理事・監事に準じた準則を設けたか

- > 理事等からの実質的な影響力行使を排除した 評議員選定委員会を設けたか



27

自律的なガバナンス 運営体制の充実を図るための取り組み例(案)

	法令上の最低基準	自主的・自律的なガバナンス・運営体制の充実を図るための取組例(案)
役員等の選任	公益認定法第5条(第10号、第11号、第12号、第15号、第16号等)への適合 一般法人法第65条第1項、公益認定法第6条第1号の欠格要件に該当しない	(外部)理事・(外部)監事の選任の方針、選任の基準を定める。外部理事・外部監事に対する情報提供の支援等の取組を行う。
役員等の選任手続き	社員総会/評議員会の決議によって選任 代表理事・業務執行理事は理事会の決議によって選定	候補者の選出方法を定める。 (候補者選出委員会方式、選挙方式 立候補制+推薦の組み合わせ、等)
役員等の構成(員数)	上限なし。 理事の人数は3人以上(理事会設置法人) 監事の人数は1人以上 評議員の人数は3人以上	理事の定数は法人の事業の規模、性質、内容等に応じ、適切な人数とする。 事業内容によっては、理事の間で職務の分担が必要であったり、一定の有識者等を理事に加える等の配慮が必要。

理事数規模別の公益社団法人数とその割合(令和5年公益法人の概況)

	3~9人	10~19人	20~29人	30~39人	40~49人	50人以上
法人数	637	2,279	692	202	133	219
同割合	15.3	54.8	16.6	4.9	3.2	5.3

理事数規模別の公益財団法人数とその割合(令和5年公益法人の概況)

	3~9人	10~19人	20~29人	30~39人	40~49人	50人以上
法人数	3,657	1,635	188	56	8	5
同割合	65.9	29.5	3.4	1.0	0.1	0.1

公益財団法人公益法人協会

28

	法令上の最低基準	自主的・自律的なガバナンス・運営体制の充実を図るための取組例(案)
理事会の構成	理事及び監事は社員総会/評議員会の決議によって選任する	理事の留任・新任のバランスを考慮する。 理事会の構成では、各の理事のキャリア・専門分野・知見・性別・年齢層・在任期間等のバランスを考慮する。
評議員会の構成		評議員の選任及び解任方法等について外部理事/外部監事に準じた準則を定める
理事会の運営 任意の委員会の活用 その他	(定款自治)	理事会がその役割や機能を果たすため、開催頻度や審議時間、付議事項を適切なものとする。 経営諮問委員会(社団法人における評議員会も含む)への外部理事や外部有識者等の参画と活用 内部統制委員会、リスク管理委員会等、各種委員会の活用 後継者計画の策定
役員の報酬	公益認定法第20条への適合報酬等支給基準を定める。	不当に高額な役員報酬の支給としない 報酬等は、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分(常勤理事への月例報酬、非常勤理事への理事会等への出席の都度支払う日当等(交通費実費相当額を超える場合は報酬等に造当)等の支給基準に基づき支給する。

□ 「ガバナンス 化 策を講じることが重要」とありますが、「ガバナンス体制の点検を行う」というような記載でも認められますしうか。
→「事業報告に記載する内容について、事業計画に全てが記載されている必要はありませんが、新制度の初年度であることを踏まえ、法人の自主的な取組として、事業計画において「ガバナンス体制の点検を行う」旨を記載し、事業報告において、点検結果を踏まえた具体的な取組内容を示すことも考えられます。」
(公益認定等ガイドライン(素案)意見募集結果 第5章32 127P)

- ご参考 事業会社におけるガバナンス
- 株式会社東京証券取引所 コーポレートガバナンス・コードでは、コーポレートガバナンスとは、会社が、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みを意味する、とされている。
 - コーポレートガバナンス・コードの原則4-11では、取締役会が「役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、エンタープライズ国際性、職歴、年齢の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成される」ことを求めている。
 - 機関投資家の議決権行使基準において、「取締役の数は、経営意思決定の迅速化のため15名以下」「取締役会は十分に議論でき迅速な意思決定ができる規模(20名以内)」「社外取締役が過半数」「独立性の要件として在任期間12年未満」「取締役会への出席率75%以上」「取締役会全体に占める女性取締役の比率」等が、制定公表されている。
- 公益財団法人公益法人協会 29

(4) 定期提出書類における開示情報の拡充等

改正前

- 定期提出書類とは事業計画時及び事業報告時に提出される資料であり、「事業計画時」は事業計画書や収支予算書等、「事業報告時」は事業報告、各種別紙等が造当。
- 行政庁は、定期提出書類のうち「財産目録等」について、請求があれば閲覧又は謄写をさる。

改正概要

- 令和7年4月1日以降、行政庁に提出された「財産目録等」に当たる書類は**全て行政庁で公表**。また、**財産目録等の範囲とその内容が拡大**。
※「事業計画時」・「事業報告時」だけではなく、事業変更等の際など行政庁に提出される財産目録等に当たる書類はいずれも公表(常に法人の最新の情報が公表)。
- 事業報告時に提出が必要な書類については、段階的に切り替わるため**注意が必要**。
- 事業報告時に提出が必要になる書類のうち、財務規律に関するものについては、財務諸表及びその附明細書において記載があれば、別途の作成は不要。
- 新会計基準を適用するか、現行会計基準を適用するかで記載すべき書類の内容が一部異なることにも**注意が必要**(令和10年3月31日までに開始する事業年度までは、旧基準も適用可)。
- これまで事業報告時に作成していた「事業の内容」(公益目的事業、収益事業、その他事業の種類及び内容)については、**事業計画時に作成**。

(内閣府新公益法人制度説明資料 より引用 一部表記を修正当協会作成)

公益財団法人公益法人協会

30

(4) 定期提出書類における開示情報の拡充等 (続き)

改正前

事業報告時の資料では、下記3項目について以下の内容を開示
 ・【役員報酬等】「役員報酬規程」及び「理事・監事等の報酬等の総額」は開示。総額等の開示であり、また、役員報酬が「不当に高額」か否かは金額だけで判断し難く、実効的な監督が難しい。
 ・【法人関係者との取引】「関連当事者(役員・評議員とその近親者を含む)」との取引内容を財務諸表には注記。
 ・【海外送金】特段の開示事項なし

改正概要

適用開始：令和6年度事業の事業報告時の書類から

法人についての開示情報の拡充の観点から、下記3項目について公表事項を整理・追加

関連当事者との取引関係は、会計基準により差異があるため留意

・【役員報酬等】報酬規程のみでは各役員の報酬額が分からず、役員報酬が「不当に高額」と言えるかが判断が難しかったため、公表事項に「理事・監事等ごとの報酬等の総額」及び「役員報酬が2,000万円(※1)を超える役員について、金額及びその額の必要性」を追加。

・【法人関係者との取引】特別の利益を与えてはならない法人関係者とが一致していなかったため、特別の利益を与えてはならない法人関係者を、関連当事者にめる(新公益法人会計基準)。

・【海外送金】FATF(テロ資金供与対策に関する国際枠組み)からの非営利法人がテロ資金供与に巻き込まれる可能性の摘も踏まえ(※2)、海外送金の有無及び「テロ資金供与等のリスク軽減策の有無」について新しく開示(※3)。

(※1)人事院調査による、企業規模500人以上1000人以下の全役員平均年間報酬額が約2,211万円であることから額を設定
 (※2) (参考)認定NPO法人については、全ての海外送金の金額・使途・実施日について公表することになっている(※3)「公益法人におけるテロ資金供与対策について」(令和4年6月内閣府大臣官房公益法人行政担当室)も参考

(内閣府新公益法人制度説明資料より引用 一部表記を修正当協会作成)

公益財団法人公益法人協会

31

事業年度開始前までに、作成し備え置くとともに、行政庁に提出しなければならない書類「定期提出書類」(公益認定法第21条第1項)

- ① 事業計画書(認定規則45条第1号)
- ② 収支予算書(認定規則第45条第2号)
- ③ 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(認定規則第44条第3号)
- ④ 公益目的事業の種類及び内容、収益事業等の内容を記載した書類(認定規則第45条第4号)

事業年度経過後3月以内に、作成し備え置くとともに、行政庁に提出しなければならない書類「定期提出書類」(公益認定法第21条第2項)

- ① 財産目録(認定法第21条第2項第1号)
- ② 役員等名簿(認定法第21条第2項第2号)
- ③ 役員報酬等の支給の基準(認定法第21条第2項第3号)
- ④ 内閣府令で定める書類(認定法第21条第2項第4号・認定規則第46条)・・・詳細後記

一般法人法第123条、第129条、第199条に基づき、作成し備え置かなければならない「計算書類等」

- ① 計算書類(貸借対照表及び損益計算書をいう)
- ② 事業報告
- ③ これらの附屬明細書

上記計算書類及び事業報告は、一般法人法126条、第199条に基づき、定時社員総会に提出し(又は提供し)なければならず、提出され(又は提供され)た計算書類は定時社員総会/定時評議員会の承認を受けなければならない。

参考：
事業計画と事業報告

定款規定例1(事業計画及び収支予算)
第00条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、事業年度の開始の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

定款規定例1(事業報告及び決算)
第00条 この法人の事業報告及び決算については、事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、その承認を受けなければならない。
(1)事業報告(2)事業報告の附屬明細書(3)貸借対照表(4)損益計算書(活動計算書)(5)貸借対照表及び損益計算書(活動計算書)の附屬明細書(6)財産目録

定款規定例2(事業計画及び収支予算)
第00条 当法人の事業計画及び収支予算については、事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

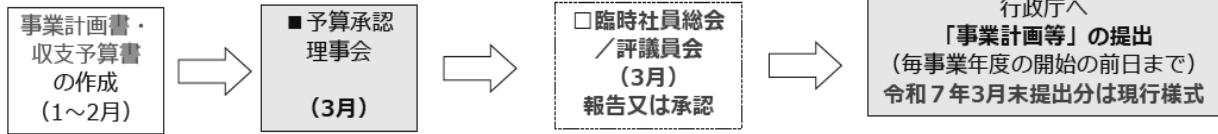
定款規定例2(事業報告及び決算)
第00条 当法人の事業報告及び決算については、事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。
()事業報告()事業報告の附屬明細書()貸借対照表()損益計算書(活動計算書)()貸借対照表及び損益計算書(活動計算書)の附屬明細書

公益財団法人公益法人協会

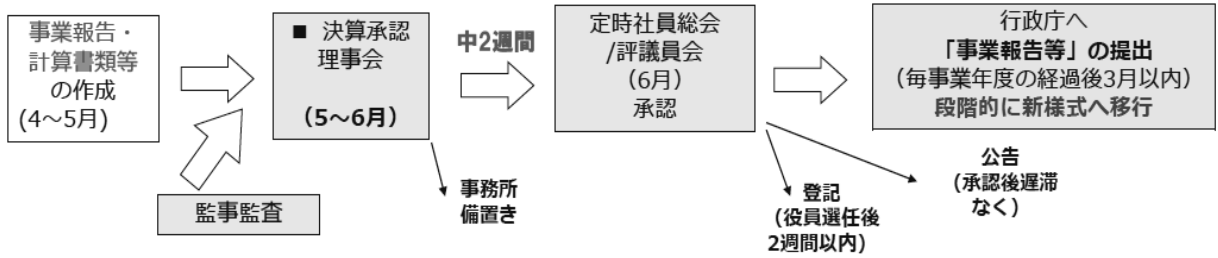
32

【参考 事業年度4月1日～3月31日のケース】

① 予算承認理事会・臨時社員総会/評議員会



② 決算承認理事会・定時社員総会/評議員会



参考：理事会の決議の省略（一般法人法96、197）の活用

理事会の決議の省略については、定款の定めが必要であるが、理事や監事に事前に口頭、電話、メール等で十分に説明し了解を得た後に、提案者（代表理事）から正式に各理事・監事に書面または電磁的方法で提案し、理事全員の同意と監事に異議ない旨を取り付ければ、決議の省略は成立する。同意の意思表示については、署名等が必要との規定はないが、実務上は「例えば、電子メールにより理事会決議を行う場合、メールにより議案の内容を理事と監事の全員に伝達し、事務方が理事全員から議案に同意する旨の電子メールを受け取り、監事に異議がないことを確認した上で、理事会決議の議事録を作成することにより手続きは完了（内閣府FAQ問Ⅱ-3-②）」とされる。ただし、実態上は書面での同意によって、記名押印または署名をもって本人確認がなされている。



公益財団法人公益法人協会

33

【様式集】 事業年度4月1日～3月31日のケース

▶ 令和8年度の「事業計画時の書類」（毎事業年度の開始の前日までに提出＝令和8年3月31日までに提出）

事業計画等に係る提出書

- ① 事業計画書
- ② 収支予算書
- ③ 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- ④ 事業の内容（「公益目的事業の種類及び内容」と「収益事業等の内容」）
 - ・事業の一覧、・公益目的事業の種類及び内容
 - ・事業の公益性について（公益目的事業のチェックポイント該当性）、
 - ・収益事業について ・その他事業について

従来の別紙3「法人の事業について」と重複する内容があるが、公益目的事業の実施状況について事業報告の記載事項とされた（改正公益認定法第21条第4項。改正認定規則第53条第1号）ことに伴い、事業報告との重複を整理し、記載内容を明確化した上で、公益法人が毎事業年度に実施する公益目的事業及び収益事業の内容等を開示する書類として位置付けを改めたもの

▶ 令和7年度の「事業報告時の書類」（毎事業年度の経過後3月以内に＝令和8年6月30日までに提出）

- ⇒ 新制度（中期的収支均衡等）での活動を新様式で報告。
- ⇒ 事業報告書に、公益法人の運営体制の充実を図るための取組等を記載

事業報告等に係る提出書

- ① 財産目録、② 役員等名簿、③ 報酬等支給基準、④ キャッシュ・フロー計算書、
- ⑤' 運営組織に関する重要な事項 ⑥' 事業活動に関する重要な事項、⑦ 事業・組織体系図（⑤'の添付書類に）
- ⑧' 新別表A 中期的収支均衡、⑨' 新別表B 公益目的事業比率、⑩' 新別表C 使途不特定財産額（⑩' 別表H 公益目的取得財産残額）
- 公益充実資金の取崩方法についての定め等（新規事項）、○ 特定費用準備資金について備置き・閲覧等事項を記載した書類
- 資産取得資金について備置き・閲覧等事項を記載した書類、○ 指定寄附資金について備置き・閲覧等事項を記載した書類
- ⑮ 社員名簿、⑯ 貸借対照表及びその附属明細書、⑰ 損益計算書及びその附属明細書、
- ⑱ 事業報告及びその附属明細書（事業報告に、公益目的事業の実施状況、ガバナンス事項＝運営体制充実のための取組を記載）
- ⑲ 監査報告、⑳ 会計監査報告
- ㉑ 理事会等の承認を証する書類、㉒ 確認書（国税）・納税証明書（地方税）、㉓ 社員資格得喪の細則、㉔ 会員等に係る細則
- ㉕ 寄附の使途の特定内容が分かる書類

（公益認定等ガイドライン、新公益法人制度説明資料より抜粋
当協会作成）

公益財団法人公益法人協会

34

(6) 区分経理の原則化

改正前

- ・公益法人の会計は、必ずしも公益目的事業会計が区分されておらず、その場合、公益目的事業財産が明確になっていない。
- ・区分経理（貸借対照表及び損益計算書の内訳表示。以下同じ。）については、一部の法人でのみ必須（貸借対照表については、収益事業等の利益の50%超を公益目的事業に繰り入れる法人のみ内訳表示が必須、損益計算書については、単一の公益目的事業を行う法人以外の法人のみ内訳表示が必須）。
- ・そのため、公益目的取得財産残額を算定するための計算も必要（別表Hの作成）。

適用開始：令和7年4月1日（令和10年3月31日までに開始する事業年度については、現行方法での経理が可能）

改正概要 ⇒収益事業等の収益の50%超を繰り入れを受ける法人以外の法人においては、貸借対照表の内訳の表示を省略できる。「特例区分経理」

- ・公益目的事業財産を可視化し、財務状況の透明性を向上するため、**区分経理を原則義務付け**。
- ・【区分経理の代替措置】ただし、収益事業等を行わない法人で、法人運営のためと特定されている財産（※1）を除く全ての財産（公益目的事業財産等）を公益目的事業に使用・処分することで区分経理をしないことができる。（認定規則第43条）
- ・公益目的事業財産は、貸借対照表内訳の公益目的事業会計に整理する。
- ・貸借対照表の内訳（公益目的事業会計）で公益目的事業財産を把握可能となるため、財産残額は、公益目的事業会計の純資産額を基礎に算定する方法とし（※2）、毎事業年度の計算は廃止（別表Hを廃止（ただし、区分経理に適用するまでの間は引き続き作成が必要））。

（※1）法人活動保有財産、資産取得資金、特定費用準備資金及び指定寄附資金（法人活動保有財産及び指定寄附資金にあつては、公益目的事業の用に供するものを除く。）

（※2）区分経理をしない法人は公益目的事業財産等を基礎に算定。

内訳表の作成		貸借対照表	損益計算書
収益事業等を行う法人	（収益の50%超を公益目的事業に繰入）	必須	必須 各事業も区分
	（上記以外）		
収益事業等を行わない法人	（複数の公益目的事業を行っている）	任意	任意
	（上記以外）		

会計区分別内訳の作成		貸借対照表	損益計算書
収益事業等を行う法人		必須	必須 各事業も区分
収益事業等を行わない法人	（複数の公益目的事業を行っている）	代替措置あり	代替措置あり 各事業の区分必須
	（上記以外）		代替措置あり

（内閣府新公益法人制度説明資料より引用 一部表記を修正当協会作成） 公益財団法人公益法人協会

35

区分経理 代替措置

- 区分経理を行わないことができる公益法人の要件（認定規則第43条）（公益認定等ガイドライン第5章第1節第4（2）③188P）
小規模法人の負担等に配慮し、収益事業等を行わない公益法人であつて、各公益目的事業ごとの内訳を損益計算書表示している場合（単一の公益目的事業のみを行う法人の場合、損益計算書の作成をもって当該要件は当然満たす）は、区分経理を行わないことが出来ることとしている。この場合には、法人運営を行うため必要な財産以外の財産を、全て、公益目的事業のため使用等しなければならぬとされている。
 - 内閣府FAQ問IV-5-⑥（区分経理）
ただし、公益目的事業しか行わない法人で、各公益目的事業ごとの内訳を損益計算書に表示している場合（単一の公益目的事業のみを行う法人の場合、損益計算書の作成をもって当該要件は当然に満たす）には、区分経理を行わないことが出来ます（この場合には、法人運営を行うために必要な財産以外の財産を、全て、公益目的事業のために使用等する必要があります。）（公益法人認定法第19条ただし書、公益法人認定規則第43条）。区分経理を行わない場合には、法人会計の区分を省略することが可能です。
 - 「法人の運営を行うため必要な財産として内閣府令で定めるもの」は、その使途が法人の運営のためと特定され、かつ、他の財産と区別された財産であり、使途不特定財産の保有規制における控除対象財産（認定規則第36条第3項各号）のうち、法人活動保有財産、資産取得資金、特定費用準備資金及び指定寄附資金（法人活動保有財産及び指定寄附資金にあつては、公益目的事業の用に供するものを除く。）が該当する（認定規則第44条）。
これらの財産は、仮に区分経理を行う場合、いずれも法人会計に帰属する財産であるが、区分経理を行わない場合であっても、貸借対照表の注記や財産目録又は附属明細書に表示する必要があるものであるため、特定可能な財産である。
- ✓ この代替措置は、もともと「小規模法人の負担等に配慮」したものである。【内閣府 新しい公益法人制度のための有識者会議最終報告】「全ての公益法人に対し、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の区分経理を求める。【法律・内閣府令】なお、所要の経過措置を設けるとともに、行政は必要な支援策も検討する。また、小規模法人等における区分経理の負担を軽減する方策について検討する。」
- ✓ 収益事業等を行わない法人が区分経理を行わないこととしていた場合において、収益事業を開始した時。
→改正法第19条ただし書の適用を受けることができないため、収益事業等を開始した事業年度から区分経理の義務は発生します。（認定等ガイドライン素案イメージパブリコ第5章60 141P）

公益財団法人公益法人協会

36

区分経理 公益目的事業会計において他会計からの負債として認められる場合

公益目的事業財産を公益目的事業以外のため使用、又は処分することができる正当な理由として以下の場合が認められる。

(公益認定等ガイドライン 第5章第1節第4 183～185P)

ア 収益事業等を行わない法人が、日々の法人運営に充てる運転資金として、法人の運営を行うために必要な財産以外に財源が必要な場合(認定規則第38条第1号)

- ・ 適正な費用に限り、財源の不足を補うために必要な限度において、公益目的事業財産を支出することが可能。
- ・ 公益目的事業財産を支出可能な については、法人会計上の資金を管理費に充て、なお資金が不足する場合、その不足を補うために必要な限度において可能となる。
 - () 区分経理を行う法人においては、法人会計上に使途不特定財産がある場合は、当座財産を管理費の財源とすべきだが、法人会計上の法人活動 有財産は、当座財産を処分し財源に充てた場合、かえって継続的な公益目的事業の継続が妨げられることから、原則、不足額の算定上考慮しない。
 - () 区分経理を行わない法人 においては、上記の法人の運営を行うために必要な財産やそこから生じた果実を管理費に充て、なお資金が不足している場合に限り、その不足額とする。(i)の場合と同様、法人活動 有財産 については、原則、不足額の算定上考慮しない。管理費に割る収益は、法人会計の収益に直 計上する(中期的収支均衡)の判定(認定法 第14条)においても公益目的事業に関する収入からは除かれることとなる。)

イ 公益目的事業財産に係る債務を返済する場合(認定規則第38条第2号及び第3号)

- ・ 法人内部の公益目的事業会計への他会計からの債務の返済については、以下の場合において、貸借対照表の注記に適切な表示が行われているものに限り、返済が認められる。第4(1)①キのとおり、公益目的事業財産以外の財産を公益目的事業のために消費等する場合、当座財産は公益目的事業財産となるが、以下の場合については、他会計から公益目的事業会計へ財産を貸借したものと取り扱われ、その返済は公益目的事業財産を減少させる正当な理由として認められる。

i. 公益目的事業の一時的な資金不足

区分経理をする法人において、短期的な資金繰りを目的として他会計の資金を一時的に公益目的事業に費 する場合。例えば、公益目的事業会計上「短期他会計借入金」といった一年以内に返済される見込みのある勘定科目で負債を計上することが必要となる。なお、短期他会計借入金と計上したのも関わらず、翌期決算時 においても引き続き債務の返済ができていない場合は、返済が認められず、また、公益目的取得財産残額の算定において負債として考慮されない(認定規則 第66条第3号)

ii. 資金不足により公益目的事業を継続することが困難な場合

資金不足により、公益目的事業の継続が困難な場合において、来、公益目的事業以外 に使途が定められている 法人活動保有財産、資産取得資金、特定費用準備資金又は指定寄附資金を財源に資金不足を補う場合。例えば、公益目的事業会計上「長期他会計借入金」といった勘定科目で負債を計上するとともに、貸借対照表の注記(1)会計区分別内訳)、資金不足の状況など借入の理由、借入の財源・金額を記載する必要がある167。なお、公益目的事業の資金不足がないのにも関わらず公益目的事業会計に繰り入れた場合、法人活動保有財産等の要件を満たさない財産を財源とした場合、注記において適切な表記がなされていない場合等には、返済が認められず、また、公益目的取得財産残額の算定においても負債として考慮されない(認定規則第 66条第3号)。

公益財団法人公益法人協会



37

に

(7) 変更認定等の簡素化・合理化(公益認定法第 11条 第13条)

- ◆ 申請書の記載事項の変更を伴わない場合届出、との基準は維持し、申請書の記載事項を標準化。
- ◆ 収益事業等の内容の変更は届出事項。(公益 認定法第13条第1項第2号)

収益事業等の全部又は一部の廃止、新規追加、内容の変更

※収益事業等を公益目的事業に変更する場合、公益目的事業の追加部分は変更認定(下記に該当する場合以外)

- ◆ 公益目的事業の変更について届出事項となる「軽微な変更」は次に掲げる変更とされた。(公益認定法第13条第1項第3号、認定法施行規則第9条)

1号 行政庁の変更を伴わない事業区域の変更(現行どおり)

2号 行政庁の変更を伴わない事務所の変更(現行どおり)

3号イ 事業の一部の廃止(※ 全部廃止については、現行も届出)

3号ロ 事業の統合、再編、承継その他の変更であって、変更後の事業が引き続き公益目的事業に該当することが明らかであるものとして内閣総理大臣が定めるもの(公益認定等ガイドライン第4章第4変更の届出事項 123～125Pほか)

i 各公益目的事業の申請書記載事項等に変更なく、事業の単位(公1、公2、細分化された公1-1、公2-3など)の統合・分割・再編などを行う場合(統合の例:公1-1と公2-3を新公3-1と新公3-2とするなど、分割の例:公3を新公4と新公5とする、公3-1を新公3-3及び新公3-4とするなど、再編の例:公1-1と公2-4、公3-1～3を統合して新公1とし、公1-2と公2-1～3を統合して新公2とするなど)

i 公益法人である吸収合併存続法人が吸収合併消滅法人からその公益目的事業をその申請書記載事項等変更なく引き継ぐ場合(吸収合併存続法人の定款目的の内 であることは必要。)

i 公益法人が他の公益法人の公益目的事業の譲渡を受け、その公益目的事業を申請書記載事項変更なく引き継ぐ場合(譲渡を受ける公益法人の定款目的の内 であることは必要)

v 自然災害その他の緊急事態 あって、当座法人の人材又は 有財産を活用して迅速 対応することが求められる場合(特定の地域で公益目的事業を実施することとしている法人が、当座地域以外の地域で事業を行う場合も含む。)において、短期間、対価収入(社会通念に照らしてその実施に要した費用を超えないことが明らかな対価収入を除く。)を得ることなく事業を行う場合。

v 事業区分ごとの事業の特性、内容等 照らして当座変更後の事業が引き続き公益目的事業とすることが明らかであるものと定めた場合

3号ロ 申請書の記載事項の変更(字 の 正その他の公益目的事業の内容に実質的な影響を与えないことが明らかなものを除く)を伴わないもの。

公益目的事業の平行移動的な承継を含む

(公益認定等 ガイドライン、「新しい公益法人制度説明資料」より 当協会作成)

公益財団法人 公益法人協会

38

申請書記載事項

公益目的事業適当性は、「公益目的事業の種類及び内容」として申請書に記載された事項(以下「申請書記載事項」という。)(申請書様式別紙2.2.(1)[1]及び[2])及び申請書の補足情報として記載された事業の公益性等に関する説明(以下「事業の公益性等に関する説明」という。)(申請書様式別紙2.2.(1)[3]並びに事業計画、事業報告その他の添付書類によって判断する。

「申請書記載事項」(公益認定等ガイドライン第2章第1節第2(2)28~31P)

(1) 事業の趣旨・目的

(2) 事業の概要

幹となる事業としてどのような種類の事業を行うか(例:検査検定、資格付与など)、どのような者を受益者として、どのような方法で行うかなど、公益目的事業の外延が明確にわかるよう記載する。付随的事業については、事業計画等への記載を前提に、記載不要とする。法人税法第5条に掲げる事業(相応の対価が見込まれる場合に限る。)を公益目的事業として実施する場合には、申請書への記載を要するものとする。その際には、当該事業を公益目的事業として行う必要性・意義等について記載する。(脚注31)

(脚注31) 収益性が高い事業を行う場合には、透明性を確保する必要性が高いほか、申請書に記載されていない場合には、当該事業が公益目的事業と見られるか必ずしも明らかではないため、税務行政の適正な執行も問題が生じ得る。

(3) 受益の機会

(4) 受益者の義務・受益の条件

(5) 事業の目的性の確の取組

(6) その他

公益認定等ガイドライン 素案イメー パブコメ 意見募集結果 第2章11(36~37P)第2章26(53P)

→法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第5条に掲げる事業であって相応の対価が見込まれるものを除く趣旨は、脚注に記載したとおりであり、別の判断については、当造目的に即して行う必要があります。その上で、

1. 「相応の対価を得ている場合」は、対価を得ずに実施する場合や、実際に要する費用を下回る対価を得る場合は含まれません。
2. 法人税法第2条第13号の収益事業に該当しないことが明らかでない事業については、記載を求めものではありません。
3. 御 摘 の場合、当造 付随行為が小規模に行われる限りにおいて、事業の透明性確保及び税務行政の適切な実施の観点から、申請書に記載する必要はないと考えられます。
4. 幹となる事業の1割程度を超える事業は、「小さな事業に当たらない」旨を明らかにしています。なお、申請時点において規模が小さくとも、将来的に、付随的な事業が拡大することが見込まれる場合に、申請書に記載することは差し支えありません。

→、幹となる事業の内容や事業構造にもよりますが、概ね、幹となる事業の1割程度(単発の事業にあつては3割程度)を超える事業は、「小さな規模」には当たらない旨を明記しています。【相応の対価を得ている場合】は、対価を得ずに実施する場合や、実際に要する費用を下回る対価を得る場合は含まれません。



39

変更認定事項と変更届出事項

■ 現行法人の移行措置について

現状、「第2 申請書記載事項」(2)記入要領②~⑤について申請書に細かく記載を置いている法人については、次に掲げる変更について、各公益目的事業の事業区分ごとの事業の特性及び内容等に照らして、当該変更後の事業が引き続き公益目的事業に該当することが明らかである場合(認定規則第9条第3号口に基づき内閣総理大臣の定め)に該当するものとして取り扱う。また、事業の実績等については、変更申請時の状況を記載したものととして、申請書記載事項と考えない。

① 事業計画・事業報告への記載を前提に、付随的事業の追加又は変更

② 事業計画への記載を前提に、受益の機会について、趣旨・目的及び定款の内 で申請書に記載した支給対象等を拡大する変更(その際、申請書記載事項は変更しないものとする)。一度広げた対象を、申請書の記載まで狭める変更も同様とする。

③ 事業計画への記載を前提に、選考に係る質の確保についてチェックポイントに係る説明事項 実質的な変更がないことが明らか

な変更(認定時の考え方を示すものとして申請書の記載は変更しない)

(公益認定等ガイドライン第2章第4(2)現行法人の移行措置について43P)

＜参考＞ 告示 内閣府告示 第139号
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号)第9条第3号口、第17条第2号及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令(令和6年内閣府令第87号)附則第2項の規定に基づき、内閣総理大臣が定めるものを次のように定め、令和7年4月1日から施行する。
令和6年12月20日内閣府大臣石破茂
1公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号。以下「公益認定法施行規則」という。)第9条第3号口の内閣総理大臣が定めるものは、次に掲げる変更をする場合とする。
)各公益目的 事業の申請書記載事項等に変更なく、事業の単位の統合、分割及び再編を行う場合
)公益法人 である吸収合併統括法人が吸収合併消滅法人からその公益目的事業をその申請書記載事項等に変更なく引き継ぐ場合
)公益法人 が他の公益法人の公益目的事業の譲渡を受け、その公益目的事業をその申請書記載事項等に変更なく引き継ぐ場合
)自然災害その他の緊急事態にあって、当造法人の人材又は 有 財産を活用して迅速に対応することが求められる場合(特定の地域で公益目的事業を実施することとしている法人が、当該地域以外の地域で事業を行う場合を含む。)において、短期間、対価収入(社会通念に照らしてその実施に要した費用を超えないことが明らかに対価収入を除く。)を得ることなく事業を行う場合
)「公益認定 等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」(平成20年4月内閣府公益認定等委員会策定)で定める各公益目的事業の事業区分ごとの事業の特性、内容等に照らして、当該変更後の事業が引き続き公益目的事業に該当することが明らかである場合
2公益認定法施行 規則第17条第2号の内閣総理大臣が定めるものは、令和2年度及び令和3年度新型コロナウイルス感染症の感染拡大とし、同号の内閣総理大臣が定める方法で算出した額は、「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」(平成20年4月内閣府公益認定等委員会策定。平成31年3月改定。以下「平成31年3月改定公益認定等ガイドライン」という。)又は)で定める計算方法で費用が収入を上回る額とする。
3公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令(令和6年内閣府令第87号)附則第2項の内閣総理大臣が定めるところにより算定する各事業年度の年度欠損額は、公益認定法施行規則第16条第2項で規定する収入額が費用額を下回る場合において、費用額から収入額及び平成31年3月改定公益認定等ガイドライン。)で定める計算方法で公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第29号)の施行前に開始した各事業年度において収入が費用を上回った部分の額(平成31年3月改定公益認定等ガイドライン。)に基づき公益目的 有 財産の取得等に充てられた部分の額を除く。)の合計額の合計額を控除した後の額(当造額が等を下回る場合には、等とする。)とする。

公益財団法人公益協会

40

参考 移行法人

【公益目的支出計画が「適正」であることについて（整備法第117条第2号 公益認定等ガイドライン 239～244p）】

- 公益目的支出計画が「適正」であることについては、以下の事項を確認する。
 - ① 公益目的支出計画に記載された実施事業等について整備法第119条第2項第1号の「イ」「ロ」又は「ハ」に該当していること
 - ② 実施事業等を行うに当たり、特別の利益を与えないものであること
 - ③ 実施事業を行うのに必要な技術的能力を有していること
 - ④ 公益目的支出計画における実施事業等に係る収入と支出の計算が整備法及び整備規則に則って行われていること
- 公益目的支出計画の実施期間については、移行認可の際には、社員等を含む法人の関係者の意思を尊重し、原則として、法人において定めた期間で認めたものである。一旦、関係者の意思を尊重して決定されたものである以上、その確実な実施が求められることであり、変更にはやむを得ない事情や合理的な理由が必要である。
- 変更認可は、延長にはやむを得ない事情があり合理的な対応であるかどうか、及び延長された期間の全体を通じて確実な実施が見込まれるものであるかどうかの二点が確認された上でなされる必要がある。

【実施事業等の変更に伴う公益目的支出計画の変更認可の必要性について（公益認定等ガイドライン 243p）】

第1 事業を廃止する場合

（1）事業の一部（例 公0事業の一部）の廃止により計画期間が変わらない又は短くなる場合

- 各事業年度の公益目的支出の額又は実施事業収入の額に変更がなく、結果として計画期間が変わらない場合は、（中略）、「変更」に該当せず、届出も不要である。そして、計画期間が変わらない場合に届出が不要であるならば、計画期間が短くなる場合に届出を求める合理的な理由がないことから、この場合にも届出は不要である。

（2）一の事業（例 公0事業）の廃止により計画期間が変わらない又は短くなる場合

- かつて認可を受けた事業の内で公益目的支出計画を実施することが可能であり、かつ、計画期間が変わらない又は短くなるのであるから、変更認可・届出を要する「支出計画の変更」に当たるとまでは言えず、新たに認可を受ける必要又は届出を行う必要はない。

（3）事業廃止により計画期間が長くなる場合

- 事業の廃止に伴い、計画期間が長くなる場合は、計画変更の認可が必要となる（整備法第125条第1項及び整備規則第35条第3号イ）。

第2 事業を追加する場合

- 事業を追加する場合、新たに追加する事業が、公益目的支出計画の対象として適当であるか否かを確認する必要があるため、計画変更の認可が必要となる（整備法第125条第1項及び整備規則第35条）。

（公益認定等 ガイドラインより 当協会作成）

公益財団法人 公益法人協会

41

（8）その他(法人の自浄作用と行政庁による監督措置)

【監督の基本的な考え方】（公益認定等 ガイドライン217P～）

- 行政が従前のような一律・網羅的な細かい監督を行うことは、かえって民間による公益活動の活力を削ぐことになりかねない。公益法人の自主的・自律的な経営判断を尊重し、国民によるチェック機能と法人自身の自浄作用により公益法人の適正な運営を確 することを第一に考え、それでもなお適正な運営が確 されない法人に対して、公益法人制度の信頼性を確 するために、行政庁が実効性の高い監督措置を講ずることを、監督の基本的な考え方とする。
- 行政庁は、公益認定等の審査、定期提出書類等の確認、点検調査(定期的な立入検査を言う。)、外部からの情報提供等、日ご から各種機会 を活用して法人の実態 握に努める。
- 実態 握の結果、公益法人のガバナンスが確 されているか疑義がある場合や、情報開示が不十分と疑われる場合等、法人による自浄作用が期待できないと考えられる場合は、行政庁は、是正・改差を求める 摘や報告徴収・立入検査により事実関係の確認を行う。
- 報告徴収と同様、立入検査も監督措置の一環と位置付けられており、勧告、命令、公益認定取 しという監督処分等のため、事実確認の手段である。立入検査には、重点検査と点検調査※がある。

※【点検調査の実施方針】（公益認定等 ガイドライン 227～228P）

- ・ 「事後的に実効性の高い措置を講ずる重点的なチェック」の取組の一環として、従来の一律・画一的な立入検査ではなく、手続及び検査事項等を簡素化した上で、公益法人が遵守すべき事項についての注意喚起及び制度理解の醸成に努めることを目的として、法人の自己点検、対話に重点を置いた手法で実施する。
- ・ 点検調査のサイクルについては、基本的には、全ての法人を対象として、概ね10年以内を目途に、各法人のガバナンス状況や事業内容等に応じて柔軟に判断して実施する。点検調査に関する計画を策定する際、注意喚起及び制度理解の醸成を行う必要性が高いと考えられる法人があれば、優 的に選定する。また、関係者の高齢化等により活動が停滞している法人(特に一定以上の財産を 有している場合)、後日のサービス 提供のために前払いで多額の資金を集めている法人など、法人のガバナンスの状況や事業内容等を踏まえて必要性の高い法人については、3～5年程度に一度点検調査を行うことも想定される。
- ・ 点検調査を実施する際は、あらかじめその旨をメール等にて法人に連絡する。
- 点検調査は、あらかじめ「自己チェックシート」及び「備置き書類一覧」を法人から事前に提出を受け、相 内容等を 握の上、実施する。調査時には原則として総覧的な書面の確認は行わず、主として対話により進行することとする。一般的な点検調査の時間は2～3時間程度を想定している。

（内閣府公益 認定等ガイドライン、FAQより、当協会作成）

公益財団法人 公益法人協会

42

3 令和6年公益法人会計基準の主なポイント

(1) 公益法人会計基準改正の変遷

『平成16年会計基準』

・平成16年10月14日に公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せで全面的な改正。公益法人が会計帳簿及び計算書類を作成するための基準として活用。

(公益法人会計基準は、昭和52年3月4日に公益法人監督事務連絡協議会の申合せとして設定され、その後昭和60年9月17日に公益法人指導監督連絡会議決定により改正されていた。)

『平成20年会計基準』

・平成18年(2006年)に公益法人制度改革関連三法が成立。新制度を踏まえた会計基準。

平成20年(2008年)4月11日改正。

・平成21年10月16日、令和2年5月15日 に一部改正。

『令和6年会計基準=今回の改正』

・令和6年(2024年)に改正公益認定法が成立。

・令和6年(2024年)12月20日改正。

・本会計基準等については、令和7年(2025年)4月1日以降に開始する事業年度から適用するものとする。ただし、令和10年(2028年)4月1日前に開始する事業年度までは、本会計基準等によらず従前の会計基準を引き続き適用することができる。

(2) 公益法人会計基準の適用

公益法人会計基準の運用指針

【公益法人会計基準における公益法人について】

1. 会計基準等における公益法人は、以下に定めた法人とする。

(1) 認定法第2条第3号に定めのある公益法人(以下「公益社団・財団法人」という。)

(2) 整備法第123条第1項に定めのある移行法人(以下「移行法人」という。)

(3) 認定法第7条の申請をする一般社団法人又は一般財団法人

【会計監査人設置法人以外の法人への適用について】

2. 会計監査人設置法人以外の法人は、以下の項目について、適用又は作成しないことができる。なお、キャッシュ・フロー計算書については、認定法第5条第13号及び認定令6条により会計監査人を設置する義務のある公益社団・財団法人以外の法人は作成しないことができる。

・資産除去債務に係る会計処理・税効果会計・キャッシュ・フロー計算書・資産及び負債の注記(財産目録を作成している場合に限る)

・賃貸不動産の時価等に関する注記・財務規律適合性に関する明細(附属明細書)

3. 会計監査人設置法人以外の法人は、以下の項目について、簡便的な方法を適用することができる。

・固定資産の減損会計(第35項に定める簡便的な方法)・退職給付引当金(第43項、第44項に定める簡便的な方法)

・収益の認識(公益法人会計基準第150項に定める簡便的な方法)

内閣府FAQ 問IV-6-⑤(会計監査人設置法人とは)

1 「会計監査人設置法人」とは、定款で会計監査人を設置した法人を指します。会計監査人の設置義務がある法人(公益法人認定法第5条第13号及び公益法人認定令第6条)のほか、自主的に定款で会計監査人を設置した法人も含まれます。

令和6年公益法人会計基準では、会計監査人設置法人以外の法人については、一部の会計処理を省略等できるとしてありますが(令和6年会計基準運用指針第2項)、これは、会計監査人設置法人については、一定の会計処理の能力があると考えられることによるものです(令和6年会計基準検討経過参照)。

2 なお、いわゆる任意監査を実施している法人は、定款で会計監査人を設置した法人ではないため、令和6年公益法人会計基準における、会計監査人設置法人には当たらない点に御留意ください。

(公益法人会計基準の運用指針より抜粋 当協作成)

参考：移行法人の公益法人会計基準等の適用について

【法人の会計基準及び運用指針の適用について】（公益法人会計基準の運用指針第4項）
（適用対象外とするもの）

- ・財産目録の作成
- ・貸借対照表の注記（使途拘束資産（控除対象財産）の内訳と増減額及び残高、定純資産のうち定寄附資金の受入年度別残高及び使用見込み）
- ・附明細書（財務規律適合性に関する明細）

（移行法人における取扱いを適用するもの）

- ・活動計算書における事業収益、事業費の区分
- ・貸借対照表の注記（会計区分別内訳又は実施事業資産の内訳と増減額及び残高、定純資産の内訳、純資産間の替額）
- ・活動計算書の注記（財源区分別内訳、会計区分及び事業区分別内訳、事業費及び管理費の形態別区分）

	移行法人	「参考」 一般法人
貸借対照表	0	0
活動計算書	0	0
キャッシュ・フロー計算書	略可	略可
貸借対照表の注記	移行法人における取扱いが適用（注記ひな形）	「会計区分別内訳」は、区分経理の必要が無ければN/A 「資産及び負債の状況」は、自主的に明示する場合に当適ひな形を使用 「定純資産の内訳と増減額及び残高」は移行法人を準用することが考えられる
活動計算書の注記	移行法人における取扱いが適用（注記ひな形）	「財源区分別内訳」は、移行法人を準用することが考えられる 「会計区分及び事業区分別内訳」は、区分経理の必要が無ければN/A 「事業費・管理費の形態別区分」は、移行法人を準用することが考えられる
附明細書	N/A	N/A
財産目録	N/A	N/A

（新公益法人会計基準に関する説明会資料より 当協会作成） 公益財団法人公益法人協会

45

参考：移行法人・一般法人における会計基準

一般法人法119条および第199条：一般社団/財団法人の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

一般法人法施行規則第21条：一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の会計の慣行をしん酌しなければならない。

公益認定法施行規則14条：一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の基準その他の公益法人の会計の慣行をしん酌しなければならない。

問 N 6-①(会計基準)

公益法人、移行法人、他いくつかの法人類型がありますが、それぞれ会計基準は、どれを使ったらよいでしょうか

1公益法人、移行法人、公益目的支出計画を完了した一般法人、公益認定申請を予定している一般法人、公益認定申請を予定していない一般法人といくつかの法人類型が考えられます。いずれも、分配を目的としない、非営利法人であることから、適用する会計基準について、以下のような基本的な考え方に従い、々の法人が適用する会計基準を選択することが可能であると思われます。

2一般社団・財団法人法第119条及び第199条により、一般法人の会計は、その行う事業に応じて、「一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする」とされています。会計の慣行は、特定の法人により「公正妥当」と主張されるだけでなく、明文化されるなど、広く流布し受け入れられていると客観的に判断できる必要があり、そのような会計の慣行として、公益法人会計基準、企業会計基準など各種の「会計基準」とそれらの下の慣行があります。

3その際、公益法人をはじめ、一般法人は、利潤の獲得と分配を目的とする法人ではないことを踏まえ、通常は、公益法人会計基準を企業会計基準より優して適用することになるものと考えられます。

4公益法人においては、令和7年4月1日以降に開始する事業年度において、令和6年公益法人会計基準を適用して計算書類を作成するものとされます。ただし、令和10年4月1日以前に開始する事業年度までは、令和6年公益法人会計基準によらず従前の会計基準を引き続き適用することができます(令和6年会計基準運用 針第7項)。

5なお、令和6年会計基準運用 針第1項に記載の通り、令和6年公益法人会計基準の適用対象として移行法人も想定されており、令和6年公益法人会計基準が、運用上、法令等により必要とされている提出書類の作成の際に有用であると考えられます。

公益財団法人公益法人協会

46

(3) 令和6年基準の適用に向けた対応

問IV-6-② (新会計基準の適用に向けた対応 (公益社団・公益財団法人))

令和6年公益法人会計基準を適用した場合の影響は、各法人によって異なります。**区分経理が不要 (適用除外を選択)、会計監査人非設置法人 (問IV-6-⑤参照)、市場価格のあるその他有価証券が無い、金融資産の果実 (利息・配当金等) について従前から一般正味財産で会計処理していた、関連当事者の範囲拡大の影響が無いような場合には、令和6年公益法人会計基準適用の影響は財務諸表等の様式が変わるだけで、会計処理等にはほとんど影響がない場合もあり得ます。**

【財務諸表等の様式変更】財務諸表、注記、附属明細書の様式が変わっていますので、どのように作成するかを検討します。事前にフォーマットを試作することも有用と考えられます。なお、制度改正により、控除対象財産の再分類が必要な場合がありますので、御留意ください。

【区分経理が必要】今般の制度改正により区分経理が必要な法人は、貸借対照表の会計区分別内訳の作成を検討します (問IV-6-⑨参照)。また、既に貸借対照表内訳表を作成している法人も他会計貸借勘定について留意事項があります (問IV-6-⑩参照)。

【会計システム対応】会計システムの令和6年公益法人会計基準への対応状況を確認し、会計システム内・外で対応する事項を整理します。例えば、会計システム内で区分経理を行う場合 (継続記録法で区分経理する場合) には、会計システム上で会計区分等の設定が必要になると考えられます (問IV-6-⑦参照)。

問IV-6-③ (新会計基準の適用に向けた対応 (移行法人))

令和6年公益法人会計基準を適用した場合の影響は、各法人によって異なります。**会計監査人非設置法人 (問IV-6-⑤参照)、市場価格のあるその他有価証券が無い、金融資産の果実 (利息・配当金等) について従前から一般正味財産で会計処理していた、関連当事者の範囲拡大の影響が無いような場合には、当該公益法人会計基準適用の影響は財務諸表等の様式が変わるだけで、会計処理等にはほとんど影響がない場合もあり得ます。**

【財務諸表等の様式変更】財務諸表、注記、附属明細書の様式が変わっていますので、どのように作成するかを検討します。事前フォーマットを試作することも有用と考えられます。移行法人の注記に関して問IV-6-⑫も御参照ください。

【会計システム対応】会計システムの新会計基準への対応状況を確認し、会計システム内・外で対応する事項を整理します。例えば、財源区分別の情報の作成方法によっては、会計システム上で財源区分等の設定が必要になる場合があると考えられます (問IV-6-⑦参照)。

(3) 令和6年基準の適用に向けた対応 (続き)

問IV-6-② (新会計基準の適用に向けた対応 (公益社団・公益財団法人))

【注記情報の充実】活動計算書の財源区分別内訳(問IV-6-⑧参照)、指定寄附資金の受入年度別残高及び支出見込 (問IV-6-⑨) など、情報開示が充実又は新たな情報開示が必要になる注記の作成を検討します。

【関連当事者の範囲拡大】令和6年公益法人会計基準では、**関連当事者の範囲が拡大**していますので、新たに関連当事者になる個人・法人について、開示対象となる取引が無いが、事前に確認しておくことが有用と考えられます。あわせて、毎年度の取引の有無の調査方法も整理しておくことも有用と考えられます (問VI-6-⑫～⑭参照)。

【金融商品の会計処理変更】金融資産の果実 (利息・配当金) や、その他有価証券の評価差額の会計処理を変更します (問IV-6-⑩参照)。その他有価証券評価差額金については期首残高の組替えが必要と考えられます (問IV-6-⑥参照)。

【収益認識に関する会計処理や固定資産に関する減損会計について原則処理を行う場合】収益認識に関する会計処理や、固定資産の減損会計について、原則処理を行う法人は、法人内で対応方法を検討し、会計監査人等とも必要に応じて協議します。

【定款や規程の変更】新会計基準適用に合わせて、定款やその他の規程を必要に応じて見直します

問IV-6-③ (新会計基準の適用に向けた対応 (移行法人))

【注記情報の充実】活動計算書の財源区分別内訳(問IV-6-⑧参照)など、情報開示が充実する注記の作成を検討します。

【関連当事者の範囲拡大】令和6年公益法人会計基準では、**関連当事者の範囲が拡大**していますので、新たに関連当事者になる個人・法人について、開示対象となる取引が無いが、事前に確認しておくことが有用と考えられます。あわせて、毎年度の取引の有無の調査方法も整理しておくことも有用と考えられます (問VI-6-⑫～⑭参照)。

【金融商品の会計処理変更】金融資産の果実 (利息・配当金) や、その他有価証券の評価差額の会計処理を変更します (問IV-6-⑩参照)。その他有価証券評価差額金については期首残高の組替えが必要と考えられます (問IV-6-⑥参照)。

【収益認識に関する会計処理や固定資産に関する減損会計について原則処理を行う場合】収益認識に関する会計処理や、固定資産の減損会計について、原則処理を行う法人は、法人内で対応方法を検討し、会計監査人等とも必要に応じて協議します

【定款や規程の変更】新会計基準適用に合わせて、定款やその他の規程を必要に応じて見直します。

財務諸表に対する注記

令和6年公益法人会計基準 運用指針

1 継続組織の前提に関する注記	{14} 指定純資産の内訳と増減額及び残高 {15} 指定純資産のうち指定寄附資金の受入年度別残高及び支出見込み (16) 基金の増減額及び残高 (17) 代替基金の増減額及び残高 (18) 純資産間の替額	6 キャッシュ・フロー計算書の注記
2 重要な会計方針		7 固定資産の減損損失に関する注記
3 重要な会計方針等の変更		8 税効果会計に関する注記
4 貸借対照表の注記	{1} 財源区分別内訳 {2} 会計区分及び事業区分別内訳 {3} 事業費・管理費の形態別区分	9 リース取引に関する注記
{1} 会計区分別内訳		10 金融商品の状況に関する事項の注記
{2} 資産及び負債の状況		(1) 金融商品の状況に関する事項
{3} 使途 資産の内訳と増減額及び残高		(2) 満期 有目的の債券の内訳、貸借対照表計上額、時価及び評価損益
(4) 資産に係る引当金を直控除した場合の各資産の資産項目別の引当金の金額		11 賃貸等不動産の時価等に関する注記
(5) 有形固定資産及び無形固定資産の内訳と増減額及び残高		12 関連当事者との取引の内容
(6) 担に供している資産		13 重要な後発事象
(7) 証債務等の偶発債務		14 移行法人の注記
(8) 引当金の内訳と増減額及び残高		
(9) 借入金の内訳と増減額及び残高		
(10) 資産除去債務に関する注記(重要性がある場合の記載)		
(11) 退職給付債務に関する注記		
(12) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務		
(13) 補助金等の内訳、交付者と増減額及び残高		

公益財団法人公益法人協会

51

貸借対照表の注記(1)

会計区分別内訳

5 貸借対照表注記
(1) 会区分別内訳

	的 会	収 会	会	内部引消去	
			13 000		
総			13 000		
総			13 000		

ポイント

①会計額は、B/C本表と一致します。
 ②今回の制度改正で、公益認定法上の「公益事業財産」=「公益事業会計」となるように定義が見直しされています。これに伴い、公益認定取り消しの際に国等へ贈与する必要のある金額である「公益取得財産残額」も、公益事業会計の情報に基づき計算されることとなります(現行の別表Hは廃止)。
 ③公益事業会計上に「長期他会計借入金」といった勘定科で負債を計上する場合には、①借入の財源(法人活動保有財産、資産取得資金、特定費用準備資金又は指定寄附資金)、②事情(資金不足により公益事業を継続することが困難な状況)を脚注で記載します。
 (記載例)
 ●年度の災害により、公益事業の対価収入が途絶え、人件費が▲円不足したことから、法人活動保有財産を▲円取り崩し公益事業の資金不足に充当した。
 ④設例では、継続記録法を前提に、会計区分別の仕訳入力を日々行うことを前提としていますので、貸借対照表の会計区分別内訳も会計記録から作成しています。なお、貸借対照表の会計区分別内訳は、毎期、翻卸法に作成することも容認されています。

52

IX 区分経理関係 (公益法人会計基準の運用指針)

資産・負債の区分

76.公益法人の資産・負債は、公益目的事業、収益事業等及びこれらの事業の管理業務のいずれかの用に供され、各会計区分に計上される。特定の会計だけでなく、複数の会計で使用する資産や、特定の会計の負債でなく複数の会計にまたがる負債については、可能な限り特定の会計への物理的な付けを行い、その付けに従って、当造会計に計上する。物理的に特定の会計への付けが困難な場合には、使用割合等適正な基準により配分する。

収益の配賦

77.受取会費、受取寄付金など(法人内の)一)により、会計区分への配賦の基準が決まっている場合には、各会計の経常収益区分に計上することとし、この場合には配賦基準を注記することとする。各事業収益のほか、各事業に発生する収益については各会計の経常収益区分に計上することになるが、法人に共通的に発生する可能性のある収益科目については、合理的な基準により各会計に配賦する。

他会計振替

78.区分経理を行い、他の会計区分における収益費用差額をり替える会計区分間の取引が発生した場合には、他会計替額として表示する。他会計替額は会計区分間の資産及び負債の移動(内部貸借取引を除く。)を意味しており、収益・費用の按分を処理する科目ではない。

他会計貸借勘定

79.区分経理を行い、ひとつの会計区分における一時的な資金不足に対して他の会計区分における資産を充てるような会計区間の取引(内部貸借取引)が発生した場合には、他会計貸借勘定を使用して処理をする。他会計貸借勘定は他の会計区分に対する債権や債務を表す科目であり、精算を前提としている。貸借対照表の会計区分別内訳注記では、各会計区分における資産の部又は負債の部に計上される。

短期他会計貸借勘定

80.短期的な資金繰りを目的として他会計の資金を一時的に公益目的事業に費し、一年以内に返済する見込みがある場合には、公益目的事業会計上に「短期他会計借入金」といった勘定科目により負債を計上する。

長期他会計貸借勘定

81 前項以外で、資金不足により、公益目的事業の継続が困難な場合にあって、**来、公益目的事業以外に用途が定められている法人活動保有財産、資産取得資金、特定費用準備資金又は指定高附資金の他会計の資金を長期にわたって使用する場合には、公益目的事業会計上に「長期他会計借入金」といった勘定科目により負債を計上し、貸借対照表の会計区分別内訳注記に、資金不足の状況など借入の理由、借入の財源・金額を記載する。**



活動計算書の注記(1)

財源区分別内訳

18 活 算書の注記
(1) 財源区分別内訳

		一般	指	
I 活 区 分				
(1) 収		7		7
() 費				1 340 000
1 費				7
管理費				7
	収 費 額	7		7
II の 活 区 分				
(1) の 収				
() の 費				
	の 収 費 額	7		7
	の 収 費 額	7		7
	税 引 収 税 額	7		7
	税 引 収 税 額	7		7
	税 引 収 税 額	7		7
	税 引 収 税 額	7		7
	一 般 又 は 指			7
	未 一 般 又 は 未 指			7

設例では、固定資産の取得のために交付された国庫金(0万円)のみが指定純資産の増加収入となります。本注記では、当国庫金0万円と、金で取得した固定資産の価費7万円のみが、指定純資産に計上されていることがポイントです。

一般純資産として会計処理する収益(設例では受取当金及び受取寄付金の2つ)は一般純資産の部に計上し、収入を財源に支出した費用も一般純資産の部に計上します。

<ポイント>
①合計額はPL表の当年度の金額と一致します。
②一般純資産及び指定純資産のに何の取引や金額を記載するか(吹き出しのコメント参照)
③設例は、財源区分別の仕訳入力を日々行うことを前提としていますので、活動計算書の財源区分別内訳も会計記録をベースに作成しています。

【関連当事者との取引関係 会計基準による差異】

事業報告時の書類「事業活動に対する重要な事項」において、「関連当事者との取引の有無」を記載することが必要に
→「関連当事者」の範囲が、法人が現行会計基準を選択しているか、新会計基準を選択しているかによって異なる（現行会計基準を
選択し続けられる令和9年度事業まで差異が存在）

改正前

平成20年会計基準（会計基準注解の（注17））

- (1) 当造公益法人を支配する法人
- (2) 当造公益法人によって支配される法人 (3) 当造公益法人と同一の支配法人をもつ法人 (4) 当造公益法人の役員又は評議員及びそれらの近親者

特別の利益を与えてはならない法人の関係者（認定令第1条）に合
てを拡大

改正概要 適用開始：令和6年会計基準の適用開始から

令和6年会計基準の運用 針（84 項）

- (1～3) 同上
- (4) 当造公益法人の役員又は評議員及びそれらの近親者（配偶者、三親等内の親族及び婚姻関係と同様の事情に有る者とそれらの者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する特別な関係にある者をいう。以下同）
- (5) 当造公益法人の役員又は評議員及びそれらの近親者が議決権の過半数を有している法人
- (6) 当造公益法人の従業員及びその近親者
- (7) 当造公益法人が公益社団法人である場合には、法人ではない社員又は法人法第131条に規定する基金の拠出者及びそれらの近親者
- (8) 当造公益法人が公益財団法人である場合には、法人ではない設立者及びその近親者
- (9) 当造公益法人の法人である社員、(7)の基金の拠出者、設立者
- (10) (9)の法人が、認定規則第1条に規定する子法人である場合の親法人又は(9)の法人の子法人
(（1）から(3)まで及び(5)の当造公益法人と支配関係にある法人を除く。)

公益法人とこれらの関連当事者との取引が過当。これら取引がある場合、「重要なもの」※については、財務諸表に注記を付す。
※「活動計算書の一般純資産区分で経常収益・費用の10%を超える取引」「貸借対照表の資産合計額の1%を超える取引」【役員等との取引で100万円を超えるもの】等は公表。なお、公益法人Aに対する寄附等、注記不要の項目も。「令和6年会計基準の運用 針」

(内閣府新公益法人制度説明資料より引用 一部表記を修正当協会作成) 公益財団法人公益法人協会

55

ご留意事項

本資料の内容につきましては、内閣府公益法人インフォメーション、当協会
— 等で公開された資料等、信頼できる情報源から作成し、細心の注
意を払って作成しておりますが、一部要約しており、その正確性・完全性を
証するものではありません。また、意見の一部には、筆者の人的見解が含ま
れております。実際のご検討にあたりましては、ご留意いただきますようお願い
申し上げます。

お疲れさまでした。
ご清聴に感謝申し上げます。

皆様のご健勝をお祈り申し上げます。



公益財団法人公益法人協会

56

2025年6月27日

改正公益信託法関連内閣府令案・合同命令案に関するコメント提出版
内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令案 以下、府令と略す。

該当条文	意見	理由	内閣府最終回答(2025年6月27日)時点
<p>第一条「<u>信託行為</u> <u>において定める事項</u>」</p>	<p>信託行為にここまで詳細に規定させることは適切でない。</p>	<p>公益法人、特に公益財団法人の定款にもこのような詳細な規定を求めておらず、公益信託に於いては、信託行為ではなく、認可申請書・添付書類において必要な事項を求めるべきではないか。申請書に基づき認可の判断をすべきであり、信託行為に詳細な規定の要請は現実的でない(特に委託者が病気の時、遺言による時等を考慮すると)と思われる。</p>	<p>信託行為の記載は、受託者の裁量等の幅について委託者の意思を示し、寄附者その他の幅広いステークホルダーに対して明らかにするとともに、行政庁が公益信託認可の基準の適合性を判断する上で重要です。理事会等法令に定められたガバナンスを前提に幅広い自治(法人の経営判断)が認められる公益法人と異なり、公益信託においては、信託行為の定めにより、受託者の裁量等の範囲を明確にすることが、将来のトラブル防止等の観点から望ましいものと考えます。また、公益信託においては多様な主体が受託者となり得るため、受託者ごとにガバナンスの状況は様々であるところ、信託行為において受託者の公益事務の内容やその執行方法(仕組み)、信託管理人の職務等を細かく規定することにより公益性が確保されていると判断することも想定されます。逆に、それらが詳細に記載されていない場合は、受託者の裁量等の範囲が大きくなるため、より高いレベルの受託者のガバナンスや信託管理人の監督が求められるものと</p>

			<p>言えます。以上を踏まえ、公益信託全体としてどのような形で必要なガバナンスを確保するかについては、委託者等の判断を尊重することとし、一律に、詳細な記載を求めることは考えていません。また、遺言等の場合には、「その他公益信託に係る信託行為の内容に関する事項」(公益信託法第7条第2項第5号)として申請書において必要な補充を行うことも想定しており、御懸念は当たらないものと考えています。</p>
<p>第一条第八号「信託管理人の職務に関する事項」</p>	<p>信託行為に於いて、過大な職務を信託管理人に関して定めるのは現実的では無く、具体的にどのような職務内容まで信託行為の定めを認めるか。信託管理人の職務としての「同意」「承認」「合意」の判断基準は、「信託目的」に照らして十分な善管注意義務等の義務を受託者が果たしているかの監督人の視点で判断するという理解でよいか確認したい。</p>	<p>「新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会」(以下、研究会と記述)第3回資料2-2 逐条説明のp33 第2節公益信託認可の基準第5条「信託管理人の監督能力」に於いて、「このため、信託管理人の職務および権限については、信託行為において明らかにされている必要がある」と記載されている。信託行為に於いて、過大な職務を信託管理人に関して定めるのは現実的では無いと思われるため。</p>	<p>(前段に対する回答) 信託管理人の役割の重要性を鑑み、その職務については、信託行為において明らかにされるべき事項であると考えています。一方、公益信託事務の内容や受託者の能力に応じて、信託管理人に求められる職務内容は異なると考えており、一律に詳細な記載を求めることは考えておりません。その上で、信託行為に記載を求める内容等については、<u>ガイドラインにおいて明らかにすることを考えています。</u></p> <p>(後段に対する回答) 後段について、その趣旨は明らかではありませんが、信託管理人は、法令及び信託行為に従い、その職務を執行し、権限を行使する必要があります。</p>
<p>第一条第十二号「公益信託事務の一部を第三者に委託する場合(略)」</p>	<p>(コメント1) このような規定は公益法人には見当たらず、公益信託はガバナンスが弱い</p>	<p>遺言による信託行為の場合(遺言執行者等利害関係者が相続開始時の公益</p>	<p>(コメント1・2に対する回答) 信託行為の記載は、受託者の裁量等の幅につ</p>

<p>あつては、その信託事務の「委託先又は選定に係る基準及び手続並びに公益信託事務の内容」及び 同条第十三号「公益信託の適正な運営のために不可欠なものとして合議制の機関を置く場合にあっては」「当該機関の…職務及び権限並びに当該機関の構成員の数、選任方法及びその任期並びに当該構成員に対する報酬の有無及び報酬の額又はその算定方法」</p>	<p>と一律に決めることは問題である。 そのため、「その適正な運営のために必要な」、12号に関しては「委託先、その公益信託事務の内容について」、また、13号に関しては「合議制の機関について」、「内容等を定める当事者又は機関の指定及びその手続きを定めることができる。」とすることに依り、「必要な当該事象が発生した場合、行政庁に速やかに届出る旨」でよいのではないか。</p>	<p>事務状況に応じて適切に対応(補足書など)できるような)、また公益事務を取り巻く環境変化に機敏に対処できるように(都度変更認可申請が必要となるのは事務負担であるので)にすべきである。 細かく決めすぎることは、公益法人ガバナンスの事後チェック方式と逆であり、整合的でないのではないか。</p>	<p>いて委託者の意思を示し、寄附者その他の幅広いステークホルダーに対して明らかにするとともに、行政庁が公益信託認可の基準の適合性を判断する上で重要です。理事会等法令に定められたガバナンスを前提に幅広い自治(法人の経営判断)が認められる公益法人と異なり、公益信託においては、信託行為の定めにより、受託者の裁量等の範囲を明確にすることが、将来のトラブル防止等の観点から望ましいものと考えます。また、公益信託においては多様な主体が受託者となり得るため、受託者ごとにガバナンスの状況は様々であるところ、信託行為において受託者の公益事務の内容やその執行方法(仕組み)、信託管理人の職務等を細かく規定することにより公益性が確保されていると判断することも想定されます。逆に、それらが詳細に記載されていない場合は、受託者の裁量等の範囲が大きくなるため、より高いレベルの受託者のガバナンスや信託管理人の監督が求められるものと言えます。このように、公益信託のガバナンスが様々であることを前提に、その公益信託事務の内容や受託者のガバナンス等に応じて内閣府令案第1条第12号及び第13号に係る記載を信託行為に定めることを求めるものであ</p>
<p>同上 第一条第十二号 <u>公益信託事務の一部を第三者に委託する場合</u>(次に掲げるものを委託する場合を除く。)にあっては、その公益信託事務の委託先又は委託先の選定に係る基準及び手続並びに委託する公益信託事務の内容 イ 信託財産の保存行為に係る事務 ロ 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする事務 ハ 公益信託事務の処理に関して補助的な機能を有する事務 同条第十三号 <u>公益信託の適正な運</u></p>	<p>(コメント2) 第12号に関して、「(次に掲げるものを委託する場合を除く。)」項目に、以下を追加することをお願いしたい。 二 「公益事務の性質を変えない範囲において、その推進または改善を目的とする事務」 第13号に関して、「公益信託の適正な運営のために不可欠なものとして合議制の機関を置く場合にあって」の「<u>不可欠</u>」の定義が、<u>拡大解釈されることなく、かつ、予見可能性が高いように、ガイドライン等で明示して頂きたい。</u></p>	<p>第12号の第3者委託と第13号の運営委員会の規定に依る信託行為への記載については、公益信託をもっと柔軟に活用出来るよう、信託行為記載は任意とするか、最低限度に止めるべきではないか。 例えば、受託者に依る実験を必要とする研究開発を公益事務とする公益信託の場合、トライ&エラーを繰り返しつつ実験を進めるのであって、信託行為作成時点では予想もつかない、第3者への計算委託業務の発生や、異分野の専門家の関与(新たな別運営委員会の設置)が必要となる状況は想定される処、その都度、変更(追加)認可申請をしていたら、研究機関間競争に時間的に劣後してしまう等を危惧するものである。</p>	<p>様々であるところ、信託行為において受託者の公益事務の内容やその執行方法(仕組み)、信託管理人の職務等を細かく規定することにより公益性が確保されていると判断することも想定されます。逆に、それらが詳細に記載されていない場合は、受託者の裁量等の範囲が大きくなるため、より高いレベルの受託者のガバナンスや信託管理人の監督が求められるものと言えます。このように、公益信託のガバナンスが様々であることを前提に、その公益信託事務の内容や受託者のガバナンス等に応じて内閣府令案第1条第12号及び第13号に係る記載を信託行為に定めることを求めるものであ</p>

<p><u>営のために不可欠なものとして合議制の機関を置く場合</u>にあつては、以下、略</p>		<p>り、公益信託はガバナンスが弱いと一律に決めて詳細な記載を求めるものではありません。</p> <p>その上で、内閣府令案第1条第12号については、受託者が公益信託事務を処理するところ、イ～ハ以外の業務を第三者に委託することについては、その選定基準等を信託行為に定めることが必要と考えております。その際、例えば、受託者のガバナンスが一定程度確保されているような場合には、<u>信託行為に記載する「委託する公益信託事務の内容」</u>について、<u>委託者の意思を尊重し、「信託管理人が承認した事項」とする</u>など簡便な記載で足りるとすることも含め、<u>ガイドライン</u>において考え方を明らかにしたいと考えています。</p> <p>内閣府令案第1条第13号に関しては、受託者自身のガバナンスが十分ではないような場合等には、公益信託の適正な運営を確保する上で、<u>合議制の機関</u>は重要な役割を果たすと考えられることから、<u>信託行為の記載事項</u>とすべきと考えております。記載粒度について、信託会社など一定程度のガバナンスが確保されているような場合には、<u>包括的な記載</u>も許容されたいと考えています。その上で、<u>「公益信託の適正な運営のために不可欠なものとしての合議制の機関」と「不可欠なもの」</u>に限定しています。</p>
---	--	--

			その具体的内容については、 <u>ガイドライン</u> において明らかにすることを考えています。
<p>第一条第十四号 信託法(平成十八年法律第百八号)第三十一条第一項各号又は第三十二条第一項に規定する行為を行う場合(信託の目的に照らして合理的に必要なと認められる場合に限る。)にあつては、その旨及び当該行為の内容</p> <p>(関連条文):信託法 <u>(利益相反行為の制限)</u> 第三十一条 受託者は、次に掲げる行為をしてはならない。 中略 四 略 その他第三者との間において信託財産のためにする行為であつて受託者又はその利害関係人の利益となり、かつ、信託の目的の達成に支障となるもの 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、同項各号に掲げる行為をすることができる。ただし、中略</p>	<p>(コメント1) 信託行為に具体的にある程度記載され、行政庁がその合理性を認可審査において認めるなら、その判断基準を、対外的に明らかにしなければ、信託管理人・委託者・国民にはわからない。すなわち、実務上、合理的であるか否かの行政庁の判断基準が見えない。事前に信託管理人に説明し承認を得るなどの定めも必要ではないだろうか。</p> <p>また、このような単なる規定だけではトラブルが生じる可能性がある。行政庁の具体的なケースを考え方とともに明示すべきである。例えば公益法人制度のような事前承認等手続きなど。そうでなければ、「受託者が物品や役務を提供し、その費用を信託財産から支出する」ケースなどは、固有財産の債権者は信託財産を差し押さえできると判断するなど、分別管理・倒産隔離の制度が揺らいでしまう。</p> <p>----- - なお、公益法人への寄附、他の公益信託の受託者への寄附(法第8条第6号ただし書)について、任意的記載事項とするならば、定めがない場合もどのような場合でも取り扱うことを行政庁として認めるのか。相対的記載事項として、定めがなければ認めないとするか。届出</p>	<p>研究会第3回資料2-2のp11下から9行目では、「受託者が物品や役務を提供し、その費用を信託財産から支出する」を想定しているが、具体的なチェックを信託管理人の判断に任せることは適切ではないと考える。</p> <p>また、信託管理人、委託者はどのような調査ができ、請求権を行使できるのか、また、第1条第8号の職務の定め方だけでなく求償方法は如何、このような規定だけでは見えてこない。</p> <p>信託法の解釈では、競合する行為をする場合、信託を優先的に行う必要があり、受託者にはその立証が求められる。</p>	<p>内閣府令案第1条第14号の括弧書き(信託の目的に照らして合理的に必要なと認められる場合に限る。)については、仮に信託の目的に照らして合理的に必要なでない利益相反行為・競合行為について信託行為に定められた場合は、公益信託認可の基準である「特別の利益の供与」等(公益信託法第8条第5号又は第6号)に該当するおそれがあるものとして認可されないと考えられることから、当該括弧書きを削除します。</p> <p>なお、<u>特別の利益等については、ガイドライン</u>において考え方を明らかにしたいと考えています。</p>

<p>一 信託行為に当該行為をすることを許容する旨の定めがあるとき。以下、略</p> <p>第三十二条 受託者は、受託者として有する権限に基づいて信託事務の処理としてすることができる行為であつてこれをしないことが信託の目的の達成に支障となるものについては、これを固有財産又は受託者の利害関係人の計算ではない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、同項に規定する行為を固有財産又は受託者の利害関係人の計算であることができる。</p> <p>中略</p> <p>一 信託行為に当該行為を固有財産又は受託者の利害関係人の計算であることを許容する旨の定めがあるとき。以下略</p>	<p>事項でよいのか。委託者にとって想定外の事態が生じうるのではないか。</p>		
<p>同上 第一条第十四号 信託法(平成十八年法律第八号)第三十一条第一項各号又は第三十二条第一項に</p>	<p>(コメント2) 同号の(信託の目的に照らして合理的に必要と認められる場合に限る。)とある処に、「及び受託者の固有事業」を追加し、(信託の目的及び受託者</p>	<p><u>公益信託の受託者には、必要な技術的能力を有していることが求められることから、同種の事業を固有事業(固有財産を使う事業)として実施している場合が多</u></p>	

<p>規定する行為を行う場合(信託の目的に照らして合理的に必要と認められる場合に限る。)にあっては、その旨及び当該行為の内容</p>	<p>の固有事業の目的に照らして合理的に必要と認められる場合に限る。)とすることを検討頂きたい。</p>	<p><u>いと考えられる。そのため、特に競合行為の可能性は十分考えられ、例えば、受託者が公益法人の場合、当該競合行為の可能性は、公益信託(公益事務)サイドからのみならず、当該公益法人の公益目的事業(固有事業)サイドからも同様である。したがって、後者の観点からの競合行為の限定も必要であり、信託行為に定めることが実務上簡便であり、行政庁対応上、必要であると考えられるため。</u></p>	
<p>(公益信託認可の申請) 第二条</p>	<p>(コメント1) 限定責任信託である旨を、信託行為の相対的記載事項として明確にすべきではないか。</p> <p>なお、公益信託法 33 条 3 項の読替え規定からすると、限定責任信託に係わる信託法 225 条以下、受託者が「給付可能額」を超えての給付の条項について、「空振り」つまり適用されないと解されているが、受託者の予算を超えた多額の給付・費用支出等(義務違反・帰責事由? 存続を短くする)に対して信託管理人、行政庁はどのように求償等対処できるのか、解釈が不分明である。</p>	<p>名称、目的、管理方法等の個々の定めに限定責任信託である旨を記載するとしても、取引相手方への明示義務も示すべきで、審査のための申請書に、どのような考え方によるか等記載すべきと思われるため。</p>	<p>(コメント1について) 限定責任信託は、その名称中に限定責任信託という文字を用いなければならない(信託法(平成 18 年法律第 108 号)第 218 条第1項)とされているところ、公益信託の名称については、信託行為で定めなければならない(公益信託法第4条第2項 第1号)とされており、相対的記載事項として示す必要はありません。</p> <p>なお書きについて、御意見の趣旨は明らかではありませんが、信託管理人は、信託法第 40 条等の権限を適切に行使して対応する必要があると考えています。</p>
<p>(公益信託認可の申請) 第二条 2 法第七条第三項第四号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 三 次のイ又はロに掲げる受託者の区分に応じ、そ</p>	<p>(コメント2) <u>様式第二号はあまりに詳細過ぎるのではないか。</u> 反面、様式第二号レベルの情報でも経理的基礎の有無の判定は、困難(当該情報を見て、どのような基準(例えば、資産-負債が信託財産の○倍以上、あるいは、有価証券でも金額だけで良く、日本国債なの</p>		<p>(コメント2について) 受託者が個人である場合の固有の財産に関しては、受託者が破産手続開始の決定を受けたことは受託者の 任務終了事由となることなどから公益信託事務の適正な処理に支障を及ぼし得ること、一般に、固有財産に関して破産状</p>

<p>れぞれイ又はロに定める受託者の固有財産に属する財産及び収入の状況を明らかにする書類</p> <p>イ 略</p> <p>ロ イに掲げる受託者以外の者 様式第二号により作成した<u>当該受託者の財産及び収入の状況を明らかにする調書</u></p>	<p>か等の種別は問わないのか)で経理的基礎の有無を判定するのか。さらに、認可申請直近年度単年度で判定可能か。)ではないか。</p> <p>第1条第3項第1号で規定する「受託者(中略)の(中略)略歴を記載した書類」および同第7号で規定する「受託者の滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書(地方税については公益信託認可の申請をしようとする受託者が納付すべき地方税に係るものに限る。)」および信託管理人の監督で充分ではないか。</p>		<p>況にあるような個人・法人が他人の財産を管理するための公益信託事務を適正に処理できるとは考え難いことなどを踏まえ、認可基準である受託者の経理的基礎の観点から、公益信託事務の処理に支障がない程度の財政基盤が必要となるものと考えております。また、自らの財産を適切に把握し、管理することは、適切な経理処理・情報開示の能力を示すものでもありません。そのため、申請書の添付書類として、受託者の固有財産の状況を行政庁が確認できることとしています。<u>しかしながら、御意見も踏まえ、内閣府令案第2条第2項第3号ロの様式については内閣府令で定めることとはせず(様式として内閣府令案からは削除)、引き続き関係者の御意見も頂戴しながら、ガイドラインで明らかにしていきたいと考えております。</u></p>
<p>(公益信託認可の申請) 第二条第3項第八号「第一項の規定に依る提出について、委託者(略)が承諾したことを証する書類」</p>	<p>承諾したことを証する書類には、委託者のほか、信託管理人も必要ではないか。</p> <p>また、承諾文言の内容は不明であるが、申請する書類、添付書類のすべてが提示され、委託者のリスク等について説明が十分になされ納得している旨、またトラブルが生じないよう暫約的な要素が重要ではないか。</p>	<p>同府令案第2条第3項第2号には、「信託管理人となるべきものが就任を承諾したことを証する書類」は記載されているものの、公益信託認可申請書には、信託管理人に関する記載があり、第一項の規定に依る提出について、信託管理人の承諾が必要と思われるため。</p>	<p>本規定は、委託者の保護等の観点から、公益信託認可の申請の段階で、信託行為等も含めた申請書の内容が、委託者の意思に反しないものであることを確保するために委託者が承諾したことを証する書類の提出を求めるものです。信託管理人の保護等は必要ないと考えており、承諾書の提出は不要と考えています。</p> <p>なお、受託者は、委託者の属性(年齢・公益信託に対する理解度な</p>

			ど)に応じて、公益信託の内容や受託者の裁量等について分かりやすく説明を行った上で、その承諾を得る必要があるところ、ガイドラインに明らかにするとともに、承諾書の様式等についても明らかにしたいと考えています。
(特定資産公益信託) 第三条第2項「法第八条に規定する内閣府令で定める信託財産の支出の方法は、次に掲げるものとする。」の第1号「助成金の支給その他これに類する公益事務のための金銭の支給その他これに準ずる方法」	第3条第2項第1号「助成金の支給その他これに類する公益事務のための金銭の支給その他これに準ずる方法」として、 <u>従来の特定公益信託で認められていた現物の支給も認めるべきである。</u> また、財源を金銭とする活動を前提に、強靱な地域振興・街づくりの小規模活動の促進が不可欠な現在において、給付事業による間接的な活動よりも、能動的直接的に機敏に自ら動く事業型に対して、事務手続きが簡素になる制度にすべきである。特定資産公益信託という、簡便な会計処理・財務情報を認めるのであれば、類似・相当の事業型(金銭募集・運用型)の信託も、同等程度の会計処理・情報開示とすることで、制度改正の趣旨が活かせると考える。	「研究会第3回資料2-2のp25にも、第3条第2項第1号の末尾「その他これに準ずる方法」については、言及されていない。金銭の支給に代えて「その他これに準ずる方法」として、物・ノウハウ・施設貸与等の提供は、計算書類との関係(減価償却が問題に、また死蔵に繋がるような表現)で否定的なようである(研究会議事録p22)。これまでの特定公益信託では、金銭に代わる現物の給付も認めており、制度改正は、簡便な運営をより活用させるはずが、さらに制限するもので、改正趣旨に反するのではないか。 また、金銭以外の物の給付が死蔵となるとは限定的である。計算書類を見れば指導はできる。翌年程度の棚卸品がなぜ、特定資産公益信託とは違うのか。公益法人と整合的でない。特定資産公益信託と同レベルの金銭財源の事業型にも、特定資産公益信託と同レベルの仕組みをとるべきである。	現行の公益信託において「現物支給」とされているものは、実際には助成先から物品購入の際の請求書を受領し、信託財産から助成先の購入先に対して金銭で支払う等、信託財産に棚卸資産が含まれない仕組みとして承知しています。このような仕組みについては金銭の支給に該当するものとして、特定資産公益信託でも可能なものと考えております。特定資産公益信託については、受け入れる財産の種類、公益信託事務の内容等から、信託財産が公益目的に活用されず長期間滞留することがないと考えられる類型として財務規律の適用が除外されており、また計算についても簡素化が許容されるものと考えております。そのため、「類似・相当の事業型(金銭募集・運用型)」の指すところが必ずしも明らかではございませんが、特定資産公益信託に「類似・相当」する公益信託については、それが特定資産公益信託として認可されないのであれば、財務規律の適用除外が特定資

			<p>産公益信託と同様に当てはまるものではないと考えられます。</p> <p>なお、今後、ワークショップを開催するなどして具体的なニーズを踏まえ、ガイドラインその他運用において、公益信託事務の規模、内容等に応じて簡素化(重要性が乏しい場合の書類の合理化などを含。)を検討したいと考えています。</p>
<p>(受託者の経理的基礎及び技術的能力) 第四条 2 法第八条第二号に掲げる基準であって公益信託事務を適正に処理するのに必要な技術的能力に係るものは、次の各号のいずれにも該当することとする。 一 当該公益信託事務の内容に照らして当該公益信託の適正な運営を確保する仕組みが整備されていること。</p>	<p><u>公益法人が受託者になる場合、「適正な運営を確保する仕組み」として、当該法人の定款に公益信託の受託者になる旨の記述が必要か。</u>それとも、当該公益信託の公益事務の内容が、当該公益法人定款の公益目的事業内容から読み取れば良いか。また、公益信託の受託者になった旨は、事業報告等で触れれば良く、定款記載は必要無いものとするが、確認したい。</p> <p>また、同じく公益法人が受託者になる場合で、当該公益信託の公益事務の内容が、当該公益法人定款の公益目的事業内容から読み取れない場合、公益信託認可申請と公益法人の変更申請を同時あるいは相前後して実施することになるが、両公益関連制度の相乗効果を期待する場合、例えば、行政庁に対し、公益信託認可申請時に附带的に公益法人の公益目的事業内容変更の、一括申請的な方策がありうるか、確認したい。</p>		<p>一義的には当該公益法人において適切に判断すべきものであると考えますが、<u>公益信託事務の内容や公益信託の引受けが当該公益法人の定款上の目的や事業で読み取ることができればよいものと考えます。</u></p> <p>「公益信託の受託者になった旨は、事業報告等で触れれば良く、定款記載は必要無いものとする」について、御質問の趣旨が明らかではありませんが、<u>公益法人が公益信託の受託者となった場合の公益法人の計算書類や事業報告への記載の在り方については、ガイドラインへの記載を含め、今後、検討したいと考えています。</u></p> <p>公益信託認可の申請と公益目的事業の変更認定申請との一括申請については、それぞれの申請に関する根拠法令が異なり、添付する書類も異なることから、それぞれ申請いただくことになるものと考えます。なお、申請手続に係る負担軽減やユーザ</p>

			<p><u>ビリティの向上については、引き続き公益信託・公益法人両制度において取り組んでまいります。</u></p>
<p>(公益信託報酬の支払基準) 第八条 法第八条第十一号に規定する公益信託報酬の支払基準においては、公益信託報酬の額又は算定方法並びに支払の方法及び形態並びに公益信託報酬に含まれることとなる費用に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(関連条文) (公益信託の認可基準) 法第八条 十一 公益信託報酬(公益信託に係る信託報酬(信託法第五十四条第一項に規定する信託報酬をいう。))及び信託管理人の報酬(同法第二百二十七条第三項に規定する報酬をいう。)をいう。第十九条において同じ。)について、内閣府令で定めるところにより、当該公益信託の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支払基準を定めているものであること。</p>	<p>同条末尾の「<u>公益信託報酬に含まれることとなる費用</u>」に、<u>事業費はもとより、管理費にも、実務上煩雑過ぎて個別積算・直課出来ない、信託事務と固有事業(固有財産を使って実施している事業)に共通する費用の内の信託事務に係る費用も含まれると理解して良いか。</u> その場合、個別に積算することが困難であるが、例えば、同種固有事業の管理費割合等を用いて算定し、公益信託報酬に含め、かつ、当該公益信託報酬額を費用として計上することが許容されるか確認したい。</p> <p>なお、<u>公益信託報酬に関連して、法第8条の第11号にある「不当に高額」とは何を基準として考えるのか定かではない処、ガイドラインで示すのか確認したい。</u></p>	<p>事業型公益信託の場合、事業費はもとより管理費にも、実務上煩雑過ぎて個別に積算・直課出来ない、公益信託事務と固有事業の双方に共通する費用(例えば光熱水道費等)の内の公益信託事務に係る費用が存在する。それらをどのように信託事務に係る費用として算定し、どのように信託事務に係る経費として計上するかが課題である処、公益信託報酬あるいは一般管理費として計上することが考えられる。本件は、その内の公益信託報酬に含めることが許容されるか否か等を確認するものである。</p>	<p>受託者は、信託財産から、公益信託事務に要した費用等の償還を受けられる(信託法第48条)ほか、信託報酬(信託事務の対価として受託者が受ける財産上の利益)を受けられる(信託法第54条・公益信託法第19条)ことができます。</p> <p><u>しかし、公益信託事務に係る人件費、光熱費、通信費、賃料など、公益信託事務を遂行するために受託者が要した費用を詳細に切り分けて示すことは現実的に困難(受託者の競争上の利益を害する可能性を含む。)な場合があることを踏まえると、公益信託事務に要した各種費用を公益信託報酬に含めることを許容することが適切であると考えられます。</u>なお、一般的には信託財産から固有事業に係る費用を拠出することは信託法上許容されないものと考えられます。一方で、信託財産から費用(信託法第48条)と信託報酬(同法第54条)の二重払いを回避する観点から、受託者が信託報酬として受領して負担するものを明確にする必要があり、公益信託報酬に含まれることとなる費用に関する事項を明記することを求めています。また、信託報酬につい</p>

			<p>ては、その中に費用に相当するものが含まれるとしても、配賦することが困難な費用として、その全てが管理費となります。</p> <p><u>「不当に高額」については、社会通念に照らして判断されることが想定されますが、予見可能性を高める等の観点から、ガイドラインにどのような記載が可能か、今後検討いたします。</u></p>
<p>(基準割合) 第二十五条 法第八条第九号の内閣府令で定める割合は、百分の七十とする。</p> <p>(関連条文) (公益信託の認可基準) 法第八条 九 その公益信託事務の処理に係る費用に対する公益事務の実施に係る費用の割合として内閣府令で定めるところにより算定される割合(第十六条第二項において「公益事務割合」という。)が公益事務の実施の状況その他の事情を勘案して内閣府令で定める割合(同項において「基準割合」という。)以上となると見込まれるものであること。</p>	<p>新公益信託制度に於いて、多種多様の事業内容や受託者が想定され、中には管理費割合が同基準より高い場合も想定される。その場合、管理費を信託財産のみでは賄いきれず、固有財産にまで負担が及ぶことが明らかな場合、受託が困難となる恐れもある。そのため、原案に以下の文言を追加することをお願いしたい。</p> <p>「但し、止むを得ない事情に依る場合は、百分の五十を限度とするとともに、当該数値及び理由を公開すること。」</p>	<p>例えば、収益事業等を実施しておらず、かつ事業比率が百分の六十という事業構造を有する公益法人が、その公益目的事業と同種の公益信託の受託者となる場合(技術的能力からして十分想定される)、事業費割合を百分の七十以上と規制されると、管理費に充当出来ない百分の十を、固有事務部分から補填せざるを得なくなり、固有事務の遂行に支障影響を与えるリスクとともに、固有財産拋出者の意思に反するリスクも生じ得る。したがって、今後、多種多様な事業型公益信託が想定される処、事業費割合が百分の七十を下回る場合には、当該数値及びその理由を公開することに依り、百分の五十を限度とする柔軟な運用を許容する制度として頂きたい。</p> <p>一方、不合理に低い事業比率は、委託者に関し、当該受託者を選定しないインセンティブとして働くことも、合わせて認識して頂きたい。</p>	<p>公益法人の運用においても、やむを得ない事情により公益目的事業比率の達成ができなかったと認められる場合には、監督上の措置は講じていないところ、公益信託においても、同様の取扱いをすることを想定していますが、公益信託の特性等を勘案して、やむを得ない事情により公益事務割合の達成ができなかったと認められる場合の具体的な取扱いについてガイドラインに明記することと、原案維持といたします。</p> <p>なお、法人としての管理費と、公益信託としての管理費は異なる(公益法人の管理費を、公益信託の管理費として負担するという関係にはない)こと、公益信託においては、必ずしも公益法人のような機関を必要としないことなどを踏まえると、公益信託の公益事務割合と公益法人の公益目的事業比率との比較は、適切な比較とは言い難いものと考えています。</p>

			<p>また、公益事務に跡付けることができる費用については、人件費等を含めて公益事務費に計上することができることを踏まえると、税制優遇を受けて提供された財産の3割を超えて管理業務のために使われることについては、国民の皆様からの理解を得ることは難しいと考えています。</p>
<p>(信託事務年度開始前までに作成し備え置くべき書類) 第三十九条 法第二十条第一項の内閣府令で定める書類は、当該信託事務年度に係る次に掲げる書類(特定資産公益信託にあつては、第三号に掲げるものを除く)とする。以下、略。</p> <p>(信託事務年度経過後三月以内に作成し備え置くべき書類) 第四十条 法第二十条第二項第四号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類(特定資産公益信託にあつては、第一号及び第二号に掲げるものに限る。)とする。以降、略。</p>	<p>第39条及び第40条に基づく書類作成と行政庁への提出(定期提出書類)については、第39条第2項、第40条第2項等に依る受託者の負担軽減措置が講じられていることは高く評価する。しかし、それでも定期提出書類の種類が依然として多いことは、<u>受託者の範囲を拡大する建付けとしたにも拘わらず、当該制度に習熟している公益法人以外に、受託者の拡大効果が十分に発現しないことが危惧される。</u>ついては、さらなる受託者の負担軽減(特に小規模公益信託に対する)、加えて運用段階に於いても負担軽減措置運用の検討をお願いする。</p>		<p>今後、ワークショップを開催するなどして具体的なニーズを踏まえ、<u>ガイドラインその他運用において、公益信託事務の規模、内容等に応じて簡素化(重要性が乏しい場合の書類の合理化などを含む。)</u>を検討したいと考えています。</p>
<p>第三章 公益信託事務の処理等 第三節 財産目録等 第三十九条—第四十九条 第四章 公益信託</p>	<p>財産目録等に関し、府令第39条～第49条の関連規定及び合同命令17条～33条の関連規定が存在しており、法令の建付け上の制約は理解できるものの、両法令等を参</p>	<p>受託者は、公益信託に関する内閣府令と合同命令の双方の該当箇所を参照しながら公益信託事務を遂行しなければならない処、その結果として事務負担が増加し、受託者の範囲拡</p>	<p>御意見を踏まえ、ガイドライン等において分かりやすくお示しすることができるよう検討します。</p>

<p>の併合等 第五十条一第五十二條</p> <p>合同命令 第三章 公益信託 の併合及び分割 第一節 公益信託 の併合 第六條・第七條 第二節 公益信託 の分割 第一款 吸収信託 分割 第八條・第九條 第二款 新規信託 分割 第十條・第十一條</p> <p>第六章 公益信託 に係る計算</p>	<p>照しながら業務を実施する受託者の事務負担が大きいが予想される。そのため、ガイドライン等で、関連法令を整合されかつ一覧性の高い形で確認できる資料の作成・提供をお願い致したい。</p> <p>併合、分割に関しても、府令 50 条と合同命令の規定が存在しているため、上記と同様の配慮をお願いしたい。</p>	<p>大の妨げとなる可能性があるため。</p>	
<p>(財産目録等の提出) 第四十九條 法第二十一條第一項の規定による財産目録等(法第二十條第一項に規定する書類及び信託行為の内容を証する書面を除く。以下この項において同じ。)の提出は、財産目録等を添付した様式第七号による提出書を行政庁に提出してするものとし、次に掲げる書類を併せて添付するものとする。</p>	<p><u>公益信託に関する信託帳簿が公表されるとなると、同帳簿には、個人情報及び営業秘密が散在しており、それを除去することは実務上非常に困難である処、対応が取れない状態が発生する。</u>そのため、閲覧請求については、法第 20 条第 4 項に於いて、「正当な理由」があれば、受託者はこれを拒むことが可能であるとされている処、「様式第七号による提出書」の後に、「(信託法第 37 条第 1 項に規定する信託財産に係る帳簿等に関し、公表できない正当な理由がある場合は、その理由)」を追加すること、および、様式 7 の「4 信託法第 37 条第 1 項に規定する信託財産に係る帳簿等」に「(但し、公表できない正当な理由がある場合は、その理由)」を追加することを検討頂きたい。</p>	<p>公益信託の信託帳簿については、信託法第 37 条第 1 項(信託法第 222 条第 2 項)に基づき作成が義務付けられ、法第 20 条第 4 項の財産目録等の一部として、法第 21 条第 1 項に基づき受託者から行政庁に提出され、同条第 2 項に基づき行政庁から公表される。一方、閲覧請求については、法第 20 条第 4 項に於いて、「正当な理由」があれば、受託者はこれを拒むことが可能である。</p> <p>信託帳簿には、個人情報及び営業秘密が散在しており、それを除去することは実務上非常に困難であり、例えば、閲覧請求に対しては、法第 20 条第 4 項の「正当な理由」に依り、これを拒むことが考えられる処、行政庁に依る公表には、「正当な理由」が在っても、公表を拒むこと出来る旨の言及は無く、法第 20 条第 4 項の「正当な理由が</p>	<p>[意見]の冒頭、「公益信託に関する信託帳簿」の意図と推察し、以下回答します。公益信託法第 20 条第 4 項は受託者による備置き及び閲覧に対する規定であり、行政庁による公表に対する規定ではないことから原案維持といたします。</p> <p>一方で、<u>信託会計において企業会計と全く同じ帳簿を作成する慣行もないところ、公益信託法において読み替えて適用される信託法第 37 条 第 1 項の「信託財産に係る帳簿」の具体的な内容等については、内閣府令・法務省令に委ねられているところ、企業会計におけるものと同様の会計帳簿をそのまま公表することを求めることを想定して規定されているものではありません。したがって、</u></p>

	<p>府令等に依る対応が無理な場合、信託帳簿が公表されないような、運用上の対応をお願いしたい。</p>	<p>あれば拒むことが可能である」という条項の趣旨が機能し得ない。 さらに、府令案第 44 条に於いて、信託帳簿は、信託管理人の承認対象になっておらず、当該帳簿は信託管理人の承認抜きで公表されることになってしまう。加えて、法第 20 条第 2 項及び府令案第 40 条の備え置き書類にも含まれていない。 以上、府令案第 49 条に於いて、正当な理由があれば、公表しない旨の規定の追加を検討頂きたい。</p>	<p>御指摘のような個人情報等を記載した書類は、公表を想定するものではありませんが、備置きや閲覧等の対象となる帳簿としてどのような内容・情報量のものを求めるのかについては、ガイドラインにおいて明らかにしてまいります。</p>
<p>(信託の終了) 法第二十三条第二項に関する施行規則条項追加 (関連条文) (公益信託の終了事由等) 法第23条第2項 「公益信託においては、信託法第百六十四条の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときを除き、委託者及び信託管理人の合意により、公益信託を終了することはできない。」</p>	<p>公益信託の終了事由として、法第 23 条第 2 項*に依って、信託行為にその旨を定めれば、委託者と信託管理人の合意により、公益信託を終了させることが可能な建付けとなっている。そのため、信託行為に上記の定めがある場合で、当該定めに基づき信託を終了させる際、受給者保護等の観点からの「公益信託事務の適正な処理」が、特に委託者意図に対し、信託管理人に求められるのではないかと。したがって、法 23 条第 2 項に関する施行規則として、「委託者及び信託管理人の合意により公益信託を終了させる旨の信託行為の定めがある場合であって、当該定めに基づき信託を終了させる際、信託管理人は、委託者に対し、公益信託事務の適正な処理のため(受給者保護の観点からの)必要な対応をしなければならない。」趣旨の追加をお願いしたい。</p>	<p>公益信託法の建付けに於いては、信託法で云う処の「受益者」は存在しないものの、現実問題として、公益信託の受給者は存在する。そのため、法は、信託法で云う「受益者の利益」を「信託の目的の達成」と読み替え、直接的には委託者の意図した「信託の目的の達成」とともに、間接的に受給者の利益保護を実質的に担保しているとも考えられる。それを、具体的には、信託管理人に「受託者」を監督させることに依り、当該目的を達成させるため、法第 8 条第 1 項第 3 号に、受託者に対する信託管理人の監督能力を定めたものとも考えられる。一方、法第 23 条第 2 項に依って、信託行為にその旨を定めれば、委託者と信託管理人の合意により、公益信託を終了できる制度設計となっており、委託者がインシアティブを取るものと考えられ、その場合、「受託者」を監督する信託管理人の監督能力は発揮されない。また、そもそも信託法第 164 条第 1 項に於いて、「委託者</p>	<p>御提案の趣旨は、公益信託事務の継続が望まれるような場合には、信託管理人が、委託者の意向に反して 公益信託の継続を求めるよう義務を課すことと推察しますが、信託管理人は、信託の目的の達成のために誠実かつ公平にその権限を行使することが求められているところ、公益事務の継続が望ましいにも関わらず、合理的理由なく公益信託を終了することに同意することは、信託管理人の義務に反するものと言えます。また、公益信託が終了した場合には、清算受託者による信託債務の弁済事務(信託債権者である受給者等に支給すること)に対する監督は、信託管理人の職務の範囲と考えられることから、御指摘のような実施規定を設ける必要があるとは考えていません。御懸念は、信託管理人は委託者の意向に反することはできないということと推察しますが、</p>

	<p>あわせて、上記趣旨を、ガイドライン等において明示していただきたい。</p> <p>なお、信託の終了に関連して、法第 23 条第 2 項の「信託行為に別段の定め」について、ガイドラインで具体的に示していただきたい。</p>	<p>及び受益者は、いつでも、その合意により、信託を終了することができる。」旨定めており、委託者意思に基づく信託終了時に不利益を被る可能性の高い受益者を終了意思決定に関与させることによる、受益者保護を念頭にしているものと考えられる。したがって、その特別法である公益信託法第 23 条第 2 項の適用に於いて、受益者はもとより受託者が関与しない本件のような委託者中心の公益信託事務実施の場合には、受給者保護の観点から、公益信託事務の適正な処理のために信託管理人が判断することを条文上明記しておくことが必要と考える。</p>	<p>委託者の親族等であることは、信託管理人の欠格事由とされており(公益信託法第 9 条第 3 号)、信託管理人は、受託者だけでなく、委託者からも独立してその権限を行使することが期待されています。なお書きの「信託行為に別段の定め」については、「委託者と信託管理人の合意により終了することができる」旨の定めであることは言うまでもないところ、ガイドラインに記載する必要性も含め、今後、検討いたします。</p>
--	---	--	--

公益信託に関する法律第三十三条第三項において読み替えて適用する信託法第三十四条第一項第三号の規定等の信託法施行規則及び信託計算規則の適用に関する命令(内閣府令・法務省令) 案 以下、合同命令と略す。

該当条文	意見	理由	
<p>第十八条 信託法第三十七条第一項の規定による公益信託に関する信託財産に係る帳簿その他の書類又は電磁的記録(以下この条及び次条において「公益信託の信託帳簿」という。)及び同法第三十七条第二項の規定による同項の書類又は電磁的記録(以下この条及び次条において「公益信託の財産状況開示資料」という。)については、次条第一項の規定を適用する場合を除き、同法第二百二十二条第二項の会計帳簿を受託者が作成すべき公益信託の信託帳簿とし、同条第四項の規定により作成すべき書類又は電磁的記録を受託者が作成すべき公益信託の財産状況開示資料とする。</p>	<p>合同命令案第 18 条は、受託者において作成・保存をすべき書類、閲覧の対象となる書類、行政庁への提出・公表の対象となる書類を別のものとして書き分けるべきである。</p>	<p>行政庁に提出され(法 21 条 1 項)、公表される(法 21 条 2 項)「財産目録等」は、「(前略)信託法第 37 条第 1 項及び第 2 項に規定する書類」である。ここには、信託法第 222 条は掲げられていない。すなわち、合同命令案第 18 条が「信託法第 222 条第 2 項の会計帳簿」を信託法第 37 条にいう公益信託の信託帳簿としていることは、より厳しい規律をもつものを府令で同列に扱う問題があるのみならず、受託者に対し、法律の定めよりも重い義務を府令をもって課すことになるおそれが強い。</p> <p>この点をおくとしても、合同命令案第 18 条があることによりはじめて、「信託法第 222 条第 2 項の会計帳簿」は、法 21 条 1 項 2 項の対象となるものであることは事実である。そして、公益信託で限定責任信託の規定を用いようとするのは、信託法 37 条と 222 条を全ての面で同等に扱うことを首肯させるような理論的な根拠があつてのものではないところである¹。とするならば、府令において、①作成・保存すべき書類、②閲覧・謄写の対象となる書類、③行政庁への提出・公表の対象となる書類を、その目的によって、書き分けてよいはずである。</p> <p>そのうえで、他の法令を</p>	<p>合同命令案第 18 条以降は、次の考え方に基づいています。</p> <p>① 信託法が要請する受託者の委託者に対する受託責任の履行、信託財産の分別管理義務の担保、信託管理人による監督、その他ステークホルダーのニーズに対応して財務情報を開示していくことが求められること、</p> <p>② 公益信託の受託者には信託財産に係る計算に当たつての恣意的な判断を排除する必要があり、また、信託当事者が定めた信託行為に即したルールで計算することが適当ではないこと。</p> <p>③ 公益信託の計算等については、資産・負債の評価等、様々なステークホルダーに利用されることを前提としたルールに従う必要があること。</p> <p>④ 信託行為の柔軟な計算等を認める一般の信託についての規定を適用するよりも、限定責任信託についての規定を参考とした規定が望ましいと考えられること。</p> <p>なお、会計帳簿等の開示を求めているのは、信託法が計算書</p>

		<p>みると、たとえば一般法人法では、別異の規律がなされている(①につき、一般法人法 120 条、同施行規則 22 条以下、②につき、一般法人法 129 条3項。)。公益法人も同様である(①につき、一般法人法 120 条、同施行規則 22 条以下、②につき、一般法人法 129 条3項、認定法 21 条 5 項、2項、③につき、認定法 22 条、21 条 1 項。)。実質的にも、現在の合同命令案では、作成保存された会計(信託)帳簿全部が閲覧の対象になり、また、行政庁への提出・公表の対象となってしまうが、それでは個人情報保護、プライバシーの観点、営業秘密保護の観点から望ましくないほか、私的自治の観点から行き過ぎである。くわえて、府令案 44 条では、そもそも、信託帳簿は信託管理人の承認対象になっていない。</p> <p>したがって、公益信託において、作成・保存すべき書類(①)を限定責任信託と同等とするとしても、閲覧の対象となる書類(②)、行政庁への提出・公表の対象となる書類(③)、それぞれ別のものとして書き分けるべきである。</p> <p>¹ 第3回新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会における議論を参照。なお、そこでは、「限定責任信託の規定を適用するという考え方ではなくて、公益信託としてどういうルールが必要なのかということを考えて、結果として、限定責任信託と同じでした</p>	<p>類の監査等を法定していないことを踏まえ、公益法人以上に経理の透明性確保が求められることを踏まえたものです。</p> <p><u>一方で、公益信託法において読み替えて適用される信託法第 37 条第1項の「信託財産に係る帳簿」の在り方については、ガイドラインにおいて明らかにしたいと考えています。</u></p>
--	--	---	---

		ねということで、提案しているのであって、限定責任信託の規定を適用するという発想から出発しているものでない」との当局説明もあるところである(議事録 30 頁)。	
(貸借対照表の区分) 第三十条 中略 第 3 項 純資産の部は、指定純資産及び一般純資産に区分しなければならぬ。 ただし、信託財産に属する財産に減価償却資産が含まれることが見込まれないときは、指定純資産及び一般純資産に区分しないことができる。	(コメント1) 「減価償却資産が含まれないことが見込まれないとき」一般としての資産区分を要しないとしている。公益信託事務の申請内容から見込まれないと予想される場合であろうが、金銭に代わる給付としての棚卸資産、消耗品であれば区分は必要ないと解してよいか確認したい。		(コメント1について) 御理解のとおりです。
同上 (貸借対照表の区分) 第三十条 中略 第 3 項 純資産の部は、指定純資産及び一般純資産に区分しなければならぬ。 ただし、信託財産に属する財産に減価償却資産が含まれることが見込まれないときは、指定純資産及び一般純資産に区分しないことができる。	(コメント2) 会計上は寄付者による用途指定の有無で指定と一般が区別されるはずだが、ここで減価償却資産の有無という別の基準を使って指定と一般の区別の必要性を判定しているのはなぜか、また、減価償却資産とその他の資産とで取り扱いが異なるのはなぜか、理由を確認したい。		(コメント2について) 公益法人会計では純資産を指定純資産と一般純資産に区別し、中期的 収支均衡の判定は一般純資産に係る経常収益・経常費用を基に計算されます。他方、公益法人関係者以外の者にとっては、指定純資産・一般純資産と言った純資産の区分は馴染みがなく、多様な受託者による公益活動を促進する観点から、公益信託においては指定と一般の純資産区分を行わない簡素な会計処理も可能としております。ただし、純資産区分を一つに ま

		<p>とめた場合の中期的収支均衡の判定は全ての経常収益、経常費用を収入・費用として計算することとなり、指定純資産に区分されるような用途の指定のある寄附金収入であっても中期的収支均衡の判定上、経常収益として収入にみなされます。寄附者による用途の指定のある減価償却資産が信託財産に含まれる場合、通常の純資産区分では当該資産は指定純資産に区分され、その減価償却費は中期的収支均衡における費用に含まれない(令和6年公益法人会計基準と同様の会計処理)一方、純資産を区分しない場合には減価償却費が中期的収支均衡における費用に含まれる不合理が生じることから、減価償却資産が信託財産に含まれる場合は、純資産を区分しない取扱いを認めないこととしたものです。</p>
--	--	---


岡本の論点提示資料（10月施行準備研究会用）9月29日提出

項番	項目	論点等
1	<全体>ガイドラインの性格、記載の密度と記載方法について	<p>ガイドラインの性格、記載の密度と記載方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的には、内閣府の担当職員及び都道府県等行政庁向けの文書と、民間の委託者・受託者等の信託関係人向けの文書とは分けるべきである。そして それにふさわしい文体と内容にすべきである。このことは、すでに当初に意見書としても提出している。ガイドラインが長大すぎて、民間の関係者の利用に対して適切とは言えない点を改善すべきである。 ・法令上の強制性を持つ内容と、アドバイスにしか過ぎない内容とが混在しており、結果として民間に過剰な規制を求める文書となっている。この点での抜本的な改善が必要である。すべての文体を確認することが必要。 ・毎年の改正が想定されているが、改正手続きに公益信託の担い手が参画できるような恒常的体制を作ることが必要である。この点についても、公益認定等委員会の正式文書あるいはガイドラインの中に改訂手続きとして記載すべきである。
2	<第1章P3> 軽量の公益信託の整理、あるいは規模別（種類別）の規制内容の整理について	<p>軽量の公益信託の整理、あるいは規模別（種類別）の規制内容の整理</p> <p>信託財産の規模・支出規模での整理が必要。</p> <p>「○ さらに、公益信託の特徴を生かす観点から、まずは、「軽量」の公益信託を中心に記載することとしている。「軽量」とは、単に規模が小さいだけでなく、公益事務の内容が具体的かつ明確であり公益事務の内容について経営判断（受託者の裁量）が大きくないこと、公益事務が単一で資源配分等に経営判断（受託者の裁量）を要しないものを想定している。こうした「軽量」の公益信託について、できる限り、「重要性の原則」に従った考え方を明確に示すことを通じ、使いやすい「軽装備」の公益信託の実現を図るものである²。こうした「軽量」、「軽装備」なものを中心とする公益信託が、法令に基づき一定のガバナンスが確保された公益法人制度（公益法人に対する指定寄附や、いわゆる冠基金を含む。）とあいまって、多様な公益活動が実現すると認識している。」</p> <p>➡重要な方針であるが、現時点ではこの表現に沿ったガイドラインになっているとはどうも言いえない。</p> <p>なお、「経営判断」という概念が使われているが、その多寡は簡単には判断できない。特定資産公益信託でも経営判断は重要であるし、小さな子ども食堂 事業でも経営判断は重要である。規模以外に、その大きさを測ることは困難ではないか。いずれにせよ「信託行為に従った受託者等の自律的な判断などを最大限に尊重」（1-6頁）すべきことは前提である。</p>
3	<全体>全体としての手続き負担の膨大さの改善について	<p>全体としての手続き負担の膨大さ</p> <p>全体として、提出書類の量が膨大すぎる。全般的に過剰な詳細さを求めて委託者や受託者の負担を過大にすることを避けるべきである。特に、軽量型にとっては言うまでもない。公益法人の提出書類よりも多くなる可能性すら否定できず、公益信託の特性を發揮できない。公益信託の普及を妨げる最大の障壁になることが明らかである。</p>
		<p>信託財産の運用と「収益」事業の概念</p> <p><第4章P31></p> <p>> 利益相反・競合行為についてイギリスのチャリティは、日本の公益信託同様、チャリティ目的のみとする法規制がある（For the purposes of the</p>

4	<p>< 第〇章P > 信託財産の運用と「収益」事業の概念について</p>	<p>law of England and Wales, “charity” means an institution which—(a)is established for charitable purposes only, : Charities ACT 2011 CHAPTER 1 General Charity 1 Meaning of “charity”(1) section1) 。</p> <p>しかし、この目的のための収益を得る事業も許容している。ただし、普通課税される。</p> <p>そのうえで、「付随的」な小規模の収益事業については課税対象から外している。絶対値規制とフローとの関係での比例的規模規制を導入して、「付随性」を担保している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本の場合でもこれは法解釈的に可能(「公益事務を行うことのみを目的とするもの」第2条、第4条)。目的とするということと手段的選択は別の問題である。これまで「収益事業」は法的に禁止されているという解釈で議論されてきたが、目的レベルでの限定規定と手段レベルの禁止とは、論理的に別である <p>(法制審や国会での議論など立法者意思の問題はあるが、法はそれだけが解釈基準であるわけではない。</p> <p>2、以下は、ガイドラインでの議論として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来の解釈でも「収益事業」は許されていない、という場合の「事業」概念を再確認すべきである。 <p>第一に、事業概念に至らない小規模性を持つ場合。 第二に、収益「事業」ではなく財産運用をしている場合、 の二つの点について、収益事業概念を限定すべきである。</p> <p>①2の第二の点に関連して、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得の事業性については、特に小口の不動産所得の財産所得性の要素を重視すべきである。 ・「④運用先の事業が「不動産賃貸業」等の「収益事業」に該当する場合、当該事業の遂行について指図、同意、承諾等の関与がないこと。」(第7回説明 資料13頁。)という記載があるが、これと同様に、不動産を不動産業者と委任契約を結び、その不動産業者の経営判断に基づいて賃貸がなされる場合には、「指揮命令権」を委託者は持たないので、収益事業には当たらない、ということを確認したい。 <p>②具体的には、例えば、空き家問題が急速に社会問題化しており、税制上も空き家を増やさないための措置はいろいろ作られている(譲渡所得等の特例) が、公益信託においても地域の空き家や不動産について、公益信託で付随的で小規模な範囲で賃貸等の収益化を許容すべきである(小規模性については、すでに発言したように、事業所得と認定する場合の基準、税法の5棟10件基準なども参考になる)。地域での公益信託の利用可能性にとって非常に重大な意義を持つことも明らかである。対処を求める。</p> <p>③これらの点は知的財産権の「運用」についても同様視点で、公益目的との関係で実質的な判断ができる規制にすべきである。</p> <p>なお「付随事業」について、2-P7資料に記載があるが、内容が混乱しており明確ではない。また、上記の点に対応する叙述でもない。他にも収益事業関係で公益法人に関する記載を踏襲している点で不適切な記載も散見される。</p> <p>太田達夫公益法人協会会長の意見書が近日中に出される予定と聞いており、運用概念については、その内容も参考にさせていただきたい。</p>
		<p>受託者のガバナンス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信託法規制以上のガバナンス規制を入れることによって、公益法人並み

5	<p><全体> 受託者のガバナンスについて</p>	<p>(あるいは信託管理人による監督と被ってそれ以上の)ガバナンスを入れることの 過剰規制を排除すべきである。この点、大規模財産と大規模フローがある公益信託の場合と、小規模信託の場合とは明確に分け、一般原則としてガバナンスを強化する弊を避ける記載を入れる必要がある。つまり、一般原則としては、軽装備であって、大規模の場合には付加的規制を行うという規制手法を入れるべきである。</p> <p>・行政規制に対して、公開性と市民社会による監視を重視する非営利公益組織規制の基本を尊重すべきである。</p> <p>例えば、1-6頁に、「一方、受益者が存在する通常の信託においては経済的に直接の利害関係を持っている受益者が利益の最大化を図ることにインセンティブを持つことに比べ、公益信託において実効的なガバナンスを構築することは、必ずしも容易ではない。このため、公益信託が適正に運営され、社会的信用を確保していく上で、行政庁による審査や監督は重要な意義を持つ。」という記載があるが、むしろ、「このため」信託管理人が置かれ受益者に代わって受託者の信託事務を監督し支援することが、まず第一に公益信託のガバナンスの要諦である。それらを補完し支援するものとして、第一に、情報公開の義務付けが行われおり(10頁等)、第二に、「公益信託が適正に運営され、社会的信用を確保していく上で、行政庁による審査や監督は重要な意義を持つ」。信託管理人という民間の公益信託自身のガバナンスの構造、さらに市民社会による監督の機能を民間非営利セクターにふさわしく強調すべきである。いずれにせよ、私有財産の私人による利用が本質であって、①そのための有益な法的ツールを提供し、かつ②税制上の優遇を与える、という構造が公益信託法の構造である。税制優遇からのみ行政上の監督権限がもたらされているかのごとき理解は誤っている。このような基本理解から他の記述もチェックされてよい。</p> <p>・信託銀行など営利企業である株式会社を規模や規制があることによって、公益事務へのガバナンスにおいて代替できるという前提(株主の営利を前提としたガバナンスとの相違の軽視)には問題がある。公益事務の公益性の監督は株式会社ガバナンスにおいては可能ではない。信託銀行等のみへの規制緩和は妥当とはいえない。</p>
6	<p><第4章P31> 利益相反・競合行為について</p>	<p>利益相反・競合行為</p> <p>公益法人や特定非営利活動法人など公益性を持った事業を行っており、かつ営利を目的としていない法人の本来事業との事業の「競合」あるいは重なり については、例外ではなく一般的に存在する場合として位置付けられるべきである。すでに第7回の意見書で記載し、記載も改善はされたが、信託行為に記載がなくても、信託法第31条第2項4号に該当する場合があることが信託法の趣旨であることを前提にして、信託行為への記載の義務化の例外として更なる改善を図るべきである。</p>


不当寄附勧誘防止法附則第5条に係る報告書 概要①



周知・啓発

＜個人向け＞ ●ポスター(約4万枚)・パンフレット(約25万枚)・解説動画等を作成し、幅広い層への啓発を実施

＜法人向け＞ ●全国で宗教法人、学校法人、公益法人、NPO法人等を対象とした説明会を開催
※ 令和5年度：大阪・福岡・東京(約500名) 令和6年度：徳島(約200名)
 ●その他、個別団体(宗教法人、私立大学等)への説明会を開催



情報の受付・調査

■ 窓口寄せられた情報総数	令和5年度：1701件 令和6年度：1201件 (不当寄附勧誘と関係のない情報も広く寄せられる)
■ 調査対象として受理した件数	令和5年度： 97件 令和6年度： 44件
■ 勧告・命令件数	令和5年度： 0件 令和6年度： 0件

⇒法と証拠に基づく運用の結果、不当寄附勧誘の事実が認められた案件がなかった (勧告・命令の法律上の要件を論じる案件なし)

経済社会情勢の変化等

●令和6年7月11日 最高裁判決：法を引用し、配慮義務違反に基づく不法行為が成立し得る旨を判示
「宗教団体等は・・・寄附者の自由な意思を抑圧し、寄附者が献金をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状況に陥ることがないようにすることや、献金により寄附者又はその配偶者その他の親族の生活の維持を困難にすることがないようにすることについて、十分に配慮することが求められる」というべきである (法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律3条1号、2号参照) 」
※上記最高裁判決を引用する下級審判決も出てきている。
 ※<裁判例調査>も実施：法を直接適用する裁判例は2年間では見当

＜意識調査＞ ●消費者庁が不当寄附勧誘防止法の運用をしていることを知っていた：29.0% / 知らなかった：71.0%
 ●法が社会的に許し難い悪質な寄附勧誘の抑止や改善に向け効果を発揮すると思う：75.0% / 効果はないと思う：25.0%

被害者等への意見聴取


(弁護士 (全国霊感商法対策弁護士連絡会、全国統一教会被害対策弁護団)、被害者 (計8名)、日本宗教連盟、NPO法人セイイン、日本非営利組織評価センター、中央共同募金会、日本赤十字社 から聴取した主な意見)

<ul style="list-style-type: none"> ●一定の抑止力は働いている。最高裁判決は評価できる。 ●実効的な被害救済のための法の検討が必要。 ➢ 「法人等」から個人へ規制対象を拡大することはできないのか ➢ 「困惑」要件が厳しいうので見直すことはできないのか 等 ●寄附勧誘への支障を考慮し規制をこれ以上強化すべきでない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●消費者庁の法運用は、やれることが果たされ、妥当。 ●周知啓発は工夫しつつ継続して行うべき。 ●施行からこれまでに寄附勧誘への特段の支障は生じていない。 ●「霊感」の文言が宗教そのものへのイメージ低下につながる。
---	---

「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律附則第5条に係る不当寄附勧誘防止法執行アドバイザー会議」

●上記全ての結果を踏まえて議論を行い、消費者庁への意見を発出。(次頁上部「執行アドバイザー会議からの意見(概要)」参照)

不当寄附勧誘防止法附則第5条に係る報告書 概要②



執行アドバイザー会議からの意見(概要)

<p>■法の執行について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現在の情報受付体制、調査対象の選定、調査手法は妥当 ○以下については更なる充実の余地 <ul style="list-style-type: none"> ・調査不能とならないための方策 ・収集した事案の情報提供の在り方 ○寄附勧誘者の細分化やデジタル化等を踏まえ事案を注視 <p>■法の規定、法改正の要否・立法事実の有無について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法の全面施行から2年を経過した現時点において、法改正すべき立法事実は認められない ○今後、相当程度の期間における事案の蓄積状況を注視し、以下の点について必要に応じて検討 <ul style="list-style-type: none"> ① (「法人等」で捕捉できない事案が出てきた場合) 対象を「個人事業者」にまで広げること 	<ul style="list-style-type: none"> ② 配慮義務として規定されている正体や目的を隠した勧誘を、禁止行為として規定すること ③ 禁止行為の「困惑」要件について、予防効果を図るために行政措置との関係では不要とすること ④ (要件が厳しいが故に行政措置が適切に講じられないなどの問題が生じた場合) 要件を再検討すること <p>○第3条・第6条での複数の要件の組合せでの対策は適切と評価</p> <p>○寄附に関する様々な立場に配慮したより良い情報収集のための方策について検討の余地</p> <p>■周知啓発について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○誰もが利用する場所での実効性の高い周知啓発 ○若年層を含めた幅広い層への周知啓発
---	---

【結論】

- 法の全面施行から2年を経過した現時点において、法改正すべき立法事実は認められない。
- 今後、相当程度の期間における事案の蓄積状況を注視し、必要に応じて検討。
- 法の執行及び周知啓発については、更なる充実を図る。

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律附則第5条に係る報告書

<p>序章</p> <p>第1章 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律附則第5条に係る不当寄附勧誘防止法執行アドバイザー会議</p> <p>第2章 不当寄附勧誘防止法のあらまし</p> <p>第3章 不当寄附勧誘防止法の周知・啓発の状況</p> <p>第4章 寄附に関する情報の受付状況</p> <p>第5章 嫌疑情報に対する調査の状況</p>	<p>第6章 違法情報を看過しないための補完的な取組</p> <p>第7章 不当寄附勧誘防止法に関する意見聴取 <small>※参議院附帯決議に基づく被害者等への意見聴取</small></p> <p>第8章 経済社会情勢の変化等に関する資料 <small>※裁判例調査、法・寄附勧誘に関する意識調査</small></p> <p>参考資料</p>
--	--

4

3 回調査会

1 日 時 2025 年 11 月 25 日(火)14:00～16:00

2 場 所 公益法人協会 10 階会議室(オンライン会議併用)

3 次 第

1. 公益信託認可等ガイドライン案に対するパブコメについて
2. 公益充実資金等取扱規則改定案
3. 経理規程改定案
4. 収支予算書案
5. その他

4 資 料

1. 委員名簿(民間法制・税制調査会、法制・税制・コンプライアンス・会計委員会)
2. 濱口先生パブコメ提案
3. 小林先生パブコメ提案
4. 星田先生パブコメ提案
5. 事務局等パブコメ提案
6. 上記4件のパブコメ統合案(上記4件全て掲載しております)
7. パブコメ提案様式
8. 公益充実資金取扱規則の改定修正案
9. 経理規程(改定案)
10. 改正収支予算書(内訳表別紙方式 本表)
11. 改正収支予算書(内訳表別紙方式 内訳表)
12. 改正収支予算書(内訳表一体方式)

※下線箇所は本報告書にバインドされている資料を指します。

公益信託ガイドラインに関するコメント案（未定稿）

該当箇所	意見	理由
全体及び目次	会計や様式が含まれているとはいえ、非常に浩瀚な資料であり、とても一読できないので、概要版を作成することを願いたい。また、目次の詳細版あるいは、索引を巻末に掲載することを検討頂きたい。	せつかくの新制度であるが、アクセスし易くないと使われない惧れがある。委託者・受託者・信託管理人の候補者は言うまでも無く普通の人々もアクセスし易いガイドラインにしてほしい。
全体	モデル信託契約に加え、遺言による信託行為のモデルの作成も検討いただきたい。	
P5～p7 【軽量の公益信託】の P6 末尾 (4) 会計基準 (第5章第2節 第1の3参照) P7 最初の行 「ガイドラインに記載がない事項について、法令の範囲で、公益法人会計基準以外の会計基準に従うことができる」 【第1章 第1節 第3 【軽量の公益信託】】	(4) 会計基準の「ガイドラインに記載がない事項について、法令の範囲で、公益法人会計基準以外の会計基準に従うことができる」とは、例えば、 <u>地域の伝統文化の継承、街づくりの事業型(助成に代えて直接支払う場合)</u> を目的とし、 <u>財産は金銭のみの受入れ支出で、規模も年間数百万である場合、特定資産公益信託と同程度の要素の金銭のみの授受の事務であることから、合同命令19条2項および4項に相当する程度の会計なので、計算書類も同程度の収支決算書で、情報開示が満たせるものと思料するが、このような活動の場合に簡便化が許される範囲を示してほしい。すなわち、特定資産公益信託あるいはそれに準じた扱いが出来るか。</u>	数百万円程度のごく小規模で単一・具体的な公益事務を目的とし、かつ、取扱い財産が金銭・預貯金の公益信託事務である場合には、例えば、 <u>地域の伝統文化の継承者や、街づくりの一環として植木を手入れする者に助成するかわりに、必要な費用を直接支払う(助成後に報告内容を確認するよりも実効的)</u> ことは、ほぼ特定資産公益信託の要件(法8条及び規則3条)を満たすと思われるため。(規則3条2項1号の「助成金の支給その他これに類する公益事務のための金銭の支給その他これに準ずる方法」に相当すると解することができるのではないかと。加えて、p85 下から2番目の○の3つ目の黒ポチ「また、助成先が発注した備品等の代金の支払い」に相当するものと解せないか。 すなわち、軽量の公益信託の中で更に事業型であっても、当該例示のように金銭直接支払の方が公益事務実施上、効率的な形態のものは、特定信託資産公益信託扱いとし、少しでも取り組み易い公益信託制度に出来無いか。
P36(①) P129(②) ① P36 3つ目の○ 【第2章 第1節 第3の5】 ② P129 6行目、7行目、	①では、公益事務の専門性・公正性の担保その他公益事務の合目的性を担保するために置く場合を取り上げているが、②では、専門性・公正性等を補う(6行目)、専門性等の確保を目的とする場合(7行目)、公益事務に係る専門性等(15行目)、公益事務の専門性(注107の1行目)とし、①での「その他公益事務の合目	②では、合議制機関は、ガバナンスの確保を目的とする場合と専門性等の確保を目的とする場合の二つに大別されるとしているため、①における「その他公益事務の合目的性」はどのように整理されるのか不明瞭のように思われる。

<p>15 行目、注 107 の 1 【第 4 章第 1 節 第 2 の 17 合議 制機関の役割】 ②</p>	<p>的性」が落ちている。同じ概念か違う概念か。</p>	
<p>P54.P55 P54 (財産の運用・ 管理の体制等) 1つ目○の 1 行 目「<u>安定資産以 外</u>」、「<u>積極運 用</u>」 1 つ目の○の第 2 パラグラフ「規 模が小さく…体 制整備を求める 必要はない」 p55 四角枠内(株式 等による資産の 運用について) の 6 行目末尾 「可能である」、 および、下から 2 行目「資産運 用規程を作成 し」の記述</p>	<p>「<u>安定資産以外</u>」、「<u>積極運用</u>」の定義がなく、あいまいである。そもそも、受託者の運用に係る善管注意義務は、目的に適うよう合理的な利益を得るために行動することにある。また、信託行為において運用の対象等々を制限すればその範囲で行動し責任を果たすことにある。まずは、<u>受託者としての責務は何かを記載してはどうか</u>。 また、「規模が小さく…体制整備を求める必要はない」の記述は、善管注意義務の観点から必要がないというのか、信託行為に記載がなくてもよいというのか など信託制度の義務としての説明を追加してはどうか。 株式等の運用についても、「可能である」、「規程を作成し」の記述に加え、善管注意義務として何を考慮すべきかを言及してはどうか。</p>	<p>個人に対する投資への教育が進められている。公益法人と同様に運用の知識の理解は遅れている実態を踏まえ、投資関連用語の定義等を正確に示すことが大切である。 また、公益信託においては、特に受託者の善管注意義務は緩和できないことから、信託制度として(運用の場合の受託者義務も的確に)説明すべきである。 ☆表記等検討中☆ また、p98 コラム第 4 パラグラフ 1 行目(例:<u>安全資産で運用、投資信託で運用、ハイリターンを目指して…</u>)とあるが、投資信託も安全～ハイリターンまで種々である。資産運用等の基礎知識を正確に記述にしてどうか。</p>
<p>P60～P63 【第 3 章第 1 節 第 2 2技術的能力 (1) 適正な運営 の仕組み】</p>	<p>P60 下から最初の○の前に「ア 意思決定の適正性確保の仕組み」を、 P62 上から最初の○の前に「イ アの決定の下での個別の仕組み」を、 P62 上から二つ目の○の前に「ウ 人員・設備その他の体制」を、 見出しを付けて分類して頂きたい。</p>	<p>P60～P63 まで、左記ア～ウの詳細が説明されている。分類した方が理解し易い。(○で並列されると、全体像が掴みにくい)</p>
<p>P60 下から2行 目 中程～P61 「…、また、受 託者において も、①～③中 略…こと から、…」 【第 3 章第 1 節 第 2 2技術的能力</p>	<p>「…、また、受託者においても、①～③中略…ことから、…」の③の記述の後に、「④公益信託事務実施に伴う信託法及び公益信託法以外の法令違反に責任を負う」を追加して頂きたい。 併せて、上記の続き「…合理的な理由がある場合を除き、公益信託事務の処理に係る重要な意思決定は、法人としての重要な意思決定手続に準じた手続で決定されることが信託行為に定められている</p>	<p>受託者は、公益信託の受託者という側面と、固有事業の主体という側面の2つの側面を有する。当該両側面は、根拠法令の違い及び分別管理の法理によって、截然と分けられる。 一方、例えば、実験(19 類型の「技術開発・研究開発」)を伴うような事業型公益信託を実施中に、爆発等の事故を発生させ、消防法等違反及び第三者に損害を与えた場合の責任は、当</p>

<p>(1) 適正な運営の仕組み】</p>	<p>必要がある。」の末尾を「・・・法人としての重要な意思決定手続に準じた手続で決定されることが、委託者あるいは受託者が必要とする場合、信託行為に定められている必要がある。」として頂きたい。</p>	<p>然、受託者が負う。さらに、当該事故に依り、当該事業所が操業停止になった場合、公益信託事務のみならず当該事業所内の同種の事業を実施中の固有事務も当然操業停止となること（一事業所として扱われる）が想定される。受託者が株式会社の場合、株価が下がる等、公益信託事務のみならず固有事務を含めた受託法人全体に影響が及ぶ。すなわち、強行法規（例えば、消防法に依る事業所操業停止）に関しては、分別管理が効かない。そのため、特に事業型公益信託の受託者は、その技術的能力の保有からして、同種同様の事業を固有事業に於いて実施していることが殆どと考えられる処、現に当該固有事業を統制している既存のガバナンス体制（監事あるいは監査役の特に業務監査を含む^註）を、公益信託事務に対しても適用・発揮させることが必要と委託者や受託者が判断した場合、P61上から3行目の中程「・・・公益信託事務の処理に係る重要な意思決定は、法人としての重要な意思決定手続に準じた手続で決定されることが信託行為に定められている必要がある。」のではないか。</p> <p>一方、助成型公益信託の殆どの場合は、上記の事故のようなリスクは相対的に小さく、まさに P61 第 2 パラグラフ「・・・「重要な意思決定の適正性（コンプライアンスの確保を含む。）の確保に必要な仕組み」については、公益信託事務の具体的内容に即して判断する必要がある。」のではないか。</p> <p>すなわち、当該判断には、信託契約に於ける委託者と受託者の意思、及び受託者の法人自治を尊重することが重要ではないか。</p> <p>^註 当該監督能力を、新たな信託管理人に求めるのは、現行（常勤）監事の（日常的）専門的能力の発揮に比して、上記の場合、實際上、無理と考える。あるいは、信託管理人を重装備にするのだが、それも当該能力を有する人材はなかなか居らず、仮に居たとし</p>
-----------------------	---	--

		<p>でも、監事の能力を使えば済むので、資源の無駄使いとなる。</p> <p>なお、上記文脈において、信託管理人は、固有事業サイドのガバナンス機構・制度では対応出来ない、委託者の公益意思の具現化、及び受益予定者の機会の尊重等を担保することに主眼が置かれるものと考えられる。</p>
<p>p73 上から2行 目途中 「…その趣旨を踏まえると、委託者と信託管理人の合意だけで、いつでも公益信託を終了させることができるような信託行為の「別段の定め」について、その存続期間を通じて公益信託事務が処理されることが見込まれるものとは判断できない。」 【第3章第1節 第4 公益信託事務の処理能力】</p>	<p>当該行の末尾に、以下を挿入して頂きたい。</p> <p>「但し、信託行為の中に恣意的な終了が行われないことの担保が定められている場合には、委託者及び信託管理人の合意で別段の定めを置くことも可能である。」</p>	<p>公益信託の終了に関しては、第4章第2節第8 公益信託の終了の届出等 p155 最初の○印の第2パラグラフにも同様の記述があり、そこには、「また、信託行為に別段の定めがあるときを除き、委託者及び信託管理人の合意により、公益信託を終了することはできない(公益信託法第23条第2項)。これは、公益事務のみを実施する公益信託が、委託者及び信託管理人の恣意的な判断で終了させることが適切ではないとの趣旨から規定されたものであり、信託行為の中に恣意的な終了が行われないことの担保が定められている場合には、委託者及び信託管理人の合意で別段の定めを置くことも可能である。」と条件付肯定記述となっており、当該記載と平仄を合わせて頂きたい。</p>
<p>p119【受託者の忠実義務】の第2パラグラフ 「忠実義務のうち、特別の取扱いが必要な事項として、受託者と信託財産との取引その他の利益相反行為の原則禁止(31条)及び競合行為の原則禁止(32条)として規定されている。これらに違反する行為は、無効・取消可等と</p>	<p>この内、「これらに違反する行為は、」の後に「信託行為に定めが無い場合、」を追加した方が宜しいと考える。</p>	<p>「これらに違反する行為」であっても、信託行為に定めがある場合は許容されるものであることを、明示しておいた方が紛れ無いと思われるため。</p>

<p>される(31条・32条)ほか、当該行為によって受託者等が得た利益の額と同額の損失を信託財産に生じさせたものと推定される(30条3項)。」 【第4章第1節第2の10 受託者の職務に関する事項】</p>		
<p>P130 親族等の規制 【第4章第1節第2の17】</p>	<p>ガバナンス確保の観点から合議制機関を置く場合、親族等の数が合議制機関の委員のうちに占める割合を示し、これについて「必要がある」としている根拠はどこにあるか。</p>	<p>本項目は、相対的記載事項の項であり、法文にはこの点は触れられていない。「当該公益信託の信託財産の分別管理及び経理が適正に行われる仕組み」の「整備」(公益信託規則4条2項1号)の観点から要求しているのであれば(P63の上から8行目を参照)、その旨を明記すべきではないか。</p>
<p>P130 【第4章第1節第2の18】</p>	<p>ガイドラインは全体として、受託者としての善管注意義務(信託法29条)と忠実義務(信託法30条)があり、これが公益信託では信託行為(私的自治)により軽減することができないこと(これらを受けて信託法31条以下がある。)、それを制度的に担保するために、事前の規制として公益信託法の各定めとそれに基づく政令と府令を活用しようとしているように思われる。そうしたときは、善管注意義務と忠実義務の機能とその他の公益信託法の定め機能のうち、後者に偏らないようにすべきである。そうしなければ、活動が萎縮し本来の目的を達成することができない制度となる。ところが、ガイドラインはこの観点からみると、後者に偏りがちであるように見える。</p>	

<p>P131 【第4章第1節 第2の18】</p>	<p>2 行目で「特別の利益」の論点に移っているが、上述のとおり、そのまえに、善管注意義務(信託法 29 条)と忠実義務(信託法 30 条)違反による損害賠償義務の発生もあることを記載すべきではないか。</p>	<p>特別の利益の規律は公益性の観点からの規律であり、損害が発生していない場合もある。一方、利益相反行為又は競合行為は、忠実義務違反の行為であり信託法上の手続を遵守しても損害が発生している場合がある。前者が後者を包含する関係にあるとすれば、その旨も明記されたい。</p>
	<p>6 行目の「当該取引の内容」「取引の内容」は法文(「当該行為の内容」と異なっている。誤りではないか。</p>	
	<p>9行目の「この場合にも」は誤りではないか。競合行為が含まれる表現になっている。</p>	
	<p>12 行目の「合理的理由」は「合理的説明」ではないか。</p>	
	<p>14 行目以下は取引条件について述べるが、イの根拠はどこにあるか。</p>	
	<p>競合行為のついての記載が少ない。ガイドラインとしてはもう少し記載があるほうがよいのではないか。</p>	
	<p>18 行目以下は、利益相反行為又は競合行為として損害賠償請求の対象となる場合とどこがどのように異なるのか注が必要のように思われる。</p>	
	<p>21 行目のアと 24 行目のイはどのような関係になるのか。アは適正な利潤を含むように思われるが、イではそうではないように見える。矛盾していないか。</p>	
	<p>18 行目のアについて、例えば次の場合どのように考えるのか。通常の客観的な取引の条件が、単価 6000 円で 10%の利潤であるとき、受託者の単価と利潤はそれぞれ 5000 円、15%のときはどうか。</p>	
<p>未定稿 P134(「承認特例」の場合)の 2 番目の黒ポチ 1 行目末尾 「平成 30 年 3 月 31 日付内閣府・告示第 1 号・により管理されていること」¹¹⁴ 脚注114「公益信託の場合の要件としては、</p>	<p>「平成 30 年 3 月 31 日付内閣府……告示第 1 号」(脚注 113)の基金に関する要件の 3 つ目「当該基金に組み入れた財産の運用によって生じた利子その他の収入金(当該収入金をもって取得した資産を含む。)を当該基金に組み入れることとしていること。」に依って管理する旨、記載がある処、永続を前提する公益法人の場合は妥当するが、どちらと言えば、永続性を必ずしも前提としない公益信託制度に於いて、株式や不動産等に関する基金の設計に関し、活用し易いようにご配慮お願いしたい。(租特令第二十五条の十七第七項第二号へ に関する告</p>	<p>今回改正の大きな目玉の一つは、金銭に限らず固定資産等も信託財産とすることが出来る処、見做し譲渡課税に関する租税特別措置法第40条の規定は、これまで以上に公益信託制度に取って重要となる。</p>

<p>現行の告示に規定された公益法人制度における内容と同様の内容が今後の告示改正により定められる予定。」</p>	<p>示) ☆内容、表記等検討中☆</p>	
<p>P158 第5章の題名 【第5章「公益信託の財務規律・情報開示等」】</p>	<p>第5章の題名「財務規律・情報開示等」を「財務規律・情報開示・会計」として頂きたい。 また、会計処理について、第5章第2節第1の3のp207～p222に於ける(3)公益信託の会計の考え方、(4)公益信託の計算書類、(5)公益信託の信託帳簿、(6)特定資産公益信託の特例、加えて、第3章第1節第2の1のp49～p55に於ける(1)信託財産及び固有財産、(2)適正な分別管理及び経理の仕組みについて、会計の記述があるが、独立した節又は款を設けて、会計処理についてまとめて体系だった説明があれば、理解しやすくなると考えられるので、再整理してほしい。</p>	<p>公益法人に於ける会計基準・同指針に代わって、公益信託に於ける「会計」は合同命令に従ってガイドラインにて示されている。まず、「会計」の存在を明示すべきではないか。次にその「会計」の流れを知ってもらうことが大切ではないか(そこに根拠法令が示される情報公開、財務規律を認知・理解出来るものとする)。</p> <p>なお、サンプルとしてp229以下に計算書類が例示されているが、公益法人と同様の勘定科目「受取寄付金」、事業費・管理費区分では「役員報酬」などであり、公益信託に係る信託財産等についてのものであるかは、公益信託の「名称」等の記載もなく、ステークホルダーは固有事業との関係で、識別しづらいのではないかと考える。</p>
<p>P176 上から3つ目の○の2つ目の黒ポチの中程「既存の公益信託の実態¹⁴⁹」 同じく、脚注149の2行目の中程「また、従来の公益信託において公益事務割合相当額を試算したところ93%は70%以上であった。」 【第2 公益事務割合 1 公益事務割合の趣旨】</p>	<p>左記、該当箇所「既存の公益信託の実態¹⁴⁹」及び「また、従来の公益信託において公益事務割合相当額を試算したところ93%は70%以上であった。」の記述は無い方が宜しいと思われる。</p>	<p>新たな公益信託制度に於いて全額管理費に計上される公益信託報酬は、 1. 事業型公益信託が加わることに依り、事業費であるが細かく同定・計上出来無い事業経費が、既存の助成型公益信託よりも相対的に大きくなる筈であり(例えば、実験器具稼働の測定出来無い○○%等)、それらが含まれること、 2. 不当に高額でなければ、経費以外の信託報酬を大きくして良いことから、既存の公益信託報酬と、構成要素およびその内容が大きく異なり、管理費が増える方向にある。新制度のこれらの性向を踏まえると、既存の助成型公益信託の実態数値を参考にすべきでは無いと思われる。</p>

<p>P201 上から2つ目の○「当該年度において、関連当事者との取引の総額が・・・中略・・・100万円を超える場合、・・・中略・・・重要性が高い事項であるため、関連当事者としての記載を求める。」との記述</p>	<p>左記に、「概況報告には(受託者との取引は)金額にかかわらず記載すべき旨」を追加明示すべきではないか。</p>	<p>【(ウ)関連当事者との取引として記載が必要な事項】において、「取引の発生総額が資産の100万円を超える場合には開示を要するものとする」との記述があるが、合同命令33条の「信託概況報告」の上から2番目の○(207頁)においては、「このほか、公益事務の実施に関する重要な事項を記載する。」ものと説明されている。「公益事務の実施に関する重要な事項」として、重要性は金額だけで判断するものでなく、利益相反行為は信託の根幹に係るものであるため、受託者自らが再認識するためにも当該取引等は、信託行為の定め等の有無にかかわらず、重要な事項と考える。たとえ少額であっても受託者の利益相反行為であることから、信託法31、32条の定め趣旨からその内容は社会に開示すべきものとする。</p>
<p>P213.p216 「純資産の部の細目」(P213) 「(エ)純資産関係」(P216) 【第5章第2節第1】</p>	<p>財源区分は行わないことを原則とし、必要な場合には財源区分を選択できることとしてはどうか。 資源提供者の用途指定に対する報告は、公益信託にとって重要な開示情報と考えるが、財源区分によるのではなく、受取寄付金について区分管理を行い、注記等で報告することではないか。</p>	<p>公益信託は信託行為に基づく公益事務のみを行うものであり、会計的には「特別会計」に相当するものとする。特別会計であるならば、いずれの財源も同じ用途となることから、ことさらに会計上指定純資産と一般純資産に区分することには疑問を感じる。公益法人会計特有の財源区分の考え方を有しないと想定される受託者への事務負担が大きいのではないか。</p>
<p>P214 「貸借対照表の注記」(P214) 【第5章第2節第1】</p>	<p>「(15)指定寄附資金のうち指定寄附資金の受け入れ年度別残高及び支出見込み」を注記する必要はないのではないか。</p>	<p>公益信託で受入指定寄附資金は、将来的に公益事務のみに費消されることが明確であることから、「受け入れ年度別残高及び支出見込み」の記載およびP185上から3行目「(目安としては取得後10年)」のような基準に準拠する等は不要ではないか。</p>
<p>P216 (ウ) 事業費/管理費の区分関係の全体【5章2節3(4)イ【②損益計算書の記載の詳細】】</p>	<p>事業費/管理費の区分関係において、「事業費は、公益事務の実施に係る事業費」、「助成費、助成先の選定のための合議制機関の開催経費、助成金の振込手数料、公益信託事務の実施のための人件費等」と例示し、「管理費は、公益信託事務の処理に係る公益信託報酬その他の管理費」とし、「計算書類その他定期提出書類の作成のための委託費、信託報酬、信託管理人の報酬等」が示されている。 例えば、ホームページ製作費、公益事</p>	<p>計算書類上、事業費と管理費の内容は見えてこない。P237においても、形態別区分毎に、多くの費用科目が共通費とされているが、具体的な内容を事業費と管理費に区分する例が示されていない(共通費を配分する例は示されているが)。信託管理人、行政庁により判断が異なるならば、利益相反の可能性も払拭できず、寄附者等にとって適切な比較ができず、寄附に迷いが生じる。合理的な基準を整理し明らかにする必要があるのではないか。</p>

	務・啓発等の寄付募集費、公益活動等の情報開示の掲載費は、共有経費でよいか。また、助成先等の選定だけでなく公益事務の適正な運営・促進のために助言等を求める合議体開催経費(委員謝金、出席する信託管理人報酬等も含む)や委託費は事業費でよいか。公益事務のための寄附募集費は事業費と考えてよいか。事業費/管理費の区分について、考え方等を示してほしい。	か。
P217 【第5章第2節 第1(オ)その他 「損益計算書の 注記」】	財源区分別は原則として作成不要でいいのではないか。(上記「(エ)純資産関係」(P216)と同趣旨) また、形態区分別の注は原則不要でいいのではないか。 複数の公益事務を行い、活動計算書本表の事業費を公益事務1、公益事務2のように集約的に表示する場合や、配賦困難な費用(本来であれば事業費)も管理費に計上している場合にのみ注記をすることでは如何か。 可能な限りシンプルな方が公益信託制度にアクセスし易いのではないか。	配賦困難な費用が含まれるとはいえ主に信託報酬など、公益信託の管理費は限定的に認められるものと考えられることから、活動計算書本表のみを作成すれば、開示情報として足りるのではないか。 また、単一の公益事務のみの場合は、活動計算書の事業費に形態別分類で表示することでいいのではないか。
P221 2つ目の○の後半 「かつ、業務の簡素化を図る観点から、すべての場合に複式簿記による帳簿作成の義務を課す規定とはしていない。」 【第5章第2節 第1の3(6)(ウ 「特定資産公益信託の信託帳簿」】	「かつ、業務の簡素化を図る観点から、すべての場合に複式簿記による帳簿作成の義務を課す規定とはしていない。」はガイドライン上に明文記載すべきではないと考える。	一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の会計慣行をしん酌して財産目録及び収支計算書を適正に作成するためには、複式簿記が前提となり、受託者の業務簡素化の観点から判断すべきことではないのではないか。
P229 以降 【参考①通常の公益信託における計算書類の様式例】 【参考②特定資産公益信託における計算書類及び信託帳簿の様式例】	あくまでサンプルとしての表示ということでは理解しているが、令和6年公益法人会計基準及び運用指針をそのまま記載したものであり、現時点でガイドラインとして記載すべき事項であるのか疑問がある。	ガイドライン本文(p209「公益信託制度における財務報告の基本的な考え方」のp211上から5行目「公益事務の規模等に応じて、上記以外の取扱いをすることはあり得る。」)上では、公益法人以外が受託者となる場合には、合同命令の要件を充足する限り、公益法人会計基準以外の会計基準に準拠することにも含みを持たせた記載となっており、参考例とはなっている

		<p>ものの標準様式と誤認される虞はないか。</p> <p>受託者に過度な事務負担を負わせることなく、公益事務について計数的な情報開示が必要十分なレベルで提供されることが担保されればよい。</p> <p>会計については、検討の機会を設けて頂き、想定される複数類型の受託者からのヒアリング結果を反映することも必要ではないか。</p>
<p>P284 様式1・⑩「承諾書」</p>	<p>1. P143に記載された「委託者の思いに沿ったものであることを確認することが極めて重要である」ならば、当該承諾書の宛先として、受託者宛であるとともに行政庁宛であることを明示すべきではないか(注116)。</p> <p>2. 同様に、受託者は、委託者に対して、公益信託の内容等について十分に説明するに留まらず、当該文書そのもの(複写)を交付することが大切であり、その上で、委託者が承諾することが求められる。このため、次のような承諾書文言の修正をお願いしたい。「…添付書類に関する、<u>最終案の書面の交付とともに内容の説明を受け、…、自らの意思(←希望)に沿った</u>」</p> <p>3. 同じく「承諾書」の□の1つ目「記載する内容(←趣旨)」、5つ目「信託報酬の額、算定方法等」、6つ目「委託者は、原則として<u>指定(←関与)できず</u>」と修正、追加をお願いしたい。</p>	<p>1～2. P143「カ 申請書の提出について、委託者(信託法第3条第2号に掲げる方法によってする場合にあっては、遺言執行者を含む。)が承諾したことを証する書類(同項第8号)(様式1・⑩参照)」</p> <p>の下から8行目中程「申請内容が委託者の思いに沿ったものであることを確認することは、極めて重要である。万一、受託者(候補)等による不適切な勧誘により、委託者の意思に沿わない公益信託が行われることがあれば、制度の信頼性を揺るがすことにもなりかねない。」とあるように、委託者の承諾書は非常に重要な書面である。後で紛争にならないよう、さらに、内容変更の可能性と対応の説明を受けた旨、寄附禁止行為に抵触しない旨、十分な説明を受け理解した旨の記載も必要ではないか。これらを含め、受託者とも確認・承諾した旨を行政庁として大切なことではないか。</p> <p>3. P105「委託者が助言をするなど、何らかの権限を定めることは否定されない」と記述されており、「関与」まで否定できないと思われるため。</p>

経理規程 (改定案)

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人公益法人協会(以下「この法人」という。)における経理処理に関する基本を定めたものであり、財務及び会計のすべての状況を正確かつ迅速に把握し、この法人の事業活動の計数的統制とその能率的運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、この法人の経理業務のすべてについて適用する。

(経理の原則)

第3条 この法人の経理は、法令、定款及び本規程の定めによるほか、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に準拠して処理されなければならない。

(会計年度)

第4条 この法人の会計年度は、定款の定めにより、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

(会計区分)

第5条 法令の要請等により必要とされる場合は会計区分を設けるものとする。

(経理責任者)

第6条 経理責任者は、理事長が指名する。

(帳簿書類の保存・処分)

第7条 経理に関する帳簿、伝票及び書類の保存期間は次のとおりとする。

- | | |
|----------------|-----|
| (1) 財務諸表 | 永久 |
| (2) 会計帳簿及び会計伝票 | 10年 |
| (3) 証憑書類 | 10年 |
| (4) 収支予算書 | 5年 |
| (5) その他の書類 | 5年 |

2 前項の保存期間は、決算に関する定期理事会終結の日から起算するものとする。

3 帳簿等を焼却その他の処分に付する場合は、事前に経理責任者の指示又は承認によって行う。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

第2章 勘定科目及び帳簿組織

(勘定科目の設定)

(証 憑)

第13条 証憑とは、会計伝票の正当性を立証する書類をいい、次のものをいう。

- (1) 請求書
- (2) 領収書
- (3) 証明書
- (4) 稟議書及び上申書
- (5) 検収書、納品書及び送り状
- (6) 支払申請書
- (7) 各種計算書
- (8) 契約書、覚書その他の証書
- (9) その他取引を裏付ける参考書類

(記 帳)

第14条 総勘定元帳は、すべて会計伝票に基づいて記帳しなければならない。

2 補助簿は、会計伝票又はその証憑書類に基づいて記帳しなければならない。

3 毎月末において補助簿の借方、貸方の合計および残高は、総勘定元帳の当該口座の金額と照合確認しなければならない。

(帳簿の更新)

第15条 帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

第3章 収支予算

(収支予算の目的)

第16条 収支予算は、各事業年度の事業計画の内容を明確な計数をもって表示し、かつ、収支予算と実績との比較検討を通じて事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(収支予算書の作成)

第17条 収支予算書は、事業計画に基づき毎会計年度開始前に理事長が作成し、理事会の承認を経た上で、評議員会において承認を得て確定する。変更が生じる場合も同様とする。

2 収支予算書は、活動計算書正味財産増減計算書に準ずる様式をもって作成する。

(収支予算の執行)

第18条 各事業年度における費用の支出は、収支予算書に基づいて行うものとする。

2 収支予算の執行者は、理事長とする。

(支出予算の流用)

第19条 予算の執行にあたり、各科目間において相互に流用しないこととする。ただし、理事長が予算の執行上必要があると認めたときは、その限りとしなない。

第4章 金 銭

(金銭の範囲)

第20条 この規程において金銭とは、現金及び預金をいう。

2 現金とは、通貨、小切手、郵便為替証書、振替預金証書及び官公署の支払通知書をい

- う。
- 3 手形及びその他の有価証券は、金銭に準じて取扱うものとする。

(会計責任者)

第21条 金銭の出納、保管については、その責に任じる会計責任者を置かなければならない。

- 2 会計責任者は、経理責任者が任命する。
- 3 会計責任者は、金銭の保管及び出納事務を取扱わせるため、会計事務担当者若干名を置くことができる。

(金銭の出納)

第22条 金銭の出納は、経理責任者の承認印のある会計伝票に基づいて行わなければならない。

(支払手続)

第23条 会計事務担当者が金銭を支払う場合には、最終受取人からの請求書、その他取引を証する書類に基づいて、取引担当部署の発行した支払伝票により、会計責任者の承認を得て行うものとする。

- 2 金銭の支払いについては、最終受取人の署名のある領収証を受け取らなければならない。ただし、所定の領収証を受け取ることができない場合は、別に定める支払証明書をもってこれに代えることができる。
- 3 銀行振込の方法により支払いを行う場合は、前項による領収証を受け取らないことができる。

(支払期日)

第24条 金銭の支払いは、別に定める一定日に行うものとする。ただし、やむを得ない支払いについてはこの限りでない。

(手許現金)

第25条 会計責任者は、日々の現金支払いに充てるため、手持現金をおくことができる。

- 2 手持現金の額は、通常の所要額を勘案して、必要最少額にとどめるものとする。
- 3 小口現金は、毎月末日及び不足のつど精算を行わなければならない。
- 4 出納責任者は、現金について毎日の現金出納終了後、その在高と帳簿残高を照合しなければならない。
- 5 預貯金については、毎月1回預貯金を証明できる書類により、その残高を帳簿残高と照合し、経理責任者に報告しなければならない。

(金銭の過不足)

第26条 金銭に過不足が生じたときは、会計責任者は遅滞なく経理責任者に報告し、その処置については、経理責任者の指示を受けなければならない。

(収支月計表の作成)

第27条 会計事務担当者は、毎月20日までに、前月分の現金、預金の収支月計表を作成して、自ら検算を行い、これを会計責任者を経て経理責任者に提出しなければならない。

第5章 財 務

(資金計画)

第28条 年度事業計画及び収支予算書に基づき、経理責任者は速やかに年次及び月次の資金計画を作成し、理事長の承認を得なければならない。

(資金の調達)

第29条 この法人の事業運営に要する資金は、基本財産及び運用財産より生ずる利息、配当金、その他の運用収入並びに会費、入会金、寄付金、事業収入、その他の収入によって調達するものとする。

(資金の借入れ)

第30条 前条に定める収入により、なお資金が不足する場合又は不足する恐れがある場合には、金融機関等からの借入金により調達するものとする。

2 その事業年度の収入をもって償還する短期借入金については、理事会にて承認された借入金限度額の範囲内で行う。

3 前項の理事会にて承認された借入金限度額が設けられていないときに、短期の借入れをしようとするときは、理事会の決議を経なければならない。

4 長期の借入れをしようとするときは、定款第14条により評議員会の3分の2以上の決議を経なければならない。

5 資金を借入れるときは、経理責任者はその返済計画を作成し、理事長の承認を得なければならない。

(資金の運用)

第31条 この法人の資金運用は、別に定める資金運用規程によるものとする。

(金融機関との取引)

第32条 金融機関との預金取引、手形取引、その他の取引を開始又は廃止する場合は、理事長の承認を得て経理責任者が行う。

2 金融機関との取引は、理事長の名をもって行う。

第6章 固定資産

(固定資産の範囲)

~~第33条~~ この規程において、固定資産とは次の各号をいい、基本財産、特定資産及びその他固定資産に区別する。

~~(1) 基本財産~~

~~理事会が基本財産とすることを決議した財産~~

~~(2) 特定資産~~

~~退職給付引当資産~~

~~減価償却引当資産(ただし、基本財産とされたものは除く)~~

~~定款第15条により理事会の決議の定めにて保有する資金~~

~~その他理事長が必要と認めた資産~~

~~(3) その他固定資産~~

~~基本財産及び特定資産以外の資産で、耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が10万円以~~

上の資産

第33条 この規程において、固定資産とは次の各号をいい、有形固定資産、無形固定資産及びその他固定資産に区別する。

- (1) 有形固定資産
物理的な形態を持ち、1年を超える長期にわたり利用され、取得価額が20万円以上の資産
- (2) 無形固定資産
物理的な形態を持たず、1年を超える長期にわたり利用され、資産取得価額が20万円以上の資産
- (3) その他固定資産
固定資産のうち、有形・無形固定資産に含まれないもの

(固定資産の取得価額)

第34条 固定資産の取得価額は、次の各号による。

- (1) 購入により取得した資産は、公正な取引に基づく購入価額にその付帯費用を加えた額
- (2) 自己建設又は製作により取得した資産は、建設又は製作に要した費用の額
- (3) 交換により取得した資産は、交換に対して提供した資産の帳簿価額
- (4) 贈与により取得した資産は、その資産の取得時の公正な評価額

(固定資産の購入)

第35条 固定資産の購入は、稟議書に見積書を添付して、事前に起案者から経理責任者に提出しなければならない。

- 2 前項の稟議書については、理事長の決裁を受けなければならない。ただし、1万円未満の備品等の購入については、上記の手続を省略して担当業務責任者に委任するものとする。

(有形固定資産の改良と修繕)

第36条 有形固定資産の性能を向上し、又は耐用年数を延長するために要した金額は、これをその資産の価額に加算するものとする。

- 2 有形固定資産の原状に回復するために要した金額は修繕費とする。

(固定資産の管理)

第37条 固定資産の管理責任者は、固定資産台帳を設けて、固定資産の保全状況及び移動について所要の記録を行い、固定資産を管理しなければならない。

- 2 有形固定資産に移動及び毀損、滅失があった場合は、固定資産の管理責任者は、経理責任者に通知し帳簿の整備を行わなければならない。
- 3 固定資産の管理責任者は、経理責任者が任命する。

(固定資産の登記・付保)

第38条 不動産登記を必要とする固定資産は、取得後遅滞なく登記しなければならない。また、火災等により損害を受けるおそれのある固定資産については、適正な価額の損害保険を付さなければならない。

(固定資産の売却、担保の提供)

第39条 固定資産を売却するときは、定款の規定による評議員会又は理事会の承認が必要

なものはその承認を経て、固定資産の管理責任者は、稟議書に売却先、売却見込代金、その他必要事項を記載の上、理事長の決裁を受けなければならない。

- 2 固定資産を借入金等の担保に供する場合は、前項の定めに基づきするものとする。

(減価償却)

第40条 固定資産の減価償却については、毎会計年度末に定額法または定率法によりこれを行う。

- 2 定額法により毎会計年度末に行われた減価償却費は、直接法により処理するものとする。
- 3 減価償却資産の耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定めるところによる。

(現物の照合)

第41条 固定資産の管理責任者は、常に良好な状態において管理し、各会計年度1回以上は、固定資産台帳と現物を照合し、差異がある場合は、所定の手続を経て帳簿の整備を行わなければならない。

第7章 決 算

(決算の目的)

第42条 決算は、一会計期間の会計記録を整理し、財務及び会計のすべての状態を明らかにすることを目的とする。

(月次決算)

第43条 経理責任者は、毎月末に会計記録を整理し、次の計算書類を作成して、理事長に提出しなければならない。

- (1) 合計残高試算表
- (2) 活動計算書正味財産増減計算書
- (3) 貸借対照表

(決算整理事項)

第44条 年度決算においては、通常月次決算のほか、少なくとも次の事項について計算を行うものとする。

- (1) 減価償却費の計上
- (2) 未収金、未払金、立替金、預り金、前払金、仮払金、前受金の計上
- (3) 有価証券の時価評価による損益の計上
- (4) 各種引当金の計上
- (5) 流動資産、固定資産の実在性の確認、評価の適否
- (6) 負債の実在性と簿外負債のないことの確認
- (7) 公益認定法による行政庁への提出が必要な内訳表の作成
- (7) その他必要とされる事項の確認

(重要な会計方針)

第45条 この法人の重要な会計方針は、次のとおりとする。

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

~~有価証券及び投資有価証券…移動平均法による原価基準を採用する。~~

売買目的有価証券、その他有価証券

市場価格のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法

(売却原価は移動平均法により算定) による。

市場価格のないもの…移動平均法による原価法による。

満期保有目的の債券…償却原価法(定額法)による。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産…総平均法~~移動平均法~~による原価法~~低価基準~~による。

(3) 固定資産の減価償却の方法

~~有形固定資産及び無形固定資産…定額法による。~~

有形固定資産(リース資産を除く。)…定額法又は定率法による。

リース資産…所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法による。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金…法人税法に定める限度額のほか、貸倒の実績率及び債権の回収可能性を検討して計上する。

~~退職給付引当金…期末退職給付の要支給額に相当する金額を計上する。~~

退職給付引当金…職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当該事業年度末に発生していると認められる額を計上している。期末自己都合要支給額を退職給付債務又は退職給付引当金とする簡便的な方法を適用している。

役員退職慰労金引当金…役員報酬規程に基づく期末要支給額に相当する金額を計上する。

賞与引当金…支給見込額のうち当期に帰属する金額を計上する。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込処理による。

(6) リース取引の処理方法

~~所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産…自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法による。~~

~~所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産…リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。~~

(財務諸表等)

第46条 経理責任者は、年度決算に必要な手続を行い、次に掲げる財務諸表等を作成し、理事長に報告しなければならない。

(1) 貸借対照表

(2) 活動計算書正味財産増減計算書

(3) 財務諸表に対する注記

(43) 貸借対照表及び活動計算書正味財産増減計算書の附属明細書

(54) 財産目録

(財務諸表等の確定)

第47条 理事長は、前条の財務諸表等について、事業報告とともに監事の監査を受けた後、監事の意見を添えて理事会へ提出し、その承認を経た上で、評議員会において承認を得て決算を確定する。

(その他の必要とされる書類)

第48条 経理責任者は、第46条の財務諸表等の外、必要と認められる次に掲げる書類がある場合には作成の上し、理事長に報告しなければならない。

- ~~(1) 正味財産増減計算書内訳表~~
- ~~(2) 収支相償の計算書~~
- ~~(3) 公益目的事業比率の計算書~~
- ~~(4) 遊休財産額の計算書~~
- ~~(5) 公益目的取得財産残額の計算書~~

(情報公開)

第49条 備え置き、公表が必要な書類については、情報公開規程に定める。

(細 則)

第50条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、昭和54年4月1日から施行するものとする。

附 則

この規程は、平成6年1月12日から施行するものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行し、平成19年3月13日から実施するものとする。

附 則

この規程は、平成22年3月18日から施行するものとする。

附 則

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行するものとする

内訳表別紙方式

改正収支予算書（案）（本表）
○年○月○日からX年X月X日まで

科目	当期	前期	増減	備考
I 経常活動区分				
1. 経常収益				
(1)資産運用益				
(2)受取会費				
(3)事業収益				
公1 事業収益				
公2 事業収益				
公3 事業収益				
収益事業収益				
(4)受取寄付金				
経常収益計				
2. 経常費用				
(1)事業費				
公1 事業費				
公2 事業費				
公3 事業費				
公益事業共通費				
収益事業費				
(2)管理費				
経常費用計				
経常収益費用差額				
II その他活動区分				
1. その他収益				
その他収益計				
2. その他費用				
その他費用計				
その他収益費用差額				
.				
.				
.				

内訳表別紙方式

※費用形態別

改正収支予算書（案）

	一般純資産										指定純資産								
	公益目的事業会計					収益事業等会計		法人会計	一般純資産計	公益目的事業会計			収益事業会計		法人会計	指定純資産計			
	公1	公2	公3	共通	小計	収1	他1			公1	公2	公3	収1	収2					
I 経常活動区分																			
経常収益																			
資産運用益																			
受取会費																			
事業収益																			
受取寄付金																			
経常収益計																			
経常費用																			
事業費																			
役員報酬																			
給与手当																			
.																			
.																			
旅費交通費																			
通信運搬費																			
.																			
事業費計																			
管理費																			
役員報酬																			
給与手当																			
.																			
.																			
旅費交通費																			
通信運搬費																			
.																			
管理費計																			
経常費用計																			
経常収益費用差額																			
II その他活動区分																			
その他収益																			
その他収益計																			
その他費用																			
その他費用計																			
.																			

5

第4回調査会

1 日 時 2026年1月27日(火)13:00～15:00

2 場 所 公益法人協会 10階会議室(オンライン会議併用)

3 次 第

1. 公益信託認可等ガイドライン(案)に関する当協会意見結果
2. 令和8年度税制改正要望結果等
3. その他

4 資 料

1. 「公益信託ガイドラインに関するパブコメ募集」に対する当協会意見および対応する内閣府コメント
2. 令和8年度 税制改正に関する要望
3. 令和8年度税制改正の大綱
4. 買手の留意点(免税事業者との取引)
5. 公益信託に基づく貸与型奨学金支給に関する金銭消費貸借契約に係る印紙税につきまして
6. 公益信託認可等に関する運用について(公益信託認可等ガイドライン)
7. 公益充実資金等および特定費用準備資金等取扱規則・新旧対照表
8. 新公益法人制度において実務上留意すべきポイント

※下線箇所は本報告書にバインドされている資料を指します。

《最終版該当箇所は、→青色・太字・イタリック体にて再表示》

公益法人協会「公益信託ガイドラインに関するパブコメ募集」に対する

当協会意見および対応する内閣府コメント

該当箇所	意見	理由	内閣府コメント
全体及び目次	原案は、柔軟運用可能となるよう法令の範囲内で最大限の工夫がなされていることを推測出来るものの、その影響等もあつてか、会計や様式が含まれているとはいえ、非常に浩瀚な資料であり、とても一読できないので、概要版を作成することをお願いしたい。また、目次の詳細版あるいは、索引を巻末に掲載することを検討頂きたい。	せつかくの新制度であるが、アクセスし易くないと使われないうまい。委託者・受託者・信託管理人の候補者は言うまでも無く普通の人々もアクセスし易いガイドラインにしてほしい。	公益信託制度の普及促進の観点から、ガイドラインの内容を分かりやすく集約した資料や、遺言によって公益信託を行う場合の信託契約イメージも含めて、具体的なニーズを踏まえ、重要度・優先度を勘案して検討を行い、継続的な情報提供等に努めてまいります。
全体	モデル信託契約に加え、遺言による信託行為のモデルの作成も検討いただきたい。	当該ガイドライン案そのものに対する意見では無いが、新たな公益信託制度の普及、促進を図る為に必要と考える。	
【第1章 第1節 第3【軽量の公益信託】 P6 末尾→P5上から8行目四角枠内(4) 会計基準(第5章 第2節 第1の3 参照) P7 最初の行→P7上から4行目「ガイドラインに記載がない事項について、法令の範囲で、公益法人会計基準以外の会計基準に従うことができる」】	(4) 会計基準の「ガイドラインに記載がない事項について、法令の範囲で、公益法人会計基準以外の会計基準に従うことができる」とは、例えば、地域の伝統文化の継承、街づくりの事業型(助成に代えて直接支払う場合)を目的とし、財産は金銭のみの受入れ支出で、規模も年間数百万である場合、特定資産公益信託と同程度の要素の金銭のみの授受の事務であることから、合同命令19条2項および4項に相当する程度の会計なので、計算書類も同程度の収支決算書で、情報開示が満たせるものと思料するが、このような活動の場合に簡便化が許される範囲を示してほしい。すなわち、特定資産公益信託あるいはそれに準じた扱いが出来ないか。	数百万円程度のごく小規模で単一・具体的な公益事務を目的とし、かつ、取扱い財産が金銭・預貯金の公益信託事務である場合には、例えば、地域の伝統文化の継承者や、街づくりの一環として植木を手入れする者に助成するかわりに、必要な費用を直接支払う(助成後に報告内容を確認するよりも実効的)ことは、ほぼ特定資産公益信託の要件(法8条及び規則3条)を満たすと思われるため。(規則3条2項1号の「助成金の支給その他これに類する公益事務のための金銭の支給その他これに準ずる方法」に相当すると解することができるのではないか。 加えて、p85→P86 下から2番目の○の3つ目の黒ポチ「また、助成先が発注した備品等の代金の支払い」に相当するものと解せないか。 すなわち、軽量の公益信託の中で更に事業型であっても、当該例示のように金銭直接支払の方が公益事務実施上、効率的な形態のものは、特定	特定資産公益信託に該当すれば合同命令第19条、該当しない場合は合同命令第18条及び第3節が適用されます。御指摘のような場合も含め、今後、具体的なニーズも踏まえつつ、公益事務の内容等に応じた分かりやすい会計処理等について継続的に検討し、情報発信等を行ってまいります。

		信託資産公益信託扱いとし、少しでも取り組み易い公益信託制度に出来無いか。	
<p>【第2章第1節第3の5】および【第4章第1節第2の17】</p> <p>合議制機関に関する記載</p> <p>P36 3つ目の○ および P129 7行目、8行目、2つ目の○の6行目、注107の1行目</p> <p>→P36 3つ目の○および P130 2つ目の○の4行目、5行目、3つ目の○の6行目、注120の1行目</p>	<p>第2章の該当箇所では、公益事務の専門性・公正性の担保その他公益事務の合目的性を担保するために置く場合を取り上げているが、第4章の該当箇所では、専門性・公正性等を補う(7→2つ目の○の4行目)、専門性等の確保を目的とする場合(8→2つ目の○の6行目)、公益事務に係る専門性等(2つ目の○の3つ目の○の6行目)、公益事務の専門性(注107→120の1行目)とし、第2章の該当箇所での「その他公益事務の合目的性」が落ちている。同じ概念か違う概念か。</p>	<p>第4章の該当箇所では、合議制機関は、ガバナンスの確保を目的とする場合と専門性等の確保を目的とする場合の二つに大別されるとしているため、第2章の該当箇所における「その他公益事務の合目的性」はどのように整理されるのか不明瞭のように思われる。</p>	<p>「公益事務の合目的性」は幅広い概念であり、公益事務によっては、「ガバナンスの確保」も公益事務の合目的性を担保するために必要な場合があり得ると考えています。</p>
<p>【第3章第1節第2】</p> <p>P54 →P55 (財産の運用・管理の体制等) 1つ目の○の1行目</p> <p>「安定資産以外」、「積極運用」</p>	<p>「安定資産以外」、「積極運用」の定義があいまいである。本ガイドラインにおいて、「安定運用」は、特定資産公益信託の信託財産の要件として、公益信託規則第3条第1項第2号に列挙されている財産の運用とされているが、この安定運用の定義を明確にしたうえで、安定運用以外の場合の留意点を解説いただきたい。</p> <p>また、(財産の運用・管理)では、安定資産運用・積極運用の是非でなく、そもそも受託者の運用に係る善管注意義務＝目的に適うよう合理的な利益を得るために行動することにあること等、まずは、受託者としての責務は何かを記載していただきたい。</p>	<p>「安定資産」という用語は、本ガイドラインでは、「リスク性資産」(p114、115→P115、116)と対比され使用されている。また、「安定資産」は、「(4)信託財産の運用」において、なお書きで、特定資産公益信託の場合に「信託財産は元本割れリスクが低い安定資産に限られており」とされている。安定資産に限られるケース以外にも記載すべきであり、p55→P56(株式等による資産の運用について)にあるとおり「信託行為において、株式の取得等も含む資産運用が受託者に判断の委ねられる場合がある」場合の留意点を示すべきである。そのうえで、過去に安定資産のみの運用に偏っていた多くの公益法人の資産運用の実態を踏まえ、資産運用の考え方やリスク・リターンを正しく認識するという基本的な姿勢を明確に示す必要がある。さらに、公益信託においては、受託者の善管</p>	<p>「安定資産以外」、「積極運用」の定義に関しては、善管注意義務その他の受託者の義務は、資産運用に限定されない受託者の法定義務であり、第4章第1節第2の10に記載しているため、追記は不要と考えます。また、資産運用に当たって留意すべき事項等については、実際のニーズを踏まえ、必要に応じ今後検討してまいります。</p>

		注意義務は緩和できないことから、信託制度として「運用の場合の受託者義務」をもっと明確に説明すべきである。	
【第3章第1節第2】P54→P55(財産の運用・管理の体制等)1つ目の○の第2パラグラフ2行目「体制整備を求める必要はない」	「規模が小さく…体制整備を求める必要はない」の「体制整備を求める必要はない」の意味は、善管注意義務の観点から必要がないというものか、信託行為に記載がなくてもよいというものか等を確認したい。	「体制整備を求める必要はない」の趣旨を確認するものがある。	「体制整備を求める必要はない」という記載に関しては、例えば、信託行為に積極運用を行わないとされている場合には、信託行為において、積極運用を行う場合に必要となるような体制の整備について記載する必要はないという趣旨です。
【第3章第1節第2】p55→P56 四角枠内(株式等による資産の運用について)の6行目末尾「可能である」、および、下から2行目「資産運用規程を作成し」の記述	株式等の運用についても、「可能である」、「資産運用規程を作成し」に加え、管理運用する受託者としての義務「フィデューシャリー・デューティー」として、何を考慮すべきか等と言及していただきたい。	資産の運用管理にあたっての留意点には、適切なガバナンス、役員等の義務と責任、資産運用管理におけるPDCAサイクル等があるが、特に、「受託者としての善管注意義務」＝「フィデューシャリー・デューティー」についても補足いただきたい。	株式等による資産の運用における受託者の義務に関しては、上記のとおり法定義務であり、更なる情報発信については、実際のニーズを踏まえ、必要に応じ、今後、検討してまいります。
【第3章第1節第2】2技術的能力(1)適正な運営の仕組み】P60～P63→P62～64	P60 一番下の○の前に→P62 一番目の○「ア 意思決定の適正性確保の仕組み」を、P62→P63 上から最初の○の前に「イ アの決定の下での個別の仕組み」を、P62 上から二つ目の○の前に→P64 上から一つ目の○「ウ 人員・設備その他の体制」を、見出しを付けて分類して頂きたい。	P60～P63→P62～P64 まで、左記ア～ウの詳細が説明されている処、分類した方が理解し易い。(○の並列だけですと、全体像が掴みにくい)	技術的能力における適正な運営の仕組みに関する分類分けの御意見に関しては、御指摘を踏まえ追記しました。また、技術的能力における適正な運営の仕組みについて記載の追加を求める意見に関しても、御意見を踏まえ、④として追記しました。
【第3章第1節第2】2技術的能力(1)適正な運営の仕組み】P60 下から2行目中程～P61 上から3行目→P62 1つ目の○上から4行目～9行目	「…、また、受託者においても、①～③中略…ことから、…」の③の記述の後に、「④公益信託事務実施に伴う信託法及び公益信託法以外の法令違反に責任を負う」を追加して頂きたい。	受託者は、公益信託の受託者という側面と、固有事業の主体という側面の2つの側面を有する。当該両側面は、根拠法令の違い及び分別管理の法理に依って、截然と分けられる。 一方、例えば、実験(19類型の「技術開発・研究開発」)を伴うような事業型公益信託を実施中に、爆発等の事故を発生させ、消防法等違反及び第三者に損害を与えた場合の責任は、受託者が負う。さらに、当該事故に依り、当該事業所が操業停止になった場合、公	

		<p>益信託事務のみならず当該事業所内の同種の事業を実施中の固有事務も当然操業停止となること(一事業所として扱われる)が想定される。受託者が株式会社の場合、株価が下がる等、公益信託事務のみならず固有事務を含めた受託法人全体に影響が及ぶ。すなわち、強行法規(例えば、消防法に依る事業所操業停止)に関しては、分別管理が効かない。そのため、ガイドライン原案の①～③は、主に財産面、金銭面での責任に言及している処、特に事業型を実施する場合は、操業停止等の物理的、状況に依っては行政法上等の責任を負うリスクも併せて記載すべきと考える。</p>	
<p>【第3章第1節第2】 2技術的能力(1)適正な運営の仕組み】 P61 上から3行目 中程 →P62 1つ目の○8行目 末尾</p>	<p>「・・・合理的な理由がある場合を除き、公益信託事務の処理に係る重要な意思決定は、法人としての重要な意思決定手続に準じた手続で決定されることが信託行為に定められている必要がある。」の末尾を「・・・法人としての重要な意思決定手続に準じた手続で決定されることが、委託者あるいは受託者が必要とする場合、信託行為に定められている必要がある。」として頂きたい。</p>	<p>特に事業型公益信託の受託者は、その技術的能力の保有からして、同種同様の事業を固有事業に於いて実施していることが殆どと考えられる。現に当該固有事業を統制している既存のガバナンス体制(監事あるいは監査役の特に業務監査を含む注)を、公益信託事務に対しても適用・発揮させることが必要と委託者や受託者が判断した場合、P61→P62 上から3→11行目の中程「・・・公益信託事務の処理に係る重要な意思決定は、法人としての重要な意思決定手続に準じた手続で決定されることが信託行為に定められている必要がある。」のではないかと。一方、助成型公益信託の殆どの場合、上記の事故のようなリスクは相対的に小さく、まさに P61→P62 第2→3パラグラフ「・・・重要な意思決定の適正性(コンプライアンスの確保を含む。)の確保に必要な仕組み」については、公益信託事務の具体的内容に即して判断する必要がある。」のではないかと。すなわち、当該判断には、信託契約に於ける委託者と受託者の意思、及び受</p>	<p>公益信託事務の処理に係る重要な意思決定についての意見に関しては、受託者は、公益信託事務の実施に当たり、法令及び信託行為の範囲内において、一定の裁量を有しており、裁量の行使に当たっては、受託者は、不利益が生じるリスクの排除にとどまらず、公益信託事務の質の確保等についても責任を有しています。こうしたことを踏まえ、原則として、法人としての重要な意思決定に準じた手続とする必要があると考えます。なお、受託者の裁量の範囲が小さく、公益信託事務の規模等に照らして受託者の理事会等の意思決定を経る必要がないと認められる場合には、異なる取扱いとすることについて「合理的な理由」があると考えています。</p>

		<p>託者の法人自治を尊重することが重要ではないか。</p> <p>注 当該監督能力を、新たな信託管理人に求めるのは、現行(常勤)監事の(日常的)専門的能力の発揮に比して、上記の場合、實際上、無理と考える。あるいは、信託管理人を重装備にするのだが、それも当該能力を有する人材はなかなか居らず、仮に居たとしても、監事の能力を使えば済むので、資源の無駄使いとなる。</p> <p>なお、上記文脈において、信託管理人は、固有事業サイドのガバナンス機構・制度では対応出来ない、委託者の公益意思の具現化、及び受益予定者の機会の尊重等を担保することに主眼が置かれるものと考えられる。</p>	
<p>【第3章第1節第4】 公益信託事務の処理能力 p73 → P74 上から2 → 3 行目途中 「・・・その趣旨を踏まえると、委託者と信託管理人の合意だけで、いつでも公益信託を終了させることができるような信託行為の「別段の定め」について、その存続期間を通じて公益信託事務が処理されることが見込まれるものとは判断できない。」</p>	<p>当該行の末尾に、以下を挿入して頂きたい。 「但し、信託行為の中に恣意的な終了が行われないことの担保が定められている場合には、委託者及び信託管理人の合意で別段の定めを置くことも可能である。」</p>	<p>公益信託の終了に関しては、第4章第2節第8 公益信託の終了の届出等 p155 → P158 最初の○印の第2 パラグラフにも同様の記述があり、そこには、 「また、信託行為に別段の定めがあるときを除き、委託者及び信託管理人の合意により、公益信託を終了することはできない(公益信託法第23条第2項)。これは、公益事務のみを実施する公益信託が、委託者及び信託管理人の恣意的な判断で終了させることが適切ではないとの趣旨から規定されたものであり、信託行為の中に恣意的な終了が行われないことの担保が定められている場合には、委託者及び信託管理人の合意で別段の定めを置くことも可能である。」と条件付肯定記述となっており、当該記載と平仄を合わせて頂きたい。</p>	<p>公益信託事務の処理能力に関しては、御指摘いただいた「信託行為の中に恣意的な終了が行われないことの担保が定められている場合」には、「合理的な理由」がある信託行為の「別段の定め」になると解されます</p>

<p>【第4章第1節第1】 信託行為の様式について P98 →P99</p>	<p>四角枠内第4パラグラフに、「(例:安全資産で運用、投資信託で運用、ハイリターンを目指して運用方法は一任)とあるが、投資信託は組入資産によりリスク・リターンが異なるため、ローリスクからハイリスクまでである旨を丁寧に補足いただきたい。</p>	<p>投資信託は、組入資産(原資産)によりリスク・リターンが異なる。ローリスク(信用格付けの高い債券での運用)～ハイリスク(価格変動リスクの高い株式等、為替リスクの高い資産での運用)まで種々である。</p>	<p>【第4章第1節第1】への御意見に関しては、信託行為の様式は、例示として記載したものであり、原案のままとします。更なる例示等については、今後、具体的なニーズを踏まえ、必要に応じ、情報発信等を検討してまいります。</p>
<p>【第4章第1節第2】 p113 →P114(4)信託財産の運用 最初の○の なお書き 特定資産公益信託</p>	<p>「なお、特定資産公益信託については、信託財産は元本割れリスクが低い安定資産に限られており(公益信託規則第3条第1項第2号)」とされており、本ガイドラインにいう「安定運用」と同義かどうかを確認したい。</p>	<p>公益信託規則第3条第1項第2号は、特定資産公益信託に関するものであり、いわゆる「安定運用」の運用対象と同義ではないことを確認したい。</p>	<p>【第4章第1節第2】p113(4)→P114(4)への御意見 に関しては、ガイドラインでは「安定運用」という言葉は使用していませんが、「安定資産」は、第3章第1節第2(2)イ(資産の運用・管理体制等)に注記したとおり、「預貯金中心の資産」と理解しており、何が安定資産であるかは社会通念に照らして判断されるのに対し、特定資産公益信託における信託財産の要件は公益信託規則第3条第1項第2号に限定列挙されており、両者は異なり得ます。</p>
<p>【第4章第1節第2】 P114 →P115(4)信託財産の運用 イ「運用に関する基本方針」の例示</p>	<p>「運用に関する基本方針」として例示がなされているが、例示の記載ぶりの見直しをお願いしたい。 特に、「リスク性資産の範囲」「リスク性資産の期待リターン」「リスク性資産の組入れ比率」とリスク性資産ばかりが例示されているが、これを、法人としての「運用対象」「アセットアロケーション」「期待値回り」等の方針・考え方を示すような記載ぶりにしていただきたい。</p>	<p>「ポートフォリオ方針」で 預貯金、公社債等の安定資産のみ or 株式、投資信託、投資口等のリスク性資産を組入と例が記載されているが、これは「運用対象」であり、「ポートフォリオ基本方針」でない。また「リスク性資産の範囲」の例があるが、投資信託に限定 or 株式等を容認とありこれも同様である。さらに、「リスク性資産の期待リターン」として10年国債+○【1.0】%、「リスク性資産の組入れ比率」として信託財産の○○【50】%未満とあるが、例として示すのであれば、法人の資金運用全体における「期待リターン」と「リスク許容度」、「基本アセットアロケーション」の例の記載が良いと思われる。</p>	<p>【第4章第1節第2】P114→P115への御意見に関しては、金融の専門用語を使用せずに記載した結果であり、原案を維持します。分かりやすい例示等については、今後、具体的なニーズを踏まえつつ、必要に応じ検討し、情報発信を行ってまいります。</p>
<p>【第4章第1節第2】 10 受託者の職務に関する事項 p119 → P120 四角枠</p>	<p>この内、「これらに違反する行為は、」の後に「信託行為に当該行為をすることを許容する旨の定め(31条2項1号)及び当該行為を固有財産又は受託者の利害関係人の計算であることを許容する旨の定</p>	<p>「これらに違反する行為」であっても、信託行為に定めがある場合は許容されるものであることを、明示しておいた方が紛れ無いと思われるため。</p>	<p>【第4章第1節第2】10 受託者の職務に関する事項への御意見に関しては、御指摘の趣旨を踏まえ、「原則禁止」を「制限」に修正しました。</p>

<p>内【受託者の忠実義務】の第2パラグラフ 「忠実義務のうち、特別の取扱いが必要な事項として、受託者と信託財産との取引その他の利益相反行為の原則禁止(31条)及び競合行為の原則禁止(32条)として規定されている。これらに違反する行為は、無効・取消可等とされる(31条・32条)ほか、当該行為によって受託者等が得た利益の額と同額の損失を信託財産に生じさせたものと推定される(30条3項)。」</p>	<p>め(32条2項1号)が無い場合は、」と条件付きであることを追加した方が宜しいと考える。</p>		
<p>【第4章第1節第2】の17 P130上から1～7行目→P131 1つ目の〇の上から3～9行目親族等の規制</p>	<p>ガバナンス確保の観点から合議制機関を置く場合、親族等の数が合議制機関の委員のうちを占める割合を示し、これについて「必要がある」として根拠はどこにあるか。公益信託を引き受ける法人がすでに固有業務においてすでに合議制の機関を持っている場合にも、これを利用できる手立てがあるべきである。</p>	<p>本項目は、相対的記載事項の項であり、法文にはこの点は触れられていない。「当該公益信託の信託財産の分別管理及び経理が適正に行われる仕組み」の「整備」(公益信託規制4条2項1号)の観点から要求しているのであれば(P63の上から10行目→P64 3つ目の〇の3つ目の黒ポチを参照)、その旨を明記すべきではないか。</p>	<p>【第4章第1節第2】の17へのご意見に関しては、ご指摘の趣旨が明らかではありませんが、受託者の機関によって公益信託のガバナンスが確保されると判断されるときには、ガバナンス確保の観点から「公益信託の適正な運営のために不可欠なもの」として合議制機関を置く必要性はないものと考えます。なお、ガバナンス確保の観点から合議制機関を置く場合、「当該公益信託の内容に照らして当該公益信託の適正な運営を確保する仕組みが整備されている」(公益信託規制第4条第2項第1号)と判断するためには、当該公益</p>

			信託が、特定の親族等のために運営されることがないことが確保される必要があると考えています。
【第4章第1節第2】の18 P130 → <i>P131</i>	ガイドラインは全体として、受託者としての善管注意義務(信託法29条)と忠実義務(信託法30条)があり、これが公益信託では信託行為(私的自治)により軽減することができないこと(これらを受けて信託法31条以下がある。)、それを制度的に担保するために、事前の規制として公益信託法の各定めとそれに基づく政令と府令を活用しようとしているように思われる。そうしたときは、善管注意義務と忠実義務の機能とその他の公益信託法の定め機能のうち、後者に偏らないようにすべきである。そうしなければ、活動が萎縮し本来の目的を達成することができない制度となる。ところが、ガイドラインはこの観点からみると、後者に偏りがちであるように見える		【第4章第1節第2】の18 P130 → <i>P131</i> への御意見に関しては、信託法における受託者の義務の基礎部分を構成しているものと理解しています。
【第4章第1節第2】の18 p131 → <i>P132</i>	<p>・1行目末尾「また・・・」～2行目 → 2つ目の○3行目中程で「特別の利益」の論点に移っているが、上述のとおり、そのまえに、善管注意義務(信託法29条)と忠実義務(信託法30条)違反による損害賠償義務の発生もあることを記載すべきではないか。</p> <p>・1番上の○の2行目 → 上から3つ目の○の「当該取引の内容」「取引の内容」は法文(「当該行為の内容」と異なっている。誤りではないか。</p> <p>・2番目 → 上から4つ目の○の3行目の「この場合にも」は誤りではないか。競合行為が含まれる表現になっている。</p> <p>・2番目 → 上から4つ目の○の5行目の「合理的理由」は「合理的説明」ではないか。</p>	<p>特別の利益の規律は公益性の観点からの規律であり、損害が発生していない場合もある。一方、利益相反行為又は競合行為は、忠実義務違反の行為であり信託法上の手続を遵守しても損害が発生している場合がある。前者が後者を包含する関係にあるとするのであれば、その旨も明記されたい。</p>	<p>第4章第1節第2の18 P131 <i>P132</i> への御意見に関しては、信託法上の受託者の義務違反を構成する可能性がある旨を追記します。また、(意見)から始まり8個ポツで並べているそれぞれの意見に関しては、以下のとおりです。</p> <p>1ポツの御意見「当該取引」は御指摘のとおり修正しました。</p> <p>2ポツの御意見「読替信託法第31条第2項第4号の定めに該当するときには」と記載しており、競合行為についての記載でないことは明白であることから、原案を維持します。</p> <p>3ポツの御意見「合理的理由」として、特段の誤解は生じないと考えており、原案を維持します。</p>

	<p>・競合行為についての記載が少ない。ガイドラインとしてはもう少し記載があるほうがよいのではないか。</p>		<p>4ポツの御意見競合行為に係る記載について、今後、具体的なニーズを踏まえ、必要に応じ、検討してまいります。</p>
	<p>・4番目→一番下の○に関し、利益相反行為又は競合行為として損害賠償請求の対象となる場合とどこがどのように異なるのか注が必要のようと思われる。</p>		<p>5ポツの御意見利益相反行為又は競合行為として損害賠償請求と「特別の利益」について、前者は民事上の責任であるのに対し、後者は行政庁が公益信託法に基づき行う審査や監督の基準です。</p>
	<p>・4番目→一番下の○は取引条件について述べるが、イの根拠はどこにあるか。</p>		<p>6ポツの御意見通常の客観的な取引条件が設定されていない取引を想定していますが、「特別の利益」の提供が禁止されていることを踏まえ、合理的に算出した費用としてしています。</p>
	<p>・4番目→一番下の○のイとはどのような関係になるのか。アは適正な利潤を含むように思われるが、イではそうではないように見える。矛盾していないか。</p>		<p>7ポツの御意見「取引条件」については、「いずれかに該当する場合」との記載のとおりであり、矛盾するものではありません。</p>
	<p>・4番目→一番下の○のイについて、例えば次の場合どのように考えるのか。通常の客観的な取引の条件が単価6000円で10%の利潤であるとき、受託者の営業努力等に依り単価を5000円とし一方利潤を15%としたときはどうか。</p>		<p>8ポツの御意見「客観的な取引の条件」については、個別の事情に即して判断される必要があり、仮定の質問にお答えすることは差し控えます。</p>
<p>【第5章 公益信託の財務規律・情報開示等】 P158→P161</p>	<p>第5章の題名「財務規律・情報開示等」を「財務規律・情報開示・会計」として頂きたい。また、会計処理について、第5章第2節第1の3のp207～p222→P210～P224に於ける(3)公益信託の会計の考え方、(4)公益信託の計算書類、(5)公益信託の信託帳簿、(6)特定資産公益信託の特例、加えて、第3章第1節第2の1のp49～p55→P50～P56に於ける(1)信託財産及び固有財産、(2)適正な分別管理及び経理の仕組みについて、会計の記述があるが、独立した節又は款を設けて、会計処理についてまとめて体系だった説明があれば、理解しやすくなると考えられる。</p>	<p>公益法人に於ける会計基準・同指針に代わって、公益信託に於ける「会計」は合同命令に従ってガイドラインにて示されている。まず、「会計」の存在を明示すべきではないか。次にその「会計」の流れを知ってもらうことが大切ではないか(そこに根拠法令が示される情報公開、財務規律を認知・理解出来るものと考え)。 なお、サンプルとしてp229→p231以下に計算書類が例示されているが、公益法人と同様の勘定科目「受取寄付金」、事業費・管理費区分では「役員報酬」などであり、公益信託に係る信託財産等についてのものか、</p>	<p>【第5章 公益信託の財務規律・情報開示等】への御意見に関しては、題名につきまして御指摘を踏まえて修正いたしました。その上で、令と会計は密接に関係しており、会計の観点を優先した整理の方が当然に分かりやすくなるわけではないと考えおり、現時点では法令を基本とした構成を維持します。様々な利用者があることを想定し、分かりやすいガイドラインとなるよう、御意見も含め、引き続き検討してまいります。</p>

	ので、再整理してほしい。	公益信託の「名称」等の記載もなく、ステークホルダーは固有事業との関係で、識別しづらいのではないか。	
【第5章第1節第2】の1 P176→P179 上から3つ目の○の2つ目の黒ポチ 後半部分「既存の公益信託の実態 149」→164 同じく、脚注 149→164の2行目の中程「また、従来の公益信託において公益事務割合相当額を試算したところ93%は70%以上であった。」	該当箇所「既存の公益信託の実態 149→164」及び「また、従来の公益信託において公益事務割合相当額を試算したところ93%は70%以上であった。」の記述は無い方が宜しいと思われる。	新たな公益信託制度に於いて全額管理費に計上される公益信託報酬は、1. 事業型公益信託が加わることに依り、事業費であるが細かく同定・計上出来無い事業経費が、既存の助成型公益信託よりも相対的に大きくなる筈であり(例えば、実験器具稼働の測定出来無い○○%等)、それらが含まれること、2. 不当に高額でなければ、経費以外の信託報酬を大きくして良いことから、既存の公益信託報酬と、構成要素およびその内容が大きく異なり、管理費が増える方向にある。新制度のこれらの性向を踏まえると既存の助成型公益信託の実態数値を参考にすべきでは無いと思われる。	【第5章第1節第2】の1への御意見に関しては、公益事務割合をどの程度の水準とするか検討した際に、既存の公益信託における事業費/管理費の割合を参考にしたことは事実であり、設定の際の考え方として記録することは意味があると考えておりますので原案を維持します。
【第5章第2節第1】P201 上から2つ目の○→P204 上から1つ目の○「当該年度において、関連当事者との取引の総額が・・・中略・・・100万円を超える場合、・・・中略・・・重要性が高い事項であるため、関連当事者としての記載を求める。」	公益信託施行規則第40条第1項第2号ホに基づく当該書類の記載はパブコメ原案のとおりとするも、公益信託施行規則第49条第1項第3号に基づく「信託概況報告には(受託者との取引は)金額にかかわらず記載すべき旨」を追加明示(その場合、p207 上から3番目の○→P209 上から4番目の○に追記する等)することを、その重要性に鑑み、検討頂きたい。	【(ウ)関連当事者との取引として記載が必要な事項】において、「取引の発生総額が資産の100万円を超える場合には開示を要するものとする」との記述があるが、「信託概況報告」に関するp207 上からの2番目の○→P209 上から3番目の○においては、「このほか、公益事務の実施に関する重要な事項を記載する。」ものと説明されている。「公益事務の実施に関する重要な事項」として、重要性は金額だけで判断するものでなく、利益相反行為は信託の根幹に係るものであるため、受託者自らが再認識するためにも当該取引等は、信託行為の定め等の有無にかかわらず、重要な事項と考える。たとえ少額であっても受託者の利益相反行為であることから「信託概況報告」において、社会に開示すべきものとする。	【第5章第2節第1】P201→P204 への御意見に関しては、関連当事者との取引に関する「資産の100万円…」という規定は、公益法人会計基準における関連当事者取引の開示額を参考定めた基準であり、信託概況報告にその内容等が示されることに加え、重要性の原則や受託者の負担も勘案して、原案を維持します。
【第5章第2節第1】情報開示	令和6年会計基準に移行前の公益法人(平成20年基準)が、公益信託の受託者になる		第5章第2節第1】情報開示 p207→P210 への御意見に関しては、ガイドラインで

<p>p 207 →P210(3) 公益信託の会計の考え方</p>	<p>場合、公益信託に係る会計書類が令和6年基準に準拠する形で整理されている処(例えば、p214 下から 12 行目→P216 下から3行目「貸借対照表の注記」)</p> <p>○ 会計基準運用指針「VII.財務諸表様式及び注記・附属明細書関係」第4.財務諸表に対する注記「4. 貸借対照表の注記」に列挙された事項の取扱いは、以下のとおりとする。</p> <p>[注記が必要となる事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下については該当があれば記載を必要とする(公益法人並びの規定)) 、二重基準での会計処理は難しい。 <p>そのため、受託者となる公益法人が移行前の会計基準を使用している場合、受託する公益信託に関しても移行前の会計基準を、p208 一行目→P210 上から1つ目の○でいう公正妥当な会計基準として良いか確認したい。</p>		<p>示していない会計処理の方法について、経過措置期間中に平成 20 年公益法人会計基準を使用している公益法人が受託者となる場合は、合同命令の遵守を前提に、平成 20 年公益法人会計基準を「一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の基準として」の一つとして取り扱うことは問題ないと考えております。</p>
<p>【第5章第2節第1】p215 上から7行目→P217 2つ目の黒ポチ上から7行目(15)指定寄附資金のうち指定寄附資金の受け入れ年度別残高及び支出見込み「貸借対照表の注記」</p>	<p>「(15)指定寄附資金のうち指定寄附資金の受け入れ年度別残高及び支出見込み」を注記する必要はないのではないか。</p>	<p>公益信託で受入指定寄附資金は、将来的に公益事務のみに費消されることが明確であり、公益法人に於ける指定寄附資金よりも公益信託の分別管理が効くことから、「受け入れ年度別残高及び支出見込み」の記載のような基準に準拠する等は不要ではないか。そもそも、公益信託に於ける会計は、合同命令の範囲で、公益法人会計基準以外の公正妥当な会計基準に準拠することに含み(軽量なもの)を持たせており、その多様な会計基準に、会計面からの規制だけで対応するのは困難なことも予想される処。信託概況報告のような非会計的手段を活用することを検討しても宜しいと考える。</p>	<p>第5章第2節第1】p215 →P217 への御意見に関しては、指定寄附資金の注記に係る指摘について、指定寄附資金の趣旨等については第5章第1節第3—2ウに記載しています。当該注記は、寄附者その他のステークホルダーに対して説明責任を果たす上で重要であるとともに、指定寄附資金が制度趣旨に沿ったものであるかを明らかにするために必要であると考えており、原案を維持します。</p>
<p>【第5章第2節第1】3(4)イ【損益計算書の記載の詳細】P216</p>	<p>事業費/管理費の区分関係において、「事業費は、公益事務の実施に係る事業費」、「助成費、助成先の選定のための合議制機関の開催経費、助成金の振込手数料、公益信</p>	<p>計算書類上、事業費と管理費の内容は見えてこない。p 237→P239 においても、形態別区分毎に、多くの費用科目が共通費とされているが、具体的な内容を事業費と管理</p>	<p>【第5章第2節第1】P216 →P218 への御意見に関しては、事業費/管理費の区分や配賦については、公益信託事務の具体的な内容等に応じて判断する必要が</p>

<p>→P218(ウ) 事業費/管理費の区分関係の全体</p>	<p>託事務の実施のための人件費等」と例示し、「管理費は、公益信託事務の処理に係る公益信託報酬その他の管理費」とし、「計算書類その他定期提出書類の作成のための委託費、信託報酬、信託管理人の報酬等」が示されている。例えば、ホームページ製作費、公益事務・啓発等の寄付募集費、公益活動等の情報開示の掲載費として、公益事務か否かを問わず一体として支出する場合(例えば、ベンダーと包括年間契約を締結している場合など)は、共有経費でよいか。また、助成先等の選定だけでなく公益事務の適正な運営・促進のために助言等を求める合議体開催経費(委員謝金、出席する信託管理人報酬等も含む)や委託費は事業費でよいか。公益事務のための寄附募集費は事業費と考えてよいか。事業費/管理費の区分について、考え方を示してほしい。</p>	<p>費に区分する例が示されていない(共通費を配分する例は示されているが)。信託管理人、行政庁により判断が異なるならば、利益相反の可能性も払拭できず、寄附者等にとって適切な比較ができず、寄附に迷いが生じる。合理的な基準を整理し明らかにする必要があるのではないか。</p>	<p>あり、一律にお示しすることは困難です。今後、具体的なニーズを踏まえ、必要に応じ、情報発信等を検討してまいります。</p>
<p>【第5章第2節第1】3(4)イ【損益計算書の記載の詳細】P217→P219(オ)その他</p>	<p>形態区別の注は原則不要で良いのではないかと。複数の公益事務を行い、活動計算書本表の事業費を、公益事務1、公益事務2のように集約的に表示する場合や、配賦困難な費用(本来であれば事業費)も管理費に計上している場合にのみ注記をすることでは如何か。 可能な限りシンプルな方が公益信託制度にアクセスし易いのではないかと。</p>	<p>配賦困難な費用が含まれるとはいえ主に信託報酬など、公益信託の管理費は限定的に認められるものと考えられることから、活動計算書本表のみを作成すれば、開示情報として足りるのではないかと。また、単一の公益事務のみの場合は、活動計算書の事業費に形態別分類で表示することで良いのではないかと。</p>	<p>【第5章第2節第1】3P217→P219への御意見に関しては、損益計算書の記載として形態別区分の注記を求めるのは、公益信託事務に係る費用について事業費・管理費それぞれの具体的な費目別の内訳が開示されることが公益事務を複数行っているか否かを問わず、費用支出の適正性を判断する上で重要であると考えられるためであり、原案を維持します。なお、事業費の大半が支払助成金であり管理費が信託報酬しかない場合等、形態別区分を作成する意義が乏しい場合等もあり得ると考えており、御指摘も踏まえ、簡便な計算書類在り方について、引き続き検討してまいります。</p>
<p>【第5章第2節第1】P221(ウ)特定資産公益信託の信託帳簿</p>	<p>業務の簡素化を図る意図は高く評価するものの、複式簿記を原則とすることを再確認し、以下のようにすることを検討頂きたい。</p>	<p>一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の会計慣行をしん酌して財産目録及び収支計算書を適正に作成するためには、業務の簡素化を</p>	<p>【第5章第2節第1】P221→P223への御意見に関しては、信託帳簿に係る記載について、御指摘を踏まえ原則として複式簿記に</p>

<p>2つ目の○の後半 →P223 2つ目の○の3行目途中 「かつ、業務の簡素化を図る観点から、すべての場合に複式簿記による帳簿作成の義務を課す規定とはしていない。」</p>	<p>「かつ、業務の簡素化を図る観点から、複式簿記を原則としつつも、すべての場合に複式簿記による帳簿作成の義務を課す規定とはしていない。」</p>	<p>図る意図は高く評価するものの、複式簿記が原則となることを再確認しておくべきではないか。</p>	<p>よることを明記しました。</p>
<p>【第5章第3節】 P229 以降 →P231 以降 【参考①通常の公益信託における計算書類の様式例】 【参考②特定資産公益信託における計算書類及び信託帳簿の様式例】</p>	<p>公益信託関係者等へのイメージ提供に依る制度 アクセス性の向上を図る意図に賛成し、かつ、あくまでサンプルとしての表示というものは理解しているが、令和6年公益法人会計基準及び運用指針をそのまま記載したものであり、軽量の公益信託については、公益法人会計基準以外の会計基準に準拠することにも含みを持たせた記載もあることから、現時点でガイドラインとして記載するのかが検討いただきたい。</p>	<p>ガイドライン本文(p209→P211「公益信託制度における財務報告の基本的な考え方」のp210 上から2つ目の○ →P213 最初の○の2行目末尾「ただし、軽量の公益信託である場合において、…公益法人会計基準・会計基準運用指針以外の…」では、公益法人以外が受託者となる場合には、合同命令の要件を充足する限り、公益法人会計基準以外の会計基準に準拠することにも含みを持たせた記載となっており、参考例とはなっているものの標準様式と誤認される虞はないか。 受託者に過度な事務負担を負わせることなく、公益事務について計数的な情報開示が必要十分なレベルで提供されることが担保されればよい。 会計については、検討の機会を設けて頂き、想定される複数類型の受託者からのヒアリング結果を反映することも必要ではないか。</p>	<p>【第5章第3節】P229 →P231 以降への御意見に関しては、計算書類及び帳簿については、「あくまでも一例(サンプル)である」ことをガイドラインに明記しています。今後、具体的なニーズを踏まえ、関係者の意見等を聴きつつ、必要に応じ、継続的に内容について検討を行ってまいります。</p>
<p>様式集 P284 →P289 様式 1・⑪→⑬/承諾書」</p>	<p>1p143→P145に記載された「委託者の想いに沿ったものであることを確認することが極めて重要である」ならば、当該承諾書の宛先として、受託者宛であることを明示するとともに、行政庁に当該承諾書が提出されることも明示すべきではないか(注 117→134)。 2. 同様に、このため、受託者は、委託者に対して、公益信託の内容等について十分に説明するに留まらず、当該文</p>	<p>1. p143→P145「カ 申請書の提出について、委託者(信託法第3条第2号に掲げる方法によってする場合にあっては、遺言執行者を含む。)が承諾したことを証する書類(同項第8号)(様式1・⑪参照) →⑬)の下から8行目中程「申請内容が委託者の想いに沿ったものであることを確認することは、極めて重要である。万一、受託者(候補)等による不適切な勧誘により、委託者の</p>	<p>意見1について承諾書は行政庁宛に提出することを前提にしているものであるため、承諾書に宛名を記載する必要はないものと考えます。 意見2及び意見3について様式集5の回答を参照願います。 *以下、様式集5からの公法協事務局による転記。</p>

	<p>書そのもの(複写)を交付することが大切であり、その上で、委託者が承諾することが求められる。そのため、次のような承諾書文言の修正をお願いしたい。「…添付書類に関する、最終案の書面の交付とともに内容の説明を受け、…、自らの意思(「希望」とあるのは「意思」と修正)に沿った」</p> <p>3. 同じく「承諾書」の□の1つ目「記載する趣旨」とあるのは「記載する趣旨・内容」と、5つ目「信託報酬の額」とあるのは「信託報酬の額・算定方法等」と、6つ目「委託者は、原則として関与できず」とあるのは「委託者は、原則として指定できず」と修正、追加をお願いしたい。</p>	<p>意思に沿わない公益信託が行われることがあれば、制度の信頼性を揺るがすことにもなりかねない。」とあるように、委託者の承諾書は非常に重要な書面である。後で紛争にならないよう、さらに、内容変更の可能性と対応の説明を受けた旨、寄附禁止行為に抵触しない旨、十分な説明を受け理解した旨の記載も必要ではないか。これらを含め、受託者とも確認・承諾した旨を行政庁として大切なことではないか。</p> <p>3. p105「委託者が助言をするなど、何らかの権限を定めることは否定されない」と記述されており、「関与」まで否定できないと思われるため。</p>	<p>意見2に対して承諾書の本文3行目に関しては、御指摘を踏まえ「意思に沿った」と修正しました。</p> <p>意見3の一部に対して「信託報酬の額、算定方法等」につきましては御指摘を踏まえて修正いたしました。</p>
--	--	--	--

令和 8 年度税制改正の大綱

〔 令和 7 年 12 月 26 日
閣 議 決 定 〕

物価高への対応の観点から、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みを創設するほか、就業調整に対応するとともに、中低所得者に配慮しつつ、所得税の課税最低限を 178 万円まで特例的に先取りして引き上げる。「強い経済」の実現に向けた対応として、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置を創設するほか、租税特別措置等の適正化の観点から、賃上げ促進税制の見直しや研究開発税制の強化等を行う。税負担の公平性を確保する観点から、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し等を行う。このほか、自動車関係諸税について、自動車税等の環境性能割の廃止や軽油引取税の当分の間税率の廃止等を行う。また、国際観光旅客税の税率の引上げや防衛特別所得税（仮称）の創設等を行う。具体的には、次のとおり税制改正を行うものとする。

ものとして課税売上高を計算することにつき困難な事情があるときは、令和9年10月1日から同年12月31日までの間においてその見直し等が行われていたものとして計算した課税売上高に4を乗じて計算した金額によることを認めるほか、所要の経過措置を講ずる。

② 物品販売に係るプラットフォーム課税に係る特例

イ 令和9年1月1日からこの制度の見直しが行われていたものとして、同日から同年3月31日までの期間におけるプラットフォーム課税の対象となるべき上記(2)①イ及びロに掲げる資産の譲渡に係る対価の額の合計額に4を乗じて計算した金額が50億円(税込み)を超える場合には、そのプラットフォーム事業者が国税庁長官への届出義務を課すとともに、国税庁長官はそのプラットフォーム事業者を第2種プラットフォーム事業者として指定する。

(注)上記の指定の効力は、令和10年4月1日に生ずることとする。

ロ 第2種プラットフォーム事業者の指定制度に係る手続について、所要の経過措置を講ずる。

(注)上記の改正は、令和9年4月1日から適用する。

③ 特定少額資産販売事業者の登録に係る特例

特定少額資産販売事業者の登録については、令和9年10月1日からその申請を受け付けることとする。

(5)その他所要の措置を講ずる。

(注)上記の改正は、(4)②及び③を除き、令和10年4月1日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れ並びに保税地域から引き取られる課税貨物について適用する。

(地方税)

消費税における国境を越えた電子商取引に係る課税の見直しに伴い、地方消費税について所要の措置を講ずる。

(注)上記の改正は、令和10年4月1日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れ並びに保税地域から引き取られる課税貨物について適用する。

2 適格請求書等保存方式に係る経過措置の見直し

(1)適格請求書発行事業者となる小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置

① 個人事業者である適格請求書発行事業者の令和9年及び令和10年に含まれる各課税期間(免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる課税期間に限る。)については、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、その課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた額とすることにより、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割とすることができることとする。

② 適格請求書発行事業者が上記①の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記するものとする。

③ 上記①の適用を受けた適格請求書発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る確定申告期限までに、その翌課税期間について簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したときは、その翌課税期間から簡易課税制度の適用を認める。

(注)現行の適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置の適用を受けた適格請求書発行事業者についても上記と同様の措置を講ずることとし、令和8年10月1日以後に終了する課税期間から本措置を適用できることとする。

(2) 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置

① 本経過措置における控除可能割合について、次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とする。

イ 令和8年10月1日から令和10年9月30日まで 70%

ロ 令和10年10月1日から令和12年9月30日まで 50%

ハ 令和12年10月1日から令和13年9月30日まで 30%

② 一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額がその年又はその事業年度で1億円(現行:10億円)を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、本経過措置の適用を認めないこととする。

(注)上記の改正は、令和8年10月1日以降に開始する課税期間から適用する。

3 自動車関係諸税の見直し

(国 税)

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る自動車重量税の免税等の特例措置(いわゆる「自動車重量税のエコカー減税」)について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

(1) 乗用自動車

①自動車重量税を免除し、又は税率を50%若しくは25%軽減する自動車に係る燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

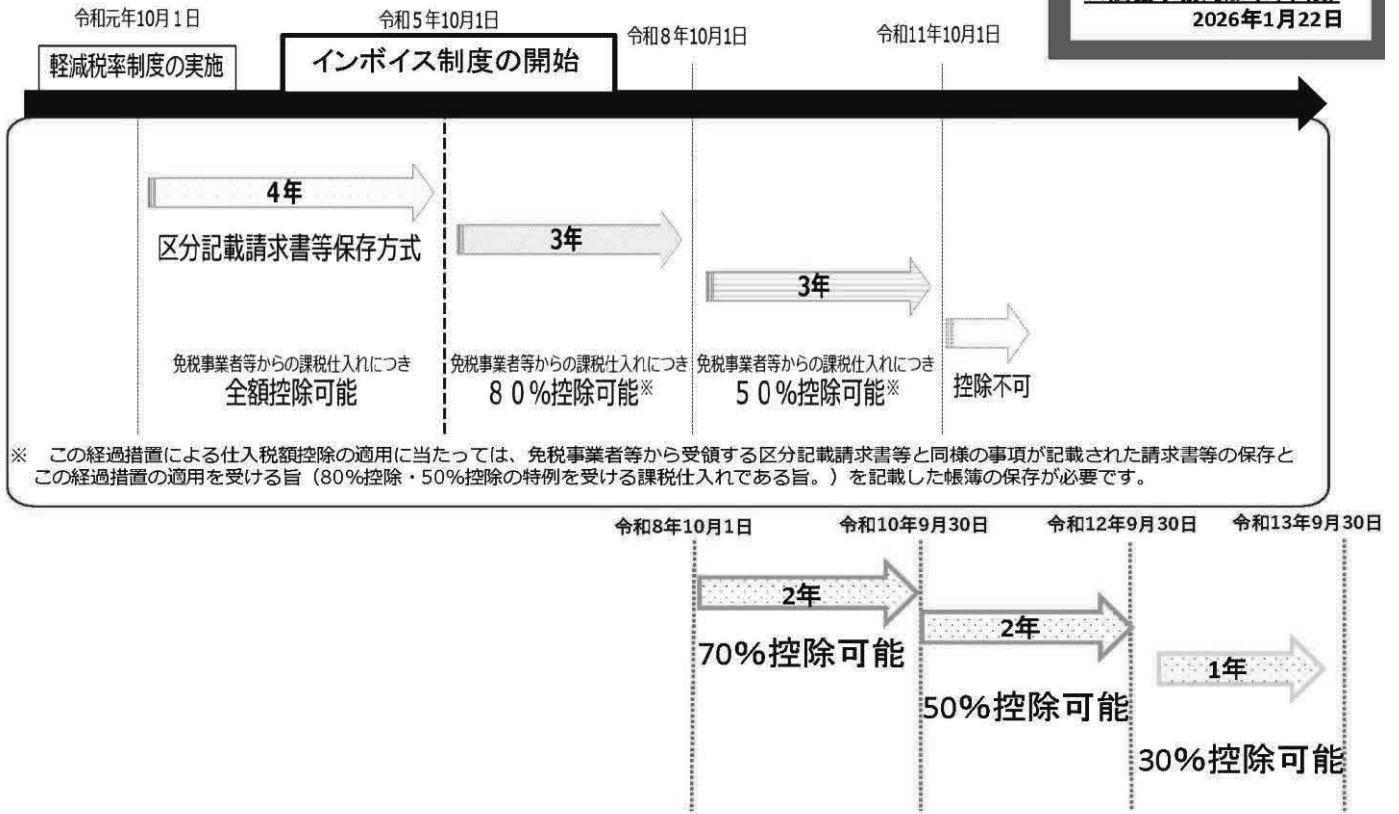
②平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素

現 行	令和8年5月1日以後	令和9年5月1日以後
令和12年度燃費基準を達成しているもの(令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。)	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が105%以上であるもの(令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。)	同左
令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上であるもの(令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。)	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が95%以上であるもの(令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。)	同左
令和12年度燃費基準に対する達成の程度が80%以上であるもの(令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。)	現行と同じ。	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が85%以上であるもの(令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。)

酸化物の排出量が少ない揮発油自動車若しくは石油ガス自動車

4 買手の留意点(免税事業者との取引)

オンライン説明会
「基礎編」資料抜粋(上段)
公法協事務局加筆(下段)
2026年1月22日



※ この経過措置による仕入税額控除の適用に当たっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存とこの経過措置の適用を受ける旨(80%控除・50%控除の特例を受ける課税仕入れである旨。)を記載した帳簿の保存が必要です。

※免税事業者等からの課税仕入れにつき

2025年12月26日

公益信託に基づく貸与型奨学金支給に関する金銭消費貸借契約に係る印紙税につきまして

【経緯】

12月15日公益法人協会理事会に於いて、太田会長より題記質問が為された処。その場で、谷井より財務省主税局税制2課に問い合わせたものの有効な回答が得られませんでしたので、内閣府に対し、公益信託促進の観点を加味して、以下、問い合わせた処、文科省担当部署との調整の上、回答がございました。

【公法協質問】学資としての奨学資金の貸付けを公益事務とする「公益信託の受託者」と、当該奨学資金貸付先の生徒等との間で締結される消費貸借契約書が、印紙税の課税対象となるか？否か？

付帯見解：上記に係る租特法第91条の三の第2項及び租特令第52条の二の第3項からすると、当該消費貸借契約書は印紙税対象外（平成28年4月1日～令和10年3月31日までの間に作成されるもの）と解釈可能と谷井思料。

但し、同租特令に、「文部科学大臣の確認を得たもの」という条件が付いて居るため、最終判断は文科省かと。

【内閣府回答】

公益信託の受託者が公益信託によって実施する奨学金貸与事業であっても、事業が法令上の要件をすべて満たし、文科省からの確認を受けたものについては本非課税措置の対象になります。

ただし、ご認識のとおり、個別の事業が要件を満たすかどうかについては、文科大臣の確認を受ける必要がございますため、個別案件に関してご質問がある際は、下記にご連絡いただければと存じます。

文部科学省 高等教育局 学生支援課 法規係
メールアドレス：gakushi@mext.go.jp

以上ご報告致します。

【新旧対照表】

改定後（新） 公益充実資金等取扱規則	改定前（旧） 特定費用準備資金等取扱規則	備考 名称変更
<p align="center">第 1 章 総 則</p> <p>（目 的）</p>	<p align="center">第 1 章 総 則</p> <p>（目 的）</p>	
<p>第1条 この規則は、公益財団法人公益法人協会（以下「この法人」という。）定款第 15 条第2項の規定に基づく<u>その他の規程</u>として、<u>公益充実資金、特定費用準備資金及び資産取得資金の取扱い</u>に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>第1条 この規則は、公益財団法人公益法人協会（以下「この法人」という。）定款第15条 第3項の規定に基づき、<u>特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱い</u>に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>定款第15条第2項「<u>その他の規程</u>」として定めるもの名称は公益認定法施行規則による</p>
<p>（定 義）</p> <p>第 2 条 この規則において使用する用語の定義は、次のとおりとする。</p>	<p>（定 義）</p> <p>第 2 条 この規則において、<u>次の各号に掲げる用語の意義は、その各号に定めるところによる。</u></p>	<p>文言修正</p>
<p>(1) <u>公益充実資金</u> 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下、「<u>公益認定法施行規則</u>という。）第 23条第1項柱書に定める公益充実資金をいう。</p>	<p>(1) <u>特定費用準備資金</u> 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「<u>認定法施行規則</u>」という。）第 18 条第 1 項本文に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限る。）に係る支出に充てるための資金をいう。</p>	<p>公益充実資金の定義の新設（簡素化） 特定費用準備資金の定義の文言修正（簡素化）</p>
<p>(2) <u>特定費用準備資金</u> <u>公益認定法施行規則第 31 条第 1 項柱書に定める特定費用準備資金をいう。</u></p>	<p>(2) <u>特定資産取得・改良資金</u> <u>認定法施行規則第 22 条第 3 項第 3 号に定める特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金をいう。</u></p>	<p>資産取得資金の名称、定義の文言修正（簡素化） 文言修正</p>
<p>(3) <u>資産取得資金</u> <u>公益認定法施行規則第 36 条第 3 項第 4号に定める資産取得資金をいう。</u></p>	<p>(3) <u>特定費用準備資金等</u> <u>上記(1)及び(2)を総称する。</u></p>	<p>公益充実活動等の定義の追加</p>
<p>(4) <u>公益充実資金等</u> <u>公益充実資金、特定費用準備資金及び資産取得資金を総称していう。</u></p>	<p>（原 則）</p> <p>第 3 条 この規程による取扱いについては、<u>認定法施行規則</u>に則り行うものとする。</p>	<p>文言修正</p>
<p>(5) <u>公益充実活動等</u> <u>公益認定法施行規則第 23 条第 1 項第 1 号に定める公益充実活動等をいう。</u></p>	<p>（原 則）</p> <p>第 3 条 この規程による取扱いについては、<u>認定法施行規則</u>に則り行うものとする。</p>	<p>文言修正</p>
<p align="center">第 2 章 公益充実資金 (公益充実資金の保有)</p>	<p align="center">第 2 章 特定費用準備資金 (特定費用準備資金の保有)</p>	<p>公益充実資金を章立て</p>
<p>第 4 条 この法人は、公益充実資金を保有することができる。</p>	<p>第 4 条 この法人は、<u>特定費用準備資金を保有することができる。</u> (<u>特定費用準備資金の保有に係る理事会承認手続き</u>)</p>	<p>第4条で保有できる旨と理事会の承認手続を規定</p>
<p>2 この法人は、公益充実資金を保有しようとするときは、<u>公益充実活動等ごとに、内容及び実施時期、積立限度額及びその算定根拠等について、理事会の承認を得なければならない。</u></p>	<p>第 5 条 この法人が、<u>前条の特定費用準備資金を保有しようとするときは、理事長は、事業ごとに、その資金の名称、将来の特定の活動の名称、内容、計画起案、活動の実施予定時期、積立額、その算定根拠を理事会に提示し、</u> <u>理事会は、次の要件を充たす場合において、事業ごとに、承認するものとする。</u></p>	<p>文言修正</p>
<p>(公益充実資金の取崩し)</p> <p>第5条 この法人は、公益充実資金について、<u>財産目録、貸借対照表又はその付屬明細書において、ほかの資金と明確に</u></p>	<p><u>区分して表示</u>することを規定。</p>	<p>第5条で、法令通り公益充実資金は「他の資金と明確に区分して表示」することを規定。</p>

改定後（新） 公益充実資金等取扱規則	改定前（旧） 特定費用準備資金等取扱規則	備考 名称変更
区分して表示するものとする。 (公益充実資金の取崩し)	る。 (1)その資金の目的である活動を行うことが見込まれること。 (2) 積立限度額が合理的に算定されていること。	
第6条 公益充実資金を取崩す場合には、公益認定法規則第23条第2項に基づき、次の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する資金を取崩さなければならない。	(特定費用準備資金の管理・取崩し等)	
当該資金の目的の支出がなされた場合、当該資金の額のうち当該支出の額に達するまでの額 (2) 正当な理由がないのに当該資金の目的とする公益充実活動等を行わない事実があった場合、その事実があった日における当該公益充実活動等に係る資金の額	第6条 前条の特定費用準備資金には、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定費用準備資金を含む）と明確に区分して管理する。 2前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。	第6条第1項で法令通り取崩しについて規定 また、同第2項で公益充実活動等以外の支出に充てるために取り崩す場合の特別の手続きを規定
2 公益充実資金について、公益充実活動等以外の支出に充てるために取崩す場合には、公益認定法施行規則第23条第1項第3号に定める特別の手続きとして、理事長は、取り崩しが必要かつ合理的であると考えられる理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。	3前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、理事長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。	
第3章 特定費用準備資金及び資産取得資金 (特定費用準備資金及び資産取得資金の保有)	第3章 特定資産取得・改良資金 (特定資産取得・改良資金の保有)	改正前の第2章と第3章を統合 文言修正
第7条 この法人は、特定費用準備資金及び資産取得資金を保有することができる。 2 この法人が、特定費用準備資金及び資産取得資金を保有しようとするときは、将来の特定の活動（資産取得資金にあっては将来の特定の資産の取得又は改良。以下、総称して「活動等」という。）の名称、内容、計画期間、活動等の実施予定時期、積立限度額（資産取得資金にあっては当該資金の目的である財産の取得又は改良に必要な最低額。以下同じ。）、その算定根拠等について、理事会の承認を得なければならない。 (特定費用準備資金及び資産取得資金の管理)	第7条 この法人は、特定資産取得・改良資金を保有することができる。 (特定資産取得・改良資金の保有に係る理事会承認手続き) 第8条 この法人が、前条の特定資産取得・改良資金を保有しようとするときは、理事長は、資産ごとに、その資金の名称、対象となる資産の名称、目的、計画期間、資産の取得又は改良等（以下「資産取得等」という。）の予定時期、資産取得等に 必要な最低額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、資産ごとに、承認するものとする。 (1) その資金の目的である資産を取得し、	文言修正 法令通り。 (公益認定法施行規則第31条、第36条第3項第4号及び第4項)

改定後（新） 公益充実資金等取扱規則	改定前（旧） 特定費用準備資金等取扱規則	備考 名称変更
<p>第8条 特定費用準備資金及び資産取得資金は、公益認定法施行規則第31条第3項第2号（同規則第36条第4項において準用する場合を含む）に従い、他の資金と明確に区分して管理するものとする。 （特定費用準備資金及び資産取得資金の取崩し）</p>	<p>又は改良することが見込まれること。 (2) その資金の目的である資産取得等に必要最低額が合理的に算定されていること。 （特定資産取得・改良資金の管理・取崩し等）</p>	<p>第8条で法令通り他の資金と明確に区分して管理」することを規定</p>
<p>第9条 特定費用準備資金及び資産取得資金は、公益認定法施行規則第31条第4項（同規則第36条第4項において準用する場合を含む）に基づき、次の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する資金を取崩さなければならない。</p>	<p>第9条 前条の特定資産取得・改良資金については、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定資産取得・改良資金を含む）と明確に区分して管理する。</p>	<p>第9条第1項で法令通り取崩しについて規定</p>
<p>(1) 当該資金の目的の支出がなされた場合、当該資金の額のうち当該支出の額に達するまでの額</p>		<p>文言修正</p>
<p>(2) 各事業年度終了の時における積立限度額が当該資金の額を下回るに至った場合、当該事業年度終了の時における当該資金の額のうちその下回る部分の額</p>		<p>文言修正</p>
<p>(3) 正当な理由がないのに当該資金の目的である活動等を行わない事実があった場合、その事実があった日における当該資金の額</p>		<p>第2項で目的外の取崩しを行う場合の手続きを規定</p>
<p>2 特定費用準備資金及び資産取得資金について、目的外の取崩しを行う場合には、認定法規則第31条第3項第3号（同規則第36条第4項において準用する場合を含む）に定める特別の手続きとして、理事長は、取崩しが必要かつ合理的であると考えられる理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。</p>		
<p>第4章公表、備置き等 （公益充実資金の公表）</p>	<p>第4章公表及び経理処理 （特定費用準備資金等の公表）</p>	<p>第4章見出しを文言修正</p>
<p>第10条 この法人は、公益充実資金について、公益認定法規則第23条第1項2号に基づき、次に掲げる事項を当該事業年度の終了後、この法人のホームページへの掲載その他適切な方法により速やかに公表しなければならない。</p>	<p>第10条 特定費用準備資金等の公表について、資金の取崩しに係る手続き並びに特定費用準備資金については積立限度額及びその算定根拠を、特定資産取得・改良資金については資産取得等に必要最低額及びその算定根拠を、</p>	<p>第10条で公益充実資金の公表義務を規定 文言修正</p>
<p>(1) 当該事業年度の末日における公益充実活動等ごとの内容及び実施時期</p>	<p>定款第61条（社団法人の場合。財団法人の場合第62条）第1項による事務所における書類の備置き及び同条第2項による閲覧を行う。</p>	
<p>(2) 当該事業年度の末日における積立限度額及びその算定根拠</p>	<p>（特定費用準備資金等の経理処理）</p>	
<p>(3) 当該事業年度の公益充実資金の取崩し及び積立額</p>	<p>第11条 特定費用準備資金について</p>	

改定後（新） 公益充実資金等取扱規則	改定前（旧） 特定費用準備資金等取扱規則	備考 名称変更
<p>(4)当該事業年度の末日における公益充実資金の額</p> <p>(5)前事業年度の末日における公益充実活動等ごとの公益 充実資金に関する法令で定める事項</p> <p>第 11 条 この法人は、公益認定法第 21 条第 2 項第 4 号並びに公益認定法施行規則第 46 条第 1 項第 7 号、第 9 号及び第 10 号に基づき、公益充実資金等について記載した書類を、事業年度経過後 3 月以内に主たる事務所に5年間備え置き、所定の業務時間内に閲覧等に供するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 雑 則</p> <p>(法令等の読替え)</p> <p>第 12 条 この規則において引用する条文の条数・項番号等が、関係法令の改正等に伴い変更された場合においては、当該改正等の内容に対応して適宜読み替えるものとする。</p> <p>(改 廃)</p> <p>第 13 条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。</p> <p>(細 則)</p> <p>第 14 条 この規則の実施に必要な細則は、理事長が定めるものとする。</p> <p>附 則 この規則は、平成 21 年 6 月 29 日より施行する。（平成 21 年 6 月 29 日理事会議決）</p> <p>附 則 この規則は、2025（令和 7）年 12 月 15 日から施行する。（令和 7 年 12 月 15 日理事会議決）</p>	<p>は、公益認定法施行規則第18条第1項、第2項、第4項、第5項及び第6項に基づき、経理処理を行う。</p> <p>2 特定資産取得・改良資金については、公益認定法施行規則 第22条第3項の準用規定に基づき、経理処理を行う。</p> <p style="text-align: center;">第5章 雑 則</p> <p>(法令等の読替え)</p> <p>第 12 条 この規則において引用する条文の条数・項番号等が、<u>関係法令の改正等</u>に伴い変更された場合においては、関係法令の改正等の内容に対応して適宜読み替えるものとする。</p> <p>(改 廃)</p> <p>第 13 条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。</p> <p>(細 則)</p> <p>第 14 条 この規則の実施に必要な細則は、理事長が定めるものとする。</p> <p>附 則 この規則は、平成 21 年 6 月 29 日より施行する。（平成 21 年 6 月 29 日理事会議決）</p>	<p>第11条で備置義務を文言修正（「備置」と「備え置き」）公益充実資金は勘定科目の名称ではないため経理処理の定めを削除</p> <p>文言修正</p> <p>細則規定があれば実務が円滑に可能となる 施行日は理事会の決議日とする （法改正後に開始する事業年度末とすることも考えられる）</p>

内容	備考
(1) ガバナンスの充実 外部理事・外部監事の設置義務 理事と監事間の特別利害関係の排除 透明性向上の努力義務 等	外部理事と外部監事は、施行日に現に在任する全ての理事/監事の任期が満了する日の翌日から適用。それまでに各1名以上選任しなければならない。ただし、適用除外あり。 役員について、定数や報酬、選任基準や選任方法等を見直す場合には、定款・諸規程の改正が必要な場合もありうる。法令の基準を超えて、自主的・自律的に、実情に応じたガバナンスを構築し、透明性の向上を図ることが期待される。
(2) 財務規律の見直し 中期的収支均衡 使途不特定財産規制 公益充実資金と予備財産 等	施行日以降に開始する事業年度から、改正後の中期的収支均衡・使途不特定財産額を判定しなければならない。 公益目的事業に係る特定費用準備資金及び資産取得資金は、令和6年会計基準の適用の有無に関わらず、制度施行後は公益充実資金へ移行する。「公益充実資金等取扱規則等」への改正。 公益充実資金と予備財産の要件に留意。法人のHPへの公表等を行わなければならない。
(3) 事業報告への記載事項 公益目的事業の実施状況 運営体制の充実をはかるための取組	施行日以降に開始する事業年度の事業報告から、各事業年度における公益目的事業の実施状況、公益法人の運営体制その他の公益法人の適正な運営を確保するために必要なものとして内閣府令で定める事項（当該公益法人の運営体制の充実をはかるための取組）を記載しなければならない。
(4) 定期提出書類における開示情報の拡充等 「事業計画時」 「事業報告時」	定期提出書類は段階的に切り替わる。 事業計画時の定期提出書類に、事業の内容（「公益目的事業の種類及び内容」「収益事業等の内容」）を追加。 事業報告時の定期提出書類に、①役員報酬等において「理事・監事等ごとの報酬等の総額」「役員報酬が2,000万円を超える場合の金額及びその額の必要性」、②法人関係者との取引において「特別の利益を与えてはならない法人関係者を関連当事者に含める」、③海外送金において「海外送金の有無」「テロ資金供与等のリスク軽減策の有無」を追加。 このうち、関連当事者取引については、会計基準により範囲に差異があることに留意。
(5) 区分経理 特別区分経理 代替措置（区分経理をしない要件）	区分経理を原則義務付け。ただし、令和10年3月31日までに開始する事業年度については、収益事業等の収益の50%超を繰り入れを受ける法人以外の法人は貸借対照表の内訳の表示を省略できる。 なお、収益事業等を行わない法人で、法人運営のためと特定されている財産を除く全ての財産（公益目的事業財産等）を公益目的事業に使用・処分することで、区分経理をしないことができる。
(6) 変更認定等の簡素化・合理化	申請書の記載事項の変更を伴わない場合届出、との基準は維持し、申請書の記載事項を標準化。 収益事業等の内容の変更は届出事項。公益目的事業の「軽微な変更」は届出事項。
(7) 令和6年会計基準の適用 令和6年基準の適用に向けた対応	令和10年（2028年）4月1日前に開始する事業年度までは、令和6年会計基準等によらず従前の会計基準を引き続き適用することができる。経過措置を戦略的に活用することが重要。

公益財団法人 公益法人協会

1. 公益信託に関する府令・府省令案への意見
2. 令和8年度 税制改正に関する要望について
3. 公益信託ガイドライン案への意見

公益信託に関する府令・府省令案への意見

公益財団法人公益法人協会

I. 内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令案 以下、府令と略す。

[該当条文]

第一条「信託行為において定める事項」

[意見]

信託行為にここまで詳細に規定させることは適切でない。

[理由]

公益法人、特に公益財団法人の定款にもこのような詳細な規定を求めておらず、公益信託に於いては、信託行為ではなく、認可申請書・添付書類において必要な事項を求めるべきではないか。申請書に基づき認可の判断をすべきであり、信託行為に詳細な規定の要請は現実的でない(特に委託者が病気の時、遺言による時等を考慮すると)と思われる。

[該当条文]

第一条第八号「信託管理人の職務に関する事項」

[意見]

信託行為に於いて、過大な職務を信託管理人に関して定めるのは現実的では無く、具体的にどのような職務内容まで信託行為の定めを認めるか。

信託管理人の職務としての「同意」「承認」「合意」の判断基準は、「信託目的」に照らして十分な善管注意義務等の義務を受託者が果たしているかの監督人の視点で判断するという理解でよいか確認したい。

[理由]

「新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会」(以下、研究会と記述)第3回資料2-2 逐条説明のp33 第2節公益信託認可の基準第5条「信託管理人の監督能力」に於いて、「このため、信託管理人の職務および権限については、信託行為において明らかにされている必要がある」と記載されている。信託行為に於いて、過大な職務を信託管理人に関して定めるのは現実的では無いと思われるため。

[該当条文]

第一条第十二号「公益信託事務の一部を第三者に委託する場合(略)にあつては、その信託事務の」
「委託先又は選定に係る基準及び手続並びに公益信託事務の内容」

及び

同条第十三号「公益信託の適正な運営のために不可欠なものとして合議制の機関を置く場合にあつては」「当該機関の…職務及び権限並びに当該機関の構成員の数、選任方法及びその任期並びに当該構成員に対する報酬の有無及び報酬の額又はその算定方法」

[意見]

(コメント1)

このような規定は公益法人には見当たらず、公益信託はガバナンスが弱いと一律に決めることは問題で

ある。

そのため、「その適正な運営のために必要な」、

12号に関しては「委託先、その公益信託事務の内容について」、

また、13号に関しては「合議制の機関について」、

「内容等を決める当事者又は機関の指定及びその手続きを定めることができる。」とすることに依り、「必要な当該事象が発生した場合、行政庁に速やかに届出る旨」でよいのではないか。

[理由]

遺言による信託行為の場合(遺言執行者等利害関係者が相続開始時の公益事務状況に応じて適切に対応(補足書など)できるよう)、また公益事務を取り巻く環境変化に機敏に対処できるよう(都度変更認可申請が必要となるのは事務負担であるので)にすべきである。

細かく決めすぎることは、公益法人ガバナンスの事後チェック方式と逆であり、整合的でないのではないか。

[該当条文]

同上

第一条第十二号 公益信託事務の一部を第三者に委託する場合(次に掲げるものを委託する場合を除く。)にあっては、その公益信託事務の委託先又は委託先の選定に係る基準及び手続並びに委託する公益信託事務の内容

イ 信託財産の保存行為に係る事務

ロ 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする事務

ハ 公益信託事務の処理に関して補助的な機能を有する事務

同条第十三号 公益信託の適正な運営のために不可欠なものとして合議制の機関を置く場合にあっては、以下、略

[意見]

(コメント2)

第12号に関して、「(次に掲げるものを委託する場合を除く。)」項目に、以下を追加することをお願いしたい。

二 「公益事務の性質を変えない範囲内において、その推進または改善を目的とする事務」

第13号に関して、「公益信託の適正な運営のために不可欠なものとして合議制の機関を置く場合にあって」の「不可欠」の定義が、拡大解釈されることなく、かつ、予見可能性が高いように、ガイドライン等で明示して頂きたい。

[理由]

第12号の第3者委託と第13号の運営委員会の規定に依る信託行為への記載については、公益信託をもっと柔軟に活用出来るよう、信託行為記載は任意とするか、最低限度に止めるべきではないか。例えば、受託者に依る実験を必要とする研究開発を公益事務とする公益信託の場合、トライ&エラーを繰り返しつつ実験を進めるのであって、信託行為作成時点では予想もつかない、第3者への計算委託業務の発生や、異分野の専門家の関与(新たな別運営委員会の設置)が必要となる状況は想定される処、その都度、変更(追加)認可申請をしていたら、研究機関間競争に時間的に劣後してしまう等を危惧するものである。

[該当条文]

第一条第十四号 信託法(平成十八年法律第百八号)第三十一条第一項各号又は第三十二条第一項に規定する行為を行う場合(信託の目的に照らして合理的に必要なと認められる場合に限る。)にあっては、その旨及び当該行為の内容

(関連条文):信託法

(利益相反行為の制限)

第三十一条 受託者は、次に掲げる行為をしてはならない。

中略

四 略 その他第三者との間において信託財産のためにする行為であつて受託者又はその利害関係人の利益となり、かつ、信託の目的の達成に支障となるもの

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、同項各号に掲げる行為をすることができる。ただし、中略

一 信託行為に当該行為をすることを許容する旨の定めがあるとき。以下、略

第三十二条 受託者は、受託者として有する権限に基づいて信託事務の処理としてすることができる行為であつてこれをしないことが信託の目的の達成に支障となるものについては、これを固有財産又は受託者の利害関係人の計算でしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、同項に規定する行為を固有財産又は受託者の利害関係人の計算ですることができる。中略

一 信託行為に当該行為を固有財産又は受託者の利害関係人の計算ですることを許容する旨の定めがあるとき。以下略

[意見]

(コメント1)

信託行為に具体的にある程度記載され、行政庁がその合理性を認可審査において認めるなら、その判断基準を、対外的に明らかにしなければ、信託管理人・委託者・国民にはわからない。すなわち、実務上、合理的であるか否かの行政庁の判断基準が見えない。事前に信託管理人に説明し承認を得るなどの定めも必要ではないだろうか。

また、このような単なる規定だけではトラブルが生じる可能性がある。行政庁の具体的なケースを考え方とともに明示すべきである。例えば公益法人制度のような事前承認等手続きなど。そうでなければ、「受託者が物品や役務を提供し、その費用を信託財産から支出する」ケースなどは、固有財産の債権者は信託財産を差し押さえできると判断するなど、分別管理・倒産隔離の制度が揺らいでしまう。

なお、公益法人への寄附、他の公益信託の受託者への寄附(法第8条第6号ただし書)について、任意的記載事項とするならば、定めがない場合はどのような場合でも取り扱うことを行政庁として認めるのか。相対的記載事項として、定めがなければ認めないとするか。届出事項でよいのか。委託者にとって想定外の事態が生じるのではないか。

[理由]

研究会第3回資料2—2のp11下から9行目では、「受託者が物品や役務を提供し、その費用を信託財産から支出する」を想定しているが、具体的なチェックを信託管理人の判断に任せることは適切ではないと考える。

また、信託管理人、委託者はどのような調査ができ、請求権を行使できるのか、また、第1条第8号の職務の定め方だけでなく求償方法は如何、このような規定だけでは見えてこない。

信託法の解釈では、競合する行為をする場合、信託を優先的に行う必要があり、受託者にはその立証が求められる。

[該当条文]

同上

第一条第十四号 信託法(平成十八年法律第百八号)第三十一条第一項各号又は第三十二条第一項に規定する行為を行う場合(信託の目的に照らして合理的に必要と認められる場合に限る。)にあつては、その旨及び当該行為の内容

[意見]

(コメント2)

同号の(信託の目的に照らして合理的に必要と認められる場合に限る。)とある処に、「及び受託者の固

有事業」を追加し、(信託の目的及び受託者の固有事業の目的に照らして合理的に必要と認められる場合に限る。)とすることを検討頂きたい。

[理由]

公益信託の受託者には、必要な技術的能力を有していることが求められることから、同種の事業を固有事業(固有財産を使う事業)として実施している場合が多いと考えられる。そのため、特に競合行為の可能性は十分考えられ、例えば、受託者が公益法人の場合、当該競合行為の可能性は、公益信託(公益事務)サイドからのみならず、当該公益法人の公益目的事業(固有事業)サイドからも同様である。したがって、後者の観点からの競合行為の限定も必要であり、信託行為に定めることが実務上簡便であり、行政庁対応上、必要であると考えられるため。

[該当条文]

(公益信託認可の申請)

第二条

[意見]

(コメント1)

限定責任信託である旨を、信託行為の相対的記載事項として明確にすべきではないか。

なお、公益信託法 33 条 3 項の読替え規定からすると、限定責任信託に係わる信託法 225 条以下、受託者が「給付可能額」を超えての給付の条項について、「空振り」つまり適用されないと解されているが、受託者の予算を超えた多額の給付・費用支出等(義務違反・帰責事由? 存続を短くする)に対して信託管理人、行政庁はどのように求償等対処できるのか、解釈が不分明である。

[理由]

名称、目的、管理方法等の個々の定め限定責任信託である旨を記載するとしても、取引相手方への明示義務も示すべきで、審査のための申請書に、どのような考え方によるか等記載すべきと思われるため。

[該当条文]

(公益信託認可の申請)

第二条

2 法第七条第三項第四号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

三 次のイ又はロに掲げる受託者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める受託者の固有財産に属する財産及び収入の状況を明らかにする書類

イ 略

ロ イに掲げる受託者以外の者 様式第二号により作成した当該受託者の財産及び収入の状況を明らかにする調書

[意見]

(コメント2)

様式第二号はあまりに詳細過ぎるのではないか。

反面、様式第二号レベルの情報でも経理的基礎の有無の判定は、困難(当該情報を見て、どのような基準(例えば、資産－負債が信託財産の〇倍以上、あるいは、有価証券でも金額だけで良く、日本国債なのか等の種別は問わないのか)で経理的基礎の有無を判定するのか。さらに、認可申請直前年度単年度で判定可能か。)ではないか。

第 1 条第 3 項第 1 号で規定する「受託者(中略)の(中略)略歴を記載した書類」および同第 7 号で規定する「受託者の滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書(地方税については公益信託認可の申請をしようとする受託者が納付すべき地方税に係るものに限る。)」および信託管理人の監督で充分ではないか。

[該当条文]

(公益信託認可の申請)

第二条第3項第八号「第一項の規定に依る提出について、委託者(略)が承諾したことを証する書類」

[意見]

承諾したことを証する書類には、委託者のほか、信託管理人も必要ではないか。

また、承諾文言の内容は不明であるが、申請する書類、添付書類のすべてが提示され、委託者のリスク等について説明が十分になされ納得している旨、またトラブルが生じないよう誓約的な要素が重要ではないか。

[理由]

同府令案第2条第3項第2号には、「信託管理人となるべきものが就任を承諾したことを証する書類」は記載されているものの、公益信託認可申請書には、信託管理人に関する記載があり、第一項の規定に依る提出について、信託管理人の承諾が必要と思われるため。

[該当条文]

(特定資産公益信託)

第三条第2項「法第八条に規定する内閣府令で定める信託財産の支出の方法は、次に掲げるものとする。」の第1号「助成金の支給その他これに類する公益事務のための金銭の支給その他これに準ずる方法」

[意見]

第3条第2項第1号「助成金の支給その他これに類する公益事務のための金銭の支給その他これに準ずる方法」の「その他これに準ずる方法」として、従来の特定期間公益信託で認められていた現物の支給も認めるべきである。

また、財源を金銭とする活動を前提に、強靱な地域振興・街づくりの小規模活動の促進が不可欠な現在において、給付事業による間接的な活動よりも、能動的直接的に機敏に自ら動く事業型に対して、事務手続きが簡素になる制度にすべきである。特定資産公益信託という、簡便な会計処理・財務情報を認めるのであれば、類似・相当の事業型(金銭募集・運用型)の信託も、同等程度の会計処理・情報開示とすることで、制度改正の趣旨が活かせると考える。

[理由]

「研究会第3回資料2-2のp25にも、第3条第2項第1号の末尾「その他これに準ずる方法」については、言及されていない。金銭の支給に代えて「その他これに準ずる方法」として、物・ノウハウ・施設貸与等の提供は、計算書類との関係(減価償却が問題に、また死蔵に繋がるような表現)で否定的なようである(研究会議事録p22)。

これまでの特定公益信託では、金銭に代わる現物の給付も認めており、制度改正は、簡便な運営をより活用させるはずが、さらに制限するもので、改正趣旨に反するのではないか。

また、金銭以外の物の給付が死蔵となるとは限定的である。計算書類を見れば指導はできる。翌年程度の棚卸品がなぜ、特定資産公益信託とは違うのか。公益法人と整合的でない。特定資産公益信託と同レベルの金銭財源の事業型にも、特定資産公益信託と同レベルの仕組みをとるべきである。

[該当条文]

(受託者の経理的基礎及び技術的能力)

第四条

2 法第八条第二号に掲げる基準であつて公益信託事務を適正に処理するのに必要な技術的能力に係るものは、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 当該公益信託事務の内容に照らして当該公益信託の適正な運営を確保する仕組みが整備されていること。

[意見]

公益法人が受託者になる場合、「適正な運営を確保する仕組み」として、当該法人の定款に公益信託の受託者になる旨の記述が必要か。それとも、当該公益信託の公益事務の内容が、当該公益法人定款の公益目的事業内容から読み取れば良いか。また、公益信託の受託者になった旨は、事業報告等で触れれば良く、定款記載は必要無いものとするが、確認したい。

また、同じく公益法人が受託者になる場合で、当該公益信託の公益事務の内容が、当該公益法人定款の公益目的事業内容から読み取れない場合、公益信託認可申請と公益法人の変更申請を同時あるいは相前後して実施することになるが、両公益関連制度の相乗効果を期待する場合、例えば、行政庁に対し、公益信託認可申請時に附带的に公益法人の公益目的事業内容変更の、一括申請的な方策がありうるか、確認したい。

[該当条文]

(公益信託報酬の支払基準)

第八条 法第八条第十一号に規定する公益信託報酬の支払基準においては、公益信託報酬の額又は算定方法並びに支払の方法及び形態並びに公益信託報酬に含まれることとなる費用に関する事項を定めるものとする。

(関連条文)

(公益信託の認可基準)

法第八条

十一 公益信託報酬(公益信託に係る信託報酬(信託法第五十四条第一項に規定する信託報酬をいう。)及び信託管理人の報酬(同法第二百二十七条第三項に規定する報酬をいう。)をいう。第十九条において同じ。)について、内閣府令で定めるところにより、当該公益信託の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支払基準を定めているものであること。

[意見]

同条末尾の「公益信託報酬に含まれることとなる費用」に、事業費はもとより、管理費にも、実務上煩雑過ぎて個別積算・直課出来ない、信託事務と固有事業(固有財産を使って実施している事業)に共通する費用の内の信託事務に係る費用も含まれると理解して良いか。

その場合、個別に積算することが困難であるが、例えば、同種固有事業の管理費割合等を用いて算定し、公益信託報酬に含め、かつ、当該公益信託報酬額を費用として計上することが許容されるか確認したい。なお、公益信託報酬に関連して、法第8条の第11号にある「不当に高額」とは何を基準として考えるのか定かではない処、ガイドラインで示すのか確認したい。

[理由]

事業型公益信託の場合、事業費はもとより管理費にも、実務上煩雑過ぎて個別に積算・直課出来ない、公益信託事務と固有事業の双方に共通する費用(例えば光熱水道費等)の内の公益信託事務に係る費用が存在する。それらをどのように信託事務に係る費用として算定し、どのように信託事務に係る経費として計上するかが課題である処、公益信託報酬あるいは一般管理費として計上することが考えられる。本件は、その内の公益信託報酬に含めることが許容されるか否か等を確認するものである。

[該当条文]

(基準割合)

第二十五条 法第八条第九号の内閣府令で定める割合は、百分の七十とする。

(関連条文)

(公益信託の認可基準)

法第八条

九 その公益信託事務の処理に係る費用に対する公益事務の実施に係る費用の割合として内閣府令で定めるところにより算定される割合(第十六条第二項において「公益事務割合」という。)が公益事務の実施の状況その他の事情を勘案して内閣府令で定める割合(同項において「基準割合」という。)以

上となると見込まれるものであること。

[意見]

新公益信託制度に於いて、多種多様の事業内容や受託者が想定され、中には管理費割合が同基準より高い場合も想定される。その場合、管理費を信託財産のみでは賄いきれず、固有財産にまで負担が及ぶことが明らかな場合等、受託が困難となる恐れもある。そのため、原案に以下の文言を追加することをお願いしたい。

「但し、止むを得ない事情に依る場合は、百分の五十を限度とするとともに、当該数値及び理由を公開すること。」

[理由]

例えば、収益事業等を実施しておらず、かつ事業比率が百分の六十という事業構造を有する公益法人が、その公益目的事業と同種の公益信託の受託者となる場合(技術的能力からして十分想定される)、事業費割合を百分の七十以上と規制されると、管理費に充当出来ない百分の十を、固有事務部分から補填せざるを得なくなり、固有事務の遂行に支障影響を与えるリスクとともに、固有財産抛出者の意思に反するリスクも生じ得る。したがって、今後、多種多様な事業型公益信託が想定される処、事業費割合が百分の七十を下回る場合には、当該数値及びその理由を公開することに依り、百分の五十を限度とする柔軟な運用を許容する制度として頂きたい。

一方、不合理に低い事業比率は、委託者に関し、当該受託者を選定しないインセンティブとして働くことも、合わせて認識して頂きたい。

[該当条文]

(信託事務年度開始前までに作成し備え置くべき書類)

第三十九条 法第二十条第一項の内閣府令で定める書類は、当該信託事務年度に係る次に掲げる書類(特定資産公益信託にあっては、第三号に掲げるものを除く)とする。以下、略。

(信託事務年度経過後三月以内に作成し備え置くべき書類)

第四十条 法第二十条第二項第四号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類(特定資産公益信託にあっては、第一号及び第二号に掲げるものに限る。)とする。以降、略。

[意見]

第39条及び第40条に基づく書類作成と行政庁への提出(定期提出書類)については、第39条第2項、第40条第2項等に依る受託者の負担軽減措置が講じられていることは高く評価する。しかし、それでも定期提出書類の種類が依然として多いことは、受託者の範囲を拡大する建付けとしたにも拘わらず、当該制度に習熟している公益法人以外に、受託者の拡大効果が十分に発現しないことが危惧される。ついては、さらなる受託者の負担軽減(特に小規模公益信託に対する)、加えて運用段階に於いても負担軽減措置運用の検討をお願いする。

[該当条文]

第三章 公益信託事務の処理等

第三節 財産目録等

第三十九条—第四十九条

第四章 公益信託の併合等

第五十条—第五十二条

合同命令

第三章 公益信託の併合及び分割

第一節 公益信託の併合

第六条・第七条

第二節 公益信託の分割

第一款 吸収信託分割

第八条・第九条

第二款 新規信託分割

第十条・第十一条

第六章 公益信託に係る計算

[意見]

財産目録等に関し、府令第 39 条～第 49 条の関連規定及び合同命令 17 条～33 条の関連規定が存在しており、法令の建付け上の制約は理解できるものの、両法令等を参照しながら業務を実施する受託者の事務負担が大きいことが予想される。そのため、ガイドライン等で、関連法令を整合されかつ一覧性の高い形で確認できる資料の作成・提供をお願い致したい。

併合、分割に関しても、府令 50 条と合同命令の規定が存在しているため、上記と同様の配慮をお願いしたい。

[理由]

受託者は、公益信託に関する内閣府令と合同命令の双方の該当箇所を参照しながら公益信託事務を遂行しなければならない処、その結果として事務負担が増加し、受託者の範囲拡大の妨げとなる可能性があるため。

[該当条文]

(財産目録等の提出)

第四十九条 法第二十一条第一項の規定による財産目録等(法第二十条第一項に規定する書類及び信託行為の内容を証する書面を除く。以下この項において同じ。)の提出は、財産目録等を添付した様式第七号による提出書を行政庁に提出してするものとし、次に掲げる書類を併せて添付するものとする。

[意見]

公益法人に関する信託帳簿が公表されるとなると、同帳簿には、個人情報及び営業秘密が散在しており、それを除去することは実務上非常に困難である処、対応が取れない状態が発生する。そのため、閲覧請求については、法第 20 条第 4 項に於いて、「正当な理由」があれば、受託者はこれを拒むことが可能であるとされている処、「様式第七号による提出書」の後に、「(信託法第 37 条第 1 項に規定する信託財産に係る帳簿等に関し、公表できない正当な理由がある場合は、その理由)」を追加すること、および、様式 7 の「4 信託法第 37 条第 1 項に規定する信託財産に係る帳簿等」に「(但し、公表できない正当な理由がある場合は、その理由)」を追加することを検討頂きたい。

府令等に依る対応が無理な場合、信託帳簿が公表されないような、運用上の対応をお願いしたい。

[理由]

公益信託の信託帳簿については、信託法第 37 条第 1 項(信託法第 222 条第 2 項)に基づき作成が義務付けられ、法第 20 条第 4 項の財産目録等の一部として、法第 21 条第 1 項に基づき受託者から行政庁に提出され、同条第 2 項に基づき行政庁から公表される。一方、閲覧請求については、法第 20 条第 4 項に於いて、「正当な理由」があれば、受託者はこれを拒むことが可能である。

信託帳簿には、個人情報及び営業秘密が散在しており、それを除去することは実務上非常に困難であり、例えば、閲覧請求に対しては、法第 20 条第 4 項の「正当な理由」に依り、これを拒むことが考えられる処、行政庁に依る公表には、「正当な理由」が在っても、公表を拒むこと出来る旨の言及は無く、法第 20 条第 4 項の「正当な理由があれば拒むことが可能である」という条項の趣旨が機能し得ない。

さらに、府令案第 44 条に於いて、信託帳簿は、信託管理人の承認対象になっておらず、当該帳簿は信託管理人の承認抜きで公表されることになってしまう。加えて、法第 20 条第 2 項及び府令案第 40 条の備え置き書類にも含まれていない。

以上、府令案第 49 条に於いて、正当な理由があれば、公表しない旨の規定の追加を検討頂きたい。

[該当条文]

(信託の終了)

法第二十三条第二項に関する施行規則条項追加

(関連条文)

(公益信託の終了事由等)

法第23条第2項「公益信託においては、信託法第百六十四条の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときを除き、委託者及び信託管理人の合意により、公益信託を終了することはできない。」

[意見]

公益信託の終了事由として、法第23条第2項*に依って、信託行為にその旨を定めれば、委託者と信託管理人の合意により、公益信託を終了させることが可能な建付けとなっている。そのため、信託行為に上記の定めがある場合で、当該定めに基づき信託を終了させる際、受給者保護等の観点からの「公益信託事務の適正な処理」が、特に委託者意図に対し、信託管理人に求められるのではないかと。

したがって、法23条第2項に関する施行規則として、「委託者及び信託管理人の合意により公益信託を終了させる旨の信託行為の定めがある場合であって、当該定めに基づき信託を終了させる際、信託管理人は、委託者に対し、公益信託事務の適正な処理のため(受給者保護の観点からの)必要な対応をしなければならない。」趣旨の追加をお願いしたい。

あわせて、上記趣旨を、ガイドライン等において明示していただきたい。

なお、信託の終了に関連して、法第23条第2項の「信託行為に別段の定め」について、ガイドラインで具体的に示していただきたい。

[理由]

公益信託法の建付けに於いては、信託法で云う処の「受益者」は存在しないものの、現実問題として、公益信託の受給者は存在する。そのため、法は、信託法で云う「受益者の利益」を「信託の目的の達成」等と読み替え、直接的には委託者の意図した「信託の目的の達成」とともに、間接的に受給者の利益保護を実質的に担保しているとも考えられる。それを、具体的には、信託管理人に「受託者」を監督させることに依り、当該目的を達成させるため、法第8条第1項第3号に、受託者に対する信託管理人の監督能力を定めたものとも考えられる。一方、法第23条第2項に依って、信託行為にその旨を定めれば、委託者と信託管理人の合意により、公益信託を終了できる制度設計となっており、委託者がイニシアティブを取るものと考えられ、その場合、「受託者」を監督する信託管理人の監督能力は発揮されない。また、そもそも信託法第164条第1項に於いて、「委託者及び受益者は、いつでも、その合意により、信託を終了することができる。」旨定めており、委託者意思に基づく信託終了時に不利益を被る可能性の高い受益者を終了意思決定に関与させることによる、受益者保護を念頭にしているものと考えられる。したがって、その特別法である公益信託法第23条第2項の適用に於いて、受益者はもとより受託者が関与しない本件のような委託者中心の公益信託事務実施の場合には、受給者保護の観点から、公益信託事務の適正な処理のために信託管理人が判断することを条文上明記しておくことが必要と考える。

II. 公益信託に関する法律第三十三条第三項において読み替えて適用する信託法第三十四条第一項第三号の規定等の信託法施行規則及び信託計算規則の適用に関する命令(内閣府令・法務省令)案 以下、合同命令と略す。

[該当条文]

第十八条 信託法第三十七条第一項の規定による公益信託に関する信託財産に係る帳簿その他の書類又は電磁的記録(以下この条及び次条において「公益信託の信託帳簿」という。)及び同法第三十七条第二項の規定による同項の書類又は電磁的記録(以下この条及び次条において「公益信託の財産状況開示資料」という。)については、次条第一項の規定を適用する場合を除き、同法第二百二十二条第二項の会計帳簿を受託者が作成すべき公益信託の信託帳簿とし、同条第四項の規定により作成すべき書類又は電磁的記録を受託者が作成すべき公益信託の財産状況開示資料とする。

[意見]

合同命令案第 18 条は、受託者において作成・保存をすべき書類、閲覧の対象となる書類、行政庁への提出・公表の対象となる書類を別のものとして書き分けるべきである。

[理由]

行政庁に提出され(法 21 条 1 項)、公表される(法 21 条 2 項)「財産目録等」は、「(前略)信託法第 37 条第 1 項及び第 2 項に規定する書類」である。ここには、信託法第 222 条は掲げられていない。すなわち、合同命令案第 18 条が「信託法第 222 条第 2 項の会計帳簿」を信託法第 37 条にいう公益信託の信託帳簿としていることは、より厳しい規律をもつものを府令で同列に扱う問題があるのみならず、受託者に対し、法律の定めよりも重い義務を府令をもって課すことになるおそれが強い。

この点をおくとしても、合同命令案第 18 条があることによりはじめて、「信託法第 222 条第 2 項の会計帳簿」は、法 21 条 1 項 2 項の対象となるものであることは事実である。そして、公益信託で限定責任信託の規定を用いようとするのは、信託法 37 条と 222 条を全ての面で同等に扱うことを首肯させるような理論的な根拠があつてのものではないところである*。とするならば、府令において、①作成・保存すべき書類、②閲覧・謄写の対象となる書類、③行政庁への提出・公表の対象となる書類を、その目的によって、書き分けてよいはずである。

そのうえで、他の法令をみると、たとえば一般法人法では、別異の規律がなされている(①につき、一般法人法 120 条、同施行規則 22 条以下、②につき、一般法人法 129 条 3 項。)。公益法人も同様である(①につき、一般法人法 120 条、同施行規則 22 条以下、②につき、一般法人法 129 条 3 項、認定法 21 条 5 項、2 項、③につき、認定法 22 条、21 条 1 項。)

実質的にも、現在の合同命令案では、作成保存された会計(信託)帳簿全部が閲覧の対象になり、また、行政庁への提出・公表の対象となってしまうが、それでは個人情報保護、プライバシーの観点、営業秘密保護の観点から望ましくないほか、私的自治の観点から行き過ぎである。くわえて、府令案 44 条では、そもそも、信託帳簿は信託管理人の承認対象になっていない。

したがって、公益信託において、作成・保存すべき書類(①)を限定責任信託と同等とするとしても、閲覧の対象となる書類(②)、行政庁への提出・公表の対象となる書類(③)、それぞれ別のものとして書き分けるべきである。

*第 3 回新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会における議論を参照。なお、そこでは、「限定責任信託の規定を適用するという考え方ではなくて、公益信託としてどういうルールが必要なのかということと考えたら、結果として、限定責任信託と同じでしたねということ、提案しているのであって、限定責任信託の規定を適用するという発想から出発しているものでない」との当局説明もあるところである(議事録 30 頁)。

[該当条文]

(貸借対照表の区分)

第三十条

中略

第 3 項 純資産の部は、指定純資産及び一般純資産に区分しなければならない。

ただし、信託財産に属する財産に減価償却資産が含まれることが見込まれないときは、指定純資産及び一般純資産に区分しないことができる。

[意見]

(コメント 1)

「減価償却資産が含まれないことが見込まれないとき」一般としての資産区分を要しないとしている。公益信託事務の申請内容から見込まれないと予想される場合であろうが、金銭に代わる給付としての棚卸資産、消耗品であれば区分は必要ないと解してよいか確認したい。

[該当条文]

同上

(貸借対照表の区分)

第三十条

中略

第3項 純資産の部は、指定純資産及び一般純資産に区分しなければならない。

ただし、信託財産に属する財産に減価償却資産が含まれることが見込まれないときは、指定純資産及び一般純資産に区分しないことができる。

[意見]

(コメント2)

会計上は寄付者による用途指定の有無で指定と一般が区別されるはずだが、ここで減価償却資産の有無という別の基準を使って指定と一般の区分の必要性を判定しているのはなぜか、また、減価償却資産とその他の資産とで取り扱いが異なるのはなぜか、理由を確認したい。

令和8年度 税制改正に関する要望について

公益財団法人 公益法人協会
理事長 雨宮孝子

公益法人は日本社会の中で多種多様な民間公益活動を展開しています。例えば高齢者支援、子育て支援、青少年の健全育成・教育増進、文化芸術、国内外の災害支援、奨学金や学術研究助成など、コミュニティや専門分野の最前線で多くの方々が献身的に活躍しています。日本においては、これら公益法人をはじめとする非営利の組織は慢性的な資金難や様々な過剰な規制がある中、創意工夫を凝らして安心、安全で安定した社会を作るために懸命に活動を続けています。

「課題先進国」と言われる日本において、様々な社会的課題に取り組む非営利組織の果たす役割は極めて重要であり、骨太の方針2025に「寄附の促進、・・・、社会課題解決に取り組む民間主体の支援を強化し、ソーシャルセクターの発展に取り組む」とあるように、これらの団体に対する資金的支援（寄附）による更なる公益活動の促進が強く望まれています。公益法人の運営基盤強化、殊に資金・財務面の強化は喫緊の課題であり、それを税制面で支え寄附文化を定着させることが必須です。勿論、公益法人をはじめとする非営利組織がその活動や組織について社会的認知度・理解を自ら高めていく努力をすることが前提となることは言を待ちません。

公益法人制度については、「財務規律の柔軟化・明確化、行政手続きの簡素化・合理化、自律的ガバナンスの充実・透明性の向上」を柱とし、公益信託制度を公益法人制度並みとすることと併せて、施行されました（公益信託制度は来年4月）。現在、公益信託制度の所要の整備が進められている処です。

このような状況を踏まえて、「寄附文化を醸成し、寄附を通じて社会参加を促進するための税制」、「公益法人・公益信託の活動基盤を強化し、促進するための税制」、「公益信託制度など特に令和8年度に要望する事項」の3点について要望いたします。公益法人・公益信託をはじめとする非営利の活動を支え、かつ促進する公益税制とするために、今回の制度改正の基本である「民による公益の増進」の一層の拡充を求め、その実現を切に願うものです。

目次

●令和8年度 税制改正要望項目	137
●令和8年度 税制改正要望（全文）	139
I 寄附文化を醸成し、寄附を通じて社会参加を促進するために ..	139
1 特定公益増進法人等への法人寄附に係る特別損金算入限度額の拡充.....	139
2 寄附に係る所得・税額控除制度の活用手続きの簡便化.....	139
3 税額控除制度に係るP S T要件の撤廃	140
4 大規模災害等、天災発生時における指定寄附金の制度化.....	141
5 公益法人等への資産寄附に係るみなし譲渡所得の特別控除の特例の創設	141
6 寄附金控除における税額控除率の引き上げ.....	142
7 寄附金控除の適用下限額の撤廃.....	143
II 公益法人の活動基盤を強化し、公益活動を促進するために	143
1 特定収入に該当しない寄附金の扱いの見直し.....	143
2 公益法人が拠出する褒賞金受領者に対する非課税措置について.....	144
3 公益目的事業実施のための土地、建物等に対する固定資産税の非課税措置.....	144
III 公益信託制度など特に令和8年度に要望する事項.....	146
1 公益信託制度の抜本的見直しに伴う税制の見直し.....	146
2 消費税インボイス制度における経過措置の延長.....	146

●令和8年度 税制改正要望項目

I 寄附文化を醸成し、寄附を通じて社会参加を促進するために

- 1 特定公益増進法人等への法人寄附に係る特別損金算入限度額の拡充
 - 法人の寄附金に係る法人税法上の特別損金算入限度額について、拡大することや繰越控除を認めること。

- 2 寄附に係る所得・税額控除制度の活用手続きの簡便化
 - より多くの個人の公益活動や市民活動への参画を促進する観点から、一定金額程度(例えば10万円)までの寄附上限額を設定し、選択的に年末調整により寄附金控除できる措置を講じること。

- 3 税額控除制度に係るPST要件の撤廃
 - 公益法人に寄附をした場合の税額控除制度の適用対象となる要件について、公益法人は既に民間有識者からなる第三者委員会により、法定された公益性の要件やガバナンスの適正について審査を経ていることから、PST(パブリック・サポート・テスト)要件を課さずに税額控除の対象とすること。

- 4 大規模災害等、天災発生時における指定寄附金の制度化
 - 大規模災害等、天災発生時において、被災者・被害者に対する支援活動を行う公益法人等への指定寄附金が速やかに適用できるように制度化すること。

- 5 公益法人等への資産寄附に係るみなし譲渡所得の特別控除の特例の創設
 - 公益社団・財団法人及び認定特定非営利活動法人に資産に係る贈与、遺贈を行った場合は、みなし譲渡所得から3,000万円を上限に特別控除できる特例を設けること。

- 6 寄附金控除における税額控除率の引き上げ
 - 寄附金控除の方式は、所得控除方式と税額控除方式の2つの方式を採用しているが、2015(平成27)年分以降、所得税率が改訂され、上限が40%から45%に引き上げられている。これに合わせ税額控除方式の計算式についても「40%」を「45%」に改めること。

- 7 寄附金控除の適用下限額の撤廃
 - 個人の寄附金控除の適用下限額(現在は2,000円)を撤廃すること。

Ⅱ 公益法人の活動基盤を強化し、公益活動を促進するために

1 特定収入に該当しない寄附金の扱いの見直し

○ 仕入控除税額を算出する際の消費税制の特例において、特定収入に該当しない寄附金等には、使途に関連する適正な管理費と行政庁が認めた場合は、当該管理費を除いた金額分を対象とする取扱いとすること。

2 公益法人が拠出する褒賞金受領者に対する非課税措置について

○ 公益法人が公益目的事業として拠出する褒賞金について、非課税所得として指定を受けるための申請様式や必要事項を定めるなど、公益法人からの申請を受けられる環境を整えること。

3 公益目的事業実施のための土地、建物等に対する固定資産税の非課税措置

○ 公益法人が実施する公益目的事業の用に供する土地、建物等不動産に係る固定資産税については非課税措置を講じること。

Ⅲ 公益信託制度など特に令和8年度に要望する事項

1 公益信託制度の抜本の見直しに伴う税制の見直し

○ 公益法人並みの税制整備を措置すること。

2 消費税インボイス制度における経過措置の延長

○ 公益活動を担う法人の中には小規模な団体も多く、取引先が免税事業者となる法人にとっては、インボイス制度の導入により税負担が増加するケースも想定されることから、経過措置の延長を行うこと。

●令和 8 年度 税制改正要望（全文）

I 寄附文化を醸成し、寄附を通じて社会参加を促進するために

1 特定公益増進法人等への法人寄附に係る特別損金算入限度額の拡充

- 法人の寄附金に係る法人税法上の特別損金算入限度額について、拡大することや繰越控除を認めること。

・2011（平成 23）年度税制改正により法人の寄附金特別損金算入限度額について拡充が行われたが、寄附金損金算入限度額の計算は、「資本金」と「所得金額」を基準に算出されるが、資本金については企業規模を反映しているとは言い難く、米国などに比べると十分とは言えないのが現状である。個人と並び、寄附文化の醸成に重要な役割を果たす企業による社会貢献活動*を促進するためにも、特別損金算入限度額を中小企業にも配慮し、米国並みの所得金額の 10%相当額まで拡大することや、繰越控除を認めるなどの拡充を求めるものである。

*（上場）会社には、株主以外にも重要なステークホルダーが数多く存在する。これらのステークホルダーには、従業員をはじめとする社内の関係者や、顧客・取引先・債権者等の社外の関係者、更には、地域社会のように会社の存続・活動の基盤をなす主体が含まれる。（上場）会社は、自らの持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を達成するためには、これらのステークホルダーとの適切な協働が不可欠であることを十分に認識すべきである。（「コーポレート・ガバナンスコード（東京証券取引所）」より）

関連条項：法人税法第 37 条、法人税法施行令第 77 の 2 条

2 寄附に係る所得・税額控除制度の活用手続きの簡便化

- より多くの個人の公益活動や市民活動への参画を促進する観点から、一定金額程度（例えば 10 万円）までの寄附上限額を設定し、選択的に年末調整により寄附金控除できる措置を講じること。

・公益法人等は「民による公益の増進」を図るものとして、「新しい資本主義の実現」に向け重要性が一層高まっていくと考えられる。このような中、より多くの個人が、公益活動や市民活動に関心を持ち、公益法人等（公益信託含む）への寄附を気軽に行えるような制度が望まれる。この点、「寄附に係る税額控除制度」は、小口寄附者への減税効果が高く、寄附の習慣を根付かせるには最も効果的であるため、寄附者の負担軽減となるよう要件緩和や、確定申告以外の方式の採用を含めた手続き簡素化等による制度の充実を要望するものである。

・寄附の習慣を根付かせ、より多くの個人の公益活動や市民活動への参画を促進するため、年間の寄附金の合計額が一定金額（例えば 10 万円）以下の場合、選択的に年末調整により寄附金控除できる仕組みを設けることで、小口寄附に係る税制優遇の理解が進み、広く市民に浸透していくことが期待される。なお、控除率については確定申告の場合と同様とする。

関連条項：所得税法第 190 条

3 税額控除制度に係る P S T 要件の撤廃

○ 公益法人に寄附をした場合の税額控除制度の適用対象となる要件について、公益法人は既に民間有識者からなる第三者委員会により、法定された公益性の要件やガバナンスの適正について審査を経ていることから、P S T（パブリック・サポート・テスト）要件を課さずに税額控除の対象とすること。

- ・そもそも、PST 要件は、特定非営利活動法人が、その活動実績をもとに、認定特定非営利活動法人となるために求められる公益性の審査に係る項目のうち、広く市民からの支援を受けているかどうかの実績を判断する基準であって、既に民間有識者からなる第三者委員会により、法定された公益性の要件やガバナンスの適正について審査を経ている公益法人に課す意義に乏しい。
- ・公益法人は、その行う事業の公益性、機関設計等ガバナンス体制、厳しい財務基準等により認定されており、そのうえに P S T 要件を加重することは屋上屋を架するものである。換言すれば寄附金による市民の支持を公益性の尺度とする認定特定非営利活動法人に対し、公益法人の場合は市民に代わって第三者委員会がこれを認定する仕組みとなっており、法制度の設計思想が異なる。
- ・加えて、特定非営利活動法人の場合は、今後の活動が期待される設立後、日の浅い法人や、地域において行政が有用と認める法人については、特例認定制度や条例指定制度により、P S T 要件を免除する制度が設けられていることもそうした制度の設けられていない公益法人にとっては不公平感を禁じ得ない。
- ・なお、上記に拘わらず、寄附金税額控除に関して、5 年毎に証明を受けることとされているが、この場合の証明期間が、行政庁から証明を受けた日から 5 年間となっている。そのため、更新時に空白期間が生じる場合があり、当該期間は寄附受付を中止する対応を取っている法人も有る程である。したがって、事前に準備して期限到来前に申請する場合は、「更新の申請があった場合において、従前の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、当該有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。」（認定 NPO 法第 54 条第 4 項に準ずる）ものとし、有効期限の翌日から 5 年有効（認定 NPO 法第 54 条第 1 項に準ずる）とされることを要望する。

- ・なお、本要望Ⅲ－1. に於いて、公益信託に関しても、税額控除適用（公益法人並み）を要望している処、当該要望が実現した暁には、上記 PST 要件撤廃は、公益信託についても同様とするよう合わせてお願いする。

関連条項:租税特別措置法 41 条の 18 の 3、同施行令 26 条の 28 の 2

4 大規模災害等、天災発生時における指定寄附金の制度化

- **大規模災害等、天災発生時において、被災者・被害者に対する支援活動を行う公益法人等への指定寄附金が速やかに適用できるように制度化すること。**

- ・東日本大震災における震災関連寄附金では、寄附金控除の特例が認められ、公益法人への寄附金もその対象となったものの、その範囲は限定的で、自ら被災者支援活動を行う公益法人が募集する寄附金に限られていた。
- ・また、今般のコロナ禍における新型コロナウイルス関連支援活動を行うために募集する寄附金について、一定要件を満たすものについて指定寄附金として税制優遇の対象となったが、上記の東日本大震災の際と同様に自ら寄附金を集めて自ら支援活動を行う法人が対象となっている。
- ・公益法人等が募集する災害関連寄附金の対象範囲に、被災者・被害者の支援活動に対する助成事業に必要な費用に充てるための寄附金を含め、被災者・被害者の支援活動の必要費用に充てるもの全般を対象とするよう、指定要件を改めるとともに、緊急時に速やかに発令できるよう、災害対策基本法等で、予め制度化を求めるものである。

関連条項:所得税法第 78 条第 2 項第 2 号、法人税法第 37 条第 3 項第 2 号

昭和 40 年大蔵省告示第 154 号(包括指定)

平成 23 年 3 月財務省告示第 84 号(東日本大震災)

平成 28 年 5 月財務省告示第 158 号(熊本地震)

令和 2 年 6 月財務省告示第 152 号(新型コロナ)

令和 6 年 5 月財務省告示第 144 号(能登半島地震)

5 公益法人等への資産寄附に係るみなし譲渡所得の特別控除の特例の創設

- **公益社団・財団法人及び認定特定非営利活動法人に資産に係る贈与、遺贈を行った場合は、みなし譲渡所得から 3,000 万円を上限に特別控除できる特例を設けること。**

- ・内閣府の「国民生活選好度調査」^(注1)によれば、遺産相続について、「子どものためだけでなく、看護や介護をしてくれたボランティアや施設にも残したい」「困っている人や社会・公共の役に立つような使い方を考えたい」といった遺贈に積極的な考

え方も見られ、また、民間団体による調査によれば、「将来資産があれば、亡くなる際に一部を遺贈寄付してもよい」と肯定的に考えている回答が約4割という結果も出ており^(注2)、遺贈寄附を考えているのは一部の富裕層だけではないことが窺える。寄附文化醸成には、資産寄附においても一部の富裕層だけでなく、こういったより多くの市民が寄附しやすいインセンティブが必要である。租税特別措置法40条の特例以外にも資産寄附の特例を設けることは、民間の資金を公益セクターへ流入させるには有効であると考えられる。

- そのような新たな制度を設ける際には、参考となる特別控除の前例として、「居住用財産を譲渡した場合の特別控除の特例」（譲渡所得から最高3,000万円まで控除できる）や、「空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例」（相続人が相続により生じた古い空き家又は当該空き家の除却後の敷地を譲渡した場合、譲渡所得から3,000万円を特別控除できる）などの仕組みが設けられている。

(注1)2004(平成16)年実施。回答は全国の15～79歳の男女3,670人。

(注2)『寄付白書2021』(日本ファンドレイジング協会)より。また国境なき医師団が20～70歳代の男女1,200人を対象に行った「遺贈に関する意識調査2018」によると、「遺贈をしたい」が14.6%、「遺贈をしてもよい」が49.8%という結果もある。

関連条項：所得税法第59条

6 寄附金控除における税額控除率の引き上げ

○ 寄附金控除の方式は、所得控除方式と税額控除方式の2つの方式を採用しているが、2015(平成27)年分以降、所得税率が改訂され、上限が40%から45%に引き上げられている。これに合わせ税額控除方式の計算式についても「40%」を「45%」に改めること。

・ 寄附金控除の方式には、①所得控除方式と②税額控除方式の2方式があり、寄附者が選択できる制度になっている。税額はそれぞれ次の計算式により算出でき、下線部分がそれぞれ控除税額を示す算式となる。

$$\textcircled{1} \{ \text{課税所得金額} - \underline{(\text{寄附額} - 2,000 \text{円})} \} \times \text{所得税率} = \text{税額}$$

$$\textcircled{2} \text{課税所得金額} \times \text{所得税率} - \underline{(\text{寄附額} - 2,000 \text{円}) \times 40\%} = \text{税額}$$

- ・ 所得税の税率は2007(平成19)年から2014(平成26)年分までは課税所得金額195万円以下の5%から1,800万円超の40%までの6段階に区分されていたものが、平成27年分から課税所得金額4,000万円超の区分が追加され45%の税率が設けられている。
- ・ そのため課税所得金額4,000万円超の高額所得者が①の方式を選択した場合と、それ以外の所得金額層とで控除税額上限が不均衡状態となっている。この不均衡状態を是正し、少額寄附促進のためにも、税額控除方式も所得控除方式の最高税率に合

わせ、「45%」とする措置に改めていただきたい。

関連条項：租税特別措置法第41条の18の3

7 寄附金控除の適用下限額の撤廃

○ 個人の寄附金控除の適用下限額（現在は2,000円）を撤廃すること。

- ・現在2,000円を超える寄附を行った場合、寄附金控除の算定にあたって2,000円の控除が行われることとなっており、少額寄附に対する還付率が低いことが、寄附を行うインセンティブの阻害要因の一部となっていると考えられる。
- ・個人寄附促進のためには、このいわゆる「足切り額」を撤廃し、金額的にはわずかであっても、多くの一般市民が気軽に寄附ができ、税制上のインセンティブが与えられるような仕組みを構築することは、寄附促進に関してさらに有効と考える。

関連条項：所得税法第78条

II 公益法人の活動基盤を強化し、公益活動を促進するために

1 特定収入に該当しない寄附金の扱いの見直し

○ 仕入控除税額を算出する際の消費税制の特例において、特定収入に該当しない寄附金等に於いて、使途に関連する適正な管理費と行政庁が認めた場合は、当該管理費を除いた金額分を対象とする取扱いとすること。

- ・従来、寄附金は特定収入にカウントされ、法人全体収入に占める割合に応じて、仕入控除できる税額が減少し、納付する消費税額の増加要因となっていた。2013（平成25）年の消費税法施行令の一部改正により、募集要綱等においてその全額の使途が課税仕入れ等以外（例えば他団体への助成金や支援金）に限定されていることが行政庁により確認されている寄附金については、特定収入から除外することとされ、その分、納付消費税額が増えないこととなった。
- ・しかし、寄附金募集に係る目的事業を実施する場合、事業の策定、助成先等の調査及び選考、活動経過の追跡などの人件費等の管理費が通常は必要である。これらの資金を全額自己資金で賄うことは通常は稀であり、また、寄附者も管理費への一部使用を了承して寄附することが一般的である。このようなことから、折角本制度を創設していただいたが、現在、行政庁の適用証明を取得しているのが僅か3件という状況である（2024年7月2日現在）。
- ・上述の現況に鑑み、また使われる制度とするためにも、寄附金の募集・交付にかかる人件費等に寄附金が充当されることについて、寄附金の募集に係る文書において明らかにされていることにつき行政庁の確認を受けた場合は、特定収入に該当しない寄附金等とすること。すなわち、一定の適正な管理費に寄附金を充当する場合で

あっても、その金額を除いて特定収入に該当しないことと改めていただきたい。

関連条項:消費税法施行令第75条第一項第6号ハ

2 公益法人が拠出する褒賞金受領者に対する非課税措置について

○ 公益法人が公益目的事業として拠出する褒賞金について、非課税所得として指定を受けるための申請様式や必要事項を定めるなど、公益法人からの申請を受けられる環境を整えること。

- ・ 所得税が非課税となる賞金の指定は、所得税法第9条第1項第13号を根拠とする告示によるが、公益法人制度改革後は、1件も追加指定されておらず、指定に至る手続き関係もよくわからない。
- ・ 公益法人は公益目的事業で不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とし行政庁により認定を受けている法人であり、広く学術、文化芸術の分野の発展に寄与する事業を展開する法人は多い。それら法人が拠出する褒賞金は特定の目的や特定の個人に対する金品の供与とは異なり、社会に対する貢献度の高さにより選考されており、受賞者の業績に対して贈与するものである。
- ・ そういった公益法人が拠出する褒賞金に関して、税の平等性の観点から課税・非課税の評価基準を明確にし、納税する受賞者の理解と納得が得られるようにする必要がある。これにより研究者の成果に対する正当な評価につながり、学術、文化芸術分野における日本の更なる地位向上に貢献するものと考ええる。
- ・ 少なくとも、指定を受けるための申請様式や必要事項を定めるなど、公益法人からの申請を受けられる環境を整えていただきたい。

関連条項:所得税法第9条

3 公益目的事業実施のための土地、建物等に対する固定資産税の非課税措置

○ 公益法人が実施する公益目的事業の用に供する土地、建物等、直接その用に供している固定資産に係る固定資産税については非課税措置を講ずること。

- ・ 地方税法において、公益法人が所有する土地、建物等の固定資産について非課税とされるものとして、幼稚園、図書館、博物館、寄宿舍、医療関係者の養成所等において直接その用に供している固定資産や、「学術の研究を目的とするものがその目的のため直接その研究の用に供する固定資産」が規定されている。
- ・ その一方、公益法人協会では毎年、公益法人、一般法人を対象としてアンケート調査を実施しているが、その際、「公益目的事業に使用する土地、建物等の固定資産については非課税にしてほしい」との声が根強く、多数寄せられている。

- ・ 地方税の性格として、自治体に課税権があり、各地方自治体は地方税法が定める規定の枠内で税条例を制定し、賦課徴収することになっているが、公益法人制度改革の趣旨を踏まえ、国税同様地方税においても「民による公益の増進」を普及、支援するためにも固定資産税非課税の扱いとなるよう特段の配慮を要望するものである。

関連条項：地方税法 348 条関係

Ⅲ 公益信託制度など特に令和8年度に要望する事項

1 公益信託制度の抜本的見直しに伴う税制の見直し

○ 公益法人並みの税制整備を措置すること。

- ・2008（平成20）年12月に施行された公益法人制度の抜本改革を踏まえ、2019年2月には「公益信託法の見直しに関する要綱案」が法制審議会で最終決定されており、内閣府「新しい時代の公益法人制度に関する有識者会議」の最終報告を踏まえ、公益信託に関する法律が、関連税法とともに、第213回国会に於いて成立・公布された。
- ・公益信託制度に係る税制に関しては、公益信託の活用を促進させるため、公益法人制度と平仄を合わせる方向で法令が整備されているが、骨太の方針2025の「公益法人・公益信託による社会課題解決を促進するため、新制度施行に必要な体制・・・を整備する。」とあるように、さらに、以下に関し、公益法人制度並みの制度整備を要望する。

① 「公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除」（税額控除）

関連条項：租特法第41条の18の3第1項（租特令第26条の28の2）

② 「国、地方公共団体等の仕入れに係わる消費税額の特例」

関連条項：消費税法施行令第75条第1項第6号

③ 「固定資産税の非課税の範囲」

関連条項：地方税法第348条第2項

○ 公益活動を担う法人の中には小規模な団体も多く、取引先が免税事業者となる法人にとっては、インボイス制度の導入により税負担が増加するケースも想定されることから、経過措置の延長を行うこと。

2 消費税インボイス制度における経過措置の延長

当協会が、公益法人・一般法人を対象に実施しているアンケート調査では、下記のような消費税のインボイス制度に関する懸念の声が多数寄せられている。

- ・事業の性格上、支払先の大半が免税事業者となることから、消費税に係るインボイス制度導入に伴い、多額の納税負担が生じるため、一定要件のもと、仕入れ税額控除を認める特例措置をお願いしたい。
- ・インボイス制度の施行に伴う財政負担が大きな課題となっています。仕入れ税額控除の特例措置の無期限延長など、制度の見直しを図ってほしい。

- ・仕入れ先のほとんどが適格請求書発行事業者でない高齢者であるシルバー人材センターは、事業運営に多大な影響があることから、インボイス制度の見直しを期待したい。

インボイス制度は、今般の消費税改正の根幹にかかわることであり、経過措置も段階的に認め、事業者が新たな環境に対応する時間もとっていることは十分承知しているものの、上記のように取引先が免税事業者となる法人にとっては、税負担が増加するケースも想定されることから、インボイス制度について、その実効性や事務負担に与える影響、インボイス方式への事業者の対応状況を見極めたうえで、平成28年改正法附則第52条第1項の経過措置※を当分の間維持することを望むものである。日本税理士会連合会ははじめ、何よりも、現場で公益活動を担う法人からの懸念の声にも耳を傾けていただき、免税事業者等からの課税仕入れの80%について仕入税額控除可能とする措置の継続を、是非、お願いしたい。

※インボイス制度導入後3年間＝令和8年9月30日までは、免税事業者等からの課税仕入れの80%については仕入税額控除が可能。以降、令和11年9月30日までは、50%控除可能。

以上

公益信託ガイドラインに関するコメント

該当箇所	意見	理由
全体及び目次	原案は、柔軟運用可能となるよう法令の範囲内で最大限の工夫がなされていることを推測出来るものの、その影響等もあつてか、会計や様式が含まれているとはいえ、非常に浩瀚な資料であり、とても一読できないので、概要版を作成することをお願いしたい。また、目次の詳細版あるいは、索引を巻末に掲載することを検討頂きたい。	せつかくの新制度であるが、アクセスし易くないと使われない惧れがある。委託者・受託者・信託管理人の候補者は言うまでも無く普通の人もアクセスし易いガイドラインにしてほしい。
全体	モデル信託契約に加え、遺言による信託行為のモデルの作成も検討いただきたい。	当該ガイドライン案そのものに対する意見では無いが、新たな公益信託制度の普及、促進を図る為に必要と考える。
【第1章第1節第3【軽量な公益信託】】P6 末尾(4)会計基準(第5章第2節第1の3参照)P7 最初の行「ガイドラインに記載がない事項について、法令の範囲で、公益法人会計基準以外の会計基準に従うことができる」	(4) 会計基準の「ガイドラインに記載がない事項について、法令の範囲で、公益法人会計基準以外の会計基準に従うことができる」とは、例えば、地域の伝統文化の継承、街づくりの事業型(助成に代えて直接支払う場合)を目的とし、財産は金銭のみの受入れ支出で、規模も年間数百万である場合、特定資産公益信託と同程度の要素の金銭のみの授受の事務であることから、合同命令19条2項および4項に相当する程度の会計なので、計算書類も同程度の収支決算書で、情報開示が満たせるものと思料するが、このような活動の場合に簡便化が許される範囲を示してほしい。すなわち、特定資産公益信託あるいはそれに準じた扱いが出来ないか。	数百万円程度のごく小規模で単一・具体的な公益事務を目的とし、かつ、取扱い財産が金銭・預貯金の公益信託事務である場合には、例えば、地域の伝統文化の継承者や、街づくりの一環として植木を手入れする者に助成するかわりに、必要な費用を直接支払う(助成後に報告内容を確認するよりも実効的)ことは、ほぼ特定資産公益信託の要件(法8条及び規則3条)を満たすと思われるため。(規則3条2項1号の「助成金の支給その他これに類する公益事務のための金銭の支給その他これに準ずる方法」に相当すると解することができるのではないか。加えて、p85 下から2番目の○の3つ目の黒ポチ「また、助成先が発注した備品等の代金の支払い」に相当するものと解せないか。すなわち、軽量な公益信託の中で更に事業型であっても、当該例示のように金銭直接支払の方が公益事務実施上、効率的な形態のものは、特定信託資産公益信託扱いとし、少しでも取り組み易い公益信託制度に出来無いか。
【第2章第1節第3の5】および【第4章第1節第2の】	第2章の該当箇所では、公益事務の専門性・公正性の担保その他公益事務の合目的性を担保するために置	第4章の該当箇所では、合議制機関は、ガバナンスの確保を目的とする場合と専門性等の確保を目的とする場合の二つ

<p>17】合議制機関に関する記載 P36 3 つ目の○および P129 7 行目、8 行目、2 つ目の○の6 行目、注 107 の1 行目</p>	<p>く場合を取り上げているが、第4章の該当箇所では、専門性・公正性等を補う(7行目)、専門性等の確保を目的とする場合(8行目)、公益事務に係る専門性等(2つ目の○の6行目)、公益事務の専門性(注 107 の1行目)とし、第2章の該当箇所での「その他公益事務の合 目的性」が落ちている。同じ概念か違う概念か。</p>	<p>に大別されるとしているため、第2章の該当箇所における「その他公益事務の合 目的性」はどのように整理されるのか不明瞭のように思われる。</p>
<p>【第3章第1節第2】 P54(財産の運用・管理の体制等) 1つ目○の1 行目「安定資産以外」、「積極運用」</p>	<p>「安定資産以外」、「積極運用」の定義があいまいである。本ガイドラインにおいて、「安定運用」は、特定資産公益信託の 信託財産の要件として、公益信託規則第3条第1項第2号に列挙されている財産の運用とされているが、この安定運用の定義を 明確にしたうえで、安定運用以外の場合の留意点を解説いただきたい。また、(財産の運用・管理)では、安定資産運用・積極運用の是非でなく、そもそも受託者の運用に係る善管注意義務＝目的に 適うよう合理的な利益を得るために行動することにあること等、まずは、受託者としての責務は何かを記載していただきたい。</p>	<p>「安定資産」という用語は、本ガイドラインでは、「リスク性資産」(p 114、115)と対比され使用されている。また、「安定資産」は、「(4)信託財産の運用」において、なお書きで、特定資産公益信託の場合に「信託財産は元本割れリスクが低い安定 資産に限られており」とされている。安定資産に限られるケース以外も記載すべきであり、p55(株式等による資産の運用について)にあるとおり「信託行為において、株式の 取得等も含む資産運用が受託者に判断の委ねられる場合がある」場合の留意点を示すべきである。そのうえで、過去に安定資産のみの運用に偏っていた多くの公益法 人の資産運用の実態を踏まえ、資産運用の考え方やリスク・リターン を正しく認識するという基本的な姿勢を明確に示す必要がある。さらに、公益信託においては、受託者の善管注意義務は緩和できないことから、信託制度として「運用の場合の受託者義務」をもっと明確 に説明すべきである。</p>
<p>第3章第1節第2】 P54 (財産の運用・管理の体制等)1 つ目の○の第2パラグラフ2 行目「体制整備を求める必要はない」</p>	<p>「規模が小さく…体制整備を求める必要はない」の「体制整備を 求める必要がない」の意味は、善管注意義務の観点から必要がないというものか、信託行為に記載がなくてもよいというものか等 を確認したい。</p>	<p>「体制整備を求める必要はない」の趣旨を確認するものある。</p>
<p>【第3章第1節第2】 p55 四角枠内(株式等による資産 の運用について)の6行目末尾「可 能である」、および、下から2行目「資産運用規程を作成し」の記述</p>	<p>株式等の運用についても、「可能である」、「資産運用規程を作成し」に加え、管理運用する受託者としての義務「フィデューシャリー・デューティー」として、何を考慮すべきか等を言及していただきたい。</p>	<p>資産の運用管理にあたっての留意点には、適切なガバナンス、役員 等の義務と責任、資産運用管理における PDCA サイクル等がある が、特に、「受託者としての善管注意義務」＝「フィデューシャリー・デューティー」についても補足いただきたい。</p>

<p>【第3章第1節第2】2技術的能力(1)適正な運営の仕組み】P60～P63</p>	<p>P60 一番下の○の前に「ア 意思決定の適正性確保の仕組み」を、P62 上から最初の○の前に「イ アの決定の下での個別の仕組み」を、P62 上から二つ目の○の前に「ウ 人員・設備その他の体制」を、見出しを付けて分類して頂きたい。</p>	<p>P60～P63 まで、左記ア～ウの詳細が説明されている処、分類した方が理解し易い。(○の並列だけですと、全体像が掴みにくい)</p>
<p>【第3章第1節第2】2技術的能力(1)適正な運営の仕組み】P60 下から2行目中程～P61 上から3行目</p>	<p>「・・・また、受託者においても、①～③中略・・・ことから、・・・」の③の記述の後に、「④公益信託事務実施に伴う信託法及び公益信託法以外の法令違反に責任を負う」を追加して頂きたい。</p>	<p>受託者は、公益信託の受託者という側面と、固有事業の主体という側面の2つの側面を有する。当該両側面は、根拠法令の違い及び分別管理の法理に依って、截然と分けられる。</p> <p>一方、例えば、実験(19 類型の「技術開発・研究開発」)を伴うような事業型公益信託を実施中に、爆発等の事故を発生させ、消防法等違反及び第 3 者に損害を与えた場合の責任は、受託者が負う。さらに、当該事故に依り、当該事業所が操業停止になった場合、公益信託事務のみならず当該事業所内の同種の事業を実施中の固有事務も当然操業停止となること(一事業所として扱われる)が想定される。</p> <p>受託者が株式会社の場合、株価が下がる等、公益信託事務のみならず固有事務を含めた受託法人全体に影響が及ぶ。すなわち、強行法規(例えば、消防法に依る事業所操業停止)に関しては、分別管理が効かない。そのため、ガイドライン原案の①～③は、主に財産面、金銭面での責任に言及している処、特に事業型を実施する場合は、操業停止等の物理的、状況に依っては行政法上等の責任を負うリスクも併せて記載すべきと考える。</p>
<p>【第3章第1節第2】2技術的能力(1)適正な運営の仕組み】P61 上から3行目中程</p>	<p>「・・・合理的な理由がある場合を除き、公益信託事務の処理に係る重要な意思決定は、法人としての重要な意思決定手続に準じた手続で決定されることが信託行為に定められている必要がある。」の末尾を「・・・法人としての重要な意思決定手続に準じた手続で決定されることが、委託者あるいは受託者が必要とする場合、信託行為に定められている必要</p>	<p>特に事業型公益信託の受託者は、その技術的能力の保有からして、同種同様の事業を固有事業に於いて実施していることが殆どと考えられる処、現に当該固有事業を統制している既存のガバナンス体制(監事あるいは監査役の特に業務監査を含む注)を、公益信託事務に対しても適用・発揮させることが必要と委託者や受託者が判断した場合、P61 上から3行目の中程「・・・公益</p>

	<p>がある。」として頂きたい。</p>	<p>信託事務の処理に係る重要な意思決定は、法人としての重要な意思決定手続に準じた手続で決定されることが信託行為に定められている必要がある。」のではないか。</p> <p>一方、助成型公益信託の殆どの場合、上記の事故のようなリスクは相対的に小さく、まさに P61 第 2 パラグラフ「・・「重要な意思決定の適正性(コンプライアンスの確保を含む。)の確保に必要な仕組み」については、公益信託事務の具体的内容に即して判断する必要がある。」のではないか。すなわち、当該判断には、信託契約に於ける委託者と受託者の意思、及び受託者の法人自治を尊重することが重要ではないか。</p> <p>注 当該監督能力を、新たな信託管理人に求めるのは、現行(常勤)監事の(日常的)専門的能力の発揮に比して、上記の場合、實際上、無理と考える。あるいは、信託管理人を重装備にするかだが、それも当該能力を有する人材はなかなか居らず、仮に居たとしても、監事的能力を使えば済むので、資源の無駄使いとなる。</p> <p>なお、上記文脈において、信託管理人は、固有事業サイドのガバナンス機構・制度では対応出来ない、委託者の公益意思の具現化、及び受益予定者の機会の尊重等を担保することに主眼が置かれるものと考えられる。</p>
<p>【第3章第1節第4】 公益信託事務の処理能力 p73 上から2行目途中 「・・その趣旨を踏まえると、委託者と信託管理人の合意だけで、いつでも公益信託を終了させることがで</p>	<p>当該行の末尾に、以下を挿入して頂きたく。 「但し、信託行為の中に恣意的な終了が行われないことの担保が定められている場合には、委託者及び信託管理人の合意で別段の定めを置くことも可能である。」</p>	<p>公益信託の終了に関しては、第4章第2節第8 公益信託の終了の届出等 p155 最初の○印の第 2 パラグラフにも同様の記述があり、そこには、 「また、信託行為に別段の定めがあるときを除き、委託者及び信託管理人の合意により、公益信託を終了することはできない(公益信託法第 23 条第2項)。これは、公益事務のみを実施する公益信託が、委託者及び信託管理人の恣意的な判断で終了させることが適切ではな</p>

<p>きるような信託行為の「別段の定め」について、その存続期間を通じて公益信託事務が処理されることが見込まれるものとは判断できない。」</p>		<p>いと趣旨から規定されたものであり、信託行為の中に恣意的な終了が行われないことの担保が定められている場合には、委託者及び信託管理人の合意で別段の定めを置くことも可能である。」と条件付肯定記述となっており、当該記載と平仄を合わせて頂きたい。</p>
<p>【第4章第1節第1】 信託行為の様式について P98</p>	<p>四角枠内第4パラグラフに、「(例:安全資産で運用、投資信託で運用、ハイリターンを目指して運用方法は一任)とあるが、投資信託は組入資産によりリスク・リターンが異なるため、ローリスクからハイリスクまである旨を丁寧に補足いただきたい。</p>	<p>投資信託は、組入資産(原資産)によりリスク・リターンが異なる。ローリスク(信用格付けの高い債券での運用)～ハイリスク(価格変動リスクの高い株式等、為替リスクの高い資産での運用)まで種々である。</p>
<p>【第4章第1節第2】 p113(4)信託財産の運用 最初の○の なお書き 特定資産公益信託</p>	<p>「なお、特定資産公益信託については、信託財産は元本割れリスクが低い安定資産に限られており(公益信託規則第3条第1項第2号)」とされており、本ガイドラインにいう「安定運用」と同義かどうかを確認したい。</p>	<p>公益信託規則第3条第1項第2号は、特定資産公益信託に関するものであり、いわゆる「安定運用」の運用対象と同義ではないことを確認したい。</p>
<p>【第4章第1節第2】 P114 (4)信託財産の運用 イ「運用に関する基本方針」の例示</p>	<p>「運用に関する基本方針」として例示がなされているが、例示の記載ぶりの見直しをお願いしたい。特に、「リスク性資産の範囲」「リスク性資産の期待リターン」「リスク性資産の組入れ比率」とリスク性資産ばかりが例示されているが、これを、法人としての「運用対象」「アセットアロケーション」「期待値回り」等の方針・考え方を示すような記載ぶりにしていただきたい。</p>	<p>「ポートフォリオ方針」で 預貯金、公社債等の安定資産のみ or 株式、投資信託、投資口等のリスク性資産を組入と例が記載されているが、これは「運用対象」であり、「ポートフォリオ基本方針」でない。また「リスク性資産の範囲」の例があるが、投資信託に限定 or 株式等を容認とありこれも同様である。さらに、「リスク性資産の期待リターン」として10年国債+○【1.0】%、「リスク性資産の組入れ比率」として 信託財産の○○【50】%未満とあるが、例として示すのであれば、法人の資金運用全体における「期待リターン」と「リスク許容度」、「基本アセットアロケーション」の例の記載が良いと思われる。</p>

<p>【第4章第1節第2】 10 受託者の職務に関する事項 p119 四角 枠内 【受託者の忠実義務】の第2パラグラフ 「忠実義務のうち、特別の取扱いが 必要な事項として、受託者と信託財産との取引その他の利益相反行為の原則禁止(31条)及び競合行為の原則禁止(32条)として規定されている。これらに違反する行為は、無効・取消可等とされる(31条・32条)ほか、当該行為によって受託者等が得た利益の額と同額の損失を信託財産に生じさせたものと推定される(30条3項)。」</p>	<p>この内、「これらに違反する行為は、」の後に「信託行為に当該行為をすることを許容する旨の定め(31条2項1号)及び当該行為を固有財産又は受託者の利害関係人の計算であることを許容する旨の定め(32条2項1号)が無い場合は、」と条件付きであることを追加した方が宜しいと考える。</p>	<p>「これらに違反する行為」であっても、信託行為に定めがある場合は許容されるものであることを、明示しておいた方が紛れ無いと思われるため。</p>
<p>【第4章第1節第2】の 17 P130 上から1～7行目 親族等の規制</p>	<p>ガバナンス確保の観点から合議制機関を置く場合、親族等の数が合議制機関の委員のうちに占める割合を示し、これについて「必要がある」としている根拠はどこにあるか。 公益信託を引き受ける法人がすでに固有業務においてすでに合議制の機関を持っている場合にも、これを利用できる手立てがあるべきである。</p>	<p>本項目は、相対的記載事項の項であり、法文にはこの点は触れられていない。「当該公益信託の信託財産の分別管理及び経理が適正に行われる仕組み」の「整備」(公益信託規則4条2項1号)の観点から要求しているのであれば(P63の上から10行目を参照)、その旨を明記すべきではないか。</p>
<p>【第4章第1節第2】の 18 P130</p>	<p>ガイドラインは全体として、受託者としての善管注意義務(信託法 29 条)と忠実義務(信託法 30 条)があり、これが公益信託で</p>	

	<p>は信託行為(私的自治)により軽減することができないこと(これらを受けて信託法 31 条以下がある。)、それを制度的に担保するために、事前の規制として公益信託法の各定めとそれに基づく政令と府令を活用しようとしているように思われる。そうしたときは、善管注意義務と忠実義務の機能とその他の公益信託法の定め機能のうち、後者に偏らないようにすべきである。そうしなければ、活動が萎縮し本来の目的を達成することができない制度となる。ところが、ガイドラインはこの観点からみると、後者に偏りがちであるように見える。</p>	
<p>【第4章第1節第2】の 18 p131</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1行目末尾「また・・・」～2行目で「特別の利益」の論点に移っているが、上述のとおり、そのまえに、善管注意義務(信託法 29 条)と忠実義務(信託法 30 条)違反による損害賠償義務の発生もあることを記載すべきではないか。 ・2番目の○の3行目の「この場合にも」は誤りではないか。競合行為が含まれる表現になっている。 ・2番目の○の5行目の「合理的理由」は「合理的説明」ではないか。 ・競合行為についての記載が少ない。ガイドラインとしてはもう少し記載があるほうがよいのではないか。 ・4番目の○に関し、利益相反行為又は競合行為として損害賠償請求の対象となる場合とどこがどのように異なるのか注が必要のように思われる。 ・4番目の○は取引条件について述べるが、イの根拠はどこにあるか。 ・4番目の○のアとイはどのような関係になるのか。アは適正な利潤を含むように思われるが、イではそうではないように見える。矛盾していないか。 ・4番目の○のアについて、例えば次の場合どのように考えるの 	<p>特別の利益の規律は公益性の観点からの規律であり、損害が発生していない場合もある。一方、利益相反行為又は競合行為は、忠実義務違反の行為であり信託法上の手続を遵守しても損害が発生している場合がある。前者が後者を包含する関係にあるとするのであれば。その旨も明記されたい。</p>

	<p>か。通常の客観的な取引の条件が単価 6000 円で 10%の利潤であるとき、受託者の営業努力等に依り単価を 5000 円とし一方利潤を 15%としたときはどうか。</p>	
<p>【第5章 公益信託の財務規律・情報開示等】 P158</p>	<p>第5章の題名「財務規律・情報開示等」を「財務規律・情報開示・会計」として頂きたい。 また、会計処理について、第5章第2節第1の3の p207～p 222 に於ける(3)公益信託の会計の考え方、(4)公益信託の計算書類、(5)公益信託の信託帳簿、(6)特定資産公益信託の特例、加えて、第3章第1節第2の1の p49～p55 に於ける(1)信託財産及び固有財産、(2)適正な分別管理及び経理の仕組み について、会計の記述があるが、独立した節又は款を設けて、会計処理についてまとめて体系だった説明があれば、理解しやすくなると考えられるので、再整理してほしい。</p>	<p>公益法人に於ける会計基準・同指針に代わって、公益信託に於ける「会計」は合同命令に従ってガイドラインにて示されている。まず、「会計」の存在を明示すべきではないか。次にその「会計」の流れを知ってもらうことが大切ではないか(そこに根拠法令が示される情報公開、財務規律を認知・理解出来るものと考え)。 なお、サンプルとして p229 以下に計算書類が例示されているが、公益法人と同様の勘定科目「受取寄付金」、事業費・管理費区分では「役員報酬」などであり、公益信託に係る信託財産等についてものであるかは、公益信託の「名称」等の記載もなく、ステークホルダーは固有事業との関係で、識別しづらいのではないか。</p>
<p>【第5章第1節第2】の1 P176 上から 3 つ目の○の2つ目の 黒ボチ 後半部分 「既存の公益信託の実態 149」 同じく、脚注 149 の2行目の中程 「また、従来の公益信託において公益事務割合相当額を試算したところ 93 % は 70 % 以上であった。」</p>	<p>該当箇所「既存の公益信託の実態 149」及び「また、従来の公益信託において公益事務割合相当額を試算したところ 93%は 70%以上であった。」の記述は無い方が宜しいと思われる。</p>	<p>新たな公益信託制度に於いて全額管理費に計上される公益信託報酬は、1. 事業型公益信託が加わることに依り、事業費であるが細かく同定・計上出来無い事業経費が、既存の助成型公益信託よりも相対的に大きくなる筈であり(例えば、実験器具稼働の測定出来無い○ ○%等)、それらが含まれること、2. 不当に高額でなければ、経費以外の信託報酬を大きくして良いことから、既存の公益信託報酬と、構成要素およびその内容が大きく異なり、管理費が増える方向にある。新制度のこれらの性向を踏まえると、既存の助成型公益信託の実態数値を参考にすべきでは無いと思われる。</p>
<p>【第5章第2節第1】 P201 上から2つ目の○「当該年度において、関連当事者との取</p>	<p>公益信託施行規則第 40 条第1項第2号ホに基づく当該書類の記載はパブコメ原案のとおりとするも、公益信託施行規則第 49 条第1項第3号に基づく「信託概況報告には(受託者との取引</p>	<p>【(ウ) 関連当事者との取引として記載が必要な事項】において、「取引の発生総額が資産の 100 万円を超える場合には開示を要するものとする」との記述があるが、「信託概況報告」に関するp207 の上からの2</p>

<p>引の総額が・・・中略・・・100万円を超える場合、・・・中略・・・重要性が高い事項であるため、関連当事者としての記載を求める。」</p>	<p>は)金額にかかわらず記載すべき旨」を追加明示(その場合、p207 上から3番目の○に追記する等)することを、その重要性に鑑み、検討頂きたい。</p>	<p>番目の○においては、「このほか、公益事務の実施に関する重要な事項を記載する。」ものと説明されている。「公益事務の実施に関する重要な事項」として、重要性は金額だけで判断するものでなく、利益相反行為は信託の根幹に係るものであるため、受託者自らが再認識するためにも当該取引等は、信託行為の定め等の有無にかかわらず、重要な事項と考える。たとえ少額であっても受託者の利益相反行為であることから「信託概況報告」において、社会に開示すべきものと考えられる。</p>
<p>【第5章第2節第1】情報開示 p207 (3)公益信託の会計の考え方</p>	<p>令和6年会計基準に移行前の公益法人(平成20年基準)が、公益信託の受託者になる場合、公益信託に係る会計書類が令和6年基準に準拠する形で整理されている(例えば、p214 下から12行目「(貸借対照表の注記) ○ 会計基準運用指針「VII.財務諸表様式及び注記・附属明細書関係」第4.財務諸表に対する注記」第4.貸借対照表の注記」に列挙された事項の取扱いは、以下のとおりとする。 〔注記が必要となる事項〕 ・以下については該当があれば記載を必要とする(公益法人並びの規定)〕 、二重基準での会計処理は難しい。そのため、受託者となる公益法人が移行前の会計基準を使用している場合、受託する公益信託に関しても移行前の会計基準を、p208 一行目でいう公正妥当な会計基準として良いか確認したい。</p>	
<p>【第5章第2節第1】 p215 上から7行目 (15)指定寄附資金のうち指定寄附資金の受け入れ年度別残高及</p>	<p>「(15)指定寄附資金のうち指定寄附資金の受け入れ年度別残高及び支出見込み」を注記する必要はないのではないか。</p>	<p>公益信託で受入指定寄附資金は、将来的に公益事務のみに費消されることが明確であり、公益法人に於ける指定寄附資金よりも公益信託の分別管理が効くことから、「受け入れ年度別残高及び支出見込み」の記載のような基準に準拠する等は不要ではないか。そもそも、</p>

<p>び支出見込み 「貸借対照表の注 記」</p>		<p>公益信託に於ける会計は、合同命令の範囲で、公益法人会計基準以外の公正妥当な会計基準に準拠することに含み(軽量なもの)を持たせており、その多様な会計基準に、会計面からの規制だけで対応するのは困難なことも予想される。信託概況報告のような非会計的手段を活用することを検討しても宜しいと考える。</p>
<p>【第5章第2節第1】3(4)イ【損益計算書の記載の詳細】 P216 (ウ) 事業費/管理費の区分関係の全体</p>	<p>事業費/管理費の区分関係において、「事業費は、公益事務の実施に係る事業費」、「助成費、助成先の選定のための合議制機関の開催経費、助成金の振込手数料、公益信託事務の実施のための人件費等」と例示し、「管理費は、公益信託事務の処理に係る公益信託報酬その他の管理費」とし、「計算書類その他定期提出書類の作成のための委託費、信託報酬、信託管理人の報酬等」が示されている。 例えば、ホームページ制作費、公益事務・啓発等の寄付募集費、公益活動等の情報開示の掲載費として、公益事務か否かを問わず一体として支出する場合(例えば、ベンダーと包括年間契約を締結している場合など)は、共有経費でよいか。また、助成先等の選定だけでなく公益事務の適正な運営・促進のために助言等を求める合議体開催経費(委員謝金、出席する信託管理人報酬等も含む)や委託費は事業費でよいか。公益事務のための寄附募集費は事業費と考えてよいか。事業費/管理費の区分について、考え方等を示してほしい。</p>	<p>計算書類上、事業費と管理費の内容は見てこない。p237 においても、形態別区分毎に、多くの費用科目が共通費とされているが、具体的な内容を事業費と管理費に区分する例が示されていない(共通費を配分する例は示されている)。信託管理人、行政庁により判断が異なるならば、利益相反の可能性も払拭できず、寄附者等にとって適切な比較ができず、寄附に迷いが生じる。合理的な基準を整理し明らかにする必要があるのではないかと。</p>
<p>【第5章第2節第1】3(4)イ【損益計算書の記載の詳細】 P217 (オ)その他</p>	<p>形態区分別の注は原則不要で良いのではないかと。 複数の公益事務を行い、活動計算書本表の事業費を、公益事務1、公益事務2のように集約的に表示する場合や、配賦困難な費用(本来であれば事業費)も管理費に計上している場合にの</p>	<p>配賦困難な費用が含まれるとはいえ主に信託報酬など、公益信託の管理費は限定的に認められるものと考えられることから、活動計算書本表のみを作成すれば、開示情報として足りるのではないかと。 また、単一の公益事務のみの場合は、活動計算書の事業費に形態</p>

	<p>み注記をすることでは如何か。 可能な限りシンプルな方が公益信託制度にアクセスし易いのではないか。</p>	<p>別分類で表示することで良いのではないか。</p>
<p>【第5章第2節第1】 P221 (ウ)特定資産公益信託の信託帳簿 2つ目の○の後半 「かつ、業務の簡素化を図る観点から、すべての場合に複式簿記による帳簿作成の義務を課す規定とはしていない。」</p>	<p>業務の簡素化を図る意図は高く評価するものの、複式簿記を原則とすることを再確認し、以下のようにすることを検討頂きたい。 「かつ、業務の簡素化を図る観点から、複式簿記を原則としつつも、すべての場合に複式簿記による帳簿作成の義務を課す規定とはしていない。」</p>	<p>一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の会計慣行をしん酌して財産目録及び収支計算書を適正に作成するためには、業務の簡素化を図る意図は高く評価するものの、複式簿記が原則となることを再確認しておくべきではないか。</p>
<p>【第5章第3節】 P229 以降 【参考①通常の公益信託における計算書類の様式例】 【参考②特定資産公益信託における計算書類及び信託帳簿の様式例】</p>	<p>公益信託関係者等へのイメージ提供に依る制度アクセス性の向上を図る意図に賛成し、かつ、あくまでサンプルとしての表示ということでは理解しているが、令和6年公益法人会計基準及び運用指針をそのまま記載したものであり、軽量の公益信託については、公益法人会計基準以外の会計基準に準拠することにも含みを持たせた記載もあることから、現時点でガイドラインとして記載するのか検討いただきたい。</p>	<p>ガイドライン本文(p209「公益信託制度における財務報告の基本的な考え方」の p210 上から2つ目の○の2行目末尾「ただし、軽量の公益信託である場合において、・・・公益法人会計基準・会計基準運用指針以外の・・・」)では、公益法人以外が受託者となる場合には、合同命令の要件を充足する限り、公益法人会計基準以外の会計基準に準拠することにも含みを持たせた記載となっており、参考例とはなっているものの標準様式と誤認される虞はないか。 受託者に過度な事務負担を負わせることなく、公益事務について計数的な情報開示が必要十分なレベルで提供されることが担保されればよい。 会計については、検討の機会を設けて頂き、想定される複数種類の受託者からのヒアリング結果を反映することも必要ではないか。</p>
<p>様式集 P284 様式1・⑩ 「承諾書」</p>	<p>1p143 に記載された「委託者の思いに沿ったものであることを確認することが極めて重要である」ならば、当該承諾書の宛先として、受託者宛であることを明示するとともに、行政庁に当該承諾書が提出されることも明示すべきでは</p>	<p>1. p143 「カ 申請書の提出について、委託者(信託法第3条第2号に掲げる方法によってする場合にあっては、遺言執行者を含む。)が承諾したことを証する書類(同項第8号)(様式1・⑩参照)」の下から8行目中程「申請内容が委託者の思いに</p>

	<p>ないか(注 116)。</p> <p>2. 同様に、このため、受託者は、委託者に対して、公益信託の内容等について十分に説明するに留まらず、当該文書そのもの(複写)を交付することが大切であり、その上で、委託者が承諾することが求められる。そのため、次のような承諾書文言の修正をお願いしたい。「…添付書類に関する、最終案の書面の交付とともに内容の説明を受け、…、自らの意思(「希望」とあるのは「意思」と修正)に沿った」</p> <p>3. 同じく「承諾書」の□の1つ目「記載する趣旨」とあるのは「記載する趣旨・内容」と、5つ目「信託報酬の額」とあるのは「信託報酬の額・算定方法等」と、6つ目「委託者は、原則として関与できず」とあるのは「委託者は、原則として指定できず」と修正、追加をお願いしたい。</p>	<p>沿ったものであることを確認することは、極めて重要である。万一、受託者(候補)等による不適切な勧誘により、委託者の意思に沿わない公益信託が行われることがあれば、制度の信頼性を揺るがすことにもなりかねない。」とあるように、委託者の承諾書は非常に重要な書面である。後で紛争にならないよう、さらに、内容変更の可能性と対応の説明を受けた旨、寄附禁止行為に抵触しない旨、十分な説明を受け理解した旨の記載も必要ではないか。これらを含め、受託者とも確認・承諾した旨を行政庁として大切なことではないか。</p> <p>3. p105「委託者が助言をするなど、何らかの権限を定めることは否定されない」と記述されており、「関与」まで否定できないと思われるため。</p>
--	--	--

民間法制・税制調査会 報告書

2026年2月発行

発行 公益財団法人 公益法人協会
〒113-0021 東京都文京区本駒込 2-27-15
TEL:03-3945-1017 FAX:03-3945-1267
URL: <https://www.kohokyo.or.jp/>

©2026

印刷 株式会社美巧社
